# 令和２年第２回小山町議会３月定例会会議録

令和２年２月２５日（第１日）

召集の場所　　小山町役場議場

開　　会　　午前１０時００分　宣告

出席議員

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 室伏　勉君 | ２番 | 室伏　辰彦君 |
| ３番 | 小林千江子君 | ４番 | 鈴木　豊君 |
| ５番 | 遠藤　豪君 | ６番 | 佐藤　省三君 |
| ７番 | 薗田　豊造君 | ８番 | 高畑　博行君 |
| ９番 | 岩田　治和君 | １０番 | 池谷　弘君 |
| １１番 | 米山　千晴君 | １２番 | 渡辺　悦郎君 |
| １３番 | 池谷　洋子君 | | |

欠席議員　　なし

説明のために出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 池谷　晴一君 | 副町長 | 杉本　昌一君 |
| 教育長 | 天野　文子君 | 企画総務部長 | 湯山　博一君 |
| 住民福祉部長 | 小野　一彦君 | 経済建設部長 | 高村　良文君 |
| 未来創造部長 | 遠藤　正樹君 | ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ推進局長 | 池谷　精市君 |
| 教育次長 | 長田　忠典君 | 危機管理監 | 野木　雄次君 |
| 町長戦略課長 | 小野　正彦君 | ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ推進課長 | 勝又　徳之君 |
| 総務課長 | 後藤　喜昭君 | 住民福祉課長 | 渡邊　啓貢君 |
| 介護長寿課長 | 山本　智春君 | 健康増進課長 | 杉山　則行君 |
| 建設課長 | 山口　幸治君 | 商工観光課長 | 湯山　浩二君 |
| 上下水道課長 | 渡辺　史武君 | 未来拠点課長 | 遠山　洋行君 |
| おやまで暮らそう課長 | 岩田　幸生君 | こども育成課長 | 大庭　和広君 |
| 生涯学習課長 | 平野　正紀君 | 小山消防署長 | 込山　眞治君 |
| 総務課副参事 | 米山　仁君 | | |

職務のために出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 岩田　芳和君 | 議会事務局書記 | 池谷　孝幸君 |

会議録署名議員　　１１番　米山　千晴君　　１２番　渡辺　悦郎君

散　　会　　午後４時２５分

（議　事　日　程）

| | | |
|---|---|---|
| 日程第１ | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第２ | | 会期の決定 |
| 日程第３ | 発議第１号 | 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第４ | | 町長提案説明 |
| 日程第５ | 議案第４号 | 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について |
| 日程第６ | 議案第５号 | 工事請負契約の締結について（令和元年度　東富士演習場周辺道路整備事業　町道上野大御神線道路改良舗装工事） |
| 日程第７ | 議案第６号 | 工事請負契約の締結について（小山町上野工業団地造成工事） |
| 日程第８ | 議案第７号 | 財産を支払手段として使用することについて |
| 日程第９ | 議案第８号 | 工事請負契約の締結（変更）について（令和元年度小山球場改修工事） |
| 日程第10 | 議案第９号 | 工事請負契約の締結（変更）について（平成29年度森林橋復原工事） |
| 日程第11 | 議案第10号 | 令和元年度小山町一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第12 | 議案第11号 | 令和元年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号） |
| 日程第13 | 議案第12号 | 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第14 | 議案第13号 | 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号） |
| 日程第15 | 議案第14号 | 令和元年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第３号） |
| 日程第16 | 議案第15号 | 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第３号） |
| 日程第17 | 議案第16号 | 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第５号） |
| 日程第18 | 議案第17号 | 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第３号） |
| 日程第19 | 議案第18号 | 令和元年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計補正予算（第３号） |
| 日程第20 | 議案第19号 | 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第21 | 議案第20号 | 令和元年度小山町水道事業会計補正予算（第３号） |
| 日程第22 | 議案第21号 | 小山町立上古城区コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第23 | 議案第22号 | 小山町立一色区コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第24 | 議案第23号 | 小山町幼稚園条例を廃止する条例について |
| 日程第25 | 議案第24号 | 小山町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第25号 | 小山町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第27 | 議案第26号 | 小山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第28 | 議案第27号 | 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第29 | 議案第28号 | 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部 |

を改正する条例について

日程第30　議案第29号　小山町職員の給与に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第31　議案第30号　小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第32　議案第31号　小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第33　議案第32号　小山町消防団条例の一部を改正する条例について

日程第34　議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算

日程第35　議案第34号　令和２年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第36　議案第35号　令和２年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第37　議案第36号　令和２年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第38　議案第37号　令和２年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第39　議案第38号　令和２年度小山町土地取得特別会計予算

日程第40　議案第39号　令和２年度小山町介護保険特別会計予算

日程第41　議案第40号　令和２年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第42　議案第41号　令和２年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算

日程第43　議案第42号　令和２年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第44　議案第43号　令和２年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第45　議案第44号　令和２年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算

日程第46　議案第45号　令和２年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第47　議案第46号　令和２年度小山町水道事業会計予算

**○議長（池谷洋子君）**　本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。

議　　事

午前10時00分　開会

**○議長（池谷洋子君）**　小山町議会傍聴規則第８条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申し出を議長において許可しておりますので、報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和２年第２回小山町議会３月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

---

日程第１　　会議録署名議員の指名

**○議長（池谷洋子君）**　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、11番　米山千晴君、12番　渡辺悦郎君を指名します。

---

日程第２　　会期の決定

**○議長（池谷洋子君）**　日程第２　会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月18日までの23日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から３月18日までの23日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長と議員から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長　議案表朗読）

---

日程第３　発議第１号　小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

**○議長（池谷洋子君）**　日程第３　発議第１号　小山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。９番岩田治和君。

**○９番（岩田治和君）**　ただいま議題となりました発議第１号　小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案しております条例は、令和２年４月１日からの小山町部設置条例の一部改正に伴い、議会常任委員会の所管事項の変更するものであります。

内容は、総務建設委員会の所管事項「経済建設部、未来創造部」を「経済産業部、都市基盤部」に改め、文教厚生委員会の所管事項の「防災課」を「危機管理局」に改めるものであります。

提出者、岩田治和。賛成者、室伏辰彦、鈴木　豊、佐藤省三、池谷　弘、渡辺悦郎。

よろしく御審議のほど、御了承賜りたくお願い申し上げます。

**○議長（池谷洋子君）**　提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

岩田治和君提出の発議第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第４　　町長提案説明

**○議長（池谷洋子君）**　日程第４　町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました議案第４号から議案第32号までの29議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

**○町長（池谷晴一君）**　令和２年第２回小山町議会３月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき大変ありがとうございます。

今回、提案をいたしましたのは、静岡県市町総合事務組合規約の変更１件、工事請負契約の締結２件、工事請負契約変更の締結２件、財産を支払手段とすることについて１件、令和元年度補正予算11件、区コミュニティセンター指定管理者の指定２件、条例の廃止・制定・一部改正10件、令和２年度当初予算14件の合計43件であります。

はじめに、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。

本組合は、常勤職員の退職手当支給に関する事務及び、議会の議員その他非常勤の職員に対す

る公務災害に関する事務を共同処理している事務組合であります。

今回の規約変更は、当事務組合の構成団体である浅羽地域湛水防除施設組合が令和２年３月31日をもって脱退し、地方公共団体の数が減少するものとして、当事務組合規約を変更することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第５号　工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和元年度東富士演習場周辺道路整備事業、町道上野大御神線道路改良舗装工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第６号　工事請負契約の締結についてであります。

本案は、小山町上野工業団地造成工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第７号　財産を支払手段として使用することについてであります。

本案は、小山町上野工業団地造成事業の事業用地として取得した財産を、小山町上野工業団地造成工事の支払手段として使用するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第８号　工事請負契約の締結（変更）についてであります。

本案は、令和元年度小山球場改修工事の変更請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第９号　工事請負契約の締結（変更）についてであります。

本案は、平成29年度森村橋復原工事の変更請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第10号　令和元年度小山町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

決算見込み額を把握し、これに伴う予算の整理が主なもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ１億3,489万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を185億7,834万5,000円とするものであります。また、あわせて継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第11号から議案第20号までにつきまして、決算見込み額を把握し、これに伴う予算の整理に伴うもので、９の特別会計と１つの事業会計の補正予算であります。

はじめに、議案第11号　令和元年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ661万5,000円を減額し、歳入歳出総額を20億8,262万5,000円とするものであります。

次に、議案第12号　令和元年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第２号）についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ34万円を減額し、歳入歳出総額を768万8,000円とする

ものであります。

次に、議案第13号　令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ94万9,000円を増額し、歳入歳出総額を２億2,977万円とするものであります。

次に、議案第14号　令和元年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ219万8,000円を減額し、歳入歳出総額を２億912万3,000円とするものであります。

次に、議案第15号　令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第３号）についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ２億7,808万6,000円を減額し、歳入歳出総額を５億1,580万4,000円とするものであります。

次に、議案第16号　令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第５号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ770万6,000円を追加し、歳入歳出総額を19億8,356万1,000円とするものであります。

次に、議案第17号　令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第３号）についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ850万円を減額し、歳入歳出総額を１億5,765万1,000円とするものであります。また、あわせて繰越明許費、債務負担行為の設定及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第18号　令和元年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計補正予算（第３号）についてであります。

繰越明許費の設定をするものであります。

次に、議案第19号　令和元年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ155万6,000円を減額し、歳入歳出総額を346万2,000円とするものであります。

次に、議案第20号　令和元年度小山町水道事業会計補正予算（第３号）についてであります。

収益的収入を690万円増額し、収益的支出を591万3,000円減額するものと、資本的収入を1,000万円減額するとともに、資本的支出においては1,200万円を減額するものであります。また、あわせて企業債の補正をするものであります。

次に、議案第21号　小山町立上古城区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであ

ります。

本案は、小山町立上古城区コミュニティセンターの指定管理者を「上古城区」に指定することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第22号　小山町立一色区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町立一色区コミュニティセンターの指定管理者を「一色区」に指定することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第23号　小山町幼稚園条例を廃止する条例についてであります。

本案は、本年度末をもって足柄幼稚園が閉園し、町内の園は全てこども園となり、幼稚園がなくなることから条例を廃止するものであります。

次に、議案第24号　小山町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定についてであります。

本案は、予防接種法に基づく予防接種に関連して発生した健康被害を、適正かつ円滑に処理するため、地方自治法の規定に基づき、小山町予防接種健康被害調査委員会を設置するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第25号　小山町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例についてであります。

本案は、落合地内に建設中であります小山町地域優良賃貸住宅の設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第26号　小山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第27号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和２年４月１日から制度導入される会計年度任用職員には、地方公務員法の規定に基づく服務の宣誓の規定が適用されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第28号　小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成29年５月17日に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、本条例の対象となる特別職非常勤職員を明確化するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号　小山町職員の給与に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和２年４月１日より、小山町職員の給与について５級、６級の職員の給料月額の一部等を減額し、新たに管理職員に対して管理職員特別勤務手当を支給できることとするため、条

例の一部を改正するものであります。

次に、議案第30号　小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、内閣府で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第31号　小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、小山町部等設置条例の一部改正及び地方自治法の一部改正による条項ずれに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第32号　小山町消防団条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、年々減少している消防団員の確保のため、特定の消防事務にのみ従事する機能別団員を設けるとともに、消防団員の報酬を改正し処遇の改善を図るため、条例の一部を改正するものであります。

以上、議案第４号から議案第32号までの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第４号を除きまして関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

---

日程第５　議案第４号　静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

**○議長（池谷洋子君）**　日程第５　議案第４号　静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

---

日程第６　議案第５号　工事請負契約の締結について（令和元年度　東富士演習場周辺道路整備事業　町道上野大御神線道路改良舗装工事）

**○議長（池谷洋子君）**　日程第６　議案第５号　工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

**○経済建設部長（高村良文君）**　議案第５号　工事請負契約の締結についてであります。

議案ページは５ページからとなります。

本案は、令和元年度東富士演習場周辺道路整備事業、町道上野大御神線道路改良舗装工事の請負契約の締結案件であります。

実施いたします工事内容は、大御神地内の町道上野大御神線において、大御神共同墓地へ通じる町道3637号線との交差点付近から冨士霊園方面へ109メートルの区間と、富士スピードウェイ西ゲート前の231.4メートルの区間、合わせて工事延長340.4メートルの道路改良舗装工事を実施するものであります。

主な工種は、車道舗装工2,040平方メートル、歩道舗装工2,080平方メートル、側溝工599メートルを施工するものであります。

工事入札は、去る２月13日に町内業者７者による指名競争入札を執行したところ、臼幸産業株式会社が9,070万円で落札決定し、消費税相当額907万円を加え9,977万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和３年３月19日を予定しております。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○８番（高畑博行君）**　１点だけ質問いたします。

２月13日に行われた議会全員協議会で示された資料では、この道路整備事業の工期が、発注者が指定する日から令和３年３月19日までとなっています。そうしますと、ちょうどオリンピック・パラリンピックの自転車ロードレースの時期とぶつかります。工事箇所が、富士スピードウェイ西ゲート前231.4メートルと、そこから東方向の部分109メートルですので、ロードレース開催中はどうするのか、レースに支障はきたさないのか、心配になりますので、その点だけ質問をさせていただきます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○建設課長（山口幸治君）**　高畑議員の御質問にお答えいたします。

工事の工期の中で、オリンピック・パラリンピックに対する対応の期間ということでございますが、主催者側とは、今後細かい打ち合わせを詰めていきますが、現在の工期の設定の中では、オリンピック・パラリンピックの影響期間ということで、いわゆる準備等を含めた期間として40日を工期の中で設定をしております。その分40日、通常の算定工期よりも多くなっております。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

---

日程第７　議案第６号　工事請負契約の締結について（小山町上野工業団地造成工事）

**○議長（池谷洋子君）**　日程第７　議案第６号　工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

**○未来創造部長（遠藤正樹君）**　議案第６号　工事請負契約の締結についてであります。

議案書は８ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、小山町上野工業団地造成工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、基本協定に基づく大和ハウス工業株式会社東京本店との随意契約であり、請負契約額は43億3,290万円で代物弁済による支払いとしております。

工事の主な内容は、事業区域約49ヘクタールの造成工事であり、内訳は、緑地を含む大きな２区画の工業用地が約38.5ヘクタール、道路・公園・調整地等の公共施設用地が約10.5ヘクタールであります。

造成工事に係る土工の規模は、切土工約105万立方メートル、盛り土工約117万立方メートルであります。合わせて幅員５メートルから12メートルの区域内道路を全体で2,780メートル施工するほか、防災調整池などの工事を行うものであります。

なお、工事の完成期日は令和５年３月31日を予定しております。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○８番（高畑博行君）**　１点質問いたします。

防災施設としての調整池ですが、必要容量が４万201立方メートル、計画容量が４万3,612立方

メートルという個別計画の設計であり、他の敷地造成より先に、この防災施設から工事を始めるという資料を、先の議会全員協議会でいただいて説明を受けておりますけれども、10月に起こった台風19号の経験から、この調整池のキャパシティーで大丈夫なのか大変心配です。

その点での分析についての説明を求めたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　高畑議員にお答えします。

今回の工業団地造成工事に伴う調整池の容量につきましての質問でございますが、この容量の算定につきましては、静岡県の開発基準等に基づきまして所定の容量を確保しております。

こちらにつきましては、近隣で既に整備を終えました新産業集積エリアと同じような設計思想で計算をしておりまして、10月の台風につきましては、あのとき小山町内で今までないような大雨が降りましたが、新産業集積エリアの当日の実態としましては、一応調整機能がしっかり働いておりまして、余水吐まで使うような状況には至っておりませんので、そのような形で、似たような場所でもございますし、同様な形態で対応ができると考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

**○７番（薗田豊造君）**　基本的な質問からさせていただきます。

第１点は、法律上には、これだけの大きな金額になると競争入札をするということになっています。随契にした理由を、まず第１点に。

それから、そのメリットについてを第２点として。

それから、造成面積による造成費用が代物弁済であって、それが約、造成面積の半分を占めている。で、半分を占めている金額を割りますと、平米当たりが１万7,000円ぐらいになる。これでいきますと、事業費用の68億9,400万円というものは、全部やりますと85億円以上になりますからオーバーしますけれども、坪当たりの単価が約５万円ちょっとぐらいになります。県の企業局で売ったところが平均で７万円以上、これ以上の金額に、これが５万いくらというやつが、１人歩きするのか、しないのか。それとも、これからは残りの金額を上げていくのかどうか。県の企業局の具合いに上げていくのかどうかということ。

それからこれ大和ハウスありきでやっていますけども、大和ハウス以外のところが来た場合はどうするのかと。というのはこれ、あくまで町有地です。町有地の売却ということになると、一般にする場所ばかりじゃなくて、ほかの企業が来ても参入ができるという方法でなければならないと思います。

ちょっと一般質問になるような傾向がありますけれども、それについてお答えください。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　薗田議員にお答えします。

まず１点目の、業者を決める際の競争入札についてでございますが、今回随意契約ということでやらせていただいておりますが、こちらにつきましては、既に事業協力者と締結をしております基本協定書に基づきまして随意契約を執行しているというものでございます。

このメリットとしましては、造成工事の実施をしながら、最終的に分譲するのが事業協力者様でございますので、事業協力者様の企業誘致の実態等に倣って、実態等を見ながら造成工事の一部変更等が柔軟にできるというようなところかと考えております。

二つ目の費用についてでございますが、代物弁済の関係で、単価が１万7,000円ほどとなっております。単価が平米当たり１万7,000円強というような状況で、今回の場所ですと坪当たりが約５万6,000円ぐらいになるんではないかと思います。あ、５万7,000円ぐらいですね、済いません。一応、県の工業団地が７万円前後ということで、この単価につきましては、今後上げていくのかどうかということですが、基本的には今回の仕組みが、事業費ですね、用地買収から設計等を含めて工事費まで全て入れた事業費を、今回売り払う土地の代金をもって全て支払うというようなことから設定をしておりまして、基本的には事業費が上がらなければ、上げていくというような考え方はありません。

あと、面積の関係ですが、先ほど全体面積49万平米で売るというようなことの御質問もありましたが、こちらについては一部公共施設、道路とか公園・調整池などもありまして、そちらが10万平米強ございますので、売り払いの面積といたしましては38万5,000平方メートルぐらいとなっております。

今回、売り払いに伴いまして、事業協力者様であります大和ハウス工業様に売り払いを行いますが、こちらにつきましても基本協定書の中で、仕組みとして、そのような形で定めておりまして、それに基づいて売り払いを行う予定でございますが、ほかの企業に回らないかというようなところでございますが、こちら完成後大和ハウス工業様の方で売り払う際には、一般の企業様が当然候補に入ってくるかと思いますので、ほかの企業様についても対象になるというようなことで考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

**○９番（岩田治和君）**　今回の、この上野工業団地の排水の関係で伺います。

先の10月、昨年の10月12日の台風19号で、同じ湯船原のハイテクパークの排水路が完全に崩壊しました。今回のこの排水は全て須川に流すということで全協で説明を受けたわけですけど、やはり昨年と同様な降雨量で、また、この排水池が容量以上の雨量になった場合、このすぐ下に小山町の上水道のタンクが設置してあります。全てそのタンクの方向に崩壊した場合、それに対する安全処置ということは考えているのかどうか伺います。

既に、もう排水路の部分は工事が進められて、須川に流れるようなものが出ておりますけど、今のところ、これといった昨年の教訓を踏まえたような工事はされてないように見られます。そ

の辺の安全配慮、また時間降雨量に対しての安全率はどの程度考えてられるのか、説明をお願いします。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　岩田議員にお答えします。

流末の排水系統の安全、台風等の災害の際の安全ということでございますが、全協でもお答えさせていただきましたが、ルートとしましては、今回の調整池から下に下りまして国道246号線の視距改良工事を今、国土交通省様の方で事業を行っていただいておりまして、この国道の工事に伴いまして、その区間、国道と隣接する区間については、今回の流末排水路と兼ねた整備をしていただいておりまして、最終流末といたしましては、議員が申し上げましたとおり奈良橋の上水道施設の直近というようなところでルートが構成しています。

こちらの安全につきましては、流量については当然流域等から、所定の計算を用いて、当然国道も守らなければいけない施設になりますので、その辺の安全を十分考慮して計画をされていると考えております。調整池から国道の接続につきましても、同様な形の計画をしておりますので、基本的には安全というようなことで考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

---

日程第８　議案第７号　財産を支払手段として使用することについて

**○議長（池谷洋子君）**　日程第８　議案第７号　財産を支払手段として使用することについてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

**○未来創造部長（遠藤正樹君）**　議案第７号　財産を支払手段として使用することについてであります。

議案書は10ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第１項第６号の規定に基づきまして、小山町上野工業団地造成請負工事の支払い手段として、本町所有の土地を用いる、いわゆる代物弁済を行うために議会の議決を求めるものであります。

支払い手段の対象となる財産は、上野工業団地の区域152筆、面積49万193.98平方メートルのうちの25万1,328平方メートルに相当する土地であります。

この面積の算出根拠でありますが、平成30年１月に大和ハウス工業株式会社東京本店と締結をいたしました基本協定に基づきまして、造成工事の経費を算出し、その金額43億3,290万円と用地買収費、調査委託事業費などを含む総事業費との比較から算定をしたものであります。

したがいまして、代物弁済の債務の金額は同じく43億3,290万円。相手方、いわゆる債権者は、大和ハウス工業株式会社東京本店となります。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○８番（高畑博行君）**　ただいま提出されました議案第７号について質問をいたします。

今回の上野工業団地造成工事の支払い手段は、地方自治法96条第１項第６号の規定により、財産を支払い手段とすることが認められている方法です。43億円を超える、極めて大きな金額なだけに代物弁済の方法をとるわけでしょうが、新産業集積エリアで起こった廃棄物処理問題で本町は大きな教訓を得たはずです。

そこで、２点質問いたします。

１点目は、今回も土地所有者との間で瑕疵担保責任をつけないで土地取引を行ったようですが、万が一廃棄物や汚染土などが出土した場合の対処や、その責任の所在はどうするのか伺います。

２点目は、令和５年３月31日までという工期についてであります。一応、工期は令和５年３月31日となっていますが、造成工事完了目標は令和４年末までとなっています。新産業集積エリアについては、大量の廃棄物の運搬が思うようにいかなくなったために土地の引き渡しの期限が迫り、それに窮し専決処分までして財源を確保し、処分を急いだという経緯があります。

他の取引もそうですが、代物弁済は特にこの期限が厳守されなくてはなりません。その点では、新産業集積エリアのケースのような不測の事態が起きたとしても、造成完了、土地引き渡しの見通しは令和５年３月31日で余裕がある計画なのかどうか、伺いたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　高畑議員にお答えします。

一つ目の、万が一こちらのエリアで廃棄物など出てきた場合の対応についてでございます。こちらの対応につきましては、全協等でも御説明をしておりますが、まず、こちらのエリアについては、事前に廃棄物の有無を把握するボーリング調査を実施しております。現在半分程度できておりますが、造成工事当初に残りの部分を、まず調査をさせていただきまして、まずあるかどう

か、また、ある場合は場所等の特定をした上で、もしあった場合に、その場所等から、計画区域から外すですとか、または計画の中で影響のない計画に変えるとか、このような形の計画変更のようなことが、まずはできればと考えております。

これでも、ちょっとできないとかという場合につきましては、一部処分をするということがあったとしても、こちらはまた事業協力者様と調整をさせていただきながら、町の負担がないような形で処理をしていきたいと考えております。基本的には調査を実施しますので、ある可能性は少ないというような前提でお話をさせていただいております。

二つ目の工期についてでございます。工期が、現在令和５年３月31日までということで令和４年度末までの事業になっておりまして、期限としましてはこちらで売り払いを全部終えて、起債の償還もこの期限になっておりますので、こちらで進めていきたいと考えております。工期的な余裕につきましては、多くの余裕を持っているという状況ではございませんで、数カ月程度でしたら、多少何かがあってもというようなところで設定をしておりますので、お願いいたします。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時04分　休憩

---

午前11時14分　再開

**○議長（池谷洋子君）**　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第９　議案第８号　工事請負契約の締結（変更）について（令和元年度小山球場改修工事）

**○議長（池谷洋子君）**　日程第９　議案第８号　工事請負契約の締結（変更）についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

**○教育次長（長田忠典君）**　議案第８号　工事請負契約（変更）の締結についてであります。

議案書は、14ページを御覧ください。

本案は、令和元年小山町議会９月定例会において議決をいただいた、令和元年度小山球場改修工事について、設計の一部変更に伴う工事請負変更契約の締結案件であります。

変更の主な内容は、敷鉄板の施工範囲及び設置日数、交通整理人を変更したことのほか、グラウンド内を囲む雨水排水用のための側溝に土砂が堆積し、十分な排水ができないことから、しゅんせつ及び処分を実施するものであります。

変更による増額分は264万4,400円で、総額は１億8,084万4,400円となり、うち消費税相当額は1,644万400円であります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10　議案第９号　工事請負契約の締結（変更）について（平成29年度森林橋復原工事）

**○議長（池谷洋子君）**　日程第10　議案第９号　工事請負契約の締結（変更）についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

**○教育次長（長田忠典君）**　議案第９号　工事請負契約（変更）の締結についてであります。

議案書は18ページを御覧ください。

本案は、平成30年小山町議会２月臨時会において議決をいただいた、平成29年度森村橋復原工事について、設計の一部変更に伴う工事請負変更契約の締結案件であります。

変更の主な内容は、橋台のかさ上げによるコンクリート構造物の拡大、橋梁の塗装剥離方式の変更のほか、橋梁の格点のさびや腐食が想像以上に進行していたため、荷重載荷試験を追加するものであります。

変更による増額分は517万円で、総額は３億7,409万8,000円となり、うち消費税相当額は2,779万8,000円であります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○３番（小林千江子君）**　済みません。２点質問をさせていただきます。

この森村橋なんですけれども、完成予定はいつになりますでしょうか。

それから、進捗状況としてはどれほど進んでいるのか、お伺いさせていただきます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○生涯学習課長（平野正紀君）**　小林議員にお答えいたします。

まず工事の完成予定でございますが、令和２年３月31日を予定してございます。

それから進捗状況につきましてですが、工事は順調に進んでおります。３月末までに、橋梁自体の工事は100％進捗、工事完了という見込みでございます。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第９号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11　議案第10号　令和元年度小山町一般会計補正予算（第10号）

**○議長（池谷洋子君）**　日程第11　議案第10号　令和元年度小山町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　議案第10号　令和元年度小山町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

今回の補正は、国の補正に伴うもの、また今年度最終の補正予算となる見込みから、事業の執行見込み等を精査した結果による補正となっております。更に、廃棄物処理に多額の経費を要することになったことから、見直しをしたものもございます。

それでは最初に、補正予算書６ページを御覧ください。

継続費の補正は、２事業の変更であります。

土木費、道路橋梁費の町道3975号線外１道路整備事業（用沢工区）につきましては、新東名の開通予定が３年延期されたことから、年割額を変更するものであります。

次に教育費、社会教育費の森村橋修景・復原事業につきましては、橋の両岸を整備する広場工事が年度内に完了が見込めないことと、森村市左衛門の胸像設置等を広場工事とあわせて施工するため、総額を４億1,000万円とし、あわせて期間を令和２年度までの４カ年とする変更をお願いするものであります。

次に、７ページの繰越明許費の補正は、18事業の追加と１事業の変更であります。

まず総務費、企画渉外費の駿河小山駅再開発まちづくり検討支援は、用地取得の調整に期間を要していることから、繰り越しをしようとするものであります。

次に、同じく創業支援投資事業有限責任組合出資金は、町、投資運営事業者及び金融機関での組合設立協議に期間を要していることから、年度内の出資ができない見込みのため、繰越明許費を設定するものであります。

次に、同じく広報広聴費のシティドレッシング用バナー等作成業務は、県が策定する基本計画に基づき、町内を装飾するものでありますが、計画策定に期間を要していることから、年度内の完了が見込めないため、繰り越しをしようとするものであります。

次に、農林水産業費、林業費の県単独治山事業実施設計は、台風により被災した山腹崩壊箇所を令和２年度で事業実施するための実施設計を行うもので､年度をまたがっての事業となるため、繰越明許費を設定するものであります。

同じく、町単独治山事業は、台風による林地崩壊箇所の山腹工等を行うもので、年度をまたがっての事業となるため、繰越明許費を設定するものです。

次に、商工労働費、商工費の分筆登記は、国道246号視距改良事業の工事残土処理候補地の境界確定及び河川の廃止処理に期間を要していることから、年度内の完了が見込めないため、繰り越しをしようとするものであります。

次に、土木費、道路橋梁費の町道3975号線道路改良、町道大胡田用沢線道路改良及び公共道路整備事業は、台風19号により資材の調達に不測の期間を要したことから、年度内の完了が見込めないため、繰り越しをしようとするものであります。

同じく、橋梁補修実施設計は、台風災害の影響により、交通誘導員の確保に不測の期間を要し、年度内の完了が見込めないため、繰り越しをしようとするものであります。

同じく、インフラ長寿命化計画策定は、住民の方からの要望に対する調整に期間を要したことから、年度内の完了が見込めないため、繰り越しをしようとするものであります。

同じく、橋梁長寿命化修繕工事は、中日本高速道路株式会社の本線リニューアル工事との調整に不測の時間を要したことから、年度内に事業が完了しない見込みのため、繰り越しをしようとするものであります。

同じく、工業団地アクセス道路整備事業は、国道246号視距改良工事との工程調整の結果、今年

度中に事業が完了しない見込みのため、繰り越しをしようとするものであります。

次に、同じく河川費の湯船排水路河川改修事業は、台風19号により被災した湯船排水路の改修事業で、年度をまたがっての事業となるため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、同じく計画調査費の都市計画道路整備事業は、台風19号により資材の調達に不測の期間を要したことから、年度内の完了が見込めないため、繰り越しをするものであります。

同じく、足柄駅交流センター建設事業は、ＪＲ東海の駅舎解体工事の遅れから年度内の完了が見込めないため、繰り越しをしようとするものであります。

同じく、誓いの丘公園整備事業は、屋外トイレの資材の調達が遅れており、年度内の完了が見込めないため、繰り越しをしようとするものであります。

次に、住宅費の地域優良賃貸住宅整備事業は、近隣からの要望により、駐車場等の外構工事に変更が生じ、今年度中に事業が完了しない見込みのため、繰り越しをしようとするものであります。

次に、変更の土木費、道路橋梁費の防衛施設道路整備事業は、12月補正で工事費等について、繰越明許費の設定をしたものでありますが、物件移転が年度内に完了しないため、補償費等について追加をするものであります。

続いて、８ページの債務負担行為の補正であります。

森村橋復原工事報告書作成業務は、当初予算で令和２年度から３年度までで550万円を限度額とする債務負担行為の設定をしたものでありますが、報告書の構成について関係機関等との検討に時間を要すること、また発注する際の仕様についても検討を要することとなり、今年度の契約締結を先送りすることとしたため、廃止をするものであります。

次に、９ページの地方債の補正であります。

追加の治山事業及び河川事業は、台風19号による被災で、災害復旧事業の補助対象とならない箇所を、緊急自然災害防止対策事業計画のもとに工事をするものの財源として借り入れを起こすものであります。

変更の４事業につきましては、本年度の予算執行見込み及び国の補正に伴う増額から、借入限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、歳入の主なものについて、御説明を申し上げます。

予算書の11ページを御覧ください。

２款１項１目自動車重量譲与税を700万円増額いたしますのは、これまでの収入状況から増額を見込むものであります。

次に、12ページの６款１項１目地方消費税交付金を1,000万円減額いたしますのは、静岡県の収入見込みによるものであります。

続いて、13ページの12款１項１目地方交付税を１億3,000万円増額いたしますのは、今年度の台風等による災害復旧に対して、特別交付税が増額することによるものであります。

次に、14款１項１目農林水産業費分担金を3,498万8,000円増額しますのは、国の補正予算による中山間地域総合整備事業と、畑地帯総合整備事業に対する分担金の増額が主なものであります。

次に、15ページの16款２項１目総務費国庫補助金を866万3,000円増額いたしますのは、個人番号カード交付者数の増加から事業費補助金を322万6,000円増額するものと、須走コミセン等改修に対する防衛８条の補助金が確定したことにより543万7,000円を増額するものであります。

次に、同じく２目民生費国庫補助金を2,464万円増額いたしますのは、消費税引き上げに伴う家計に与える影響を緩和するためのプレミアム付商品券事業の実績による事業費補助金の減額と、上野地先に建設しております民間認定こども園整備に対する保育所等整備交付金を3,797万2,000円増額するものが主なものであります。

次に、16ページの同じく５目土木費国庫補助金を１億4,044万3,000円減額しますのは、新東名関連の町道3975号線道路整備事業に対する地方道事業費補助金を決定額に合わせて5,017万円減額するものと、地域優良賃貸住宅整備事業の社会資本整備総合交付金を決定額に合わせて8,741万円減額するものが主なものであります。

次に、同じく９目特定防衛施設周辺整備調整交付金を1,808万円増額いたしますのは、今年度分の交付額が確定したことによるものであります。

次に、17ページの17款２項２目民生費県補助金を2,396万6,000円増額しますのは、台風19号で被災した平成の杜に対する介護サービス提供体制整備促進事業費補助金を2,433万1,000円計上するものが主なものであります。

次に、同じく３目衛生費県補助金を500万円減額しますのは、こども医療費助成に対する県の補助金を決算見込みにより減額をするものであります。

次に、18ページの同じく５目商工労働費県補助金を4,870万円減額しますのは、小富士遊歩道整備や道の駅すばしり改修事業を先送りすることによる減額であります。

次に、19ページの18款２項１目不動産売払収入を1,884万7,000円増額しますのは、今年度の収入見込みに合わせて増額をするものであります。

続きまして、20ページの19款１項３目総務費寄附金を2,000万円増額しますのは、須走地域振興のため須走彰徳山林会様から御寄附をいただくものであります。

次に、20款１項２目介護保険特別会計繰入金を709万6,000円増額しますのは、介護保険特別会計補正予算（第５号）に伴うもので、平成30年度決算に伴う精算であります。

次に、21ページにかけまして、同じく２項３目文化財保護基金繰入金を4,300万円減額いたしますのは、西洋館改修及び豊門公園修景事業の減額に合わせて繰入金を減額するものと、森村市左衛門胸像等設置を先送りすることによるものであります。

次に、同じく５目総合計画推進基金繰入金を5,500万円増額いたしますのは、道の駅すばしり改修事業を先送りしたことによる減額4,500万円と、財政調整基金繰入金と１億円を組み替えすることによるものであります。

次に、22ページの21款６項１目雑入を6,164万7,000円減額しますのは、小山球場改修に対するスポーツ振興くじ助成金を2,689万4,000円、プレミアム付商品券事業負担金を3,372万円減額するものが主なものであります。

次に、23ページの23款１項１目農林水産業債を5,170万円増額しますのは、国の補正予算で増額になります中山間地域総合整備及び経営体育成基盤整備事業の財源として借り入れをするものと、緊急自然災害防止対策事業として行う治山事業の財源として借り入れをするものであります。

次に、同じく２目土木債を２億610万円増額しますのは、緊急自然災害防止対策事業として行う湯船排水路改修事業の財源として借り入れをするものであります。

次に、同じく３目消防債を6,420万円減額しますのは、第７分団車庫・詰所建設工事を令和２年度に延ばしたことによるものであります。

続いて、24ページにかけまして災害復旧債を2,500万円増額しますのは、起債の対象事業を精査した結果、公共土木災害復旧事業債を増額しようとするものであります。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

予算書の27ページを御覧ください。

２款１項４目財産管理費のうち説明欄（３）基金管理費を２億5,248万円増額しますのは、財政調整基金に２億円の積み立て、特定防衛施設周辺整備調整交付金を基金に積み立てをする3,248万円、先ほど歳入で説明をいたしました須走彰徳山林会様からの寄附金を須走地域振興事業基金に積み立てる2,000万円であります。

続いて、31ページを御覧ください。

同じく７項１目企画渉外総務費のうち説明欄（２）企画調査費を600万円減額しますのは、中学校３校で実施する公営塾運営に係る委託料の減額が主なものであります。

次に、同じく説明欄（３）地域公共交通活性化事業費を760万円減額しますのは、駿河小山駅のトイレ改修に対する負担金について、ＪＲが負担することになったことによる減額が主なものであります。

次に、33ページの同じく８項１目広報広聴費のうち説明欄（２）広報広聴費を748万9,000円減額しますのは、シティプロモーション推進業務につきまして、事業を整理しデジタルマーケティング事業に一本化したことによる減額が主なものであります。

次に、34ページの同じく説明欄（５）ふるさと振興事業費を519万円減額しますのは、決算見込み額に合わせて減額をするものであります。

次に、37ページの３款１項６目プレミアム付商品券事業費のうち説明欄（２）プレミアム付商品券事業費を3,901万5,000円減額しますのは、決算見込み額に合わせるものであります。

次に、38ページの同じく２項１目老人福祉総務費のうち説明欄（２）高齢者福祉推進費を2,399万1,000円増額しますのは、台風19号で被災した平成の杜に対する介護サービス提供体制整備促進事業費補助金2,433万1,000円が主なものであります。

続きまして、40ページを御覧ください。

同じく３項２目児童手当費のうち説明欄（２）児童手当費を576万5,000円減額しますのは、当初見込みより受給児童が少なくなることによるものであります。

次に、41ページの同じく３目保育園費のうち説明欄（２）保育園管理運営費724万9,000円を減額しますのは、臨時保育士賃金の決算見込みによる減額と、当初見込みより町外の保育園に通う児童数が減っていることから施設型給付扶助費を574万3,000円減額するものと、こども園の園児管理や指導計画のための園業務支援システム導入費621万5,000円を計上するものが主なものであります。

同じく説明欄（６）民間保育所等施設整備費を428万5,000円増額しますのは、上野地先に建設しております民間認定こども園整備に対する補助金の増額であります。

次に、42ページの同じく説明欄（７）こども園整備事業費を600万円増額しますのは、（仮称）すがぬまこども園の積算を見直すための実施設計費を増額するものであります。

次に、同じく４目子育て支援事業費のうち説明欄（３）放課後児童クラブ費を931万6,000円減額しますのは、当初の見込みより利用者数が少なくなったことによるものであります。

次に、43ページの４款１項２目予防費のうち説明欄（２）感染症予防費を950万円減額しますのは、高齢者肺炎球菌と乳幼児予防接種の対象者と接種者が減少したことから、個別接種を減額するものが主なものであります。

次に、48ページを御覧ください。

５款１項７目中山間地域総合整備事業費のうち説明欄（２）中山間地域総合整備事業費を250万円増額しますのは、国の補正により、中山間地域総合整備事業費が増額となったことから、県への負担金を300万円増額するものが主なものであります。

次に、同じく８目経営体育成基盤整備事業費のうち説明欄（２）経営体育成基盤整備事業費を6,832万2,000円増額しますのは、国の補正により畑地帯総合整備事業費が増額となったことに対する県への負担金の増額6,780万円が主なものであります。

次に、49ページの同じく２項１目林業総務費のうち説明欄（３）森林整備事業費を1,200万円減額しますのは、県道御殿場大井線と足柄峠線で実施をする予定でありました森林景観整備の先送りによるものであります。

次に、50ページにかけまして同じく３目治山事業費のうち説明欄（４）町単独治山事業費を1,630万円増額しますのは、緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、台風19号による被災で、災害復旧事業の対象とならない治山事業を実施することによるものであります。

次に、51ページにかけまして６款１項２目企業立地推進費のうち説明欄（３）未来拠点事業費を697万1,000円減額しますのは、決算見込み額に合わせるものであります。

次に、同じく説明欄（４）上野工業団地造成事業特別会計繰出金を5,750万円増額しますのは、上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第３号）に伴うものであります。

次に、52ページにかけまして同じく２項１目観光費のうち説明欄（３）富士山観光事業費を3,605万円減額しますのは、小富士遊歩道整備につきまして、許認可に時間を要していることから事業を先送りする減額が主なものであります。

次に、53ページの同じく３目道の駅管理費のうち説明欄（４）道の駅観光交流センター整備費を5,060万円減額しますのは、道の駅すばしり改修を先送りすることによるものであります。

続きまして、54ページの７款２項１目道路橋梁総務費のうち説明欄（２）道路橋梁総務費を754万3,000円減額いたしますのは、県営事業に対する負担金が確定したことによる減額が主なものであります。

次に、55ページの同じく３目町道整備事業費のうち説明欄（２）町道整備事業費を2,106万7,000円減額いたしますのは、工事費と道路敷地の用地費を執行見込みに合わせて減額するものが主なものであります。

次に、56ページの同じく４目公共道路整備事業費のうち説明欄（２）公共道路整備事業費を840万2,000円減額いたしますのは、町道大胡田用沢線外１の物件調査等委託料を執行見込みに合わせて減額するものが主なものであります。

同じく説明欄（３）新東名関連町道整備事業費を8,888万4,000円減額しますのは、国庫補助金の交付決定額に合わせ、事業費を見直すことによるものであります。

次に、57ページの同じく３項１目河川費のうち説明欄（３）緊急自然災害防止対策事業費を２億615万円計上いたしますのは、緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、台風19号により被災をしました湯船排水路の災害復旧事業箇所に隣接をします斜面の崩壊防止対策事業であります。

続いて、58ページの同じく４項３目公園等整備費のうち説明欄（４）宅地基盤整備費を850万円減額しますのは、菅沼谷戸地区土地区画整理事業調査業務について、精算見込みに合わせる減額が主なものであります。

次に、59ページの同じく説明欄（５）豊門公園整備費を2,380万円減額しますのは、西洋館改修及び豊門公園修景事業を執行見込みに合わせて減額をするものであります。

次に、同じく５項１目住宅管理費のうち説明欄（２）町営住宅維持管理費を851万1,000円減額しますのは、住宅整備及び解体事業について執行見込みに合わせる減額が主なものであります。

次に、同じく説明欄（３）地域優良賃貸住宅整備事業を8,420万円減額しますのは、整備費の実績見込みに合わせて減額をするものであります。

次に、61ページを御覧ください。

８款１項２目非常備消防費のうち説明欄（５）消防団施設整備事業費を6,431万7,000円減額しますのは、第７分団車庫・詰所建設事業を令和２年度に延ばしたことによる減額であります。

次に、62ページの同じく５目災害対策費のうち説明欄（２）地震対策費を1,154万8,000円減額しますのは、道の駅ふじおやまを防災拠点化するための検討業務委託料につきまして、用地交渉に時間を要していることから減額するものが主なものであります。

続いて、69ページを御覧ください。

９款５項１目社会教育総務費のうち説明欄（４）文化財費を2,011万8,000円減額しますのは、森村市左衛門胸像等設置工事について、森村橋の広場工に合わせて令和２年度で実施するための減額が主なものであります。

次に、71ページの同じく６項１目保健体育総務費のうち説明欄（３）体育施設管理費を1,519万5,000円減額しますのは、小山球場改修工事を執行見込みに合わせて減額するものが主なものであります。

次に、73ページの11款１項２目利子のうち説明欄（２）公債費（利子）を711万円減額しますのは、決算見込みに合わせるものであります。

最後に、12款１項１目予備費を１億3,836万1,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○４番（鈴木　豊君）**　２点ほど、質疑させていただきたいと思います。

37ページの３款１項６目の、プレミアム付商品券事業費3,901万5,000円減額となっておりますが、この減額理由と、あと実績がどのくらいか、お伺いしたいと思います。

あと１点につきましては、58ページの７款４項３目13節の菅沼谷戸地区土地区画整理事業調査業務850万円減額していますが、この宅地基盤整備事業については、もう今後しないのかどうかと、前に私も質問しましたですけど、町長の答えは、町道整備計画を先にやるということでありますが、それも菅沼地区民との話し合いをしていくという話でございますが、この菅沼地区民との話し合いをしているのかどうか、お伺いしたいと思います。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○住民福祉課長（渡邊啓貢君）**　鈴木議員にお答えします。

プレミアム付商品券の補助事業でありますが、当初2,488人ほどのものを見込んでおりましたが、申請率が非常に悪く、今のところ802人くらいになるというふうに見込まれております。これに基づきまして、歳入歳出ともに減額をさせていただいたという状況であります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来創造部長（遠藤正樹君）**　鈴木　豊議員にお答えいたします。

土地区画整理事業の業務委託料についてということでございまして、説明でありましたとおり土地区画整理事業の調査については、これ以上行わないということを原則としたいと考えております。

それから地権者に対する説明でございますが、昨年度まで未来創造部所管の都市整備課の方で業務を行っておりまして、地権者の代表の方と話をしてまいりました。今年度に入りまして、今申し上げたように土地区画整理事業の終焉と、それから今後は道路事業に切り替えていく中で、その調整がなかなかつきませんで、本年度になるか、来年度になるか、今、打ち合わせをしているところでございます。未来創造部と経済建設部の方と一緒に話し合いをしておりますので、その結果は、もうしばらくかかるというところでございます。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

**○５番（遠藤　豪君）**　２点ほど質問をしたいと思います。

まず補正の関係で、第３表の繰越明許費についてお伺いしたいと思います。

先ほど説明があったわけでございますけれども、本数にして18本、おおよその金額にしますと12億7,000万円。こういうことが繰越明許になっておるわけですけれども、本年の予算等から見ますと106億程度ですか、明らかに……。昨年度はもっと予算規模が大きかったわけですけれども、余りにも繰り越しが多過ぎるんじゃないかと。本来、これは私は言うまでもなく、年度で予定したものについては、その年度で終わるというのが大原則でございますよね。

昨年もちょっと私、質問したかと思うんですが、昨年もかなり繰越明許、それから事故繰越等多いわけですけれども、今年はそんなに雪も降らず、天候もそんなに悪くなかったんですけれども、それにも増して工事費等も合わせて、これだけの繰越明許が多いということは、何かほかに理由があるのかどうか、その辺を１点お聞きしたいと思います。

それから歳出でも、お伺いをいたします。

59ページの豊門公園の整備費の関係についてお伺いしたいと思います。

減額はされておるんですけれども、工事の方は順調にいっておると思うんですけれども、今後、いわゆるその進捗状況が豊門会館、それから西洋館の方で、どの程度まで進んでおるのか。

また、西洋館のできた後、何か一部レストランとか喫茶店ができるんじゃないかというような話も伺っておるんですけれども、それらの今後の使い勝手、それから駐車場が余りにもあそこ狭いんじゃないかと前から危惧しておったんですけれども、今のままの状態でいくのかどうか。その辺を、例えば集客事業を始めるとするならば、駐車場を改めて整備しなきゃならないんじゃないかと私は考えておるんですけれども、その辺のところのお考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　それでは、ここで午後１時まで休憩します。

午後０時00分　休憩

---

午後１時00分　再開

**○議長（池谷洋子君）**　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　遠藤議員の、繰越明許の事業が多いという質問についてでありますけれども、議員御存じのように、町の予算には会計年度独立の原則という大原則がありまして、１年間の予算は１年間で使い切るというのは大原則になっております。

これの例外としましては、この繰越明許費をはじめとして、継続費の逓次繰越等があるわけですけれども、意図的に繰越明許を組むという、例えば先ほど説明の中でありますと災害の復旧のものであるとか、国の補正でお金がついて３月からスタートして、来年度までやるというものもあります。

片や、不測の事態ということで、用地交渉、その他住民の意思形成とか、そういうところがあったときの繰越明許もありますので、やはりこれにつきましては、意図的にやるものというのは、逆に言いますと建設業者さん等の受注機会が平準化しますので、単年度の場合と違いまして、４月、５月、６月にも、ある程度事業ができるというメリットもあります。

ただ一方、繰越明許、余り安易に出ますと、今度は逆に、私どもの行政側が年度末で終わらせなければならない事業というのも先に延ばせるんだというようなこともありますので、やはりこれはいいところ悪いところ両方ありますので、これからはバランスを見て予算編成に努めてまいろうと思っております。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来創造部長（遠藤正樹君）**　遠藤議員の後段の質問にお答えをいたします。

３点あったと思いますけども、まず豊門会館、西洋館、豊門公園の工事の進捗状況についてでございます。

豊門会館は、工事完了しております。それから、西洋館と豊門公園の修景工事につきましては、本年度末に完成予定ということでございます。

それから２点目の、西洋館の管理運営方針についてでございます。こちらにつきましては、民間事業者による活用を図るため、未来拠点課の方の公民連携推進室、こちらと協力しまして、主に公民連携推進室の指導によりまして、今年度民間事業者に対する説明会を２回開催しております。今後、事業者の選定を進めまして、来年度中には管理運営事業者を決定したいと、このように考えてございます。

三つ目ですけども、駐車場についてです。既存の駐車場の区画線の整理による増設をまず図ってございます。それからこれと別に、新たに西洋館の裏にも15台、16台の駐車場を整備予定。これも年度内に完了する予定でございます。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

**○８番（高畑博行君）**　５点ほど質問させていただきます。

全て歳出の部に関してであります。

最初、42ページ３款３項４目子育て支援事業費の説明欄（３）放課後児童クラブ918万5,000円減額の理由が利用者の減少ということでしたが、その詳細について、どのクラブでどの程度の減少があったのかということを教えていただきたいと思います。

２点目。50ページ、５款２項３目治山事業費説明欄（４）の15町単独治山工事1,250万円の増額補正がされています。部長も触れておりましたけれども、事業内容について、その事業の詳細を教えていただきたいというふうに思います。

３点目。57ページ、７款３項１目河川費の説明欄（３）緊急自然災害防止対策事業費の15湯船排水路河川改修事業に２億円補正されておりますけれども、その事業の内容の詳細を教えていただきたいというふうに思います。

４点目。65ページ、９款２項１目学校管理費の説明欄（２）小学校管理運営費の町単独講師等賃金が750万円減額になっています。その理由を説明願います。

最後５点目。67ページ、９款３項２目教育振興費、説明欄（２）の中学校教育振興費のうち外国人英語指導員派遣。いわゆるＡＬＴの費用が118万7,000円減額になっていますが、ＡＬＴの確保ができなかったのかどうなのか、その詳細について説明をお願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○こども育成課長（大庭和広君）**　高畑議員の御質問にお答えをいたします。

教育委員会関係で、５問中の三つほどございましたので、三つまとめて回答させていただきます。

まず最初、１問目でございます。

42ページ、説明欄（３）放課後児童クラブ費の減額ということでございます。

こちらにつきましては､説明のとおり利用者の児童数が大幅に減ったというものでございます。どのクラブでどの程度減少かということでございますが、主には、北郷の放課後児童クラブの方で約40人程度が、当初の見込みよりも減ったというものでございます。

次に、４点目の質問にお答えをいたします。ページの方は65ページです。

65ページ、説明欄（２）小学校管理運営費の町単独講師の賃金750万円の減額の理由でございます。

こちらにつきましては、当初予定しておりました英語支援員、特別支援員、町単講師の採用人数が当初の予定よりも少ない採用人数であったということと、あと働き方の関係で、週５日程度予定していたものが、人によっては週１日、それから週４日ということで、日数が減ったというものでございます。

次に、５点目の質問がありました67ページです。

67ページの、説明欄（２）中学校教育振興費13節の外国人英語指導員の派遣事業で、111万7,000円の減額でございます。

こちらは当初予定しておりました外国人のＡＬＴの方が確保できなかったのかということでございますが、そういうわけではございませんでして、決算ですね、入札差金といいますか、契約上、金額が単純に減額したというものでございます。事業内容については、当初の予定どおり実施をしております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○経済建設部長（高村良文君）**　高畑議員の２問目の質問でございます。

50ページ、５款２項３目治山事業のうち15節町単独治山事業工事についての内訳でございます。

こちらは先ほど説明もあったように、台風19号で発生いたしました治山災害におきまして、被災がこれ以上ひどくならないように、町内４カ所について工事を必要とするため、事業費を組んでおるものであります。

小山地区で２カ所、民間の御自宅の裏が崩れて土砂が流出したところでございますが、ここで山腹工を１カ所、それから東名の高架橋の奥側にありますけれども、こちらも山腹崩壊を防止するための山腹工を１カ所、それから桑木地区におきまして、これも民地の宅地の流出を防止するため山腹を１カ所、それから新柴地区におきまして、民地の裏側にあります裏山の流路工、こちらを１カ所という形で計画しております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　高畑議員の３番目の御質問にお答えいたします。

57ページです。河川費の備考欄（３）緊急自然災害防止対策事業費２億615万円の事業内容について、御説明させていただきます。

この事業につきましては、災害復旧事業として実施をしております湯船排水路の災害復旧工事箇所につきまして、災害復旧事業として国庫補助対象にならない部分の斜面の補強対策、復旧対策の事業となっております。事業の計画の方を国の方に提出をいたしまして、当該事業として該当をしたということで回答をいただきましたので、今回補正予算を上げて今後対応していくというような状況です。

実際、事業の内容といたしましては、災害復旧箇所の、更なる災害の発生予防と、拡大防止対策というのが主な事業内容になりまして、具体的な施工内容といたしますと、災害復旧工事で施工します水路の方に、斜面から土砂が崩れて河道の閉塞等を起こさないようにということで、斜面の崩壊対策としてのり枠工等の施工を実施する予定であります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

**○６番（佐藤省三君）**　まず、先ほど高畑議員の方からも質問がございました42ページの放課後児童クラブの関係でありますが、北郷の方が40人減ということだったという回答がありました。た

しか北郷のこの施設は、１年間で２度建設して、非常に子どもの数が多くなるというようなことを伺っておりましたが、その見通しで60人がまたプラス必要だったというふうなことでできたと思うんですが、その見通しについて40人も減っていたということになると、今後の見通しについて、果たしてどのようにお考えになっているのか、ひとつ伺いたいと存じます。

それから、64ページ９款１項２目説明欄の13ですか、（２）の13学校施設等長寿命化計画策定が185万5,000円減となっております。学校の施設等で、もうだいぶ年数もたって、そろそろという建物も結構あると思うんですが、この185万5,000円、すぐにも計画の策定に取りかかるべきだと思うんですが、これはいつ頃に回されるのか、それとも、これでこの計画が策定できなくなるのか、そこら辺について伺いたいと思います。

それから、もう１点が、前後してしまって申しわけないんですが、43ページ３款３項４目、説明欄（４）の７臨時職員賃金450万円の減とあります。この450万円というのは、かなりの人数の対象になるんじゃないかなというふうに考えるわけですが、どのような理由で450万円減となったのか、そこら辺に対して伺いたいと思います。

以上でございます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○こども育成課長（大庭和広君）**　佐藤議員の三つの御質問にお答えをいたします。

最初に、42ページの説明欄（３）の放課後児童クラブの件でございます。

こちらにつきましては、当初、北郷の放課後児童クラブにつきましては、マックスの130人で予算を計上してございます。この130人につきましては、一つの建物で65人程度の定員ということになっております。現在の人数が、利用者が約85人ということになっておりまして、当然一つの施設では対応しきれないというような状態でございます。

次に、64ページです。

64ページの説明欄13節にございます学校施設の長寿命化計画の策定業務でございます。

こちらの185万5,000円の減額につきましては、入札の差金ということで、決算に伴いまして減額をするものでございます。また、この計画につきましては、本年度３月いっぱいで策定をするということで、現在大詰めの作業を実施しているところでございます。

続いて、43ページをお願いします。

43ページの説明欄一番上にございます（４）の子育て支援センター運営費の臨時職員の賃金450万円の減額でございます。

こちらにつきましては、きんたろうひろばの勤務のシフト見直し等によりまして減額をするもの、また、保育園で実施をしております一時預かりの臨時職員の賃金もこちらに計上しております。そちらの実施人数が、当初の見込みよりも減ったということで、決算に伴う減額ということになっております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

**○10番（池谷　弘君）**　４点ほど質問をさせていただきます。

まず32ページ、結婚支援事業費220万円の減額という形になっておりますけれども、やはり町内ではこれから結婚、あるいは子育てというような形がかなり重要なことだと思いますので、なぜ減額になっているのか、これをお伺いしておきます。

次に、２点目でございます。

２点目が34ページ、国際交流事業交付金。これが200万円減額になっております。これの減額の理由。やはり、これからも国際交流事業というのは継続的にやっていく必要があるというふうに考えておりますので、その内容についてお願いいたします。

それから３点目、これで最後といたします。

67ページ、幼稚園費の中で臨時教員の賃金が650万円ほど減額になっております。この減額によって当初計画した幼稚園の管理上、何か不具合がなかったのかどうか、そこについて伺います。

以上でございます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来創造部長（遠藤正樹君）**　池谷　弘議員にお答えをいたします。

２款７項３目の結婚支援事業220万円の減額理由ということでよろしかったでしょうか。

こちらは産業廃棄物の処理の関係で、緊急体制ということで、全ての事業を見直しいたしまして、こちらの方の事業も見直し対象となりまして、今回事業を見送ったものによる減額ということでございます。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君）**　２点目の御質問にお答えをいたします。

34ページの国際交流姉妹都市交流事業費のうち説明欄19国際交流事業交付金200万円の減額でございますけれども、こちら海外の姉妹都市等との交流はもちろん継続的に進めていきます。ほかにも、視察先等ございましたら海外視察等を行うための交付金でございますけれども、今年度につきましては、年度末に来て海外との姉妹都市等への視察訪問、それから小山町への公式訪問等の予定が実施がないことから、減額の補正とさせていただきました。

以上でございます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○こども育成課長（大庭和広君）**　３点目の御質問にお答えをいたします。

67ページ、説明欄（２）の幼稚園管理運営費の中の臨時教諭賃金の650万円の減額ということでございます。この減額することによって、何か影響はなかったのかということでございますが、特に影響はなかったと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

**○９番（岩田治和君）**　３点ほど伺います。

まずページの方でいきますと31ページ、（３）地域公共交通活性化事業費の中の19駿河小山駅舎トイレ改修負担金が500万円減額されています。先ほどの説明がちょっとよく分からないところもありますけど、駅のトイレの改修についても、ＪＲ東海さんの方では一切負担はしないで、町独自で改修工事をしてくれということで以前は聞いていたんですけども、もう少しこの詳細についてお伺いします。

２点目につきましては49ページ。済みません、先に50ページの方を伺います。

50ページの町単独治山事業の中の15町単独治山工事で、台風19号による災害の助成対象にならない部分を除いて1,250万円ということで計上されているわけなんですけど、私の近くの治山工事とか、したいけどなかなかできないというようなところもあるわけなんですけども、今年度1,250万円ですけど、今後補正予算等でまだ治山工事をするような場所が幾つかあると思いますけど、今年度この1,250万円の内容の方の詳細をもう少し詳しく説明を求めます。

それと、戻りまして49ページですけど、（２）林道維持管理費の中の13林道管理で51万円ほど減額されています。これも同じように、先ほどの台風19号による災害でかなり林道の方も補修が必要なところが出ているはずなんですが、これで51万円減額されているのがどういうことなのか、ちょっと私には理解できませんので説明を求めます。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○町長戦略課長（小野正彦君）**　岩田治和議員の質問にお答えします。

31ページ、説明欄（３）地域公共交通活性化事業費19節駿河小山駅舎トイレ改修負担金500万円の減額でございます。

こちらは12月補正でお願いしました500万円ですが、今年になりまして１月、ＪＲの方から連絡があり、「社内で再度検討した結果、駿河小山駅はかなり古い。いつ取り壊しになるか分からない、そのような状況で町にお金を出してもらってトイレを改修してもらうのは申しわけない」というような連絡が入りました。

ちなみに昨日ＪＲの方から連絡がありまして、３月９日から３月13日の５日間で改修をするという連絡が入っております。

以上でございます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○経済建設部長（高村良文君）**　先ほど御質問ございました内容と同じとなりますので、もう一度御説明いたしますけれども、先に49ページ５款２項２目の林道管理の51万円の減額について説明させていただきます。

これは、もともと通常の林道の管理、通常管理を予定しております14路線の林道のうち９路線

について、側溝に詰まった土砂とか草刈り等の委託業務を、地元の山林を所有している団体に依頼して行っていたものの費用であります。今年度につきましては、台風第19号で林道の災害が発生しておりまして、林道奥の沢線及び金時線の一部の、この２路線につきまして通常の業務にまで至らなかったと、災害復旧の方は先にやらなきゃならないということで、減額にしているものであります。

次に、50ページの５款２項３目治山事業の町単独の治山工事でございますが、これは当然、今回の台風19号の被災の中で国費の対象にならなかった部分になります。その中で崩壊している下が民地であって、もう流入を当時してしまって、何らかの施しをしないと、また二次災害が起きてしまうということで、今、仮設等でとめてある部分を山腹工それから流路工というような形で４カ所事業を実施するものであります。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

**○３番（小林千江子君）**　２点ほどお伺いさせていただきます。

まず、33ページにあります東京オリンピック・パラリンピック推進事業費、こちら130万円ほど減額されております。オリンピック・パラリンピックを目前に控える中、どのような減額をされたのか、その詳細を教えていただければと思います。

それから次に69ページ、森村橋の件なんですけれども、先ほど議案第９号の工事請負契約の締結についてで、森村橋の復原工事で令和２年３月31日に100％の完成とありましたが、こちら2,000万円ほど減額されているというのは、また何か追加で設置されるようなことがあって、いつこれが実際に完成されるのか、これを含めて教えていただければと思います。

お願いします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君）**　小林議員の御質問にお答えいたします。

33ページ、オリンピック・パラリンピックの事業の関係でございます。

まずはじめに、旅費が92万円の減額になっておりますが、これは当初今年度ロンドンで開催されましたロードレースの世界選手権の方に視察に参るということで予定をしておりましたが、これの視察の参加を取りやめましたので、そのための減額となっております。

それから、その下の自動車の借上料につきましては、テストイベントの際に自動車の借り上げ、またバス等の借り上げを予定しておりましたが、実施後差金が出たので、その分を今回減額してございます。

それから、体験自転車の借り上げですけど、イベント等で使っている体験用の自転車の借り上げにつきまして、借り上げていた先の機械が故障しまして、今年度ちょっと借り上げができなかったものですから、それに伴う減額となっております。

それから、イベントブースの出店料の減額ですが、幾つかの大きなイベントに参加をする際に

は必ず出店料が発生します。当初予定したとおりのイベントに出店が出きれなかったということで、そのために残った額について今回減額をしてございます。

それから最後は交付金の20万円の減額ですが、これ２市１町でやっております自転車ロード開催市町競技普及推進協議会の負担金ということで、当初100万円を予定しておりましたが、それぞれの市町で80万円の負担で事業を実施することになりましたので、その差額の20万円を減額してございます。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○生涯学習課長（平野正紀君）**　小林議員の質問にお答えをいたします。

森村市左衛門の胸像等の設置2,000万円の減額に関連しての、森村橋の工事の今後についてでございますが、先ほどの答弁では、森村橋の本体工事に関しての進捗工事の終了予定ということで、令和２年３月末というふうに答弁をしたところでございますが、橋の本体工事のほかに、その両側部分、いわゆる橋詰広場ということでございますが、そちらの工事もあわせて実施をするということでございます。

今回2,000万円の森村市左衛門の胸像の設置、この減額の理由は、先ほどの補正予算の中の継続費の３カ年から４カ年への事業費の組み替えといいますか、継続事業の年度の組み替えといいますか、そういうふうな補正とあわせて、今回この胸像設置の2,000万円の工事を一度見合わせていただいて、橋詰工事の広場とあわせて令和２年度に発注することが効率的であると判断したため、令和１年度からは令和２年度の予算、これを継続費として、先ほど説明しましたが、令和２年度予算に振り替えて実施をした方がよろしいというふうなことで判断をいたしたものでございます。

工期、完成の時期につきましては、本年度３月に発注を予定しております。６月末の工期の予定で考えております。

以上でございます。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

**○２番（室伏辰彦君）**　１点お伺いいたします。

53ページ３目15節の道の駅すばしり改修5,000万円の減ですけども、改修の先送りと聞いたんですが、今後どのような予定にあるのか、お伺いいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○商工観光課長（湯山浩二君）**　室伏議員にお答えいたします。

道の駅すばしりの改修事業についてでございますが、こちらにつきましては当初、設計施工一括のプロポーザル方式で予定しておりましたが、方針を変えまして、設計の部分につきましてはプロポーザル方式を採用し、現在までに実施設計まで終了しているところでございます。工事につきましては、町の方針により先送りとなったわけでございますが、いずれにしてもやっぱり施設にとっても町にとっても改修というのは必要な事業でありますので、今後町の予算の状況を見

ながら、町の方針を決めて工事実施に入っていきたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

**○１番（室伏　勉君）**　ページが62ページになります。

８款１項５目の災害対策費なんですけれども、その中で、細かい話ですが、需用費で197万、18節の備品購入費で342万6,000円減額されております。これ防災強化、台風19号のこともあって、防災強化は大事なことと思いますけれども、これはこういうことからちょっと逆行することにならないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○危機管理監（野木雄次君）**　室伏　勉議員にお答えいたします。

ページで言いますと62ページ、８款１項５目のうち説明欄11節、消耗品等に関して減額が、防災についての安心・安全の施策に反するのではないかというような御質問の趣旨かと思います。

当然ながら防災等の備蓄品と消耗品を一遍に買えればいいんですけれども、一応４カ年計画というものを立てまして、これは県の防災減災の交付金を受けるための計画でありますけれども、それを見直ししまして、帳尻を合わせるという意味ですね、４カ年の中で計画的に実施していきたいということで、今回は減額とさせていただきましたけれども、計画に基づいて最後は実施していく所存であります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12　議案第11号　令和元年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

**○議長（池谷洋子君）**　日程第12　議案第11号　令和元年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

**○住民福祉部長（小野一彦君）**　議案第11号　令和元年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第

３号）についてであります。

１ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ661万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億8,262万5,000円とするものであります。

はじめに、歳入から御説明いたします。

５ページをお開きください。

１款１項１目一般被保険者国民健康保険税を49万3,000円増額するのは、３節介護納付金分現年課税分の増額で決算見込みによるものであります。

次に、その下、２目退職被保険者等国民健康保険税を234万8,000円減額する、その主なものは、１節の医療給付費分現年課税分の167万2,000円の減額であります。その他の目につきましても、決算見込みに基づく補正であり、退職被保険者の人数の減少が要因であります。

次に、６ページの４款県支出金の補正額361万7,000円減額の主なものは、１項３目社会保障税番号制度システム整備費補助金360万9,000円の減額です。本補助金は、県支出金と合算して計上しておりましたが、国庫支出金として予算上明確に区分する必要があることから、後ほど御説明申し上げます９款国庫支出金として計上いたします。

次の、７ページ５款１項１目利子及び配当金の４万円の減額及び６款１項１目一般会計繰入金を163万円減額いたしますのは、いずれも決算見込みによる補正であります。

８ページの８款１項１目一般被保険者延滞金を180万円増額から、次の９ページ、同じく７目雑入を310万4,000円減額いたしますのは、いずれも決算見込みによる補正であります。

その下、９款国庫支出金を192万5,000円補正いたしますのは、当初予算において、国庫支出金を県支出金に合算して計上しておりましたが、予算上明確に区分する必要があり、今回の補正により区分するものであります。なお、対象事業費の確定により減額となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページをお開きください。

１款１項１目一般管理費207万3,000円の減額の主なものは、説明欄（２）の13節国保制度改正システム改修188万2,000円の減額で、システム改修の実施年度を先送りしたものであります。

次に、その下、11ページにかけて、２款保険給付費は款全体の補正額の増減はありませんので、予算に関する説明書の表記はありませんが、１項１目一般被保険者療養給付費を1,650万円増額、２目退職被保険者療養給付費を1,650万円減額、３目一般被保険者療養費を10万円増額、４目退職被保険者療養費を10万円減額しております。いずれも決算見込みによる補正であります。

次に、12から13ページにかけての３款国民健康保険事業費納付金72万7,000円の減額は、いずれも決算見込みによる補正であります。

次に、14ページの６款１項１目特定健康診査等事業費、説明欄（２）13節特定健康診査事業580万円の減額は、実績に基づく補正であります。

２項２目疾病予防費、説明欄（２）の20節脳ドック検診47万5,000円の減額につきましても、決算見込みによる減額であります。

次に、15ページ９款１項３目償還金、説明欄（２）償還金の23節保険給付費等交付金返納金を100万円減額するのは、返納額確定による減額であります。

最後に、16ページの10款１項１目予備費を357万円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13　議案第12号　令和元年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第２号）

**○議長（池谷洋子君）**　日程第13　議案第12号　令和元年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

**○教育次長（長田忠典君）**　議案第12号　令和元年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第２号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ34万円を減額し、予算の総額を768万8,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

補正予算書５ページをお開きください。

４款１項１目貸付元金収入を34万円減額しますのは、本年度の決算見込みに合わせ減額するものであります。

次に、６ページ歳出についてであります。

１款１項１目貸付事業費を108万円減額しますのは、当初、貸付者を12人と見込んでいましたが、実績では９人と減少することによるものであります。

次に、２款１項１目基金積立金を269万9,000円増額しますのは、決算見込みの収支及び繰り越しの状況から基金への積み立てをするものであります。

最後に、７ページ３款１項１目予備費を195万9,000円減額しますのは、今回の補正に合わせ歳入歳出の調整をするものであります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14　議案第13号　令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

**○議長（池谷洋子君）**　日程第14　議案第13号　令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

**○住民福祉部長（小野一彦君）**　議案第13号　令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてであります。

１ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ94万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を２億2,977万円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

５ページをお開きください。

１款１項１目特別徴収保険料の197万9,000円の減額及び２目普通徴収保険料を313万8,000円増額いたしますのは、決算見込みに合わせ補正するものであります。

次に、２款１項１目保険基盤安定繰入金を23万円減額いたしますのは、保険料軽減分及び社保被扶養者軽減分に係る一般会計からの繰入額に合わせ補正するものであります。

次に、４款１項１目延滞金を２万円増額いたしますのは、決算見込みに合わせ補正をいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

７ページを御覧ください。

１款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金を98万2,000円増額いたしますのは、説明欄（２）19節後期高齢者医療保険料を121万2,000円増額し、あわせて保険基盤安定拠出金を一般会計からの繰入額に合わせ23万円減額するものです。

最後に、３款１項１目予備費を３万3,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後１時59分　休憩

---

午後２時10分　再開

**○議長（池谷洋子君）**　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告します。町長戦略課長、建設課長、生涯学習課長、以上３名につきましては、この後の会議を公務出張のため欠席しております。また、おやまで暮らそう課長、小山消防署長につきましては、この後の会議に出席しております。

---

日程第15　議案第14号　令和元年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第３号）

**○議長（池谷洋子君）**　日程第15　議案第14号　令和元年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

**○経済建設部長（高村良文君）**　議案第14号　令和元年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてであります。

議案は別冊となっております。

１ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から219万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億912万3,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

５ページをお開きください。

１款１項１目下水道使用料を70万円減額いたしますのは、下水道使用料現年度分と滞納繰越分を決算見込みに合わせ減額するものでございます。

４款１項１目一般会計繰入金を149万8,000円減額いたしますのは、歳入歳出の差額について、一般会計からの繰入金で調整するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

６ページをお開きください。

１款１項１目、説明欄（２）下水道施設維持管理費を200万円減額いたしますのは、修繕料と、今年度納付いたします下水道事業の消費税納付金を決算見込みに合わせ減額をするものであります。

次に、２款１項２目、説明欄（２）公債費（利子）を19万8,000円減額いたしますのは、償還金利子を決算見込額に合わせて減額するものであります。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16　議案第15号　令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第３号）

**○議長（池谷洋子君）**　日程第16　議案第15号　令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　議案第15号　令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第３号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ２億7,808万6,000円を減額し、予算の総額を５億1,580万4,000円とするものであり、この大幅な減額の要因は、駿河小山駅前開発事業用地の先行取得が予定しておりました本年度内にできなかったことであります。

それでは歳入から御説明を申し上げます。

補正予算書の５ページを御覧ください。

１款２項１目不動産売払収入を2,191万3,000円増額いたしますのは、土地開発基金所有の土地を上野工業団地造成事業特別会計に売り払うものであります。

２款１項１目土地開発基金繰入金を２億9,999万9,000円減額いたしますのは、先ほど説明いたしました、先行取得ができなかったことから、繰り入れをする必要がなくなったことによるものであります。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

６ページを御覧ください。

１款１項１目土地開発基金繰出金を1,179万3,000円減額しますのは、歳入歳出の差額を調整するとともに、駿河小山駅前用地の財源を確保することによるものです。

２款１項１目財産購入費を２億6,629万3,000円減額しますのは、土地の先行取得の先延ばしにより、未買収の（仮称）すがぬまこども園の用地を除く用地費が今年度不用となったことによるものであります。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

日程第17　議案第16号　令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第５号）

**○議長（池谷洋子君）**　日程第17　議案第16号　令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第

５号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

**○住民福祉部長（小野一彦君）**　議案第16号　令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第５号）についてであります。

１ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ770万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億8,356万1,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

５ページをお開きください。

最初に、２款国庫支出金関係で、補正額は574万7,000円の増額であり、主なものは、２項３目介護保険事業補助金の191万3,000円の増額は、介護保険システム改修費と、４目保険者機能強化推進交付金の291万7,000円の増額は、保険者として地域支援事業の各種事業への取り組みを条件として交付決定を受けたものであります。

次の、６ページ３款支払基金交付金の99万円の増額及び４款県支出金の45万8,000円の増額につきましては、それぞれの負担割合により受け入れるものであります。

次の、７ページ６款１項４目低所得者保険料軽減繰入金23万8,000円の増額、同じく５目その他一般会計繰入金27万3,000円の増額は、いずれも過年度分の精算によるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

８ページをお願いします。

はじめに、１款総務費関係です。１款１項１目一般管理費の説明欄（２）一般管理費99万7,000円増額の主なものは、13節電算システム改修の132万円増額で、介護保険制度改正に対応するためのシステム改修費であります。その他は、公用車の廃車に伴い不要となった予算を整理するものであります。

９ページをお開きください。

２款保険給付費関係です。２款２項７目介護予防サービス計画給付費の９万円の増額及び４項１目高額介護サービス費の131万7,000円の増額は、いずれも決算見込みに合わせた補正であります。

次に、４款地域支援事業関係です。４款１項１目介護予防・生活支援サービス事業費、次の10ページの説明欄（２）13節の配食サービス事業42万円減額、19節介護予防・生活支援サービス事業268万5,000円増額、その下、３項４目任意事業費の説明欄（２）任意事業費の20節介護用品支給の50万円減額は、いずれも決算見込みに基づく補正であります。

次の11ページ、７目認知症総合支援事業費、説明欄（２）認知症総合支援事業費75万9,000円の減額は、年度当初から採用予定であった認知症地域支援推進員の採用時期が遅れたこと、年度中途から予定していた公用車の新規リースを次年度当初からへと変更したことによる不用額を補正

するものであります。

その下、５款２項１目他会計繰出金、説明欄（２）他会計繰出金の28節一般会計繰出金（給付費等）709万6,000円の増額は、過年度分の介護給付費と地域支援事業費の一般会計負担分を返還するものであります。

最後に、12ページの６款予備費を280万円減額いたしますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

日程第18　議案第17号　令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第３号）

**○議長（池谷洋子君）**　日程第18　議案第17号　令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

**○未来創造部長（遠藤正樹君）**　議案第17号　令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第３号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ850万円を減額し、予算の総額をそれぞれ１億5,765万1,000円にするとともに、繰越明許費及び債務負担行為を設定し、既定の地方債を変更するものであります。

はじめに、繰越明許費について御説明をいたします。

別冊補正予算書４ページを御覧ください。

事業用地取得１億円につきましては、所有権移転登記訴訟の結審が本年度内に見込めないため、土地の支払い代金、物件移転補償費、訴訟事務等につきまして、それぞれ繰り越しをさせていただくものであります。

次に、債務負担行為について御説明をいたします。

５ページを御覧ください。

上野工業団地の造成工事契約によりまして、令和２年度以降に債務を負うことになることから、債務負担行為の追加をするものであります。債務負担行為の期間は、造成工事の工期が令和５年３月でありますので、令和２年度から令和４年度までとし、限度額は造成工事に要する金額としております。

次に、歳入について御説明をいたします。

８ページを御覧ください。

１款１項１目一般会計繰入金を5,750万円増額いたしますのは、事業費に充てる財源を起債から一般会計の一時繰り入れに変更をするものであります。

同ページ下段、３款１項１目用地取得等事業債を6,600万円減額いたしますのは、先ほど御説明をいたしました、事業費に充てる財源の変更と、歳出予算に計上しております事業費の決算見込みに合わせて減額をするものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

９ページを御覧ください。

２款１項１目事業費の減額補正850万円の主なものは、造成工事着手の遅れにより生じた委託料の不用額を補正するものであります。

次に、地方債の補正について御説明をいたします。

恐縮ですが、６ページにお戻りください。

先ほど御説明をいたしました歳入の用地取得事業債の補正に合わせまして、限度額を8,900万円に減額をするものであります。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

日程第19　議案第18号　令和元年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計補正予算（第３号）

**○議長（池谷洋子君）**　日程第19　議案第18号　令和元年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

**○未来創造部長（遠藤正樹君）**　議案第18号　令和元年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計補正予算（第３号）についてであります。

今回の補正は、繰越明許費を設定するものであります。

別冊補正予算書２ページを御覧ください。

事業用地取得事業を３億4,750万円繰り越しいたしますのは、事業用地取得並びに物件移転補償につきまして、関係地権者との交渉に不測の時間を要し、本年度内の登記の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものであります。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

日程第20　議案第19号　令和元年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第２号）

**○議長（池谷洋子君）**　日程第20　議案第19号　令和元年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

**○経済建設部長（高村良文君）**　議案第19号　令和元年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。

補正予算書は別冊となっております。

１ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ155万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ346万2,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

５ページをお開きください。

１款１項１目温泉使用料、説明欄（１）温泉使用料155万6,000円を減額いたしますのは、決算見込みに合わせ減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

６ページを御覧ください。

２款１項１目予備費155万6,000円を減額いたしますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○４番（鈴木　豊君）**　この歳入の温泉使用料の155万6,000円の減というのは、余りにも大き過ぎて、見込みが余りにも甘かったじゃないかということが考えられますが、どのような理由でこの金額になったのか、お答えいただきたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○商工観光課長（湯山浩二君）**　鈴木議員にお答えいたします。

こちらの減額が大きい理由でございますけれども、この温泉供給事業につきましては、事業当初、供給先の宿泊施設の方から１日当たり15立方メートル温泉を使用したい旨の申請が出され、それを許可したものでございます。この収入金額でございますけれども、１日当たり15立方メートルに、１立方メートルにつき350円を掛けまして、１年分365日ということで、この金額を見込んでいたものでございます。

しかしながら、これまでの実績を見ますと、１日当たり約３立方メートルの使用という実績となっておりますので、今年度の会計につきましては、これだけの減額をさせていただくものでございます。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第21　議案第20号　令和元年度小山町水道事業会計補正予算（第３号）

**○議長（池谷洋子君）**　日程第21　議案第20号　令和元年度小山町水道事業会計補正予算（第３号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

**○経済建設部長（高村良文君）**　議案第20号　令和元年度小山町水道事業会計補正予算（第３号）についてであります。

議案書は別冊となっております。

１ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額から収益的収入を690万円増額し、収益的支出を591万3,000円減額するもの、及び資本的収入を1,000万円減額し、資本的支出を1,200万円減額するものであります。

予算書３ページを御覧ください。

はじめに、収益的収入について御説明いたします。

１款１項１目給水収益のうち、１節水道料金を580万円及び１款１項３目その他営業収益のうち２節手数料を110万円増額いたしますのは、決算見込みに合わせ増額するものでございます。

次に、収益的支出についてであります。

１款１項１目原水及び浄水費のうち、18節動力費を500万円減額いたしますのは、水道施設に要する電気料を、決算見込みに合わせ減額するものであります。

１款２項１目支払い利息及び企業債取扱諸費のうち、37節企業債利子を91万3,000円減額いたしますのは、今年度支払う企業債利子を決算見込みに合わせ減額するものであります。

次に、４ページをお開きください。

はじめに、資本的収入についてであります。

１款１項１目企業債のうち、１節企業債を1,000万円減額いたしますのは、企業債の対象事業であります、ハイテクパーク配水池内の機械・電気設備工事が実施に至らなかったことによる減額が主なものでございます。

次に、資本的支出についてであります。

１款１項２目配水施設費のうち、41節工事請負費を1,200万円減額いたしますのは、収入でも御説明いたしましたが、湯船原工業団地内の上水道使用量が予定量に満たなかったことに伴い、ハイテクパーク配水池からの、湯船原配水池に送水するための機械・電気設備工事が実施に至らなかったことによるものの減額が主なものであります。

今回の補正により資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が１億783万7,000円となります。

それでは１ページにお戻りください。

先ほど御説明いたしましたが、不足する額につきましては、第３条に記載しましたように、当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補塡をするものであります。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

日程第22　議案第21号　小山町立上古城区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

**○議長（池谷洋子君）**　日程第22　議案第21号　小山町立上古城区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　議案第21号　小山町立上古城区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

議案書は20ページをお開きください。

本案は、小山町立上古城区コミュニティセンターの指定管理者を、地方自治法第244条の２第６項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第６条第１項の規定により、指定管理者の候補者であります「上古城区」に指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

指定管理者の候補者の選定に当たりましては、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条第２項第４号に基づき、公募によらず、現在管理している上古城区を指定管理者の候補として指名し、小山町公の施設の指定管理者選定委員会において、小山町立上古城区コミュニティセンターの指定管理者申請要項を審査していただきました。

なお、指定管理期間は、施設の性質、設置の目的から、継続的、安定的に同一の管理者による管理が望ましいと考え、令和２年４月１日から令和12年３月31日までの10年間としたところであります。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第23　議案第22号　小山町立一色区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

**○議長（池谷洋子君）**　日程第23　議案第22号　小山町立一色区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　議案第22号　小山町立一色区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

議案書は21ページを御覧ください。

本案は、小山町立一色区コミュニティセンターの指定管理者を、地方自治法第244条の２第６項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第６条第１項の規定により、指定管理者の候補であります、「一色区」に指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

指定管理者の候補者の選定に当たりましては、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条第２項第４号の規定に基づき、公募によらず、現在管理しております一色区を指定管理者の候補として指名をし、小山町公の施設の指定管理者選定委員会において、小山町立一色コミュニティセンターの指定管理者申請要項を審査していただきました。

なお、指定管理期間は、施設の性質、設置の目的から、継続的、安定的に同一の管理者による管理が望ましいと考え、令和２年４月１日から令和12年３月31日までの10年間としたところであります。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第24　議案第23号　小山町幼稚園条例を廃止する条例について

**○議長（池谷洋子君）**　日程第24　議案第23号　小山町幼稚園条例を廃止する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

**○教育次長（長田忠典君）**　議案第23号　小山町幼稚園条例を廃止する条例についてであります。

議案書は22ページからを御覧ください。

本年度末をもって足柄幼稚園が閉園することに伴い、町内の園は全てこども園となり、幼稚園がなくなることから小山町幼稚園条例を廃止するものであります。

また、附則では、本条例の廃止に伴い、関係する条例の一部改正をあわせて行います。

附則の第２項で小山町議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例、附則第３項で小山町立学校等使用条例を、附則第４項では小山町保育料条例について、それぞれ「幼稚園」の文言を削るなどの一部改正を行います。

なお、条例の施行日は、本年４月１日からとしております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

ここで、議長において職員の入退室を許可いたします。

---

日程第25　議案第24号　小山町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について

**○議長（池谷洋子君）**　日程第25　議案第24号　小山町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

**○住民福祉部長（小野一彦君）**　議案第24号　小山町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定についてであります。

予防接種健康被害調査委員会は、予防接種法に基づく予防接種に関連して発生した健康被害について、町長の指示により調査する町長の附属機関に該当します。

現状では、小山町予防接種健康被害調査委員会設置要綱により同委員会を設置しておりますが、地方自治法第138条の４第３項の規定に基づき、条例により設置根拠を明確にすべきでありますので、新たに条例を制定するものであります。

議案書の25ページをお開きください。

はじめに、第１条は、地方自治法の規定により委員会を設置することを規定しています。

第２条では、委員会の所掌事務として、予防接種に関連して発生した健康被害を町長の指示により、医学的見地から調査することを規定しています。

第３条では、委員会の組織を委員８人以内で組織し、御殿場市医師会の代表、静岡県知事の推薦する専門医師、御殿場保健所長、副町長について、町長が委嘱または任命することを規定しています。

第４条では、委員の任期が２年であることを規定し、26ページになりますが、第７条では、委員会の委員長が、委員会の調査結果を町長に報告する義務を有することを規定しています。

附則で、この条例の施行期日を令和２年４月１日としております。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○３番（小林千江子君）**　この小山町予防接種健康被害調査委員会設置条例ということなんですけれども、前回の全員協議会のときに、小山町で対象となる方は特にいらっしゃらないということで、ゼロということで報告を受けております。

これを制定するに当たっての経緯といいますか、なぜこれを設置されたのかというのを、町長自ら御説明いただければなと思うんですけれども、よろしくお願いいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○健康増進課長（杉山則行君）**　小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、全員協議会で説明させていただきました、この条例の対象者がいないということで御質問いただきましたが、全員協議会でも御説明させていただきましたとおり、健康被害に遭った事例がございませんでしたので、この調査委員会を設置した経歴はございません。

そして、ここで条例を制定することに至った関係なんですけれども、先ほど部長の説明にもありましたとおり、現在は小山町予防接種健康被害調査委員会設置要綱、こちらを平成13年12月21日に告示し、その告示日より施行していました。

町長の附属機関というのは、地方自治法によりまして、法律または条例により附属機関を定義することとなっておりますので、本来であれば、そもそも条例で設置すべきものでありましたが、条例化されていませんでしたので、ここで新しく条例をさせていただくものです。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第26　議案第25号　小山町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

**○議長（池谷洋子君）**　日程第26　議案第25号　小山町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

**○未来創造部長（遠藤正樹君）**　議案第25号　小山町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

議案書は27ページからとなります。

本案は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律により、現在、落合区内に建設中の地域優良賃貸住宅が本年７月末に完成し、本町へ引き渡されることから、本施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。

条例は、９カ条から構成され、第１条で設置及び管理の趣旨を、第２条で用語の定義を、第３条で施設の名称及び位置を、第４条で入居者の資格を、第５条で家賃の決定を、第６条から第８条で指定管理者による管理、指定管理者の指定、指定管理者が行う業務等を、第９条で委員について、それぞれ規定をしております。

なお、施行日は令和２年４月１日としております。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○６番（佐藤省三君）**　条例の第２条（４）のところですが、新婚世帯とあります。

この括弧書きの中に、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む」という後半の方は分かるんですけども、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものというのをどういうふうに判断するのか、その判断基準を教えていただけたらありがたいと思います。

それからもう１点、29ページ上の方の４行目（２）後半の方に、「暴力団員に該当しないもの」とありますが、これどうやって見分けるのかという、そこら辺がかなり厳しいんじゃないかと思うんですが、その２点について、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君）**　佐藤議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、事実婚の判断基準でございますけれども、当然のことながら現に婚姻等をしていないということで、児童扶養手当の中でも事実婚に関する手当というのも支給したりとかも行っております。こちらの方につきましても、婚姻が今後見込まれるという予定ということで、数多く全国紙でも取り上げられていますけれども、そういうものに対して、こちらの方を対応していきたいと考えております。

そして、続きまして暴力団員の判断基準等につきましてですが、こちらの方につきましては町営住宅等の低所得者の関係につきましても、警察の方とも協定を結んだりとかしています。そういう情報提供をいただきながら、判断をこちらの方でまた考えさせていただきたいと思います。

説明は以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第27　議案第26号　小山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

**○議長（池谷洋子君）**　日程第27　議案第26号　小山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　議案第26号　小山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、いわゆる行政手続オンライン化法の一部改正が行われたことにより、条例の改正を行うものであります。

それでは、主な改正点を御説明いたします。

お手元の条例改正資料新旧対照表の12ページ、13ページを御覧ください。

はじめに、題名の改正は、行政手続オンライン化法の法律名が、情報通信技術を活用した行政

の推進等に関する法律に変更されたことに伴うものであります。

次に、第１条の改正は、行政手続オンライン化法の目的規定にならい変更をするものであります。

次に、条例改正資料新旧対照表の16ページから19ページにかけての第３条及び第４条の改正は、行政手続についてオンラインで実施できるように規定をするものであります。

次に、新旧対照表の23ページを御覧ください。

第８条の追加は、条例等に基づく申請等について申請等の際に添付を省略することができる書面等及び省略するための措置を定めるものであります。

次に、新旧対照表の25ページを御覧ください。

第９条の追加は、条例等に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならないことを定めるものであります。

また、附則第２項において小山町固定資産評価審査委員会条例における文言の改正を行っております。

なお、施行日は、令和２年４月１日としております。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第28　議案第27号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

**○議長（池谷洋子君）**　日程第28　議案第27号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　議案第27号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の37ページを御覧ください。

本案は、地方公務員法第31条に定められております服務の宣誓の規定が、令和２年４月１日から、新たに設けられる会計年度任用職員にも適用されることから本条例の一部を改正するもので

あります。

会計年度任用職員は、任用形態や任用手続が様々であることから地方公務員法第31条に定められている服務の宣誓について、それぞれの会計年度任用職員の任用形態や任用手続に応じた方法で行うことができるように定めるものであります。

なお、施行日は、会計年度任用職員制度が導入されます令和２年４月１日としております。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第29　議案第28号　小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

**○議長（池谷洋子君）**　日程第29　議案第28号　小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　議案第28号　小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成29年５月17日に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により令和２年４月１日から特別職非常勤の任用要件が厳格化されることから、本条例の対象となる特別職非常勤職員を明確化するため条例改正を行うものであります。

お手元の条例改正資料新旧対照表の30ページ、31ページを御覧ください。

主な改正内容でありますが、本条例の対象となる特別職非常勤職員が明確化されることから、題名を「小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に改めるとともに、第１条から第３条までにおいて文言の整理を行っております。

次に、条例改正資料新旧対照表の32ページから39ページにかけての別表第１の改正は、本条例の対象となる特別職非常勤職員の職名、単位及び報酬額を定めるものであります。

次に、新旧対照表の40ページ、41ページをお開きください。

附則第３項における小山町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正は、特別職非常勤職員の属する組織の要請に応じて出頭等をした者に対し、実費弁償を支給することを定めるものであり

ます。

次に、新旧対照表の42ページ、43ページを御覧ください。

附則第４項における小山町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正は、本条例の支給対象となる特別職非常勤職員の属する組織は、条例で定めなければならないことから行うものであります。

また、附則第２項において特別職非常勤職員に当たらない委員を規定している条例の廃止を行っております。

なお、施行日は、当該法律の施行日であります令和２年４月１日としております。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第30　議案第29号　小山町職員の給与に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

**○議長（池谷洋子君）**　日程第30　議案第29号　小山町職員の給与に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　議案第29号　小山町職員の給与に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案書は44ページからであります。

はじめに、今回の給与改正の概要と背景を御説明いたします。

まず、給与改正の概要ですが、地方公務員法第14条の情勢適応の原則に基づき、国家公務員の給料表と比較して給料月額の高い、小山町職員の５級及び６級に該当する職員の給料月額の一部を、1.8％から2.0％減額するなどとともに、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律で定められている管理職員特別勤務手当と同様の手当を新設するものであります。

次に、職員の給料月額を減額する背景としましては、小山町は、平成31年４月１日現在、国家公務員の給料月額と小山町職員の給料月額を比較する目安の数値でありますラスパイレス指数が100.2と100を超える水準にあり、小山町職員の給料は、国家公務員の給料と比較し、高い水準に

あるといえます。また、県内の各市町と平均給料月額を比較した数値においても、県内の上位に位置をしております。このようなことから、小山町職員の給与が社会一般の情勢に適用するよう、給料月額を減額するための改正をしようとするものであります。

また、管理職員特別勤務手当を新設する背景としましては、小山町職員の数は、平成９年４月現在の299名から、平成31年４月現在238名と、61名減少をしております。これにより、人件費を削減するとともに事務の効率化を図ってまいりましたが、近年は、多様化する行政需要や台風被害などへの対応が増加傾向にあり、個々の職員が負うべき業務量と責任の度合いは増してきております。特に管理職に該当する職員は、平時の業務に対する管理職手当の支給範囲を超えた、週休日や平日深夜等に対応しなければならない勤務がふえる傾向であります。

これまでは、それらの勤務について、週休日の振り替えや勤務時間の割り振りを変更して対応してまいりましたが、実際は通常勤務との兼ね合いもあり、振替休など管理職は十分に休暇をとれない状況にもありました。このような状況を改善するとともに、あわせて働き方改革を推進していくためには、第一にはこれまでどおり、週休日等の勤務に対して休暇の取得を推進してまいります。その一方で、地方公務員法第24条で定められております「職員の給与は、その職務と責任に応ずるもの」でなければならないものとも考えております。

したがいまして、令和２年４月１日より、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律で定められております管理職員特別勤務手当と同様の手当を新設し、管理職員が臨時または緊急の必要等がある場合において、週休日等または平日の午前零時から午前５時までの間にやむを得ず勤務に従事した場合に手当を支給できるものとするものであります。

なお、手当金額は、国家公務員の地方局課長級の手当額を参考とし、原則、週休日等に勤務した場合は、６級の職員は7,000円、５級の職員は6,000円を支給し、平日の午前零時から午前５時までの深夜に勤務した場合は、６級の職員は3,500円、５級の職員は3,000円を支給するものであります。

また、支給に関し必要な事項は規則で定め、詳細な支給条件については、別に定めるものであります。

今回の改正条例は、２条と附則で構成をし、関連条例をあわせて改正するものであります。

第１条では、小山町職員の給与に関する条例の改正により、第15条の10として、管理職員特別勤務手当を新設するとともに、別表の改正により、職員の給料表のうち、５級37号から93号を1.8％、金額にしまして500円から7,400円、６級29号から85号を2.0％、金額にして800円から8,900円、給料月額を減額するものであります。

次に、54ページの下段を御覧ください。

第２条は、小山町職員の給与に関する条例の改正に伴い、水道事業である小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を、小山町職員の給与に関する条例の改正に合わせ改正をするものであります。

なお、附則では、施行期日を令和２年４月１日からとし、今回の管理職員特別勤務手当の新設に伴い、関連条例２件について一部を改正するものであります。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○３番（小林千江子君）**　１点伺わせていただきます。

この条例の一部を改正する際に、管理職員特別勤務手当の新設をされるということでありますが、先の全員協議会で、この改正における管理職手当の予算を270万円計上されているとお伺いしております。

北海道の標津町において町の職員が自殺をされ、その大きな原因が長時間労働であると第三機関によって報告がされております。小山町においてのこの管理職の時間の管理、これを誰がどのようにされるのか、そちらの方をお伺いさせていただきます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　小林議員にお答えいたします。

管理職員を含め全ての職員は、現在、いわゆるパソコン上でのタイムカードもしくは現実的なタイムカードで出退勤の管理をしております。それぞれの管理職上司がその部下の勤務時間等のチェックをします。ですので、例を申し上げますと、私の場合は、私は企画総務部内の、まず課長の出退勤を管理して、課長は所属する課の職員の出退勤を管理するという方法になっております。

管理職員特別勤務手当の背景には、昨年の台風もありましたけども、あれ３連休だったんですけれど、管理職のほとんどは休みずっと３日間と、夜もずっと勤務をしていたんですが、結果的には勤務時間の振り替えということなんですけれども、勤務時間の振り替えとともに年休も有給もたくさんありますので、実質的には何の手当てもされてないというのが現実でしたので、今回はそのような体制を見直そうということで、管理職員特別勤務手当を導入させていただきたいということです。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第31　議案第30号　小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

**○議長（池谷洋子君）**　日程第31　議案第30号　小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

**○教育次長（長田忠典君）**　議案第30号　小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は56ページからとなります。

本案は、内閣府で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容でありますが、従来の子どものための教育・保育給付の認定と、幼児教育・保育の無償化に伴い新設された子育てのための施設等利用給付の認定と区別するため、「支給認定」、「支給認定保護者」、「支給認定こども」の文言をそれぞれ、「教育・保育給付認定」、「教育・保育給付認定保護者」、「教育・保育給付認定こども」に改正するものと、満３歳以上の教育・保育給付認定子どもの食事の提供に要する費用について、保護者から支払いを受けることができることとなったことから、改正するものが主な内容であります。

それでは、条例改正資料新旧対照表を使って、文言の変更に伴う改正以外の主なところを説明いたします。

お手元の条例改正資料新旧対照表の74、75ページをお開きください。

第２条定義では、第12号から第16号において、「満３歳以上教育・保育給付認定子ども」等を新たに定義づけをするものであります。

次に、飛びまして84ページ、85ページをお開きください。

第13条利用者負担額等の受領では、無償化の実施に伴い、利用者負担を支払う保護者の範囲を満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限定する改正を行います。

具体的には、次の86ページ、87ページ同条の第４項第３号におきまして、食事の提供に要する費用の取り扱いを変更する改正を行います。ここで、利用者負担額とは別に、保護者から支払いを受けることができる食事の提供に要する費用の範囲を、満３歳以上教育・保育給付認定子どもの主食費、副食費に改めるものであります。ただし、満３歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子ども、年収360万円未満相当世帯及び第３子以降の子どもに対する副食費については除外をすることとしております。

次に、飛びまして108ページ、109ページをお開きください。

第42条特定教育･保育施設等との連携では､第２項から次の111ページの第５項を新たに追加し、代替保育の提供元としての小規模保育事業Ａ型等の追加､特定地域型保育の提供の終了に際して、連携施設の確保義務の緩和を行うものであります。

次に、飛びまして120ページ、121ページの第51条特別利用地域型保育の基準から、124ページ、125ページの第52条特定利用地域型保育の基準の改正では、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育を提供する場合の基準を本条で定めるものであります。

次に、128ページ改正前の附則第４項施設型給付費等に関する経過措置と、130ページ改正前の附則第５項を削除いたします。

これは、幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額を支払うべき保護者の範囲から１号認定子どもに係る保護者が除かれるため、利用者負担額の根拠の規定に関する読み替えが不用になったことによるものであります。

最後に、条例の施行日は公布の日からとしております。

説明は以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第32　議案第31号　小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

**○議長（池谷洋子君）**　日程第32　議案第31号　小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

**○経済建設部長（高村良文君）**　議案第31号　小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は68ページとなります。また、条例改正資料新旧対照表は、132、133ページとなっておりますので御覧ください。

本案は、令和２年４月１日の機構改革に伴う条例の一部改正、及び一部改正法による地方自治法の条項のずれの改正を行うものであります。

条例では、第３条第２項中の「経済建設部」を「都市基盤部」に、第６条の「第243条の２第４項」を「第243条の２の２第８項」に改正するものであります。

なお、この条例の施行日は、令和２年４月１日としております。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第33　議案第32号　小山町消防団条例の一部を改正する条例について

**○議長（池谷洋子君）**　日程第33　議案第32号　小山町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。危機管理監。

**○危機管理監（野木雄次君）**　議案第32号　小山町消防団条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は69、70ページとなります。

本案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年に施行されたことに伴い、年々減少している消防団員の確保に向けた取り組みとして、特定の消防事務にのみ従事する機能別団員を設けるとともに、消防団員の報酬を改正し処遇の改善を図ることを目的に、小山町消防団条例の一部を改正するものであります。

お手元の条例改正資料新旧対照表、134、135ページをお開きください。

第３条の次に「第３条の２（団員の種類）」を加え、現行の消防団員を基本団員とし、新たに機能別団員を設けました。第４条に「第２項」を加え、機能別団員の任命要件を定めました。

別表第１では、機能別団員の年額報酬を２万円とするほか、団長以下各階級の報酬額を増額いたしました。

なお、この条例は令和２年４月１日から施行するものであります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後３時38分　休憩

---

午後３時48分　再開

**○議長（池谷洋子君）**　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第34　議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算

日程第35　議案第34号　令和２年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第36　議案第35号　令和２年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第37　議案第36号　令和２年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第38　議案第37号　令和２年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第39　議案第38号　令和２年度小山町土地取得特別会計予算

日程第40　議案第39号　令和２年度小山町介護保険特別会計予算

日程第41　議案第40号　令和２年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第42　議案第41号　令和２年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算

日程第43　議案第42号　令和２年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第44　議案第43号　令和２年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第45　議案第44号　令和２年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算

日程第46　議案第45号　令和２年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第47　議案第46号　令和２年度小山町水道事業会計予算

**○議長（池谷洋子君）**　次に、日程第34　議案第33号から日程第47　議案第46号までの令和２年度予算14件を一括議題とします。

町長から、当初予算の施政方針と主要な施策について提案説明を求めます。町長。

**○町長（池谷晴一君）**　大変長くなりまして恐縮でございますが、議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算を中心に、その施政方針と主要な施策につきまして、御説明を申し上げます。

小山町の令和２年度当初予算は、一般会計におきまして、歳入の根幹であります町税が３年連続で増収見込みとなり、地方消費税の税率引き上げによる交付金の増収も見込まれますが、地方交付税などを含めました一般財源総額では減額を見込んでおります。

また、今後の大規模投資事業や、老朽化が進む公共施設・インフラの長寿命化対策に多額の財源が必要であることに加え、経常的経費におきましても新施設の稼働に伴いますランニングコストや公債費の増、及び会計年度任用職員制度導入に伴います人件費の増などによりまして厳しい財政状況が続いております。

そのような中ではありますが、令和２年度は第４次小山町総合計画の総仕上げの年であり、また、次期総合計画の策定を進める、新時代の流れに向けた魅力ある町を目指す重要な１年であり

ます。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会自転車競技ロードの開催の年となり、大会の成功と、その先のレガシーを次の世代へ構築・継承するとともに、これを契機とした、まちづくりに取り組んでいく必要がございます。

これらを踏まえ、令和２年度は町民憲章に定めます「富士のもと、水と緑にめぐまれていることに誇りをもち、金太郎のように、健康で明るい、ゆたかな町づくり」の実現に向け、着実に取り組んでいかなければなりません。

そこで、小山町総合計画の基本目標に沿った基本施策を着実に推進していくとともに、私の選挙公約であります、住民幸福度日本一の町の実現に向けた予算編成といたしました。

それでは、各施策につきまして、主要事業、新規事業を中心に御説明申し上げます。

最初に、総合計画基本目標の一つ目、「便利で快適なまち」に掲げております、環境分野と都市基盤分野の施策についてであります。

恵まれた環境の保全の施策として、町の生活排水処理の長期的方針を定めます、生活排水処理基本計画を策定いたします。

安全な水の安定供給、適切な汚水処理を推進するために、水道事業では、配水施設の整備などの第７期上水道拡張事業に取り組んでまいります。

下水道事業では、計画的に下水道施設を維持管理していくために、須走浄化センター長寿命化事業を実施いたします。また、下水道未整備地区の汚水を適切に処理するため、合併処理浄化槽設置補助事業を継続してまいります。

次に、活力ある土地利用の推進を図る施策であります。

足柄地域の活性化を図るため、足柄駅交流センターの完成に向けて事業を進めてまいります。

次に、便利で快適な道路網の整備として、地区からの要望の中で多い、道路の舗装補修などに積極的に対応するとともに、生活道路の整備の充実を図ってまいります。

新東名高速道路の機能を補完するため、新東名関連町道整備事業として、町道3628号線道路整備を進めてまいります。

また、老朽化が進む橋梁等を、道路構造物長寿命化修繕計画に基づき整備を進めてまいります。

更に、国道246号から上野工業団地へのアクセス道路整備に取り組んでまいります。

金太郎公共交通計画に基づき、生活確保維持路線に対する補助を継続して実施していくとともに、自主運行バス事業におきましては、新たにデマンドシステムを導入し、利便性の向上を図ります。

次に、良好な住環境の実現のため、町営住宅の効果的・効率的な維持管理を進めるとともに、町営住宅等長寿命化計画に基づき、緑ヶ丘団地改修を進めてまいります。

また、誰もが安心して住める住まいづくりを目指すため、静岡県のプロジェクト「ＴＯＵＫＡＩ－０」と連携し、住宅耐震化事業を進めてまいります。

更に、ＰＦＩ手法を活用し、地域優良賃貸住宅整備を進めてまいります。

公園・緑地整備の推進として、地域住民との協働による公園整備や維持管理を推進し、様々な世代が安心・安全に利用できる公園を整備してまいります。

次に、二つ目の基本目標の「安心・安全なまち」に掲げております健康分野、福祉分野、危機管理分野の施策についてであります。

まず、庁内関係課及び関係団体が協働し、地域の様々な課題を制度横断的に受けとめるため、新たな包括支援体制構築事業を開始いたします。

町民主体の健康づくりとして、予防接種や感染症予防対策、生活習慣病予防事業を推進し、保健予防活動の充実を図ってまいります。

また、国民健康保険の特定健診の受診・特定保健指導の利用及び後期高齢者医療のフレイル健診の受診を促進し、疾病の早期発見・治療の意識を高めてまいります。

更に、クアオルト健康ウオーキング事業の継続等により運動習慣の定着やお達者度の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、高齢者福祉の促進、介護保険の充実のために、シルバー人材センターやシニアクラブ連合会の活動を支援していくとともに、認知症や知的障害などにより、判断能力が十分でない方が安心して生活できるよう支援する権利擁護支援センター事業を実施してまいります。

子育て支援策としましては､放課後児童クラブや地域子育て支援センター｢きんたろうひろば｣等の運営の充実を図ってまいります。

また、（仮称）すがぬまこども園の建設に取り組んでまいります。

更に、安心して適切な医療を受けることができる環境づくりとして、高校生世代までの医療費の無料化を継続します。

災害に強いまちづくりを目指すため、自主防災組織への支援充実や、災害時の体制の強化を目的に、組み立て式避難所用トイレ等の防災資機材の整備を実施いたします。

また、広域連携による消防体制の充実、消防団活動の活性化を図っていくとともに、消防団機能の強化として、第７分団車庫・詰所建設に取り組んでまいります。

更に、災害時の住民への情報伝達に不可欠な、同報系無線設備のデジタル化を進めてまいります。

犯罪の未然防止を図るため、防犯カメラを設置するとともに、ＬＥＤ防犯灯維持交付金を継続し、地域の安全・安心を確保してまいります。

次に、三つ目の基本目標の「いきいきとしたまち」に掲げております教育分野、文化分野、産業分野の施策についてであります。

ボランティア活動の場を広めていくとともに、小中学生を対象とした、ふるさと金太郎博士事業を実施し、地域等と関わる活動を通じて、ふるさとを愛する心を育てます。また、スポーツ・レクリエーションを通じて、町民が楽しみながら健康な体力づくりができるよう、ＮＰＯ法人小

山町体育協会等と協力し、スポーツ振興を図り、町民体育大会を引き続き開催いたします。

地域文化の振興のため、国登録有形文化財の森村橋を修景・復原し利活用を図る取り組みを進めてまいります。

将来を担う子ども達が、確かな知性と豊かな感性、健やかな心身を磨き、生きる力を育んでもらうために、学校教育の充実を図ってまいります。

その施策として、授業力の向上や就学・生徒指導の充実を図るために、授業アドバイザーや指導主事を配置するほか、町単独で講師を配置します。

また、支援が必要な児童・生徒への適切な教育指導を行うために特別支援教育支援員の配置を継続して行ってまいります。

また、子育てに悩む保護者等に対応するため、子ども相談体制の充実を図ってまいります。

保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実、食育の推進、子育て支援を図るため、小・中学校、こども園の給食費無償化を継続してまいります。

更に、子ども達の基礎学力の向上を目指し、学習環境を充実させるとともに、保護者の負担軽減のため、中学校で放課後学習室の運営を進めてまいります。

地域間の交流・国際交流の推進のために、文化・観光交流等を促進するとともに、国際姉妹都市との交流を深め、国際的視野を持てる子ども達の語学力等の向上を図ってまいります。

次に、三来拠点事業を推進する施策であります。

湯船原地区のうち、ロジスティックターミナルエリアにおいて工業団地造成事業を実施してまいります。

また、小山ＰＡ周辺地区の開発を進めてまいります。

米・食味分析鑑定コンクール国際大会を開催し、米づくりの新たな産業発展と地元生産米を世界に発信してまいります。

また、豊かな森林資源を活用するため、森林経営計画の策定を支援し間伐や造林等の森林整備を推進してまいります。

静岡デスティネーションキャンペーンにより、富士山や富士箱根トレイル等の観光資源を活用した観光交流を進めてまいります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、サイクルスポーツの聖地づくりを進めてまいります。

定住・移住の促進と婚活支援に積極的に取り組んでまいります。

また、大胡田地内での宅地創出を進めてまいります。

次に、四つ目の基本目標の「計画の推進のために」に掲げております、広域行政分野、行財政運営分野、協働分野の施策についてであります。

広域的な行政課題に対する公共サービスの充実を図るため、富士山ネットワーク会議や２市１町行政懇談会などにおいて、研究活動を進めてまいります。

また、新規借入地方債については、適債性を重視した借り入れとしてまいります。

総合計画及び総合戦略の適切な進行管理を行うとともに、効率的・効果的な行政運営の推進を行ってまいります。

そして、次期総合計画及び総合戦略の策定に取り組んでまいります。

また、公益的な地域活動と組織づくりを支援し、協働による地域コミュニティの活性化の推進を図ってまいります。

更に、オリンピック・パラリンピックという世紀の大イベントを成功させるべく、官民一体の「オールおやま」で取り組んでまいります。

以上、令和２年度当初予算の予算編成において、四つの基本目標に沿った施策について御説明いたしました。

小山町の特別会計を含めた令和２年度当初予算総額は、169億2,116万4,000円であります。このうち、一般会計は109億4,000万円とし、前年度当初予算152億3,000万円と比べ42億9,000万円。率にして、28.2％の減少であります。

歳入の根幹であります町税収入は39億81万円で、歳入全体の35.7％を占め、前年度に比べて2,100万円の増額となっております。

特別会計も合わせました令和２年度当初予算の概要につきましては、企画総務部長から、また、具体的な内容につきましては各担当部長から説明いたします。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　町長の説明は終わりました。

次に、企画総務部長から、各会計予算の概要について、内容説明を求めます。企画総務部長。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算から議案第46号　令和２年度小山町水道事業会計予算までの14件について一括御説明をいたします。

はじめに、議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算についてであります。

一般会計の予算書９ページから10ページにかけての地方債でありますが、令和２年度事業の財源等としまして、総額８億3,550万円を限度額に借り入れを予定しております。

次に、歳入歳出予算の概要についてであります。

ここからは、特別会計等も含めまして、全て予算書の附属資料で説明をいたします。

予算書附属資料の３ページを御覧ください。

主な歳入予算の内訳であります。

１款町税は、39億81万円、前年度に比べ2,100万円、0.5％の増額となっております。

町税の内訳につきましては、次のページを御覧ください。

町民税の個人分は10億7,500万円、前年度に比べ2,000万円、1.9％の増額。また、法人分につきましては、２億1,010万円、前年度に比べ１億円、32.2％の減額となっております。

町民税につきましては、給与所得の伸びが見込まれることから個人分は増額を、また、税制改

正によりまして法人分は減額を見込んでおります。

次に固定資産税は、24億650万円、前年度に比べ１億780万円、4.7％の増額となっております。設備投資による償却資産の増額を見込んでおります。

次に、附属資料の３ページへお戻りください。

２款地方譲与税から13款交通安全対策特別交付金までにつきましては、国が示しました令和２年度地方財政計画による予算措置や、県が見込んでいる市町交付金見込み額、本町の決算推移などからそれぞれ見込んだものであります。

12款の地方交付税は、地方財政計画から9,000万円の増額を見込んでおります。２款から13款までの増減額を合わせますと、１億8,800万円の増額となっております。

次に、16款国庫支出金は、15億5,020万3,000円、前年度に比べ12億4,345万6,000円、44.5％の減額であります。都市計画道路大胡田用沢線整備事業や地域優良賃貸住宅整備事業の完了による社会資本整備総合交付金の減額が主な要因であります。

次に、18款財産収入は３億4,846万5,000円、前年度に比べ２億922万1,000円、37.5％の減額であります。ＲＤＦセンター跡地の売り払いがなくなることから減額となっております。

次に、19款寄附金は、1,531万円、前年度に比べ10億300万円、98.5％の減額であります。ふるさと寄附を見込まないことによるものであります。

次に20款繰入金は、17億8,167万7,000円、前年度に比べ10億4,189万円、36.9％の減額であります。豊門公園整備の完了による文化財保護基金からの繰り入れ、ふるさと振興事業の財源としての総合計画推進基金からの繰り入れがなくなったことによることが減額の主な原因であります。

次に、諸収入につきまして、３億801万5,000円、前年度に比べ２億3,330万1,000円、43.1％の減額であります。足柄ＳＡ周辺地区開発道路整備受託事業収入の減少と、小山球場改修の完成によりスポーツ振興くじ助成金がなくなったことによる減額が主なものであります。

次に、23款町債につきましては、８億3,550万円、前年度に比べ５億2,310万円、38.5％の減額であります。主なものは、公共道路整備事業等の社会資本整備総合交付金を充当する事業費の減少によるものであります。

また、資料にはありませんけれども、地方の財源不足に対応するように令和２年度地方財政対策として措置をされます、臨時財政対策債につきましては、３億円、前年度に比べ2,000万円の減額であります。

続きまして、歳出予算について説明をいたします。

まずはじめに、附属資料５ページの目的別歳出の前年度対比の大きいものについて説明をいたします。

まず、２款総務費は、16億6,120万3,000円、前年度に比べ８億4,964万6,000円、33.8％の減額であります。主な減額の要因は、ふるさと寄附を見込まないことから、寄附をいただいた方へのお礼の品を送るための経費の減額と、土地取得特別会計への繰出金がなくなったことによるもの

であります。

次に、３款民生費は、32億8,002万6,000円、前年度に比べ９億7,238万7,000円、42.1％の増額であります。増額の主な要因は、（仮称）すがぬまこども園建設によるものであります。

次に６款商工労働費は、５億795万7,000円、前年度に比べ３億2,758万4,000円、39.2％の減額であります。主な減額の要因は、湯船原地区に立地する企業に対する地域産業立地事業費補助金や小富士遊歩道整備、道の駅すばしり改修によるものであります。

次に、７款土木費は、18億4,693万円、前年度に比べ30億4,872万8,000円、62.3％の減額であります。主な減額の要因は、地域優良賃貸住宅整備事業や足柄駅交流センター建設、豊門公園の西洋館改修、誓いの丘公園整備が終了することによるものであります。

次に、８款消防費は、５億1,146万4,000円、前年度に比べ１億8,302万6,000円、26.4％の減額であります。主な減額の要因は、同報系無線整備デジタル化事業の事業費が減少することによるものであります。

次に、９款教育費は、９億1,746万7,000円、前年度に比べ８億9,489万4,000円、49.4％の減額であります。主な減額の要因は、教育用ＩＣＴ備品の購入や小山球場改修の完了、幼稚園のこども園化によるものであります。

続きまして、附属資料６ページの性質別歳出予算の概要についてであります。

性質別内訳の本年度合計欄を御覧ください。

はじめに、人件費は23億1,706万8,000円、前年度と比べて３億5,850万2,000円、18.3％の増額であります。主な増額の理由は、会計年度任用職員制度導入に伴うものであります。

次に、物件費は、15億1,478万4,000円、前年度と比べて11億7,911万4,000円、43.8％の減額であります。主な減額の要因は、ふるさと寄附をしていただいた方へのお礼の品を送るふるさと振興事業を削ったことや、小・中学校ＩＣＴ整備のタブレット端末の購入が完了したこと、また、会計年度任用職員に係る経費が人件費に計上されることによるものであります。

次に、補助費等は、13億2,320万1,000円、前年度と比べて３億7,396万9,000円、22.0％の減額であります。減額の主な要因は、地域産業立地事業補助金の減額によるものであります。

次に、普通建設事業費は、26億9,498万6,000円、前年度と比べて30億6,452万3,000円、53.2％の減額であります。減額の主な要因は、都市計画道路大胡田用沢線や地域優良賃貸住宅整備事業の完了によるものであります。

次に、繰出金は、７億8,085万2,000円、前年度と比べて２億919万4,000円、21.1％の減額であります。減額の主な要因は、土地取得特別会計への操出金がなくなったことによるものであります。

次に、一番右側の列のその他は、２億7,163万3,000円、前年度と比べて１億4,318万円、111.5％の増額であります。主な増額の要因は、基金への積立金の増加によるものであります。

以上が、議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第34号　令和２年度小山町国民健康保険特別会計予算についてであります。

附属資料の８ページをお願いします。

この会計は、国民健康保険法に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億4,600万円、前年度に比べて1,400万円、0.7％の減額となっております。予算の大半は保険給付費であり、その動向を見込んでの予算編成としております。

次に、議案第35号　令和２年度小山町育英奨学資金特別会計予算についてであります。

附属資料の９ページを御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ566万8,000円、前年度に比べ１万円、0.2％の減額であります。令和２年度の貸し付けにつきましては、６人への貸与を継続し、新規に大学生等の貸し付け４人分を見込んでの予算編成であります。

続いて、議案第36号　令和２年度小山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

同じく附属資料の９ページを御覧ください。

この会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億4,325万円、前年度に比べ2,055万円、9.2％の増額となりました。

続いて、議案第37号　令和２年度小山町下水道事業特別会計予算についてであります。

附属資料の10ページを御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億2,863万6,000円、前年度に比べ1,915万円、9.1％の増額であります。主な内容は、下水道使用料と一般会計からの繰り入れ、前年度繰越金を財源に、須走浄化センターの管理運営等を進めていくものと、国庫支出金、事業債により浄化センターの長寿命化整備等を行っていくものであります。

次に、議案第38号　令和２年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

同じく、10ページを御覧ください。

この会計は、公共用地の先行取得と土地開発基金の管理を目的としたものであり、予算の総額は歳入歳出それぞれ20万6,000円、前年度に比べ６億円、99.9％の減額であります。

次に、議案第39号　令和２年度小山町介護保険特別会計予算についてであります。

附属資料の11ページを御覧ください。

この会計は、介護保険法第３条に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億円、前年度に比べ8,500万円、4.4％の増額となっております。予算の大半は、在宅介護サービス、施設介護サービスなどの保険給付費の動向を見込んでの予算編成となっております。

次に、議案第40号　令和２年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

同じく、附属資料11ページを御覧ください。

この会計は、宅地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億2,800万円、前年度に比べ2,200万円、8.8％の減額となっております。主な内容は、事業収入で起債の償還を、また起債を財源に、分譲地の造成を行っていくものであります。

次に、議案第41号　令和２年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算についてであります。

附属資料の12ページを御覧ください。

この会計は、小山町湯船原地区新産業集積エリア造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,014万7,000円、前年度に比べ22億3,005万3,000円、97.0％の減額となっております。主な内容は、繰越金を財源に、産業廃棄物税の支払いを行っていくものであります。

次に、議案第42号　令和２年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算についてであります。

同じく、附属資料の12ページを御覧ください。

この会計は、小山町湯船原地区の上野工業団地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,960万円、前年度に比べ2,860万円、29.1％の減額となっております。主な内容は、繰入金を財源に、工業団地の造成事業を行っていくものであります。

次に、議案第43号　令和２年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。

附属資料は13ページを御覧ください。

この会計は、木質バイオマス発電事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,145万円、前年度に比べ1,715万2,000円、29.3％の減額となっております。

主な内容は、事業収入を財源に、木質バイオマス発電事業を行っていくものであります。

次に、議案第44号　令和２年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算についてであります。

附属資料の13ページを御覧ください。

この会計は、小山ＰＡ周辺開発事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ４億3,830万円、前年度に比べ１億7,890万円、29.0％の減額であります。

主な内容は、繰入金と事業債を財源に、小山ＰＡ周辺の開発事業を行っていくものであります。

次に、議案第45号　令和２年度小山町温泉供給事業特別会計予算についてであります。

同じく資料の13ページを御覧ください。

この会計は、温泉供給事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ338万1,000円、前年度に比べ149万2,000円、30.6％の減額であります。

主な内容は、使用料及び前年度繰越金を財源に、温泉供給施設の維持管理や改修を行っていくものであります。

次に、議案第46号　令和２年度小山町水道事業会計予算についてであります。

附属資料は16ページを御覧ください。

はじめに、収益的収入及び支出の部であります。

収入は、予定総額３億2,966万3,000円、前年度に比べ839万5,000円、2.6％の増額となっております。

支出は、予定総額３億2,125万7,000円、前年度に比べ1,210万5,000円、3.9％の増額となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入は、予定総額２億4,179万8,000円、前年度に比べ１億1,782万8,000円、95.0％の増となっております。

支出は、予定総額３億8,526万9,000円、前年度に比べ１億5,459万4,000円、67.0％の増額となっております。

資本的収入支出の増額の要因は須走低区配水場の改築事業が始まることによるものであります。

なお、収入が支出に対して不足する額１億4,347万1,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金をもって補塡をしたいと考えております。

以上が議案第33号から議案第46号までの令和２年度当初予算関係14件についての概要でございます。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　企画総務部長の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、２月26日水曜日　午前10時開議

議案第33号から議案第46号までの、令和２年度予算14件を順次議題として、当初予算の補足説明を行います。

本日はこれで散会します。

午後４時25分　散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議　会　議　長　　池　谷　洋　子

署　名　議　員　　米　山　千　晴

署　名　議　員　　渡　辺　悦　郎

# 令和２年第２回小山町議会３月定例会会議録

令和２年２月２６日（第２日）

召集の場所　　小山町役場議場

開　　議　　午前１０時００分　宣告

出席議員

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 室伏　勉君 | ２番 | 室伏　辰彦君 |
| ３番 | 小林千江子君 | ４番 | 鈴木　豊君 |
| ５番 | 遠藤　豪君 | ６番 | 佐藤　省三君 |
| ７番 | 薗田　豊造君 | ８番 | 高畑　博行君 |
| ９番 | 岩田　治和君 | １０番 | 池谷　弘君 |
| １１番 | 米山　千晴君 | １２番 | 渡辺　悦郎君 |
| １３番 | 池谷　洋子君 | | |

欠席議員　　なし

説明のために出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 池谷　晴一君 | 副町長 | 杉本　昌一君 |
| 教育長 | 天野　文子君 | 企画総務部長 | 湯山　博一君 |
| 住民福祉部長 | 小野　一彦君 | 経済建設部長 | 高村　良文君 |
| 未来創造部長 | 遠藤　正樹君 | ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ推進局長 | 池谷　精市君 |
| 教育次長 | 長田　忠典君 | 危機管理監 | 野木　雄次君 |
| 町長戦略課長 | 小野　正彦君 | 総務課長 | 後藤　喜昭君 |
| 住民福祉課長 | 渡邊　啓貢君 | 介護長寿課長 | 山本　智春君 |
| 商工観光課長 | 湯山　浩二君 | 上下水道課長 | 渡辺　史武君 |
| 未来拠点課長 | 遠山　洋行君 | おやまで暮らそう課長 | 岩田　幸生君 |
| こども育成課長 | 大庭　和広君 | 総務課副参事 | 米山　仁君 |

職務のために出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 岩田　芳和君 | 議会事務局書記 | 池谷　孝幸君 |

会議録署名議員　　１１番　米山　千晴君　　１２番　渡辺　悦郎君

散　　会　　午後１時４８分

（議　事　日　程）

日程第１　議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算
日程第２　議案第34号　令和２年度小山町国民健康保険特別会計予算
日程第３　議案第35号　令和２年度小山町育英奨学資金特別会計予算
日程第４　議案第36号　令和２年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第５　議案第37号　令和２年度小山町下水道事業特別会計予算
日程第６　議案第38号　令和２年度小山町土地取得特別会計予算
日程第７　議案第39号　令和２年度小山町介護保険特別会計予算
日程第８　議案第40号　令和２年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第９　議案第41号　令和２年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
日程第10　議案第42号　令和２年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
日程第11　議案第43号　令和２年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
日程第12　議案第44号　令和２年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算
日程第13　議案第45号　令和２年度小山町温泉供給事業特別会計予算
日程第14　議案第46号　令和２年度小山町水道事業会計予算

議　　事

午前10時00分　開議

**○議長（池谷洋子君）**　本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第１　議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算

**○議長（池谷洋子君）**　日程第１　議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算を議題とします。

各部長等から補足説明を求めます。

初めに企画総務部長　湯山博一君。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　令和２年度一般会計予算の企画総務部関係の補足説明を行います。

はじめに、歳入から御説明申し上げます。

予算書は17ページからであります。

はじめに、町税の概要を申し上げます。１款町税の総額は39億81万円と、令和元年度に比べ2,100万円、率にして0.5％の増額となっております。内訳といたしましては、１項町民税は12億8,510万円で町税全体の32.9％、２項固定資産税は24億650万円で町税全体の61.7％と、この２つの税目が町税収入の大半を占めております。

３項軽自動車税は6,101万円で町税全体の1.6％、４項町たばこ税は１億3,300万円で町税全体の3.4％、５項の入湯税は1,520万円を計上いたしました。

それでは、税目ごとに詳しく御説明いたします。

17ページを御覧ください。１款１項１目町民税個人分の現年課税分でありますが、前年度に比べ2,100万円、2.0％増額の10億7,000万円を見込みました。

次に、その下の２目法人分の現年課税分でありますが、対象法人数は456社を見込んでおり、税制改正により、税率9.7％から6.0％へ引き下げられた影響により、前年度に比べ１億円減額の２億1,000万円を計上いたしました。

次に、18ページを御覧ください。２項１目固定資産税の現年課税分でありますが、令和元年度当初予算課税標準額から令和２年度の変化率を見込み、算定をいたしました。

右側の説明欄を御覧ください。土地につきましては、全国的には地価の下落率は縮小し、上昇や横ばいに転じている地点もあるものの、地方においては依然として下落基調が続いていることから、令和元年度時点修正に、地価下落をできる限り反映し、課税標準額を0.7％減額し、６億9,607万4,000円を計上いたしました。

家屋につきましては、大規模家屋と一般住宅の新築増額分を見込み、８億2,568万9,000円とし

たところであります。

償却資産につきましては、年間平均減価償却率が3.8％程度であることと、新規の設備投資を見込み、８億8,619万7,000円を計上いたしました。

予算計上におきましては、収納率を99.0％と設定をし、純固定資産税分では前年度に比べ１億700万円、率にして5.0％増額の23億9,000万円を見込んだところであります。また、滞納繰越分は400万円を計上いたしました。

続きまして、19ページをお願いいたします。３項軽自動車税１目環境性能割は平成29年度の税制改正により、自動車取得税が廃止をされ、軽自動車税の環境性能割が令和元年10月１日に施行されたことから、400万円を計上したものであります。その下の同項２目の種別割現年課税分でありますが、平成31年４月の車両別台数を基準に、令和元年度決算見込みを踏まえ、前年度に比べ300万円、5.6％増額の5,700万円を計上いたしました。なお、収納率は99.5％としております。

続きまして、20ページを御覧ください。４項１目町たばこ税につきましては、令和元年度決算見込み、令和２年10月１日施行の一般品の税率の引き上げ及び喫煙環境の厳格化による販売本数の減少などから、前年度に比べ1,700万円、11.3％減額の１億3,300万円を計上いたしました。

次に、21ページにかけまして、５項１目入湯税は、平成30年度に新たに２件課税対象がふえたことから、前年度に比べ420万円増額の1,520万円を計上いたしました。

次に、21ページの２款地方譲与税の１項自動車重量譲与税は、自動車重量税の1,000分の407に相当する額が市町村に交付をされるもので、交付額は町道の延長と面積により算定をされます。前年度と同額の6,800万円を計上いたしました。

その下の２項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の100分の42に相当する額が市町村に交付をされるもので、算定の基準は先ほどの自動車重量譲与税と同様であります。前年度と同額の2,800万円を計上いたしました。

次に、23ページを御覧ください。６款１項１目法人事業税交付金は、新たに設けられた交付金で、法人事業税の5.4％に相当する額が市町村に交付をされるもので、3,000万円を計上いたしました。

その下の７款１項１目地方消費税交付金は、地方消費税の２分の１に相当する額が市町村に交付をされるもので、市町村の人口と従業員数に基づいて算定されます。県の見込額から推計をし、前年度に比べ8,000万円増額の４億6,000万円を計上いたしました。

その下の８款１項１目ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場利用税の10分の７に相当する額が市町村に交付をされるもので、前年度に比べ1,000万円減額の１億9,000万円を計上いたしました。

24ページの10款１項１目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、国が所有する財産のうち、自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供する固定資産が対象となる交付金で、それぞれの市町村に存在する財産の価格に応じて交付をされます。前年度に比べ100万円減額の3,300万円を計上いたしました。

その下の11款１項１目地方特例交付金は、税制改正などによる地方公共団体の減収を補塡するために交付をされるもので、前年度に比べ700万円増額の1,700万円を計上いたしました。

続きまして、25ページを御覧ください。12款１項１目地方交付税は、令和２年度地方財政計画から推計をし、前年度に比べ9,000万円増額の４億5,000万円を計上いたしました。なお、地方交付税のうち説明欄１の普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額に相当する額が交付をされるものであり、説明欄２の特別交付税は、普通交付税で反映できない特別な財政需要に対して交付をされるものであります。

続いて飛びますけれども、34ページを御覧ください。16款２項９目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、ジェット機が運用される基地や実弾演習が行われる演習場などを特定防衛施設として位置づけ、その所在する市町村に対して交付をされるもので、いわゆる９条交付金と呼んでいるものであります。前年度に比べ１億1,691万円増額の２億7,811万円を計上いたしました。

続きまして、40ページを御覧ください。18款１項１目財産貸付収入３億3,947万3,000円の主なものは、１節土地貸付収入の説明欄１東富士演習場貸付料３億1,522万8,000円で、演習場として国に貸し付けている町有地約252.8ヘクタールの貸付料であります。

続きまして、42ページを御覧ください。19款１項２目総務費寄附金1,500万円は、須走地域振興基金に積み立てる須走彰徳山林会様からの寄附金であります。

続いて、43ページから44ページを御覧ください。20款２項１目東富士演習場関連特定事業基金繰入金２億2,581万円は、こども園の運営やこども医療費助成事業などの特定事業のために、特定防衛施設周辺整備調整交付金を積み立てた基金からそれぞれの事業の財源として繰り入れをするものであります。

その下の同じく４目総合計画推進基金繰入金６億4,014万円は、種々の事業を執行するための財源として繰り入れをするものであります。

次に、48ページを御覧ください。22款６項１目雑入の２節雑入のうち、説明欄22ミニボートピア富士おやま環境整備協力費2,400万円は、協定に基づきまして、ミニボートピア富士おやまの売上額の１％に相当する額を環境整備協力費として納入するもので、前年度と同額を計上しております。

続きまして、51ページを御覧ください。23款１項５目臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源の性質を持つ地方債で、令和２年度地方財政計画から推計をし、前年度に比べ2,000万円減額の３億円を計上いたしました。

以上が歳入の主な説明であります。

なお、歳入における町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の自主財源の合計は66億368万4,000円で、前年度に比べ27.6％、金額にして25億2,082万円の減額で、歳入全体の60.4％を占めております。

それでは、次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

57ページを御覧ください。２款１項１目一般管理費は、職員人件費をはじめ、表彰審査委員会などの各審査会委員の報酬やいわゆる庶務に係る経費を計上した一般行政事務費と、町長秘書費の３事業があり、前年度に比べ1,630万5,000円減額の５億7,331万円を計上いたしました。

続きまして、60ページを御覧ください。２目財政管理費は、予算編成事務などの経費を計上した財政管理費と事業進行管理や定員管理に係る経費を計上した行財政改革推進事業費があり、前年度に比べ47万8,000円増額の889万6,000円を計上いたしました。

次に、62ページを御覧ください。４目財産管理費は、町有財産、基金の管理、また役場本庁舎や公用車の管理、入札、契約事務等に係る経費で、前年度に比べ１億4,501万6,000円増額の２億9,400万9,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、基金積立金の増額によるものであります。

続きまして、69ページから70ページを御覧ください。６目のうち、説明欄（２）自治振興費は、区長会等に係る経費であり、前年度に比べ3,396万8,000円減額の2,195万5,000円を計上いたしました。大幅な減額の要因ですが、令和元年度には、公民館建設費補助金3,400万円が計上されていたからであります。

続きまして、70ページから71ページにかけまして、説明欄（４）協働推進費は、町民との協働による地域まちづくり事業などの経費で、前年度とほぼ同額の337万6,000円を計上いたしました。

次のページにかけて、７目電算管理費は、住民基本台帳や課税事務などのプラットホームとなる総合行政システム機器、事務用パソコン、庁内イントラネット、インターネット環境などを管理運用する経費で、前年度に比べ556万8,000円増額の9,243万4,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、基幹系システムの更新などによるものであります。

続きまして、73ページを御覧ください。８目人事管理費は、職員の福利厚生、研修、給与、人事評価、職員採用などに係る経費で、前年度とほぼ同額の1,047万8,000円を計上いたしました。

次に、75ページの９目諸費は、会計年度任用職員の福利厚生費が主なもので、前年度に比べ383万9,000円増額の5,109万円を計上いたしました。増額の主な要因は、来年度任用を予定しております会計年度任用職員等の社会保険料の増額であります。

続きまして、75ページの２項徴税費は、町税の課税、徴収事務に要する経費で、前年度に比べ1,798万1,000円減額の１億2,085万5,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、令和元年度には、３年に１度の土地評価替えのための土地評価業務委託料などが計上されていたからであります。

次に、82ページを御覧ください。５項統計調査費は、前年度に比べ611万円増額の1,378万4,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、来年度に５年に１度の国勢調査が実施をされることによるものであります。

続きまして、85ページを御覧ください。７項１目企画渉外総務費は、まちづくりの基本施策を進めるための経費で、前年度に比べ823万7,000円増額の9,905万1,000円を計上いたしました。主

な内容について説明をいたします。説明欄（２）企画調査費、12節第５次総合計画策定支援業務は第５次小山町総合計画策定に係る委託料であります。

説明欄（３）地域公共交通活性化事業費。次のページの18節自主運行バス負担金は、これまでの町内３ルートを回る小山町コミュニティバス等の仕組みを大幅に改め、デマンド交通の導入を含めた新たな公共交通に要する経費であります。

次に、90ページを御覧ください。８項１目広報広聴費は、前年度に比べ４億1,765万3,000円減額の１億5,899万6,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、ふるさと納税制度の指定につきまして、先行きが不透明なことから、ふるさと振興事業費を実質削ったことによるものであります。

それでは、主な内容について説明をいたします。

91ページの説明欄（２）広報広聴費は、広報おやまの発行、ホームページの運営、シティプロモーションの推進などに係る経費で、前年度に比べ2,905万4,000円減額の1,469万円を計上いたしました。減額の主な要因は、デジタルマーケティング事業等が完了をしたことによるものであります。

次に、94ページから95ページにかけて、説明欄（６）スタジオタウン小山推進事業費は、フィルムコミッション事業や映像制作支援によるシティプロモーションを推進する経費で、前年度に比べ495万1,000円減額の983万3,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、小山ムービーキャンプ交付金を大幅に減額をしたことによるものであります。

最後に、207ページを御覧ください。11款公債費は町債の元金と利子の償還費で、前年度に比べ1,072万6,000円増額の８億9,397万5,000円を計上いたしました。１目元金の起債の数は217件、利子の起債の数は242件であります。

以上で、企画総務部関係の補足説明を終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、住民福祉部長　小野一彦君。

**○住民福祉部長（小野一彦君）**　令和２年度小山町一般会計予算のうち、住民福祉部関係について御説明いたします。

まず、新たな取り組みについて御説明いたします。

住民福祉部では、次年度から、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現するため、包括的支援体制の構築を進めてまいります。また、高齢や障害など判断能力の不足する方の権利を擁護するための体制づくり、そして、高齢者のフレイル対策を図り、健康寿命を延ばすための保健事業と介護予防事業を一体的に実施する事業を開始いたします。

このため、この後、歳入と歳出のそれぞれの箇所で御説明をいたします。

それでは、歳入の主なものについてであります。

最初に、30ページをお開きください。16款１項１目民生費国庫負担金の１節社会福祉費負担金、説明欄１の障害者自立支援給付費負担金１億6,237万5,000円は、障害者総合支援法に基づく、障

害者の自立と社会経済活動への参加促進を図るため、障害介護給付費等の２分の１を、説明欄２の障害者自立支援医療費負担金534万円は、更正医療費４名分と、育成医療費２名分の２分の１を、説明欄３の国民健康保険基盤安定負担金の1,369万4,000円は、国保税の軽減世帯に属する一般被保険者数に応じて公費で補塡するもので、保険者支援分として２分の１をそれぞれ国庫負担金として見込んだものであります。

その下、２節老人福祉費負担金の説明欄１低所得者保険料軽減負担金563万2,000円は、消費税引き上げによる介護保険料負担の影響を軽減するために、国庫負担金で、負担率は２分の１であります。

次に、31ページを御覧ください。中段の２項１目総務費国庫補助金、１節総務管理費補助金の説明欄１個人番号カード交付事業費補助金144万5,000円。説明欄２事務費補助金93万円。説明欄３利用環境整備費補助金204万5,000円は、いずれも個人番号カード普及促進を図るための事業費の財源としての国庫補助金であります。

説明欄５の戸籍システム整備費補助金321万2,000円は、戸籍システムをマイナンバーカードに対応させ、かつ、デジタル手続法への対応のため、戸籍附表の記載事項を追加するためのものであります。

下段の２項２目民生費国庫補助金の１節社会福祉費補助金、説明欄１の地域生活支援事業補助金1,081万8,000円は、障害者が地域生活を円滑に送るための相談支援や、日常生活用具給付や地域活動支援センター事業等に対する補助金であり、補助率は２分の１であります。

その下、説明欄２の包括的支援体制構築事業費補助金318万4,000円は、包括的支援体制を構築することにより、地域共生社会を実現するための補助金で、その下、２節後期高齢者医療費補助金781万7,000円は、説明欄３の後期高齢者医療特別調整交付金653万2,000円が主なもので、新規事業である高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る国庫補助金であります。

いずれも、冒頭で御説明いたしました新規事業であり、補助率は４分の３であります。

次の32ページ、３目の衛生費国庫補助金の１節保健衛生費補助金の説明欄１の母子保健衛生費補助金125万円は、産前産後サポート事業や、産婦健診、産後ケア事業に対する補助金で、説明欄２の感染症予防事業費等補助金213万6,000円は、本年度から開始した風疹対策事業やがん検診の総合支援事業の補助金で、補助率はいずれも２分の１であります。

次に、35ページをお開きください。17款１項１目民生費県負担金、１節社会福祉費負担金の主なものは、説明欄３の障害者自立支援給付費負担金7,893万7,000円で、先ほど御説明しました国庫負担金に加え、４分の１に相当する県負担分であります。

説明欄４の障害者自立支援医療費負担金267万円は、更生医療費及び育成医療費の４分の１を県負担として計上したものであります。

説明欄５の国民健康保険基盤安定負担金3,913万5,000円は、保険者支援分の４分の１と低所得者に対する保険税軽減分の４分の３を、また、その下、２節老人福祉費負担金、説明欄１の後期

高齢者保険基盤安定負担金2,293万8,000円は、低所得者に対する保険料軽減分の４分の３をそれぞれ県が負担するものであります。

その下、説明欄２の低所得者保険料軽減負担金281万6,000円は、国庫負担金で御説明いたしました消費税率引き上げによる介護保険料負担の影響を軽減するために、県が４分の１を負担するものであります。

次に、36ページの２項２目民生費県補助金、１節社会福祉費補助金2,252万6,000円のうち、説明欄１の地域生活支援事業補助金540万9,000円は、国庫補助金で説明しました地域活動支援センター事業等に対する県の補助金で、説明欄３の重度障害者（児）医療費補助金1,700万円は、医療費助成額の２分の１の県補助金であります。

その下、２節老人福祉費補助金516万3,000円のうち、説明欄３の成年後見推進事業費補助金150万円は、今年度に引き続き、成年後見制度の普及啓発を推進するための補助金であります。

次に、37ページの３目衛生費県補助金、１節の保健衛生費補助金2,290万5,000円のうち、説明欄１こども医療費助成事業費補助金2,060万7,000円は、０歳から高校生相当世代までの入院、通院に要する医療費助成に対する県補助金であります。

次に、46ページをお開きください。22款３項１目民生費納付金、１節老人福祉費納付金480万円は、養護老人ホーム２施設に入所されている方、13人分の入所者納付金であります。

次に、47ページ上段の５項２目民生費受託事業、１節老人福祉費受託事業収入の説明欄１の健康診査受託事業1,148万4,000円は、後期高齢者のフレイル健診の費用として、説明欄２の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施受託事業326万8,000円は、冒頭に御説明いたしました新規事業に従事する専門職の人件費の経費として、いずれも静岡県後期高齢者医療広域連合から受けるものであります。

次に、６項１目雑入、次の48ページの２節雑入、説明欄12の予防接種負担金442万6,000円は、高齢者のインフルエンザや肺炎球菌予防接種の自己負担金で、説明欄18の各種検診負担金180万2,000円は、がん検診等の自己負担金であります。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

69ページをお願いいたします。２款１項６目自治振興費の説明欄（３）防犯推進費の主なものは、次のページの13節ＬＥＤ防犯灯リース料341万9,000円と、その下、14節防犯カメラ設置462万円は、今年度に引き続き、町内各所へ防犯カメラの設置を継続するもので、その下、18節の一番下の防犯灯維持交付金180万円は、各地区の防犯灯の電気料の負担を軽減するための交付金であります。

78ページをお開きください。２款３項１目戸籍住民基本台帳費の主なものは、次のページの説明欄（２）戸籍住民基本台帳事務費2,779万2,000円であり、12節の電算処理402万円及び国庫補助金を充当して実施する戸籍情報システム改修642万4,000円で、住民情報業務処理、印鑑登録管理業務及び戸籍システムのマイナンバー対応等を実施いたします。

その下、13節の戸籍総合システム使用料950万4,000円等は、電算関係システム及び機器の使用料であります。

次の80ページ、説明欄（３）個人番号カード関連事務費の主なものとして、１節会計年度任用職員報酬341万円は、マイナンバーカードの普及促進を図るために、窓口に職員を配置するものと、18節通知カード・番号カード事務交付金160万円は、地方公共団体情報システム機構への負担金であります。

次に、95ページをお開きください。２款９項１目交通安全対策費の主なものとして、次の96ページ、説明欄（２）交通安全推進費の18節の２番目、交通安全指導員設置費負担金341万2,000円は、御殿場警察署管内の交通安全指導員４名に対する町負担分３分の１であり、その下、（３）交通指導員活動費、７節の２番目の謝礼240万円は、交通指導員25名の出動に対する謝礼であります。年間を通して街角や学校等で町民や子ども達に対し交通安全の啓発活動を実施しております。

次に、97ページをお開きください。３款１項１目社会福祉総務費の主なものとして、説明欄（２）社会福祉総務費、12節地域福祉包括支援業務423万5,000円は、冒頭で御説明いたしました新規事業で、地域共生社会の実現を目指し、断らない相談体制をはじめとする包括的支援体制の構築のために、社会福祉協議会に地域福祉コーディネーター兼相談支援包括化推進員を配置するものであります。

99ページの18節の一番下の地域生活支援業務交付金292万8,000円は、町民の福祉の増進、民生安定のための相談、指導及び調査等を行う民生委員児童委員協議会の活動に対する交付金であります。

その他では、説明欄（３）社会福祉協議会運営補助費、18節社会福祉協議会職員費交付金2,600万円で、社協職員の人件費４人分に係る交付金であります。

次に、下段の３款１項２目障害者福祉費の主なものは、101ページの説明欄（３）重度心身障害者（児）援護費では、19節重度障害者（児）医療費扶助4,225万2,000円で、対象者の医療費の個人負担分について扶助するものであります。

続いて、説明欄（５）自立支援給付費では、19節障害介護給付費３億1,200万円で、身体、知的、精神に障害のある方に係る施設入所支援や就労支援、また、居宅介護、グループホームへの利用などへの給付費であります。

続いて、その下、説明欄（６）自立支援医療費給付費では、19節自立支援医療費扶助1,068万円で、人工透析等の医療に対する扶助であります。

続いて、次の102ページの説明欄（７）地域生活支援事業費では、12節の地域活動支援センター事業1,390万4,000円で、生産活動の機会の提供、社会との交流支援、また、地域において就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施している施設への委託料であります。

その下、障害者相談支援事業509万5,000円は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供及

び助言、また、サービス利用支援等を行う知的、身体、精神、それぞれの施設に対する委託料で、19節の重度身体障害者（児）の日常生活用具扶助の490万円。

その下の障害者（児）日中一時支援費180万円は、自立支援を目的に、在宅で利用するサービスを支援するものであります。

103ページ上段、３款１項３目健康福祉会館管理費の主なものは、説明欄（２）健康福祉会館管理運営費、12節の健康福祉会館指定管理料2,939万8,000円で、指定管理は４年目となります。

次に、104ページの３款２項１目老人福祉総務費の主なものは、次のページの説明欄（２）高齢者福祉推進費では、12節の６番目の小山町高齢者保健福祉計画及び第８期介護保険事業計画策定業務288万2,000円。こちらは、令和３年度から令和５年度までの３年間の介護保険料を算定するための計画を策定するものであります。

次の106ページのシルバー人材センター運営助成金900万円は、高齢者の生きがい就労の機会の確保を図るために助成するものであります。

次の107ページ、説明欄（４）老人保護措置費では、19節の老人措置費3,300万円。町が措置した養護老人ホーム２施設への入所者13人分の措置費であります。

説明欄（６）成年後見制度推進費では、12節の成年後見推進事業150万円は、今年度に引き続き実施する市民後見人養成講座及び制度の啓発講演会の開催や、弁護士等に参画いただく連絡協議会の開催及び運営を行うものであります。また、次の権利擁護支援センター事業146万7,000円は新規事業で、社会福祉士を擁する社会福祉協議会にセンター事業を委託する経費であります。

次の説明欄（７）保健事業と介護予防の一体的実施事業費400万円は、冒頭で御説明いたしました新規事業で、高齢者のフレイル対策のために、各種データから抽出した個別の高齢者や通いの場等への積極的な関与等を行うもので、専門職に業務委託するものであります。

次に、108ページの３款２項３目後期高齢者医療費の主なものは、次のページの説明欄（２）後期高齢者医療事業費の12節の健康診査業務の1,550万円で、フレイル健診に要する費用であります。

その下、説明欄（３）後期高齢者医療負担金では、18節の静岡県後期高齢者医療医療給付費負担金の１億6,150万1,000円が主なものであり、町負担分であります。

次に、120ページをお開きください。４款１項１目保健衛生総務費の主なものは、説明欄（２）保健衛生管理費、次のページ、18節、５番目の看護学校運営費等負担金662万6,000円は、御殿場市医師会立看護学校の経費を御殿場市と負担するものであり、その下、19節の精神障害者医療扶助400万円は、精神障害者家族の経済的な負担の軽減と障害者の治療の促進を促すために、入院医療費に対する自己負担分の２分の１を助成するものであります。

次のページへかけて、説明欄（３）救急医療対策事業費では、18節の御殿場市救急医療センター負担金の5,450万9,000円は、運営費の不採算部分を御殿場市と人口割により負担するものであります。

その下、御殿場市医師会２次救急医療業務負担金917万3,000円は、御殿場市医師会が実施する２次救急医療業務に対する負担金であります。

その２つ下、小児２次救急医療業務等負担金496万6,000円は、御殿場市医師会管内における小児２次救急医療の充実を図るとともに、重篤小児患者の救急体制整備を推進するための負担金であります。

更にその下、公的病院等運営費補助金5,000万円は、特別交付税措置を受け、過疎地等の不採算地区に立地する公的病院等に助成することにより、地域医療の確保を目指すものであります。

次に、４款１項２目予防費の主なものとして、説明欄（２）感染症予防費、次の123ページ、12節の個別接種5,000万円は、水痘、麻疹風疹、高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌等の予防接種に係る医療機関への委託料であります。

次に、４款１項３目健康づくり推進費の主なものは、説明欄（２）健康増進事業費の次のページ、18節の２番目の健康づくり推進事業助成金115万円。こちらは、健康づくり推進協議会への助成金であります。

その下、説明欄（３）生活習慣病予防費の12節の保健事業4,300万円は、各種がん検診等に係る医師会及び医療機関への委託料であります。

次の125ページ、説明欄（４）健康マイレージ事業費では、18節健康マイレージ賞品負担金100万円で、マイレージポイント達成者のハッピーチケット利用に係る負担金であります。

その下、説明欄（５）クアオルト健康ウオーキング推進事業費では、事業の継続に不可欠である実践ガイド資質向上研修費用等を計上しております。

次に、４款１項４目母子保健事業費の主なものは、説明欄（２）母子保健事業費、次の126ページ、12節の保健事業1,300万円は、妊婦健診、乳児健診及び産婦健診、産後ケア事業等に係る費用で、専門職及び医療機関への委託料であります。

次にその下、19節の不妊・不育症治療費助成250万円は、少子化対策の一環として、不妊と不育症の治療を受ける方の経済的負担の軽減を図るための助成であります。

続いて、説明欄（３）こども医療費助成費の19節のこども医療費助成8,000万円は、０歳から高校生相当世代までの入院、通院に係る医療費の自己負担分の全額を助成する事業であります。

次に、127ページをお願いいたします。４款２項１目、環境保全総務費の主なものは、説明欄（２）環境保全事業費、12節の生活排水処理基本計画作成業務200万円で、町の生活排水処理に関し、長期的な基本方針を定めるものであります。

次の128ページ、説明欄（４）ごみ減量・リサイクル推進事業費、18節の資源リサイクル活動奨励交付金200万円は、リサイクル活動を実施する団体に交付する奨励金であります。

次の129ページ、説明欄７、広域行政組合斎場負担金と、説明欄（８）広域行政組合衛生センター負担金につきましては、それぞれ組合が管理運営する施設の負担金であります。

次に、130ページをお願いいたします。４款３項１目清掃総務費の主なものは、説明欄（２）塵

芥収集事業費、次のページ、12節の塵芥収集運搬5,500万円であり、家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬に係る経費であります。

その下、２目塵芥処理費の主なものは、説明欄（２）塵芥処理費、12節の一般廃棄物中間処理250万円で、民間事業者に、古紙類等の処理を依頼するものと13節の一般廃棄物最終処分場用地賃借料367万6,000円であります。

次の132ページ、説明欄（３）広域行政組合富士山エコパーク負担金は、富士山エコパークの焼却施設及び再資源化施設に係る広域行政組合への負担金であります。

最後に、145ページをお開きください。６款１項１目商工業振興費の説明欄（４）消費者行政費は、消費生活センターに有資格者の相談員を配置することにより、相談業務に対応し、消費者トラブルの防止と賢い消費者を育てるための消費者教育を推進するものであります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、経済建設部長　高村良文君。

**○経済建設部長（高村良文君）**　令和２年度一般会計予算のうち経済建設部関係の補足説明をいたします。

はじめに、歳入関係であります。

予算書の26ページをお開きください。

14款１項１目農林水産業費分担金は、前年度に比べ3,242万5,000円減の2,178万7,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄２県営中山間地域総合整備事業分担金1,447万5,000円は、町内２地区で実施しております県営中山間地域総合整備事業に受益者から事業費に対し、7.5％の分担金として、説明欄３県営畑地帯総合整備事業分担金690万円は、上野下ノ原地区で実施しております県営農地整備事業アグリふじおやま地区の農地造成工事の事業費に、受益者から10％を分担金として、それぞれ歳入に計上するものであります。

次に、32ページをお開きください。16款２項５目土木費国庫補助金の経済建設部の主なものといたしまして、１節道路橋梁費補助金、説明欄１社会資本整備総合交付金（道路改築等）の３億3,285万円は、町道大胡田用沢線道路改良舗装工事のほか３路線の道路事業に対し、50％の国からの交付金であります。

下段、説明欄４防災安全交付金（橋梁点検・橋梁補修）8,525万円は、令和２年度道路構造物長寿命化事業費に対する55％の国からの交付金であります。

次に、37ページをお開きください。17款２項４目農林水産業費県補助金は、前年度に比べ8,981万円の増の１億3,465万5,000円で、増額の主なものは、説明欄11産地パワーアップ事業補助金9,390万3,000円で、アグリふじおやま地区において、園芸施設等の整備事業に対する県からの50％の補助金であります。

その下、２節林業費補助金2,460万円は、令和２年度に計画しております町内２カ所の治山工事につきまして、県単治山事業補助金として、事業費の60％の県の補助金であります。

次のページをお開きください。17款２項６目土木費県補助金、２節道路橋梁費補助金説明欄（１）急傾斜地崩壊防止事業費補助金は、前年度に比べ868万5,000円減の1,224万円で、減額の主なものは、足柄地区神田急傾斜事業の工事完了に伴う減額であります。来年度からは、次期急傾斜地崩壊防止工事の候補地３カ所における測量設計業務等に対する45％の県費補助金となります。

次に、47ページをお開きください。中段の22款５項４目商工労働費受託事業収入、２節観光費受託事業費収入497万円は、説明欄１富士山保全協力金徴収業務で、静岡県からの受託事業として、富士山須走口五合目で実施する保全協力金の徴収業務に対する費用の全額を収入として計上するものであります。

続いて、48ページ、22款６項１目２節雑入、説明欄10道の駅地域振興センター利用料3,250万円と、説明欄11道の駅観光交流センター利用料2,000万円は、町内２カ所の道の駅指定管理者から施設利用料として、年間販売想定額の５％を計上したものであります。

引き続き、歳出関係について説明をいたします。

133ページをお開きください。

５款１項２目農業振興費は、前年度に比べ１億7,568万7,000円増の１億9,417万2,000円となります。後ほど説明いたしますが、予算科目の統廃合を行ったことが、増額の主な要因であります。

来年度の主な事業といたしまして、次のページ、中段、説明欄（２）農業振興費、18節負担金、補助及び交付金で、詳細は、また次のページに進んでいただき、中段の米コンクール実行委員会負担金240万円では、本年11月に小山町で開催されます、米食味分析鑑定コンクール国際大会に向けた負担金であります。

その下、その３行下、産地パワーアップ事業補助金9,390万3,000円は、先ほど歳入でも説明いたしましたが、国において、意欲ある農業者が高性能機械や施設等の整備に係る経費を総合的に支援する事業で、今回、アグリふじおやま地区において、低コスト、耐久性ハウス等の園芸施設の整備に対し、事業費の２分の１を県からの補助金を充当するものであります。

次に、138ページをお開きください。５款１項３目土地改良事業費、説明欄（５）中山間地域総合整備事業費2,900万9,000円の主なものは、18節県営中山間地域総合整備事業負担金2,895万円で、県営中山間足柄金時地区、北郷南西部地区において、ほ場整備工事及び換地業務に対する県への負担金として、事業費の15％相当額を計上しております。

次のページ、説明欄（６）経営体育成基盤整備事業費1,530万4,000円の主なものといたしまして、18節県営畑地帯総合整備事業費負担金1,380万円で、上野下ノ原地区で進めております県営農地整備事業アグリふじおやま地区の農地造成工事に対する県への事業負担金といたしまして、事業費の20％相当額を計上したものであります。

139ページから140ページにつきましては、先ほど説明いたしましたが、予算項目の見直しを行い、細分化された科目の統廃合を行ったもので、昨年度までの予算書から削除したものであります。

139ページ中段、畜産業費及び140ページ中段、中山間地域直接払推進事業費、農地活性化センター管理費、農村公園管理費、農業総務費の５項目につきましては、５款１項２目農業振興費へ統合いたしました。

また、139ページ下段、演習場周辺障害防止対策事業費、140ページ上段、中山間地域総合整備事業費、経営体育成基盤事業の３項目につきましては、５款１項３目土地改良事業費に統合しております。

それでは、141ページを御覧ください。５款２項１目林業総務費は、前年度に比べ3,233万1,000円減の1,697万4,000円を計上いたしました。減額の主な理由は、台風第19号の災害復旧に伴うものであります。主な事業といたしましては、説明欄（３）森林整備事業費の12節森林経営事業費450万円で、手入れが行き届いていない森林を整備するため、森林経営管理法に基づき、所有者の意向を確認し整備を行うものであります。

次に、142ページ、５款２項２目林道費は、前年度に比べて1,437万円の減の2,490万円を計上しております。主な事業は、説明欄（３）林道整備事業費の18節山村道路網整備事業費負担金2,000万円で、県が実施いたします林道金時線の改良工事に対し、町の負担金として、事業費の３分の１を支出するものであります。

その下、５款２項３目治山事業費は、前年度と比べ3,290万9,000円増の4,672万5,000円を計上いたしました。主な事業につきましては、次のページ、説明欄（５）県単独治山事業費4,100万円で、足柄地区及び須走地区の２地区において、治山工事を実施するものであり、歳入でも説明いたしましたが、事業費の60％の県補助金を充当し、実施してまいります。

次にその下、６款１項１目商工業振興費に移ります。前年度に比べ956万9,000円増額の主な理由は、職員の人件費でありますが、主な事業につきましては、144ページをお開きください。中段、説明欄（２）商工業振興費921万6,000円は、18節小山町商工会助成金830万円で、商工会へ地域振興事業費と産業祭事業費を助成するものであります。

次に、148ページを御覧ください。６款２項１目観光費は、前年度に比べ9,452万円の減の１億1,731万円を計上いたしました。減額の主な理由は、観光施設の整備完了等に伴うものであります。

それでは、次のページ、移っていただき、説明欄（２）観光振興費3,070万円の主なものといたしまして、次の150ページ、18節、４行目、観光協会助成金910万円は、小山町観光協会の運営及び観光誘客事業に対する助成金であります。

その下、おまつり助成金1,000万円は、富士山金太郎まつりや足柄峠笛まつり、豊門公園もみじまつりの実施に対しての助成金であります。

続いて、説明欄（３）富士山観光事業費3,004万6,000円の主なものといたしまして、12節五合目駐車場管理338万1,000円は、富士山須走口五合目、来訪者の利便性を高めるため、駐車場及び公衆トイレの管理を委託するものであります。

続いて、151ページ、上から５行目、富士山保全協力金徴収業務438万5,000円は、歳入でも御説

明いたしましたが、富士山須走口五合目において保全協力金の徴収員を配備する業務委託費であります。

続いて、説明欄（４）交流人口拡大事業費1,352万5,000円は、モータースポーツ、サイクルスポーツの聖地づくりを推進するための負担金が主なものであります。

次のページをお開きください。中段のモータースポーツ協力金負担金200万円は、富士スピードウェイで開催されます24時間耐久レースや世界耐久選手権を地域一体となって応援し、まちの活性化につなげるための事業を実施するものであります。

続いて、中段のツアー・オブ・ジャパン富士山ステージ負担金630万円は、国内外のプロ選手が参加するステージ制ロードレースの開催に当たり、来年度は、実行委員会を設立し、イベント内容や広報の充実を図り、誘客を促進するものであります。

続いて、その下、町内ゴルフ場利用促進助成金100万円は、町内のゴルフ場や小山町ゴルフ連盟との連携により、ハーフコンペの開催など、ゴルフ場の利用促進を図るための事業を実施するものであります。

次に、153ページ、説明欄（６）富士箱根トレイル等維持管理費400万2,000円の主なものは、12節ハイキングコース維持管理業務169万2,000円で、ハイカーの利便性向上を図るため、地元８団体の協力により、コースの巡視、整備を実施するための委託費であります。

次に、下段、６款２項２目町民いこいの家管理費150万6,000円と、次のページ、６款２項３目道の駅管理費307万5,000円は、例年、各施設の維持管理費に必要な経費を計上したものであります。

次に、６款３項１目労働諸費は、前年度に比べ324万3,000円増の1,702万8,000円を計上いたしました。主なものといたしまして、次のページ、説明欄中段の（３）雇用対策事業費617万5,000円は、12節雇用確保に向けたアクションプラン策定業務330万円で、今年度に、既存企業及び新規立地企業を対象として実施いたしました雇用情勢の実態調査・分析業務に基づき、計画的かつ効率的に雇用を確保するための計画策定業務であります。

次に、160ページをお開きください。７款２項２目土木費道路維持費は、前年度に比べ1,245万8,000円減額の5,314万6,000円であり、主な事業は、次のページ、１行目、説明欄（３）公共施設地区対応事業費4,250万円で、各地区からの要望に対する維持補修事業費であります。

次に、７款２項３目、町道整備事業費は、前年度に比べ３億5,717万5,000円減の２億3,092万3,000円を計上いたしました。

来年度の主な事業は、説明欄（２）町道整備事業費１億92万3,000円で、町道の改良舗装事業費であります。また、減額の主な要因は、オリンピック・パラリンピック対策事業が完了したものによるものであります。

中段の14節道路改良舗装事業7,300万円は、町道原向本線ほか１路線、舗装補修工事及び町道1186号線道路改良工事に係る工事費であります。

次のページをお開きください。７款２項４目公共道路整備事業費は、前年度に比べ５億7,137万6,000円減の、10億2,912万2,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄（２）公共道路整備事業費６億6,348万1,000円で、町道大胡田用沢線のほか２路線の道路改良舗装事業であります。また減額の主な要因は、社会資本整備総合交付金事業を計画的に遂行するため、計画工程を見直したことによるものであります。

次に、163ページを御覧ください。14節町道整備６億3,000万円は、先ほど述べましたが、用沢地内、市街化調整区域内の町道大胡田用沢線ほか１路線、道路改良舗装工事及び町道3975号線道路改良舗装工事（用沢工区）を実施するものであります。

その下、16節道路敷地900万円と、21節立木等物件移転補償費2,000万円は、町道用沢大御神線の用地買収及び物件補償費であります。

次に、説明欄（３）新東名関連町道整備事業費7,266万4,000円は、（仮称）小山パーキングエリアスマートインターチェンジへのアクセス道路となります町道3628号線道路整備事業が主なものであります。内容といたしましては、12節橋梁及び道路整備事業3,920万円は、中日本高速道路株式会社東京支社へ工事委託する区間と14節道路改良舗装事業3,200万円で、大御神地内環状交差点整備工事を実施するものであります。

次のページをお開きください。説明欄（４）道路構造物長寿命化事業費２億942万4,000円の主なものは、12節測量設計2,300万円。これは町道一色大御神線ほか１路線の舗装補修設計と町道小山白岩線ほか２路線ののり面擁壁補修設計を実施するものであります。

その下、道路構造物点検2,092万4,000円は、町内57橋の法定点検業務委託費でございます。

次に、その下14節、橋梁長寿命化修繕１億4,500万円は、滝沢橋ほか３橋の橋梁補修工事と橋梁点検の結果から、健全度が低く早期に対応が必要であると判断されております町内４橋の補修工事を実施するものであります。

その下、道路構造物修繕2,050万円は、町道一色大御神線ほか１路線の舗装補修工事を実施するものであります。

次に、７款２項５目防衛施設道路整備事業費から急傾斜地崩壊防止事業費に款項目が変更となっております。

これは、令和元年度の防衛補助事業費として、繰越明許予算で進めております大御神地内の町道上野大御神線道路改良舗装事業の第１工区が、令和２年度末をもって完了するものからであります。

７款２項５目に変更となりました急傾斜地崩壊防止事業費は、前年度に比べ1,750万8,000円減の3,289万6,000円を計上いたしました。減額の主な理由は、令和元年度まで実施しておりました足柄地区地内、神田急傾斜地崩壊防止事業が完了したものでございます。

令和２年度では、今後、急傾斜地崩壊防止事業の候補地として、藤曲地区ほか２カ所を選定し、測量設計業務費2,800万円を計上するものであります。

次に、165ページをお開きください。７款３項１目河川費は、前年度に比べ6,500万円減の615万8,000円を計上いたしました。減額の主な理由は、須走地先の普通河川精進川支川の改修事業が完了することによるものであります。

説明欄（２）普通河川維持管理事業費615万8,000円の主なものは、14節河川維持事業300万円で、町内の普通河川の維持補修工事を行うものと、その下、河川改修事業としての300万円は、竹之下地先、普通河川湯沸沢川河川改修工事を実施するものでございます。

以上で、経済建設部関係の補足説明を終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時15分　休憩

---

午前11時25分　再開

**○議長（池谷洋子君）**　休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、未来創造部長　遠藤正樹君。

**○未来創造部長（遠藤正樹君）**　令和２年度一般会計予算のうち、未来創造部関係の補足説明を行います。

はじめに、歳入関係であります。

当初予算書32ページを御覧ください。

16款２項５目土木費国庫補助金、１節道路橋梁費補助金、説明欄２社会資本整備総合交付金（工業団地アクセス道路等）4,125万円は国道246号から上野工業団地へのアクセス道路整備事業に対する交付金であります。

次に、33ページ、２節住宅費補助金、説明欄（３）社会資本整備総合交付金1,109万8,000円は、町営住宅緑ヶ丘団地の改修工事に対する交付金であります。

次に、38ページを御覧ください。17款２項５目商工労働費県補助金、１節商工費補助金、説明欄２地域産業立地事業費補助金8,000万円は、湯船原地区の富士山麓フロンティアパーク小山に進出する企業１社に対する県の補助金で、町が交付する補助金の２分の１を県が負担するものであります。

次に、47ページを御覧ください。22款５項５目土木費受託事業収入、１節道路橋梁費受託事業、説明欄１開発道路整備受託事業１億2,300万円は、足柄サービスエリア周辺地区におきまして、民間事業者から、町が受託する開発道路整備事業に対する収入であります。

次に、歳出関係について御説明をいたします。

89ページを御覧ください。２款７項３目定住移住促進事業費、説明欄（２）定住促進事業費1,554万2,000円の主なものは、18節３行目個人住宅取得資金利子補給金1,120万円で、令和元年までに住宅を取得するために借り入れた資金に対し、利子補給金を交付する事業であり、定住移住施策として継続実施していくものであります。

その下、説明欄（３）結婚支援事業費635万4,000円の主なものは、90ページ、12節結婚支援事業407万円で、主に地域少子化対策重点推進交付金による事業で、少子化対策の一環として実施をするものであります。

次に、146ページを御覧ください。６款１項２目、説明欄（２）企業立地推進費１億6,433万8,000円の主なものは、18節６行目、小山町地域産業立地事業費補助金１億6,000万円で、先ほど歳入でも御説明をいたしましたとおり、富士山麓フロンティアパーク小山に進出する企業に対する補助金で、県補助金8,000万円に町費の8,000万円を合わせた１億6,000万円を計上したものであります。

次に、161ページを御覧ください。７款２項３目町道整備事業費、説明欄（３）足柄サービスエリア周辺地区開発道路整備事業費１億3,000万円は、足柄スマートインターチェンジに接続する町道2416号線ほか道路の新設工事を行うものであります。

次に、164ページを御覧ください。７款２項４目、説明欄（５）工業団地アクセス道路整備事業費7,804万2,000円は、湯船原地区の国道246号からのアクセス道路となる町道3099号線の道路改良工事を行うものであります。

次に、167ページを御覧ください。７款４項２目都市計画費、説明欄（４）足柄地区拠点整備事業費401万円の主なものは、17節足柄駅交流センター施設の備品購入費250万円であります。

次に、168ページを御覧ください。７款４項３目公園等整備費、説明欄（３）都市公園維持管理費2,126万1,000円の主なものは、169ページ、12節施設維持管理1,140万円で、町内の各都市公園におきまして、トイレや浄化槽等の清掃、公園内の除草及び草刈り等の維持管理を行うものであります。

次に、170ページを御覧ください。７款５項１目住宅管理費、説明欄（２）町営住宅維持管理費１億222万円の主なものは、12節５行目、町営住宅管理代行1,713万3,000円で、10団地421戸の管理を静岡県住宅供給公社が代行するものであります。

次に、14節住宅整備事業2,219万6,000円は、先ほど歳入で御説明をいたしました社会資本整備総合交付金により、町営住宅緑ヶ丘団地の改修工事を実施するものであります。

次に、171ページの上段、町営住宅解体事業4,500万円は、町営住宅の滝の台団地８棟25戸の解体工事費であります。

その下、説明欄（３）地域優良賃貸住宅整備事業1,165万2,000円は、落合地域優良賃貸住宅の整備費及び維持管理費の割賦払いであります。

次に、172ページ、７款５項２目建築指導費、説明欄（２）建築指導費842万3,000円の主なものは、18節４行目、木造住宅補強計画一体型事業補助金320万円で、木造住宅の耐震補強計画の策定及び補強工事に対する補助金３件分を計上したものであります。

以上で、未来創造部関係の補足説明を終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、オリンピック・パラリンピック推進局長　池谷精市君。

**○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君）**　令和２年度小山町一般会計予算のうち、オリンピック・パラリンピック推進局関係の補足説明を行います。

いよいよ本年７月24日から、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催をされます。自転車競技ロードの大会成功に向け、機運醸成、観戦者へのおもてなし、開催地としてのレガシー創出に重点を置いた予算を計上いたしました。

歳入につきましては、オリンピック・パラリンピックに関する直接的な補助金や交付金はございませんので、歳出の主なものについて御説明をいたします。

それでは、92ページを御覧ください。２款８項１目、説明欄（３）東京オリンピック・パラリンピック推進事業費8,995万6,000円が、オリンピック・パラリンピック推進局の事業予算であります。

93ページを御覧ください。主なものとしまして、12節オリパラ関連事業映像記録業務702万9,000円は、小山町で開催されるオリンピック・パラリンピックを開催地決定から大会終了までを動画で記録し、一連の記録映像を作成するものであります。

その下、シティドレッシング装飾業務794万6,000円は、コース沿道を中心に、機運醸成を図る装飾と大会期間中の祝祭感を高める装飾を行うものであります。

同じく12節レガシー・銘板スタンプ設置業務2,245万6,000円は、開催地となったことを記したモニュメントを設置するものであります。コミュニティライブサイト運営業務は、男女のロードレースが開催される７月25、26の２日間、道の駅すばしりを会場として、ライブサイトを開催する運営費であります。

以上で、オリンピック・パラリンピック推進関係の補足説明を終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、危機管理監　野木雄次君。

**○危機管理監（野木雄次君）**　令和２年度小山町一般会計予算のうち、小山消防署と防災課関係について説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについてであります。

33ページをお開きください。

16款２項６目消防費国庫補助金、説明欄１の演習場周辺デジタル無線整備事業費補助金627万円は、同報無線のデジタル化に伴う防衛８条補助金であります。

次に、38ページをお開きください。17款２項７目消防費県補助金、説明欄１の地震津波対策交付金1,460万1,000円は、県の地震津波対策等減災交付金要綱に基づき、地域防災力の強化事業、緊急物資等の確保事業などに対する県補助金であります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

173ページをお開きください。８款１項２目非常備消防費の主なものは、説明欄（２）１節消防団員報酬664万2,000円で、機能別団員を含む団員170名分の報酬であります。

同じく８節費用弁償1,300万円は、消防団員の訓練、警戒出動などに要するものであります。

175ページをお開きください。説明欄（３）消防団消防施設維持管理費のうち、主なものは、17節備品購入費、消防ポンプ自動車2,750万円で、15年経過し、老朽化した小山町消防団第４分団の車両を更新するものであります。

次に、下段の説明欄（５）消防団施設整備事業費6,783万9,000円につきましては、14節車庫詰所外構工事300万円及び、次のページになりますが、車庫詰所の建設費5,390万円及び分団車庫造成880万円など、消防第７分団の車庫詰所建設に伴う費用であります。

次に、８款１項３目、説明欄（２）消防施設費のうち、主なものは、12節基本計画策定業務200万円で、小山消防署の新庁舎設置に係る建屋等の配置計画や消防車両の動線などの検討を行うものであります。

次に、177ページをお開きください。８款１項５目災害対策費の主なものは、説明欄（２）地震対策費、更に、次のページの10節消耗品費922万円で、備蓄用食料、毛布などを購入するものであります。

次に、179ページ、説明欄（３）自主防災推進事業費、18節自主防災対策事業補助金320万円は、各自主防災組織が行う備蓄用食料や防災資機材などの購入に対し、補助金交付要綱に基づき交付をするものであります。

次に、181ページをお開きください。８款１項６目無線設備管理費のうち、主なものは、説明欄（４）同報系無線設備デジタル化整備事業費、17節戸別受信機495万円で、同報無線のデジタル化に対応する受信機を町内各所各戸に配布するものであります。

以上で、小山消防署、防災課関係の説明を終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、教育次長　長田忠典君。

**○教育次長（長田忠典君）**　教育委員会関係の当初予算補足説明を行います。

はじめに、歳入についてであります。

予算書28ページをお願いいたします。

上段の15款１項２目民生使用料の２節児童福祉費使用料、説明欄１保育所保育料1,953万6,000円は、町立こども園の納付園児数を74人と見込み算出しております。

次に、30ページ下段、16款１項１目民生費国庫負担金の３節児童福祉費負担金の説明欄１児童手当負担金１億5,335万9,000円は、児童手当に対する国からの負担金であり、年３回の受給者、延べ２万36人で計上しております。

次の説明欄２子どものための教育・保育給付費負担金7,044万円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する国からの負担金であり、99人で計上しております。

次の説明欄３障害児施設措置費負担金3,675万5,000円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後等デイ等に対する国からの負担金であり、52人利用で計上しております。

次に、32ページ上段、16款２項２目民生費国庫補助金の３節児童福祉費補助金の説明欄１子ども・子育て支援交付金3,458万7,000円は、地域子育て支援事業、一時預かり事業などに対する国

からの補助金であります。

同じく説明欄４演習場周辺民生施設設置事業費補助金１億8,206万1,000円は、（仮称）すがぬまこども園施設建設に係る補助金であります。

次に、35ページ下段、17款１項１目民生費県負担金の３節児童福祉費負担金の説明欄１児童手当負担金3,399万9,000円は、児童手当に対する県からの負担金であります。

次の２、子ども・子育て支援給付費負担金3,131万7,000円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する県からの負担金であります。

次の３、障害児施設措置費負担金1,837万7,000円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後デイなどに対する県からの負担金であります。

次に、36ページ下段、17款２項２目民生費県補助金の３節児童福祉費補助金の説明欄２子ども・子育て支援交付金1,802万5,000円は、地域子育て支援事業、一時預かり事業などに対する県からの補助金であります。

次に、50ページ、22款６項１目雑入、説明欄47職員等給食代1,739万8,000円は、こども園、小学校及び中学校の保育教諭及び教職員等からの給食代であります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書の110ページをお願いいたします。

３款３項１目児童福祉総務費7,750万2,000円の主なものは、次のページ111ページの説明欄上段の（５）児童発達支援事業費7,410万4,000円であり、幼児の障害児施設への通所等に係る扶助関係の経費であります。

次に、同じページ、３款３項２目児童手当費２億2,267万8,000円は、０歳から15歳までの子どもに係る児童手当及びそれに伴う経費であり、延べ２万36人への給付分を計上しております。

次に、112ページ、３款３項３目こども園費16億2,661万9,000円は、町立こども園４園の管理・運営経費と（仮称）すがぬまこども園の建設費、民間保育所の運営に関する扶助費などであります。本年２月１日現在の町立こども園の来年度の入園申し込み者数を申し上げますと、昨年から51人減の501人と見込んでおります。

説明欄（１）職員人件費３億2,429万2,000円は、こども育成課こども育成班の職員及びこども園の正職員など55人分の人件費を計上しております。昨年度まで、９款４項１目幼稚園費に計上しておりました人件費も、こども園化に伴い、本予算に加わっております。

次の説明欄（２）こども園管理運営費２億1,543万2,000円の主なものは、こども園で勤務する会計年度任用職員の１報酬と２職員給、114ページ説明欄下段、他市町への委託保育等に対する、19の施設型給付諸費などであります。

116ページ、説明欄（５）民間こども園施設運営費１億6,213万5,000円は、町内の民間認定こども園２園に対する国や県の補助金、交付金に、町費を加えて支出する補助金と扶助費であります。

更に説明欄（６）こども園整備事業費９億751万4,000円は、菅沼地先に建設する（仮称）すが

ぬまこども園の園舎建設費６億円と外構工事費１億1,000万円、造成工事費１億6,000万円が主なものであります。

財源といたしましては、歳入で説明いたしました演習場周辺民生施設設置事業費補助金１億8,206万1,000円と教育振興基金７億2,500万円を充てております。

次に、117ページの４目子育て支援事業費9,089万4,000円は、町内４こども園のペンギンランド、子育て支援センターに係る職員人件費のほか、放課後児童クラブ及び子育て支援センター「きんたろうひろば」に係る経費などであります。

このうち、118ページ、説明欄（３）放課後児童クラブ費3,633万5,000円は、町内５つの小学校区にある放課後児童クラブ運営に係る委託費が主なものであります。

また、次のページ、説明欄（４）子育て支援センター運営費1,734万2,000円は、各こども園に設置しております子育て支援センター及び子育て支援センター「きんたろうひろば」に勤務する会計年度任用職員の報酬及び職員給や維持管理に係る経費であります。

次に、ページを飛びまして、182ページをお願いいたします。９款教育費になります。

９款１項２目事務局費１億907万3,000円の主なものは、説明欄（１）職員人件費で、教育長以下、こども育成課職員９人分の人件費であります。

次に、186ページ、９款２項小学校費の１目学校管理費２億8,484万9,000円は、小学校５校の管理運営に係る経費であります。主なものは、同じページ、説明欄（２）小学校管理運営費１億4,001万2,000円で、各学校に配置している事務員、用務員及び支援員等の会計年度任用職員報酬や、維持管理に係る経費等であります。

また、188ページから189ページにかけて、説明欄（４）小学校給食費9,843万9,000円は、給食員及び臨時栄養士の会計年度任用報酬及び職員給と賄い材料費5,193万5,000円が主なものであります。

また、説明欄下段（５）小学校施設整備費4,150万円は、足柄小学校プール附属棟改修工事と成美小学校音楽室床等の改修工事3,400万円が主なものであります。

次に、190ページの２目教育振興費2,177万5,000円の主なものは、説明欄（２）小学校教育振興費の12外国人英語指導員派遣971万3,000円であります。

次に、191ページ、３項中学校費の１目学校管理費１億8,706万4,000円は、中学校３校の管理運営に係るものであります。主なものは、説明欄（２）中学校管理運営費１億183万9,000円で、小学校費と同様、各学校に配置している事務員、用務員及び支援員等の会計年度任用職員報酬や、次のページ、説明欄中段の13土地借上料1,466万3,000円など、維持管理に係る経費などであります。

また、194ページ、説明欄上段（４）中学校給食費4,976万9,000円は、給食員の会計年度任用報酬及び職員給と賄い材料費2,862万7,000円が主なものであります。

また、195ページ、説明欄上段（５）中学校施設整備費3,000万円は、小山中学校防球ネット工

事2,200万円が主なものであります。

次に、同じページ中段、２目教育振興費4,648万円の主なものは、説明欄（２）中学校教育振興費の説明欄、小学校費と同様、12外国人英語指導員派遣、ＡＬＴの派遣であります。1,490万5,000円と、その２つ下、学力向上施策の一環として、町立中学校の３年生を対象に補習授業を実施いたします。放課後学習室2,208万4,000円であります。

次に、196ページをお願いいたします。９款４項１目社会教育総務費7,345万7,000円の主なものは、説明欄（１）職員人件費4,017万4,000円の５人分の人件費と、198ページから199ページにかけて、説明欄（４）文化財費2,078万8,000円であります。

このうち、199ページの説明欄中段、14森村橋修景復原事業2,000万円は、森村橋の橋詰広場に、森村市左衛門の胸像、寄附者の銘板、サイン等を設置するものであります。

次に、199ページから200ページにかけまして、２目生涯学習推進費353万8,000円の主なものは、200ページの12生涯学習推進講演会80万円とその３つ下、文化団体交流に係る芸術文化振興事業100万円であります。

次に、201ページ、４目生涯学習センター管理費１億6,211万5,000円の主なものは、説明欄（２）文化会館等管理運営費の12指定管理料１億4,500万円と、次の行、13敷地借上料1,546万9,000円であります。

次に、201ページから202ページにかけまして、９款５項１目保健体育総務費2,744万1,000円は、説明欄（２）社会体育振興費1,707万6,000円のうち、202ページ、説明備考欄中段の18体育協会助成金950万円が主なものであります。

以上で、教育委員会関係の補足説明を終わりにいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　それでは、ここで午後１時まで休憩します。

午前11時58分　休憩

---

午後１時00分　再開

**○議長（池谷洋子君）**　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第２　議案第34号　令和２年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第３　議案第35号　令和２年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第４　議案第36号　令和２年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第５　議案第37号　令和２年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第６　議案第38号　令和２年度小山町土地取得特別会計予算

日程第７　議案第39号　令和２年度小山町介護保険特別会計予算

日程第８　議案第40号　令和２年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第９　議案第41号　令和２年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算

日程第10　議案第42号　令和２年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第11　議案第43号　令和２年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第12　議案第44号　令和２年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算

日程第13　議案第45号　令和２年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第14　議案第46号　令和２年度小山町水道事業会計予算

**○議長（池谷洋子君）**　次に、日程第２　議案第34号から日程第14　議案第46号までの令和２年度特別会計及び水道事業会計の予算13件については一括議題といたします。

なお、議案第35号　令和２年度小山町育英奨学資金特別会計予算の１議案につきましては、２月25日に詳細に町長の提案説明及び部長の内容説明がありましたので、教育次長の補足説明は省略します。

それでは、はじめに議案第38号　令和２年度小山町土地取得特別会計予算の１件について部長の補足説明を求めます。

企画総務部長　湯山博一君。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　企画総務部の特別会計１件について補足説明を行います。

議案第38号　令和２年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

当特別会計は、土地開発基金が保有する土地の管理、売買等に関する経費を整理する会計でありますが、令和２年度は年度内に土地開発基金により新たに土地を取得する予定が未定のため、歳入歳出予算総額が前年度に比べ６億円減額の20万6,000円となりました。

それでは、はじめに歳入について御説明をいたします。

予算書の８ページを御覧ください。

１款１項１目財産貸付収入20万4,000円は、土地開発基金が保有する菅沼地内の土地を新東名高速道路の建設作業員の駐車場として月額１万7,000円で貸し付けをするものであります。

２款１項１目土地開発基金繰入金1,000円は、土地の先行取得をするために土地開発基金保有の現金を土地取得特別会計に繰り入れるものであり、先行取得が必要になった際に、基金保有の現金を繰り入れるための頭出しであります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

10ページを御覧ください。

１款１項１目土地開発基金繰出金20万6,000円は、定額運用基金である土地開発基金に繰り出しをすることにより、基金の定額を増額させるためのものであります。

以上で、土地取得特別会計の補足説明を終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、議案第40号　令和２年度小山町宅地造成事業特別会計予算、議案第41号　令和２年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算、議案第42号　令和２年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算、議案第43号　令和２年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算、議案第44号　令和２年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算の５件につい

て順次、部長の補足説明を求めます。

未来創造部長　遠藤正樹君。

**○未来創造部長（遠藤正樹君）**　それでは、未来創造部所管の５つの特別会計予算につきまして順次補足説明を行います。

はじめに、議案第40号　令和２年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

令和２年度の同事業特別会計予算は、歳入歳出の総額がそれぞれ２億2,800万円の計上となりました。

はじめに、歳入について御説明をいたします。

別冊予算書９ページを御覧ください。

１款１項１目分譲収入１億4,000万円は、わさび平分譲地及び宮ノ台地区分譲地の不動産売払収入を見込んだものであります。

次に、同ページ中段、２款１項１目繰越金6,000万円は、令和元年度の収支を見込んだものであります。

次に、同ページ下段、３款１項１目宅地造成事業債2,800万円は、大胡田地区の宅地造成事業による事業債であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

10ページを御覧ください。

１款１項１目説明欄（２）一般管理費251万円の主なものは、11節広告料200万円で、宮ノ台地区宅地造成事業における分譲販売に関する広告料であります。

次に、２款１項１目説明欄（２）宅地造成費2,808万3,000円の主なものは、11ページ上段、14節造成工事費2,194万5,000円で、大胡田地区宅地造成工事を行うものであります。

次に、３款１項１目元金、説明欄（２）公債費（元金）、22節償還金元金8,600万円は、宮ノ台地区宅地造成事業の工事費に対する地方債の元金を一括返済するものであります。

次に、２目利子、説明欄（２）公債費（利子）、22節償還金利子150万円は、借り入れた起債に対する償還金利子であります。

最後に、４款１項１目予備費は、歳入歳出の差額を調整するため、１億990万7,000円を計上するものであります。

説明は以上であります。

続きまして、議案第41号　令和２年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算についてであります。

令和２年度の同事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ7,014万7,000円の計上となりました。

はじめに、歳入について御説明をいたします。

別冊予算書８ページを御覧ください。

１款１項１目繰越金7,014万7,000円は、令和元年度の歳入歳出の決算見込みにより計上をするものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

９ページを御覧ください。

１款１項１目事業費、説明欄（２）事業費7,014万7,000円は、26節の廃棄物の処分に伴う廃棄物税に要する経費であります。

説明は以上であります。

続きまして、議案第42号　令和２年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算についてであります。

令和２年度の同事業特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,960万円とするとともに、一時借入金の最高額を5,920万円としております。

はじめに、歳入について御説明をいたします。

別冊予算書の８ページを御覧ください。

１款１項１目一般会計繰入金は、人件費、事業費及び一時借入金の利子の財源を一般会計予算から繰り入れるため、6,940万円を計上するものであります。

続きまして、２款１項１目繰越金20万円は、令和元年度の歳入歳出の決算見込みにより計上をするものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

10ページを御覧ください。

２款１項１目事業費、説明欄（２）事業費5,920万円の主なものは、12節委託料に計上いたしました工事監理1,000万円と埋蔵物調査3,500万円であります。

同ページ下段、３款１項１目利子、説明欄（２）公債費（利子）25万円は、一時借入金の利子として計上をするものであります。

主なものの説明は以上であります。

続きまして、議案第43号　令和２年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。

令和２年度の同会計、歳入歳出予算の総額はそれぞれ4,145万円の計上となりました。

はじめに、歳入について御説明をいたします。

別冊予算書８ページを御覧ください。

１款１項１目売電収入4,144万円は、木質バイオマス及び太陽光により発電した電気の売電収入として計上するものであります。

２款１項１目繰越金20万円は、令和元年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

９ページを御覧ください。

１款１項１目発電事業費の説明欄（２）発電事業費2,981万7,000円の主なものは、10節燃料費2,045万6,000円と発電所運営業務880万円で、木質バイオマス発電所を稼働させるための燃料費と維持管理及び運営に関わる業務委託料であります。

次に、10ページを御覧ください。

２款１項１目元金、説明欄（２）公債費（元金）876万8,000円は、施設建設時に金融機関から借り入れた資金の元金に対して、償還計画に合わせて返済をするものであります。

同じく、２款１項２目利子、説明欄（２）公債費（利子）286万5,000円は、返済する償還金の利子として計上をするものであります。

主なものの説明は以上であります。

続きまして、議案第44号　令和２年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算についてであります。

令和２年度の同事業特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億3,830万円とするとともに地方債を設定し、一時借入金の最高額を４億2,550万円とするものであります。

はじめに、地方債について御説明をいたします。

別冊予算書の６ページを御覧ください。

用地取得等事業は、事業費の予算に合わせ限度額４億2,550万円を設定するものであります。

次に、歳入について御説明をいたします。

９ページを御覧ください。

１款１項１目一般会計繰入金は、地方債の対象とならない人件費、一時借入金の利子に充当するため、一般会計予算から繰り入れるもので、1,260万円を計上するものであります。

２款１項１目繰越金20万円は、令和元年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に、３款１項１目用地取得等事業債４億2,550万円は、歳出事業費に充当する事業債として計上をするものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

10ページを御覧ください。

１款１項１目事業費、説明欄（２）事業費４億2,550万円の主なものは、11ページの説明欄、16節事業用地を取得するための用地費３億5,000万円及び21節物件等の移転補償に要する費用の5,350万円であります。

次に、２款１項１目利子、説明欄（２）公債費（利子）100万円は、歳入でも御説明をいたしましたが、事業進捗に合わせて一時的に資金を借り入れることから生じる一時借入金の利子として計上をするものであります。

以上で、未来創造部所管の特別会計予算５つの補足説明を終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、議案第34号　令和２年度小山町国民健康保険特別会計予算、議案第36号　令和２年度小山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第39号　令和２年度小山町介護保険特別会計予算の３件について順次、部長の補足説明を求めます。

住民福祉部長　小野一彦君。

**○住民福祉部長（小野一彦君）**　住民福祉部関係の特別会計予算、３会計について順次、御説明いたします。

はじめに、議案第34号　令和２年度小山町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の３ページをお開きください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億4,600万円で、前年度当初予算額と比較しますと1,400万円、率にして0.7％の減額であります。

平成30年度に国保の制度改正があり、県が保険者として財政運営の責任主体となりました。

令和２年度は３年目となり、予算額は前年度とほぼ同額としております。ちなみに、12月末の被保険者数は3,713人と対前年同月比108人、率にして2.8％減少しております。

事項別明細書により御説明いたします。

はじめに、歳入についてであります。

７ページをお開き願います。

１款の国民健康保険税３億9,082万円は、歳出の３款の県への納付金を見込んだ額としております。

次に、５款の県支出金13億5,169万1,000円は、前年度とほぼ同額としております。県が負担する保険給付費等交付金が大半を占めます。

次に、７款の繰入金１億2,218万9,000円は、一般会計からの保険税軽減分と保険者支援分の基盤安定繰入金と職員給与費等繰入金が主なものです。

次に、８款の繰越金6,800万円は、今年度の決算見込みに基づき見込んでおります。

次に、歳出についてであります。

８ページをお開きください。

１款の総務費5,060万2,000円は、職員人件費や一般管理費などを計上しております。

２款の保険給付費13億1,349万円は、歳出全体の67.5％を占めており、１人当たり医療費は増加傾向であるものの、被保険者数が減少傾向であることからほぼ同額としております。

次に、３款の国民健康保険事業費納付金５億1,860万4,000円は、前年度比120万4,000円、率にして0.2％の増額でありますが、２款同様に、ほぼ同額となっております。

次に、５款の保険事業費3,798万2,000円は、対前年度比374万9,000円、10.9％の増額となりました。特定健康診査、特定保健指導及び未受診者対策事業に係る予算を計上したものが主なものであります。

新たに開始する未受診者対策事業は、従来の画一的な受診勧奨通知を改め、性別、年齢など、未受診者ごとの状況に合った受診勧奨通知を発送することにより、健康診査の受診につなげようとするもので、特別調整交付金のヘルスアップ事業の対象事業であります。

令和２年度も健診の受診率及び保健指導の実施率の向上を重点施策といたします。

また、医療費通知の発行やジェネリック差額通知の発行を継続することにより、医療費適正化に引き続き取り組みます。加えて、今年度から開始しております糖尿病性腎症重症化予防事業を継続いたします。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第36号　令和２年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の３ページをお開きください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億4,325万円で、前年度当初予算額と比較いたしますと2,055万円、率にして9.2％の増額であります。

後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、低所得者等の保険料軽減分に対する町の一般会計からの繰り入れと75歳以上の後期高齢者の方からの保険料を合算して、静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

保険料率は、２年に１度、改定されており、被保険者数の増加傾向に加え、１人当たり医療費の増加傾向を反映して、保険料が増額となり、特別会計全体として増額となっております。

ちなみに、12月末の被保険者数は2,780人と対前年同月比30人、率にして1.1％の増加であります。

事項別明細書により御説明いたします。

はじめに、歳入についてであります。

６ページをお開きください。

１款の後期高齢者医療保険料２億1,105万6,000円と２款の繰入金3,058万4,000円は、いずれも広域連合の試算に基づき計上したものであります。

次に、歳出についてであります。

７ページをお願いします。

１款の後期高齢者医療広域連合納付金２億4,214万円は、歳入で説明いたしました保険料収入等を広域連合へ納付するものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第39号　令和２年度小山町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の３ページをお開きください。

第７期介護保険事業計画の３年目の令和２年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ20億円で、対前年度当初予算額と比較しますと8,500万円、率にして4.4％の増額であります。

ちなみに、12月末の認定者数は919人であります。

事項別明細書により御説明いたします。

はじめに、歳入についてであります。

４ページをお開きください。

１款の保険料は、４億4,041万9,000円を見込みました。65歳以上の第１号被保険者分の保険料で、保険給付の23％を負担するものであります。

次に、２款の国庫支出金４億2,135万円、３款の支払基金交付金５億589万8,000円、４款の県支出金２億8,760万9,000円につきましては、介護保険制度で定められているそれぞれの負担割合に基づく国、社会保険診療報酬支払基金、静岡県からの収入であります。

次に、６款の繰入金３億2,485万2,000円につきましては、国、県などと同様に負担割合に基づき、町の一般会計から繰り入れるものと第７期介護保険事業計画の３年目の最終年度に介護給付費準備基金から繰り入れる3,000万円であります。

次に、歳出についてであります。

５ページをお願いします。

２款保険給付費は、18億3,041万2,000円で、対前年度比7,454万5,000円、率にして4.2％の増額で、第７期介護保険事業計画により、高齢化の進展や介護認定率の上昇見込みから介護給付費の増大を見込み計上したものです。歳出全体の91.5％を構成しております。

給付の内容といたしましては、ホームヘルプサービスやデイサービス等の居宅介護サービス、グループホーム等の利用に伴う地域密着型サービス、養護老人ホームや老人保健施設等の利用に伴う施設介護サービスが主なものであります。

次に、４款地域支援事業は、8,590万7,000円で、対前年度比410万9,000円、率にして5.0％の増額であります。増額の主な要因は、介護予防・生活支援サービス事業による総合事業の訪問介護型と通所介護型の増加、一般介護予防事業の生活支援体制整備事業で、新たに地域包括支援センターと社会福祉協議会に、生活支援コーディネーターを配置すること。認知症総合支援事業費の認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の資質向上のための研修費用の増加などです。いずれも高齢者の方々が住み慣れた地域で自分らしく生活を続けていただくための支援を行うものであります。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、議案第37号　令和２年度小山町下水道事業特別会計予算、議案第45号　令和２年度小山町温泉供給事業特別会計予算、議案第46号　令和２年度小山町水道事業会計予算の３件について順次、部長の補足説明を求めます。

経済建設部長　高村良文君。

**○経済建設部長（高村良文君）**　経済建設部関係の特別会計予算２会計及び水道事業会計予算につきまして順次御説明をいたします。

はじめに、別冊、議案第37号　令和２年度小山町下水道事業特別会計予算について御説明をいたします。

３ページをお開きください。

令和２年度小山町下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億2,863万6,000円とするとともに、継続費、債務負担行為及び地方債を設定し、一時借入金の借り入れの最高額を3,000万円とするものであります。

６ページをお開きください。

まず、継続費の設定についてであります。

須走浄化センターの長寿命化を図るストックマネジメント計画に基づき実施いたします電気設備の更新事業を実施するため、令和２年度から３年度まで２カ年で継続費を設定するものであります。

次に、７ページ、債務負担行為の設定についてであります。

総務省からの要請で、下水道事業を現行の官庁会計から公営企業会計に移行することとなり、固定資産台帳整備や各種財務諸表等を作成するため、令和２年度から４年度までの３カ年で債務負担行為を設定するものであります。

それでは、歳入について御説明いたします。

予算書の11ページを御覧ください。

１款１項１目下水道使用料6,907万円は、１節説明欄１下水道使用料6,800万円が主なもので、令和元年度の決算見込みに基づき計上いたしたものであります。

次に、12ページにかけまして、３款１項１目下水道事業費国庫補助金、１節説明欄１社会資本整備総合交付金3,064万3,000円は、須走浄化センターの長寿命化を図るストックマネジメント計画に基づき実施いたします電気設備の更新事業費5,571万5,000円に対する国庫補助金であります。

次に、４款１項１目一般会計繰入金、１節説明欄１一般会計繰入金9,110万3,000円は、下水道事業特別会計における歳入歳出の差額を一般会計から繰り入れるもので、前年度に比べ468万2,000円、5.4％の増額となっております。

次に、13ページをお開きください。

７款１項１目下水道事業債、１節説明欄１浄化センター長寿命化対策等事業債2,500万円は、須走浄化センター長寿命化対策事業費の補助残について借り入れるもの及び説明欄２地方公営企業法適用事業債1,080万円は地方公営企業法適用移行に要する経費について借り入れるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

14、15ページをお開きください。

１款１項１目下水道総務費、説明欄（２）下水道施設維持管理費7,352万4,000円の主なものは、10節光熱水費1,050万円で、須走浄化センター等の電気料等であります。

その下、修繕料650万円は、マンホールポンプ１カ所と浄化センター内にあります自家用発電設備の修繕料であります。

12節須走浄化センター維持管理3,289万円は、浄化センターの運転及び維持管理に係る委託料であります。

また、16ページ、最上段の下水道事業公営企業法適用移行支援業務1,080万円は、下水道事業会計を公営企業会計へと移行する支援業務委託料であります。

次に、１款２項１目公共下水道費、説明欄（２）公共下水道費5,676万3,000円の主なものは、14節須走浄化センター長寿命化整備事業5,571万5,000円で、ストックマネジメント計画に基づき中央監視制御設備の更新工事を実施するものであります。

次に、２款１項１目元金、説明欄（２）公債費（元金）7,845万5,000円は、平成６年度から平成15年度までと平成26年度から平成28年度に借り入れた35件分の償還金元金であります。

その下、２目利子、説明欄（２）公債費（利子）1,364万5,000円は、平成６年度から平成15年度までと平成26年度から令和元年度までに借り入れた39件分の起債に対する償還金利子であります。

以上で、下水道事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第45号　令和２年度小山町温泉供給事業特別会計予算についてであります。

予算書は別冊となっております。

３ページをお開きください。

本特別会計は、小山町が所有する温泉を活用して実施いたします温泉供給事業の円滑な運営と経理の適正を図ることを目的に平成30年度から設置したもので、令和２年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ338万1,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

８ページを御覧ください。

１款１項１目温泉使用料、説明欄１温泉使用料33万6,000円は、年度内に見込まれる温泉使用料に１立方メートルにつき350円を乗じた額を計上したものであります。

次に、２款１項１目繰越金、説明欄１前年度繰越金304万5,000円は、令和元年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

９ページを御覧ください。

１款１項１目業務費、説明欄（２）温泉供給施設維持管理費96万5,000円は、温泉供給施設の維持管理と温泉揚湯ポンプの点検業務が主なものであります。

続いて、説明欄（３）温泉受給施設維持管理費31万円は温泉受給施設の維持管理が主なものであります。

最後に、９ページ、10ページとなります。

２款１項１目予備費は、歳入歳出の差額から210万6,000円を予備費として計上するものであります。

以上で、小山町温泉供給事業特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第46号　令和２年度小山町水道事業会計予算の説明であります。

予算書は別冊となっております。

予算書５ページをお開きください。

令和２年度の水道事業会計の業務量であります。第２条の業務の予定量に記載してありますように給水戸数7,243戸、年間総給水量344万1,836立方メートル、１日平均給水量は9,430立方メートルであり、主な建設改良事業は第７期拡張事業に基づく配水池築造工事、配水管布設工事などを計画しているところであります。

それでは、収益的収入及び支出について御説明をいたします。

予算書の29ページをお開きください。

収益的収入の１款１項１目給水収益１節水道料金２億5,597万1,000円は、令和元年度の決算見込みに基づき計上したものでございます。

次に、２項３目長期前受金戻入6,743万6,000円は、補助金等を財源に取得した固定資産について減価償却額に合わせ、補助金相当分を収益化するものであります。

次に、30、31ページをお開きください。

収益的支出の１款１項１目原水及び浄水費6,298万2,000円の主なものは、13節委託料2,122万3,000円で、説明欄にあります水道施設巡回・点検業務委託の853万2,000円と水質検査業務委託の865万2,000円及び18節動力費3,491万円は水源施設などの電気料であります。

次に、２目配水及び給水費3,137万4,000円の主なものは、16節修繕費2,698万円で、配水管及び給水管の漏水などの修繕と計量法に基づく計量器の交換等を実施するものであります。

次に、４目業務費2,803万9,000円の主なものは、32ページ中段よりやや下にあります、13節委託料1,078万2,000円で、検針業務と企業会計処理に必要な電算業務を委託する費用であります。

次に、33ページにかけまして、５目総係費1,769万6,000円は、職員の人件費が主なものであります。

次に、34ページをお開きください。

中段になりますが、６目減価償却費、31節有形固定資産減価償却費は、令和元年度の決算見込みに新たに取得した資産の減価償却額を加算し、１億6,531万3,000円を見込み計上したものであります。

次に、２項１目支払利子及び企業債取扱諸費、37節企業債利子418万2,000円は、平成６年から令和元年度までに借り入れた23件分の企業債償還金利子であります。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

36ページをお開きください。

資本的収入の１款１項１目１節企業債8,570万円は、須走低区配水場建設工事及び配水管布設工事に伴う企業債であります。

次に、２項１目１節国庫補助金１億2,162万8,000円は、防衛８条事業として実施いたします須走低区配水場建設工事及び防衛９条事業として実施いたします老朽管更新工事に対する国からの補助金及び交付金が主なものであります。

次に、４項１目１節工事負担金3,445万円、こちらは、新東名高速道路建設に伴う配水管工事等に対する中日本高速道路株式会社からの負担金であります。

次に、37ページをお開きください。

資本的支出の１款１項２目配水施設費３億3,989万円の主なものは、次のページ、38ページ上段よりやや下、13節委託料2,000万円で、配水管布設替え工事に対する測量・設計業務及び須走低区配水場建設に伴います工事監理委託業務等と、41節工事請負費２億9,950万円は、第７期拡張計画事業の須走低区配水場建設工事及び老朽管更新工事、新東名側道配水管布設工事等を実施するものであります。

次に、２項１目企業債償還金、44節元金償還金1,633万9,000円は、平成６年から平成28年度までに借り入れました企業債18件分の元金償還金であります。

これにより、ページが戻りますが、５ページをお開きください。

第４条に記載いたしましたように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１億4,347万1,000円につきまして、当該年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、当該年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものであります。

次に、６ページをお開きください。

第５条、継続費に関する調書であります。

これは、資本的収入及び支出で御説明いたしましたが、令和２年度から令和４年度で実施いたします須走低区配水場整備事業に対します継続費の内訳を記載したものであります。

次に、20ページをお開きください。

令和２年度の水道事業予定貸借対照表は、水道事業会計の財務状況をあらわしているものであります。

はじめに、資産の部であります。

最下段の資産の合計52億7,049万4,000円は、配水池の築造や配水管布設などの固定資産が主なものであります。

次に、21ページを御覧ください。

債務の部であります。

債務合計27億1,731万4,000円は、固定資産取得の財源となりました補助金等の未収益化分である繰延収益及び建設改良費の工事等に係る企業債が主なものであります。

次に、資本の部であります。

下から２行目、資本合計は25億5,318万円であります。

次に、22ページをお開きください。

令和２年度予定キャッシュフロー計算書であります。

下から２行目、Ⅴの現金の期首残高１億7,936万2,000円に対し、Ⅰの業務活動によるキャッシュフロー、Ⅱの投資活動によるキャッシュフロー及びⅢの財務活動によるキャッシュフローを増減した結果、最下段Ⅵの現金の期末残高は１億6,632万6,000円となる見込みであります。

以上で、水道事業会計の補足説明を終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　部長等の補足説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、３月３日火曜日　午前10時開議

議案第33号から議案第46号までの令和２年度予算14件を順次議題として、質疑、委員会付託を行います。

本日はこれで散会します。

午後１時48分　散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議　会　議　長　　池　谷　洋　子

署　名　議　員　　米　山　千　晴

署　名　議　員　　渡　辺　悦　郎

# 令和２年第２回小山町議会３月定例会会議録

令和２年３月３日（第３日）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 召集の場所 | 小山町役場議場 | | | |
| 開議 | 午前１０時００分　宣告 | | | |
| 出席議員 | １番 | 室伏　勉君 | ２番 | 室伏　辰彦君 |
| | ３番 | 小林千江子君 | ４番 | 鈴木　豊君 |
| | ５番 | 遠藤　豪君 | ６番 | 佐藤　省三君 |
| | ８番 | 高畑　博行君 | ９番 | 岩田　治和君 |
| | １０番 | 池谷　弘君 | １１番 | 米山　千晴君 |
| | １２番 | 渡辺　悦郎君 | １３番 | 池谷　洋子君 |
| 欠席議員 | ７番 | 薗田　豊造君 | | |

説明のために出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 池谷　晴一君 | 副町長 | 杉本　昌一君 |
| 教育長 | 天野　文子君 | 企画総務部長 | 湯山　博一君 |
| 住民福祉部長 | 小野　一彦君 | 経済建設部長 | 高村　良文君 |
| 未来創造部長 | 遠藤　正樹君 | ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ推進局長 | 池谷　精市君 |
| 教育次長 | 長田　忠典君 | 危機管理監 | 野木　雄次君 |
| 町長戦略課長 | 小野　正彦君 | ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ推進課長 | 勝又　徳之君 |
| 総務課長 | 後藤　喜昭君 | 税務課長 | 渡邉　辰雄君 |
| 住民福祉課長 | 渡邊　啓貢君 | 介護長寿課長 | 山本　智春君 |
| 健康増進課長 | 杉山　則行君 | くらし安全課長 | 鈴木　辰弥君 |
| 建設課長 | 山口　幸治君 | 農林課長 | 湯山　光司君 |
| 商工観光課長 | 湯山　浩二君 | 上下水道課長 | 渡辺　史武君 |
| 未来拠点課長 | 遠山　洋行君 | おやまで暮らそう課長 | 岩田　幸生君 |
| 都市整備課長 | 清水　良久君 | 防災課長 | 武藤　浩君 |
| こども育成課長 | 大庭　和広君 | 生涯学習課長 | 平野　正紀君 |
| 総務課副参事 | 米山　仁君 | | |

職務のために出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 岩田　芳和君 | 議会事務局書記 | 池谷　孝幸君 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 会議録署名議員 | １１番 | 米山　千晴君 | １２番 | 渡辺　悦郎君 |

散会　午後２時０２分

（議　事　日　程）

日程第１　議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算
日程第２　議案第34号　令和２年度小山町国民健康保険特別会計予算
日程第３　議案第35号　令和２年度小山町育英奨学資金特別会計予算
日程第４　議案第36号　令和２年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第５　議案第37号　令和２年度小山町下水道事業特別会計予算
日程第６　議案第38号　令和２年度小山町土地取得特別会計予算
日程第７　議案第39号　令和２年度小山町介護保険特別会計予算
日程第８　議案第40号　令和２年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第９　議案第41号　令和２年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
日程第10　議案第42号　令和２年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
日程第11　議案第43号　令和２年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
日程第12　議案第44号　令和２年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算
日程第13　議案第45号　令和２年度小山町温泉供給事業特別会計予算
日程第14　議案第46号　令和２年度小山町水道事業会計予算

**○議長（池谷洋子君）**　本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。７番　薗田豊造君は本日の会議を欠席しておりますので、報告します。

議　　事

午前10時00分　開議

**○議長（池谷洋子君）**　ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第１　議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算

**○議長（池谷洋子君）**　日程第１　議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算を議題とします。

本議案については、２月25日及び26日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

なお、予算質疑を分かりやすく円滑に進めるため、会議運営等規定により、発言の場所について、議員は、最初から議員側の段に登壇し、質疑を行い、当局側は、自席で答弁を行うこととしています。

また、通告に基づき、一覧により順次一問一答で進めますので、よろしくお願いいたします。

質疑の事前通告の通告順により、発言を許します。

最初に、４番　鈴木　豊君。

**○４番（鈴木　豊君）**　ただいま議題となりました、議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算について質疑を行います。

それでは１問１答で質疑をさせていただきます。

予算書の歳入に関する質疑からさせていただきます。

まず、予算書38ページ、17款２項７目１節消防費補助金の地震津波対策等減災交付金1,460万1,000円で、前年度より730万9,000円増額となっていますが、当局の説明では、地域防災力の強化と緊急物資の確保とありましたが、増額となった理由と、詳細にどのようなものに対する交付金か、お伺いしたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○防災課長（武藤　浩君）**　鈴木議員にお答えします。

消防団第４分団のポンプ自動車購入費2,750万円に対する交付金916万6,000円が主な増額の理由となります。その他に、備蓄用の食料、保存水、また、各自主防災会が整備する防災資機材などが交付金の対象となっております。

以上であります。

**○４番（鈴木　豊君）**　ちょっと関連して質問させていただきますが、最近マスクの不足が叫ばれておりますが、現在、町ではマスクの備蓄というのはどのぐらいあるでしょうか、お伺いしたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○健康増進課長（杉山則行君）**　マスクの備蓄状況ですが、現在約５万枚を備蓄しております。

以上であります。

**○４番（鈴木　豊君）**　はい、結構です。

**○議長（池谷洋子君）**　よろしいですか。

**○４番（鈴木　豊君）**　それでは、次に、予算書50ページ、22款６項１目２節雑入の50の放課後学習室負担金207万円について、どのような内容の負担金か、詳細な説明をお伺いしたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○こども育成課長（大庭和広君）**　放課後学習室負担金207万円は、学力向上施策の一環として、町立中学校の３年生を対象に補習事業を行うもので、放課後学習室に参加する生徒から、教材費等について、１教科につき2,000円、１回につき500円の負担金を徴収するものであります。各校週１日から２日実施をし、各15人程度の参加者を見込んでおります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○４番（鈴木　豊君）**　結構です。

それでは、次に、歳出に入ります。

予算書123ページ、４款１項２目12節の個別接種委託料5,000万円で、定期予防接種に係る予算だと思いますが、昨年度より800万円ほど減額になっていますが、減額理由と、接種対象者は何人で、接種状況はどうか、お伺いしたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○健康増進課長（杉山則行君）**　昨年度と比べ800万円減額しておりますのは、子宮頸がんワクチンの予防接種に係る予算を減額したことが主な理由であります。子宮頸がん予防接種につきましては、平成25年６月の厚生労働省通知により、積極的勧奨を行わないこととされ、令和元年度予算では、厚生労働省通知以後に接種できていない対象者の費用を予算計上していましたが、令和２年度からは、国が定めている対象者のみとしたため、減額となっております。

この個別接種は、12種類のワクチン接種で、対象者は延べ5,585人を見込んでおります。

接種状況ですが、子宮頸がんワクチンを除く子どもが対象の平成30年度実施率では、予防接種９種類全体で99.2％です。このほか、高齢者肺炎球菌ワクチンが24.4％、高齢者インフルエンザは57.2％であります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

○４番（鈴木　豊君）　結構です。

それでは、次に、予算書125ページ、４款１項３目の説明欄５のクアオルトウオーキング推進事業費111万8,000円計上していますが、須走と足柄の２コースで実施しているところですが、今年度、各コース、どのぐらいの参加者があるのか。また、この予算で事業ができるのかと、参加者増のためのイベントなどの考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君）　答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君）　須走、足柄、各コースの今年度参加人数ですが、２月末時点で、須走コースが207人、足柄コースが102人であります。足柄コースにつきましては、10月の台風19号により被害を受け、10月20日以降、開催を中止しております。現在は、倒木等の除去等により通行規制が解除されていますが、コース案内看板が損壊していることや、足柄コーススタート地点である足柄駅が現在工事中であるため、工事完了に合わせて再開を予定しております。

この予算で事業が行えるかにつきましては、この科目での予算が、ガイドマップ印刷製本、ガイドの資質向上研修、仮設トイレに要する費用等となっております。ガイド報酬につきましては、町から小山町健康づくり推進協議会へ助成金を交付し、協議会の団体会計から支出しております。

次に、参加者をふやすためのイベント開催の考えについてであります。

昨年９月にクアオルト健康ウオーキングの先進地である山形県上山市へ、健康増進課職員とガイドが視察研修を行いました。上山市の取り組みでは、ガイドとしてのウオーキング講習に加え、ガイドや参加者が地元の食材を持ち込んで参加者に振る舞うなど、まずは楽しんでいただくことを第一に考えているとの説明を受けました。

本町におきましては、毎回ではないですが、今年１月から、ガイドが甘酒やショウガ湯、水菜のおひたしなどを持ち込み、ウオーキングの休憩場所においてもぐもぐタイムを行い、参加者へのおもてなしの強化、リピーターをふやす取り組みを行っております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君）　再質問はありませんか。

○４番（鈴木　豊君）　再質問というか、私のアイデアなんですけど、やはりイベントの中で、家族ウオーキング、家族クアオルトウオーキングとか、やはり、町内にある企業や団体等の、地域の団体等を含めたイベントも考えてもらいたいと思いますが、その点の考えはいかがでしょうか。

○議長（池谷洋子君）　答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君）　今後のイベント等につきましては、参加者をふやすよう、検討してまいりたいと思います。

○議長（池谷洋子君）　再々質問はありませんか。

○４番（鈴木　豊君）　結構です。

それでは、次に、126ページの４款１項４目19節の不妊・不育症治療費助成で毎年250万円計上しておりますが、何人予定していて、毎年の実績はどうか、お伺いしたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○健康増進課長（杉山則行君）**　不妊・不育症治療費助成250万円につきましては、助成人数は19人を予定しております。実績についてでありますが、昨年度の状況、平成30年度の状況では、16人の方に助成し、うち６人の方が母子手帳を交付することができました。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○４番（鈴木　豊君）**　結構です。

それでは、次に、185ページ、９款１項２目の説明欄５の子ども相談事業費306万3,000円計上していますが、毎年、何件の相談があり、どのような内容の相談があるのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○こども育成課長（大庭和広君）**　子ども相談事業費は、小中学校等の児童生徒への個別対応、保護者からの各種相談等に対応するものであり、平成30年度は、小学校では、児童への個別対応と保護者からの相談が延べ28件ありました。中学校では延べ64件ありました。また、今年度は２月末までに、小学校では延べ55件、中学校では延べ100件ありました。

児童生徒への個別対応では、別室での学習を行っている生徒への支援、発達に関する検査等の実施などを行っております。また、保護者からの相談は、育児に関する悩み、学校での人間関係や生活の様子、就学に関する相談などが主なものであります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○４番（鈴木　豊君）**　今、回答の中で、昨年よりだいぶふえておるんですけど、この増加した理由というのは分かるでしょうか。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○こども育成課長（大庭和広君）**　再質問にお答えをいたします。

昨年に比べまして、特に小学校の方ですが、若干手のかかる児童がふえているということから延べ人数がふえているというものでございます。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○４番（鈴木　豊君）**　結構です。

それでは、５番目、次に、192ページ、９款３項１目13節の土地借り上げ料で、北郷中と須走中の土地借り上げと思いますが、毎年計上されており、前から指摘しておりますが、もうそろそろ地主と協議して買収できないのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○こども育成課長（大庭和広君）**　議員御指摘のとおり、1,466万3,000円の土地借り上げ料は、北

郷中学校の敷地分584万7,000円と須走中学校の敷地分881万6,000円であります。地主様の希望等もあり、なかなか購入とまではいきませんが、できる限り、今後、交渉等も含めながら、学校用地として購入を進めていければと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○４番（鈴木　豊君）**　再質問ではございませんけど、やはり毎年1,400万円以上ということで、10年もすれば１億何千万円もするわけなんですから、やはり、なるべく早く買収するように、やはり協議していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○こども育成課長（大庭和広君）**　お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、毎年1,400万円余の借地料がかかっているということでございます。町といたしましても、なるべく購入できる方向で、今後、協議、検討していきたいと考えております。

以上であります。

**○４番（鈴木　豊君）**　結構です。

それでは、最後に、198ページの９款４項１目18節のふるさとおやま同窓会応援事業補助金42万円を計上していますが、この補助金を実施してから、どのくらいの利用団体があったのか。また、年齢構成もどうか、お伺いしたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○生涯学習課長（平野正紀君）**　ふるさとおやま同窓会応援事業は平成29年度から実施しており、対象は、学年齢が20歳から40歳まで、同窓会出席者数が10人以上であることが補助の要件となっております。

平成29年度は、20歳から24歳までの４件の同窓会に24万円を、平成30年度は、20歳から32歳までの７件の同窓会に42万円を、令和元年度は、20歳から33歳までの５件の同窓会に30万円をそれぞれ補助し、活用していただいております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○４番（鈴木　豊君）**　結構です。以上で私の質疑を終了します。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、８番　高畑博行君。

**○８番（高畑博行君）**　４件質問させていただきますけども。

１件目、総括的な質問です。町長の記者会見や新聞報道では、今回の当初予算案は、産業廃棄物処理の影響で町は非常事態宣言をしており、投資的経費を抑制し、緊縮型予算になったということですが、具体的にどんな事業を取りやめたのか、主なものを幾つか紹介していただきたいというふうに思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○総務課長（後藤喜昭君）**　高畑議員にお答えをいたします。

令和２年度の当初予算は、前年度の積極型予算に比べ42億9,000万円、28.2％の減となっておりますが、予算規模を見てみますと、過去３番目に大きな予算となっているところであります。

投資的経費の減少の原因ですが、道路整備事業が一段落したことから、12億5,000万円の減額、地域優良賃貸住宅整備の完了により、４億5,000万円の減額、豊門公園整備の完成による４億円の減額など、大型事業が終了することによるものであります。

また、産業廃棄物処理の影響につきましては、当初予算編成過程の事務査定後の町長査定直前での出来事であったことから、そのことを理由として事業の取りやめを行ったものは特にございませんが、スクラップアンドビルドに努めたところでございます。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○８番（高畑博行君）**　結構です。

２問目の質問です。これも総括的な質問です。昨年度まで行っていた平和の集いを本年度は取りやめると聞きました。しかし、中学生の広島学習の事業は引き続き継続とのことです。昨年度の平和の集いも大変好評だったわけなので、なぜやめるのか、疑問です。福祉関連の事業だったわけですが、取りやめの理由について伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○住民福祉課長（渡邊啓貢君）**　平和の集いは、平和のありがたさを実感し、それを維持していくためにどうあるべきかなど、皆さんと平和について考える宗教色を伴わない式典として、平成25年度に慰霊祭の第２部として始めました。翌年度から中学生の平和を考える発表をメインに開催し、約600人の方々に来場いただき、好評を得ていた事業でありますし、平和について考えることは、今後も重要なことだと認識しております。

しかしながら、昨今の社会情勢において、福祉ニーズは多様化し、複合的な問題が増加しており、生活困窮、ひきこもり、住まい、社会参加、就労支援など、様々な視点から、多機関の協働による包括的支援体制の構築が求められております。このため、課内の事業において優先順位をつけ、来年度から地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築事業に重点的に取り組むこととしております。

平和の集いとしてのイベントは行いませんが、人権教室や展示事業等を通して、皆さんと平和について考える事業を今後も継続して実施してまいります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○８番（高畑博行君）**　再質問させていただきます。

福祉ニーズの多様化があり、優先順位をつけた結果、その優先順位が多分下の方だというふうな評価をなさったんだろうと思いますけれども、中学生の体験の発表なんかは、非常に重要な場

だろうというふうに私は認識しているわけです。各中学生のその体験の発表は、各中学校ごとの文化祭なんかでもできるというふうな、多分そういう判断をされておられるんじゃないかと思いますけれども、各中学校単位でやるのには非常に限定されちゃうわけです。そこの保護者ですとか生徒しか聞けない。もっとやっぱり町を挙げてね、これだけのやっぱりお金をかけて中学生が体験して帰ってきているわけだから、それをやっぱり発表する場というのは、やっぱり僕は保障してしかるべきだというふうに思うわけです。

福祉ニーズの多様化があって、ほかの福祉事業を優先したいという気持ちは分かりますけれども、一度やっぱりやめちゃうと、復活するのにやっぱり大変、いろんな事業全てそうなんですけれども。そういうことからすると、３校の中学生のその体験の共通の発表の場、それはやっぱり何らかの形で保障してあげるべきだというふうに思うわけですけれども、その点のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○教育次長（長田忠典君）**　高畑議員の再質問にお答えいたします。

中学生の発表の場を設けるということでありますけれども、現在、やはり平和学習が夏休みの方に広島に中学生が代表に行っております。その後の中学生の発表の時期ですとか、そういった中で、今年やった時期が最適だったというふうに感じております。昨年について、今のところ、その平和の集いがなくなってしまうというところで、現在のところ、全体的での発表というところは白紙の状態になっておりますので、教育委員会といたしましては、なかなか全体での発表というのは困難ではないかなと。来年度については困難じゃないかなというふうに考えておりますが、今後、その重要性につきまして検討、協議はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○８番（高畑博行君）**　再々質問ということではないですけれども、ぜひ、せっかくの中学生の体験、いい体験をしてきて、発表の中身は皆さん御存じのとおり、大人達もびっくりする中身なんですよね。ですから、それを広くやっぱり返していくという取り組みは、町として、やっぱり僕は努力すべきだろうというふうに思いますので、ぜひ検討をしていただきたいということを述べまして、次の質問に移ります。

予算書の歳入の43ページ、19款１項に関して、ふるさと寄附金の総括的な質問です。

ふるさと寄附金制度から除外されている関係で、本年度当初予算は約10億円の減額で、ゼロ円の予算立てです。昨年９月以降、総務省の判断がどう下されたのかによって大きく変わるわけですけれども、９月までの対総務省とのやりとりはどういう展開になるのか、その見通しについてお聞かせください。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君）**　ふるさと納税の受け付けにつきましては、昨年

６月から総務省の指定を受けられず、本年９月30日までは受け付けを行わない状況であります。省令に定められた指定手続によりますと、来年度の申し出期間は７月１日から31日までで、指定対象期間が10月１日から翌年９月30日となっております。この申し出期間までには、返礼品の整理等を行い、総務省へ申出書を提出いたします。このような状況から、申請後の指定が不透明なこともありますが、今後は、ふるさと納税制度の基準にのっとり適正な手続ができるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○８番（高畑博行君）**　再質問させていただきます。

この７月１日から31日までの申し出期間の中で、返礼品、小山町としてどういうものを考えているのかというと、多分お出しになると思うんですけれども、非常にクレームがついたアマゾンのギフト券は、これはもう論外としましてね、金券、例えば、サーティワンのアイスクリームですとか、リンガーハットの商品セット券ですとか、そういう金券類も、総務省とのやりとりの中で一つ話題になるところだと思うんですけれども、そこのあたりはどういうふうにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君）**　ただいまの質問にお答えをいたします。

やはりサーティワンとリンガーハットにつきましては、商品券ということもあり、非常にグレーな部分がございますので、当初の申し出のときには、申し出が通るように最優先をして申請の方をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○８番（高畑博行君）**　結構です。最後の４番目の質問に移ります。

予算書、歳出、199ページ、９款４項１目14節、森村橋修景、復原事業についてであります。

森村橋修景、復原に2,000万円の予算立てをしています。森村橋の復原工事では何度かの補正を加え、既に３億7,400万円を超える膨大な額を投入しています。この橋が復原でき、森村市左衛門の胸像を建て、橋のたもとに小さな公園を整備したとしても、どれだけの誘客が期待できるのか、疑問視する町民の声は大変大きいです。豊門公園の整備完了とあわせ、フジボウの構成遺産を観光面でどう活かすのかという政策上の展望をお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○生涯学習課長（平野正紀君）**　森村橋は、日本に残るピントラス構造の鋼製橋、鋼鉄製の橋という意味でございますが、それとしては最古の部類に入るので、この歴史的建造物の復原により、国指定文化財への格上げを目指し、誘客への大きなツールにしたいと考えております。

豊門公園の整備では、豊門公園や西洋館につきまして、維持管理を含め、民間事業者の活力を

導入した文化財の活用を検討しており、新たな誘客につながるよう努めてまいります。

観光面での具体的な施策といたしましては、殖産興業遺産として文化的価値をＰＲし、豊門公園、豊門会館、西洋館とあわせた周遊散策コースの設定などを検討したいと考えております。観光協会やウオーキングボランティア等の団体の協力を得て新たに整備した富士紡績の構成遺産をめぐって歴史探訪する散策ルートを設定し、これを町内外にＰＲして集客を促す。

例えばでございますが、人気や知名度が非常に高いＪＲさわやかウオーキングに取り入れてもらえないかなど、意欲的に取り組み、町における殖産興業遺産として、町民の誇り、郷土愛といった機運の醸成に加えて、交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○８番（高畑博行君）**　ありません。以上で終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　それでは、ここで議長において職員の入退室を許可します。

次に、10番　池谷　弘君。

**○10番（池谷　弘君）**　全部で12件の質問をさせていただきます。

まず、31ページ、16款２項１目、個人番号カード交付事業費補助金がふえた理由は何か。また、例年以上に個人番号カードを推進する理由は何なのか、伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○住民福祉課長（渡邊啓貢君）**　池谷　弘議員にお答えします。

国では、マイナンバーカードの取得だけでなく、マイキーＩＤを設定することでポイント還元の付与等を行うことを計画しており、マイナンバーカードの交付事務費と別にマイナポイントの事務補助金が交付されるため、本町でも、予算書80ページ、２款３項１目戸籍住民基本台帳費（３）事業、個人番号カード関連事務費に会計年度任用職員を一人増員し、二人分の報酬を計上して対応しています。このため補助金の増額となっております。

また、個人番号カードは、今後マイナポイントの付与のほか、2021年３月からマイナンバーカードが保険証として使えるようになるオンライン資格確認が開始されるなど、様々な活用が予定されているために推進していくものであります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○10番（池谷　弘君）**　了解しました。次の質問をさせていただきます。

70ページ、２款１項６目ＬＥＤ防犯灯等リース料は昨年と同額となっております。今後防犯灯をふやす予定はあるのか。また、各地区からの要望はあるのか、伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○くらし安全課長（鈴木辰弥君）**　ＬＥＤ防犯灯等リース料につきましては、平成26年度に町内の既存の防犯灯2,065灯をＬＥＤ防犯灯に交換したものであり、街路灯等へのＬＥＤ照明導入促進

事業により、平成27年度から10年間、リース会社と保守メンテを含むリース契約を締結して設置しているものであります。341万9,000円の予算額は、毎年同額のリース料を町が負担しているものであります。

次に、防犯灯をふやす予定についてであります。町として新たにふやす予定はありませんが、毎年、各区からＬＥＤ防犯灯の新設等の要望をいただいております。区が新たに設置する場合、小山町防犯灯設置費補助金交付の条件に合えば予算の範囲内となりますが、毎年、補助金を交付をし、各区の要望に対応しております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○10番（池谷　弘君）**　結構です。次の質問をさせていただきます。

70ページ、２款１項６目、防犯カメラの設置台数はどのような台数になるのか。また、設置場所の基準及び今後防犯カメラを増設する予定はあるのか、伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○くらし安全課長（鈴木辰弥君）**　防犯カメラの設置については、令和元年度から設置を開始し、今年度は11カ所を設置する予定であります。令和２年度は、当初予算において10カ所分の予算を計上しております。

次に、設置場所の基準ですが、令和元年度に各区から要望いただいた142カ所及び各学校が実施した通学路点検で必要と判断された２カ所について、御殿場警察署の意見を参考にしながら、小山町生活安全のまちづくり推進協議会において御審議をいただき、30カ所を選定いたしました。小中学校の周辺通学路、交通量の多い交差点、町外からの進入ルート、登下校の子どもに対する見守りの行き届かない箇所などが設置の目安となっております。

次に、今後の増設予定です。令和元年度設置分及び令和２年度設置分と合わせて21カ所になりますが、当初の計画では30カ所の設置を予定しておりますので、今後の予算確保状況によりますが、可能な限り早期な設置を目指しております。また、各区からの多数の要望箇所をいただいておりますが、今後、新設道路の開設、開通や宅地造成など、町内の状況は大きく変わると思いますので、それらのことを含め、今後の検討課題であるということを認識しております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○10番（池谷　弘君）**　結構です。次に質問を移させていただきます。

ページ107及び108ページ、３款２項１目と３目についてでございます。新規事業で、高齢者フレイル対策は今後重要となってくると思いますが、専門職の内容やその対策内容について伺います。また、フレイル健診内容と業務委託との連携についても伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○介護長寿課長（山本智春君）**　12節保健事業と介護予防の一体的実施事業として計上しました専

門職に委託する業務内容については、109ページ、説明欄（２）後期高齢者医療事業費の12節健康診査業務で行う健康診査データや健診の場で実施する後期高齢者の質問票の回答の提出を受けて、その他、介護や医療情報などの各データと一括して整備、分析して抽出されたフレイルなどのおそれがある高齢者や支援すべき対象者に対して、個別的支援を行います。

また、専門職に高齢者の通いの場などに積極的に関与させることにより、そこに参加する高齢者の血圧等、身体指標や、後期高齢者の質問票を用いて健康状態を把握したり、高齢者が自ら健康状態に確認を持ち、フレイル予防等の重要性について浸透させるなどの啓発業務を計画しております。

説明は以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○10番（池谷　弘君）**　結構です。

次の質問をいたします。ページ、112ページ、３款３項３目、町立こども園の令和２年度入園申し込み者は51人減の501人との説明がありましたが、この減少はみらいこども園等の影響なのか。そうでなければ、その他考えられる理由は何なのか。また、各こども園の申し込み者数はどの程度なのか、伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○こども育成課長（大庭和広君）**　議員御指摘のとおり、みらいこども園が本年４月に開園し、私立のこども園や新しい園を希望される方がいることなどから、町立こども園の申し込み人数が減ったものと考えております。

なお、令和２年度の各園の申し込み人数は、本年２月20日現在で、みらいこども園38人、菜の花こども園80人、するがおやまこども園80人、すがぬまこども園70人、きたごうこども園202人、すばしりこども園149人となっております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○10番（池谷　弘君）**　結構です。次の質問に移らせていただきます。

116ページ、３款３項３目、財源の説明で、演習場の補助金１億8,206万1,000円と教育振興費７億2,500万を使いましてこども園を作っていくということですけれども、起債を利用しない理由を教えていただきたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○総務課長（後藤喜昭君）**　町では、普通建設事業を実施するに当たり、適債性のある事業につきましては起債を活用し、単年度で現役世代が財政負担するのではなく、後年度に平準化することで、便宜を受ける後年度世代の方々にも費用の負担をお願いをし、世代間の公平を保つことを基本としております。一方で、将来負担比率の縮減を目的に、起債残高が前年度より上昇しないよう、借入総額を元金の償還額以内に抑え、予算化を行っております。

このようなことから、今回のこども園整備につきましては、起債を活用せず、教育振興基金で対応することといたしました。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○10番（池谷　弘君）**　再質問をさせていただきます。

教育振興基金が当初予算後ですと約６億円という形になると思います。今後、すばしりこども園や給食費の無料化等、いろいろ予定されていると思いますけれども、ここで起債を行わずに大丈夫なのかどうか、伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○総務課長（後藤喜昭君）**　今回の当初予算を反映した後の教育振興資金の残高ですけれども、５億6,900万円ほどになります。この基金を今後の、先ほど議員がおっしゃったような、すばしりこども園等に活用していくわけですけれども、毎年度、毎年毎年の予算の、全体的な予算の状況を見ながら基金の方は活用してまいりたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○10番（池谷　弘君）**　結構です。それでは次の質問に移ります。

ページ124ページ、４款１項３目、新たに若年がん患者等支援事業の項目ができましたけれども、その理由とその事業内容について伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○健康増進課長（杉山則行君）**　この事業は、若年がん患者等支援事業を行う市町に対し、静岡県が今年度から補助事業を創設したことを受け、本町におきましても、若年がん患者等の生活の質の向上を図るため、県と足並みをそろえ、今年度10月から開始した補助事業であります。

事業内容は大きく分けて三つあります。

一つ目は、がん治療により生殖機能の低下等のおそれがある若年がん患者に対し、精子や卵子等を採取して凍結保存する若年がん患者妊孕性温存治療支援事業。

二つ目は、がん治療に起因する脱毛や乳房を切除したことに伴い医療用のかつらや乳房補正下着等の購入費に対して助成する、がん患者等医療用補正具購入支援事業。

三つ目は、介護保険の適用ではない40歳未満のがん患者が在宅サービスや福祉用具貸与等を受ける費用を助成する、小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業であります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○10番（池谷　弘君）**　結構です。次の質問に移らせていただきます。

次に、ページ、127ページ、４款２項１目、生活排水処理基本計画作成でございますが、この対象と、計画期間と、その作成委員の構成はどうなのか、伺います。

○議長（池谷洋子君）　答弁を求めます。

○くらし安全課長（鈴木辰弥君）　本町では、生活排水処理基本計画を平成15年度に策定いたしましたが、既に計画期間を経過しているため、令和２年度で、町の生活排水処理の長期的な方針を定めるものであります。

現時点では、計画の策定方針を決定しておりませんが、非水洗化世帯及び単独浄化槽世帯について、合併処理浄化槽への転換を図ること。また、浄化槽法の改正により追加された新たな公共浄化槽の概念を織り込んだ計画を策定したいと考えております。

計画期間はおおむね10年間を想定しております。

また、策定方法は、コンサルタントへの業務委託を予定しております。

委員構成につきましては、現時点では作成委員を予定しておりませんが、環境審議会の委員に生活排水処理の専門の学識経験者が委嘱されておりますので、計画策定に参画していただくことを検討しております。

以上であります。

○10番（池谷　弘君）　結構です。次の質問をさせていただきます。

178ページ、８款１項５目、組み立て式避難所用トイレの購入台数はどの程度か。また、最終的に小山町として目標の設置台数はどの程度なのか。また、これらを保管する場所はどこなのか。

以上、伺います。

○議長（池谷洋子君）　答弁を求めます。

○防災課長（武藤　浩君）　組み立て式避難所用トイレは４台の購入計画となっております。最終目標設置台数は44台で、現在40台保有しております。また、保管場所は、各福祉避難所及び町内防災倉庫となっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君）　再質問はありませんか。

○10番（池谷　弘君）　結構です。次の質問をいたします。

181ページ、８款１項６目、同報無線デジタル化対応受信機の、本年度で各戸配付は完了するのかどうか、伺います。

○議長（池谷洋子君）　答弁を求めます。

○防災課長（武藤　浩君）　令和２年度予算でのデジタル化戸別受信機は、100台購入し、公共施設への配付、設置を計画しております。各戸配付の完了は令和６年度の計画となっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君）　再質問はありませんか。

○10番（池谷　弘君）　結構です。次の質問をいたします。

187ページ、９款２項１目、予算では、小学校ではオリンピック観戦バス代、それから中学校においてはパラリンピック観戦バス代等が計上されておりますが、この観戦案等について伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○こども育成課長（大庭和広君）**　小中学校の児童生徒の観戦には、東京2020第１回組織委員会が発行する学校連携観戦チケットを活用し、小学生は４年生以上の全児童を対象にオリンピック自転車ロードレースを富士スピードウェイメインスタンドで観戦する予定であります。中学生は全生徒を対象にパラリンピックの観戦を予定しております。小山中学校と北郷中学校は新国立競技場で陸上を、須走中学校は伊豆ベロドロームで自転車トラック競技を観戦する予定であります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○10番（池谷　弘君）**　結構です。それでは、最後の質問に移ります。

ページ、201ページ、９款４項４目、パークゴルフ場含め指定管理者が１業者となりますが、パークゴルフ場の管理についてどのようになされるのか、伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○生涯学習課長（平野正紀君）**　パークゴルフ場の管理につきましては、先の12月議会において、本年４月から指定管理者による管理へ移行し、指定管理者の決定の御承認をいただきました。パークゴルフ場では、利用者受付業務やパークゴルフ場の整備をはじめとする維持管理のほか、新たにクラブハウス内の厨房設備を活用した飲食の提供を充実させて、利用者の増加及び利便の向上を図るべく準備を進めております。

運営に当たっては、現在運営に携わっていただいております地元吉久保地区のシニアクラブの方を中心とした吉野会の皆様に、今後においても各種のノウハウを発揮していただきまして、引き続き雇用していただくよう指定管理者側に強く要請をしております。これまで数回の説明会を開催し、現在お勤めの方の不安解消や各種の質問について対応をしているところであります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○10番（池谷　弘君）**　ございません。以上で質問を終わらせていただきます。

**○議長（池谷洋子君）**　それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時58分　休憩

---

午前11時08分　再開

**○議長（池谷洋子君）**　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、６番　佐藤省三君。

**○６番（佐藤省三君）**　以下４問、四つについて質問いたします。

まず、67ページ、一般会計67ページの２款１項５目（３）事業、北郷支所管理費に429万5,000円とございます。足柄支所や須走支所は、それぞれの計画にのっとって、リニューアルに向けて計画が進行中でございます。耐震基準等に問題がある北郷支所はどうなっているのか、その計画

について伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　佐藤議員の質問にお答えをいたします。

各支所につきましては、平成27年５月、行財政改革審議会から、各支所の更新について進めるべきではないかという答申がありまして、３支所について検討を進めてまいりました。足柄支所と須走支所については、議員御指摘のとおり、現在整備中でありますけれども、北郷支所につきましては、平成28年度に耐震審査を行いまして、コミュニティセンター部分の１階部分に耐震性がないという結果が出まして、その後、放課後児童クラブを速やかに移転をしたところであります。

あり方検討会を設けまして検討したんですけれども、結果的には、当面の間このまま使用するという結論でしたが、コミュニティセンター部分はもうすぐ50年近い時が経過をしますので、行政系施設の個別施設計画などを速やかに作成をして、更新について検討していく必要があると考えております。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○６番（佐藤省三君）**　再質問をお願いします。

北郷支所、今、全体の中で、部分的には耐震基準に適合しているという部分があるというように、今、回答がありましたけれども、今後、建てかえを検討していく上では、それを分けて、耐震基準があるかないかで分けて考えていくのか、それとも全体的に見ていくのか、そこら辺を伺いたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　佐藤議員にお答えをいたします。

現在事務室部分が耐震はあるという判定なんですけれども、構造見ますと、もともとあったコミュニティセンター部分の構造物に、躯体を利用して事務室部分ができていますので、結果的には分けて改築という選択肢はあり得ないということで、全て更新するかしないかという選択しかないというふうに今考えております。

以上です。

**○６番（佐藤省三君）**　分かりました。じゃあ、次の質問に移りたいと思います。

71ページ、２款１項６目（６）事業の18節、空き家対策補助金90万円ということでありますが、これは何軒分のことを考えておられるのか。また、中には、更地にすると税金が上がるというふうな心配があって、なかなか壊そうとしないという方がおられるというふうに伺っております。これらの対策について伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君）**　次に、空き家対策補助金90万円では何軒分を考えている

かについてであります。現在のところ３軒分を見込んでおります。

また、更地にすると税金が上がると心配するが、この対策についてでありますが、議員御指摘のとおり、更地にすれば税金は上がることになりますが、危険空き家につきましては、適切な管理がなされず長年放置されるなど、周囲に影響を及ぼしている状況が大きな問題となっております。このため、土地所有者には、税金が上がることについても十分な説明を行い、理解を得た上で解体に御協力をいただいております。

以上であります。

**○６番（佐藤省三君）**　再質問をお願いします。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問、どうぞ。

**○６番（佐藤省三君）**　その税金が上がるということを心配している方に説明を加えて対策をとっているというふうなお考えのようですけれども、実際にそういうような形で壊した空き家というのは昨年何軒かありましたか、伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君）**　再質問にお答えさせていただきます。

昨年度、実施して理解を得て解体に応じていただいた軒数につきましては、３軒、解体に御協力をいただきました。

以上であります。

**○６番（佐藤省三君）**　はい、分かりました。

続いて、三つ目の質問に移ります。

151ページ、６款２項１目事業（４）、（４）事業ですね。交流人口拡大事業費1,352万5,000円とありますが、今年度比約400万円の減額のようです。この減額の理由について伺います。交流に後ろ向きな感じがするわけですけども、この点についてもお願いしておきたいと思います。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○商工観光課長（湯山浩二君）**　交流人口拡大事業費全体の予算といたしましては、本年度に比べ約400万円の減額となっておりますが、事業ごとに見てみますと、サイクルスポーツの聖地づくりに向けて、ツアー・オブ・ジャパン富士山ステージ負担金は増額となっております。

減額の理由として、主なものといたしましては、小山町自転車活用推進計画策定業務委託完了に伴いまして減額が550万円と、平成30年度から３カ年にかけて実施しております静岡デスティネーションキャンペーンが最終年度を迎えることとなりますことから、大型観光キャンペーン推進協議会負担金の34万円減額によるものが主なものでございます。

例年実施しております事業費につきましては、予算の方を計上してございますので、引き続き交流人口500万人を目指して努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君）　再質問はありませんか。

○６番（佐藤省三君）　ありません。

それじゃあ、四つ目、最後の質問に移ります。

161ページ、７款２項３目（２）事業ですね。町道整備事業費１億92万3,000円のうち、14節道路改良舗装事業費7,300万円とございます。来年度は、オリンピックやパラリンピックの自転車ロードレースが行われたり、あるいは工事関係のダンプなどの車両で道路が損傷しているところもたくさんあると聞いております。この予算で不足はあるかどうかということについて伺います。

○議長（池谷洋子君）　答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君）　町道整備事業費の道路改良舗装事業費7,300万円の主な内容は、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当して実施する計画であります、町道原向本線ほか１路線舗装補修工事と、谷戸地区の町道1186号線の道路改良工事が主なものであります。

また、今年度１億3,000万円の予算で、現在も一部施工中でありますオリンピック・パラリンピック自転車競技で使用する町道の舗装補修工事等につきましては、年度末を目途に完了する予定でありますが、今後も新東名事業をはじめ、ダンプカー等の重車両の通行がありますので、競技に支障が出ないよう、必要に応じて緊急修繕等で対応していく考えでございます。

以上であります。

○６番（佐藤省三君）　分かりました。以上で質問を終わります。

○議長（池谷洋子君）　次に、12番　渡辺悦郎君。

○12番（渡辺悦郎君）　予算書、歳出の方から７件の質問をさせていただきます。

まず最初に、73ページ、２款１項７目13節子ども子育てワンストップサービス77万7,000円とありますが、この事業内容について伺います。

○議長（池谷洋子君）　答弁を求めます。

○総務課長（後藤喜昭君）　渡辺議員にお答えをいたします。

子ども子育てワンストップサービスは、国においてマイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革として、妊娠、出産、育児等に係る子育て世代の負担軽減を図るために、オンライン化のニーズが高い申請や手続についてワンストップサービスの実現を図ったものであります。

具体的には、児童手当に関しては、その受給資格や額についての認定の請求、それから住所や氏名の変更等の届け出や現況届などについて。また、保育関係では、こども園などへの利用申し込みや現況届などについて、国が提供しておりますマイナポータルを利用し、オンライン申請をすることができ、町がＬＧ－ＷＡＮからこのシステムへ接続する利用料金を負担をしているというものでございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君）　再質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君）　質問でございませんけども、やはりこの今の時代、こういう感じでワンス

トップサービスというのは非常に大事だと思います。なおさらこういうのを進めていただきたいと思います。

次の質問に変わります。

予算書86ページ、２款７項１目18節生活交通確保対策事業補助金361万円とありますが、これの事業内容について伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○町長戦略課長（小野正彦君）**　生活交通確保対策事業補助金361万円は、町内の公共交通網の維持確保を図るもので、町内を走る路線バス７系統の赤字を、500万円を上限に赤字額の２分の１を町が補塡するものです。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○12番（渡辺悦郎君）**　この公共交通というのも、やっぱりどうしても採算性を考えるわけですけども、採算性かその実用性をとるかということで非常に大事だと思います。この補助361万円が少なくなることを検討していただきたいと思います。答弁は結構でございます。

次の質問に移ります。

予算書144ページ、６款１項１目18節金太郎ベンチャーキッズ育成事業補助金35万円のこの事業内容について伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○商工観光課長（湯山浩二君）**　金太郎ベンチャーキッズ育成事業は、子ども達が５人１組となって、商売体験を通じ、仕事の大変さや仲間と協力し合って販売する楽しさを感じ、将来地元で働きたいと思う人材を育成する目的で今年度から実施した事業でございます。来年度につきましても、小山町商工会青年部が中心となり、町内の小学５、６年生を対象に募集をかけ、模擬株式会社の設立から計画、製造、販売、納税までの一連の流れを体験プログラムとして計画しており、11月の商工祭では実践販売を計画しているところでございます。

以上であります。

**○12番（渡辺悦郎君）**　今年度、これは産業祭の中でやっておられたと思うんですけれども、この教育効果というのはかなり大きいものが私はあると思います。ただ、その中で、どうしてもこの事業を支援していただく力が、これがないと、なかなかこれもうまくいかないと思うんですけれども、より多くのですね。本当に、ただこれは商工会の方で、青年部の方でやっているんですけれども、ほかのところもあわせて支援いただいて、より多くの効果が出るように検討はできないのかというのを伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○商工観光課長（湯山浩二君）**　再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、この子ども達を支援されている、いわゆる支援者の受け皿というのは、

やっぱり１年目を通じて課題となっているところでございます。この事業につきましては、規模を拡大して実施したらどうかということも問いかけたんですけれども、やはり受け皿の関係で、２年目につきましても、５人１チームの３チームで実施したいということでございます。これにつきましては、既に教育委員会の方にも御協力いただいているところでございますので、関係団体等も通じまして、この仕組みを見直しまして、改善しながら、行く行くは拡大していきたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○12番（渡辺悦郎君）**　いや、ありません。次の質問に移らせていただきます。

ページ、147ページ、６款１項２目13節、非常用蓄電池リース料227万円、計上されております。この、どこでですね。ただ、非常用リースという、非常用蓄電池ということで利活用されているという場面があったら伺いたいんですけれども。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　非常用蓄電池のリース料は、湯船原の内陸フロンティアの事業の一環で実施しています太陽光発電事業の事業者から、リチウムイオン蓄電池12台を賃貸借し、災害など停電時に非常用電源として利用を目的とし、通常時は、役場本庁、各支所、総合文化会館、健康福祉会館などの町の施設に配備をしております。災害など有事の際には、災害対策本部や町内の小中学校などの各避難所等、計６カ所に配備をして活用することとしております。

以上であります。

**○12番（渡辺悦郎君）**　確かにこの非常用蓄電ということで、各要所要所、施設に置いてあるのは理解できます。ただ、こういうものが、やっぱり、例えばこれは循環型エネルギーとしてかなり注目されているものでございます。いろんな各種の催し物とか、そういうときに、町はこういうのがあるんだよということもアピールするのも必要じゃないかなと考えます。これについて当局の考えを伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　再質問にお答えいたします。

こちらのリチウムイオン蓄電池の町民の皆様へのアピールという点でございますが、こちらにつきましては、毎年１回、太陽光発電の事業者様と一緒に、環境学習ということで、町内小学４年生、全校になりますけれども、を対象に環境学習を実施しておりまして、その中でも御説明をさせていただいたり、紹介させていただいたりということで、お子様の環境に対する理解等について、周知をして、学習の一環としてやらせていただいております。

また、通常時、停電以外のときには確かに使用はしていないのですが、持ち運びができるものですから、例えば視察等の際に、マイクの電源とか、通常そのような利用もできますので、そういうところで活用もしておりますので、そんなところで十分有効活用しているというようなこと

でございます。

以上であります。

**○12番（渡辺悦郎君）**　広く活用する場面というのはたくさんあると思います。町がこういうものを持っているということもいろんなところでアピールしていただきたいなというふうに考えます。

次の質問に移ります。

ページ、169ページ、７款４項３目12節、施設維持管理費1,140万円であります。都市公園というのは何カ所あるのか、場所と面積についてお尋ねいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○都市整備課長（清水良久君）**　現在、町内には都市公園が25カ所ありますが、本予算におきましては、そのうち５カ所の都市公園について、トイレ清掃、草刈り、芝生広場等の維持管理業務を実施するものであります。

５カ所の場所でございますが、藤曲の豊門公園、中島の金時公園、竹之下地先の誓いの丘公園、須走地先では、東原官舎近隣の須走なかよし公園と、道の駅須走西側の須走多目的広場の５カ所となっております。

面積といたしましては、都市公園全体面積が約22.2ヘクタールでございますが、今回のこの５カ所の面積といたしましては9.2ヘクタールとなってございます。

また、あわせて本予算では、都市公園の公園遊具の点検、また、都市公園以外の町が管理してございます緑地に対する草刈り等の維持管理費も含まれております。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○12番（渡辺悦郎君）**　いえ、ありません。では、次の質問に移らせていただきます。

予算書、171ページ、７款５項１目14節町営住宅解体作業費4,500万、これは滝の台だと思っているんですけども、この跡地の利用計画について伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君）**　町営住宅の解体につきましては、須走地区の滝の台団地を解体する予定であります。

跡地の利用計画についてでありますが、解体する土地の一部は町有地となっておりまして、また、一部は賃借地となっております。賃借地につきましては、令和３年３月31日までが契約期限満了となっていることから、土地所有者に返却する予定としております。町有地部分の跡地利用につきましては、具体的な計画等は現在ございませんが、今後実施していく上では、地元の方々と協議しながら進めていきたいと、このように考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○12番（渡辺悦郎君）**　町有地と賃借地と、こういうふうに説明ございました。それぞれの地積ですね、面積、分かれば教えていただきたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君）**　再質問にお答えさせていただきます。

まず賃借地なんですけれども、全体面積が4,345.9平米のうち、町営住宅部分が2,983.99平米をお借りしております。町有地につきましては、全体面積ですけれども、3,832.2平米となっております。そのうちの一部が町営住宅の住宅となっております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○12番（渡辺悦郎君）**　ありません。最後の質問に移らせていただきます。

予算書206ページ、10款２項１目14節公共土木施設災害復旧工事事業費200万円が計上されております。これの事業内容について伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○建設課長（山口幸治君）**　公共土木施設災害復旧事業費200万円は、令和２年度中に災害が発生した場合において、発災後の初期対応等に迅速に対応するための事業費でありまして、毎年度、当初予算では同額の計上を行っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○12番（渡辺悦郎君）**　再質問はありません。この歳出がないように祈っております。

以上で質問を終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、５番　遠藤　豪君。

**○５番（遠藤　豪君）**　それでは、私は、一般会計の歳入について、附属資料の方から御質問をいたします。

ページ４でございます。

町民税の法人分について、対象が456社と伺いましたが、昨年比32.2％の大幅な減収見込みで、その理由が税制改正とのことですが、その狙いは何でしょうか。また、業種別の町内企業の動向についてお伺いをいたします。

次に、町民税の個人分が昨年比1.9％伸びておりますが、これは湯船原の新工業団地への企業進出の分が反映されているかどうかについてもお伺いいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○税務課長（渡邉辰雄君）**　法人税の減収でございますが、平成28年度の税制改正によるもので、令和元年10月１日に施行し、税率を9.7％から6.0％に引き下げた影響によるものでございます。

その狙いでございますが、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の法人割の一部を国税化し、地方交付税の原資化とするものでございます。

次に、業務別の町内企業の動向でございますが、特に大きな動きはございませんが、強いて申し上げますと、卸売、小売業が若干減少、宿泊業が増加しております。

最後に個人住民税の1.9％の伸びですが、湯船原の企業進出を見込んだものではなく、今年度の実績から算出してございます。

以上でございます。

**○５番（遠藤　豪君）**　次に移ります。

同じくページ４、固定資産税についてお伺いいたします。固定資産税の場合、土地評価の負担調整は数年間を要して引き上げをしていると思いますが、現在も負担調整をとっているのかどうか、お伺いします。

また、新築の家屋数ですけれども、今年度どのくらいを、何棟ぐらいを見込んでおるか、お尋ねをいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○税務課長（渡邉辰雄君）**　負担調整措置につきましては現在も行ってございます。その状況でございますけれど、住宅用地につきましては98％が負担水準に達しております。また、非住宅用地につきましては64％、市街化区域内農地につきましては80％が負担水準に達している状況でございます。

次に、新築家屋の見込みでございますが、全体で104棟を見込んでおります。その内訳でございますけれど、専用住宅が77棟、工場などが５棟、その他、附属屋が22棟を見込んでございます。

以上でございます。

**○５番（遠藤　豪君）**　それでは、歳出の方に移らせていただきます。

ページ71、２款１項６目（６）、先ほどもちょっと質問がありましたけれども、空き家対策事業について、現在、町が確認している空き家軒数は何軒でしょうか。また、これまでに取り壊した軒数は何軒で、今年度は何軒の取り壊しを見込んでおるか、お伺いいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君）**　最初に、空き家対策事業費について確認している空き家の軒数は、についてでありますが、平成28年度から今年度までにおいて57軒確認しております。また、これまでに取り壊した軒数は、についてでありますが、13軒の取り壊しを実施しております。見込みについてでありますが、３軒の取り壊しを予定しております。

以上であります。

**○５番（遠藤　豪君）**　ありがとうございました。次に移ります。

ページ89、２款７項３目（２）、定住促進事業の個人住宅取得の利子補給金の関係ですけれども、これと移住就業支援金ですか。これについては何件の対象を見込んでおるのか。また、これまでの実績はどのようなものでしょうか、お伺いをいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君）**　まず、令和２年度の個人住宅取得利子補給金の見込みにつきましては160件、移住就業支援金の見込みにつきましては、世帯による件数を２件、単身世帯が２件の合計４件を見込んでおります。また、実績についてでありますが、個人住宅取得資金利子補給金につきましては、平成30年度が164件、今年度につきましては、１月末現在で106件となっております。また、移住就業支援金につきましては、今年度から地方創生推進交付金を活用して新たに実施したことから、１月末現在ではゼロ件であります。

以上であります。

**○５番（遠藤　豪君）**　次に移らせていただきます。

ページ93、２款８項１目12の関係ですけれども、オリンピックのレガシー銘板のスタンプ設置業務についてお伺いいたします。これについてはモニュメントを考えているとの説明がございましたが、具体的にどのようなもので、設置場所はどこを考えておるのか、お伺いをいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君）**　遠藤議員にお答えいたします。

はじめに内容ですが、オリンピック・パラリンピックの小山町開催を記した銘板をつけた記念碑の設置を計画してございます。設置場所については現在調整中となっておりますが、富士スピードウェイを含む町内のコース沿道５カ所程度に設置を計画しています。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○５番（遠藤　豪君）**　５カ所程度ということですけれども、１カ所に何かこう大きくなる、統一したようなものは考えてはおられないんですか。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君）**　遠藤議員の再質問にお答えいたします。

今の御質問の趣旨は、１カ所にモニュメント、大きなモニュメントをどこかに残すのかということ。

**○５番（遠藤　豪君）**　そういうあれはないのか。

**○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君）**　現在の計画では、大きな、いわゆる五輪のモニュメントとかそういうものについては残すことができないもんですから、設置の計画はございません。あくまでも、ちゃんと小山町内でオリンピック・パラリンピックが開催されたということが後世に残るものを設置していきたいというふうに考えております。

以上であります。

**○５番（遠藤　豪君）**　はい、了解しました。それでは、次に移らせていただきます。

ページ135、５款１項２目の（３）有害鳥獣についてお伺いいたします。有害鳥獣対策につきましては、猟友会などへのお願いも限度があると思いますが、抜本的な対策がとられていないのか、とられていないように考えられますが、何か大きな考えはないでしょうか。例えば、これまで電

柵線の強化や強度の金網支給など、いずれにしても農産物の稲作の被害については公になっているわけですけど、畑作の被害を合わせた被害額は、この予算額に比べると、大幅に対策予算が少額に感じると考えておりますけれども、この辺についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○農林課長（湯山光司君）**　有害鳥獣対策につきましては、小山町鳥獣被害防止対策協議会におきまして、駿東猟友会小山支部と連携して、鹿やイノシシなどの有害鳥獣の個体数を減らす捕獲活動や、侵入防止対策に同協議会におきまして185万5,000円を補助し、被害防止活動に努めているところでございます。

しかし、その中で防護柵の助成につきましては、農業共済の助成金の活用となりまして、設置者は共済加入者など諸条件があることから、農作物被害に幅広く対応しているものではないことが実情でございます。

したがいまして、本協議会では、防護柵の補修や改善など、柔軟な対応を可能とするために、新たに防護柵の助成制度を行いたいと考えております。農業者の皆様につきましては、本制度を活用していただきますよう周知を行い、地域ぐるみで被害対策を推進してまいります。

以上でございます。

**○５番（遠藤　豪君）**　終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、２番　室伏辰彦君。

**○２番（室伏辰彦君）**　２点ほどお伺いいたします。

ページは176ページ、８款１項３目消防で、12ですね。基本計画策定業務で、小山の新しい消防庁舎を建てるということなんですけども、その進捗状況を教えていただきたいです。場所と時期を教えていただきます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○危機管理監（野木雄次君）**　まず場所についてですが、現在、候補地の検討、それから選定作業をしているところですが、適地としてどうだろうかと考えられる場所については幾つかあります。しかしながら、様々な観点から検討する必要がありますことから、町内の関係者等から意見を伺う場を来年度の早い時期に設け、いろいろな意見を集約して決めていきたいと考えております。

次に、時期についてですが、現在のところ、令和４年度完成を目途として進めております。

以上であります。

**○２番（室伏辰彦君）**　次の質問にさせていただきます。

ページは195ページの、９款１項２目中学校教育振興費のうちで、放課後学習室のうちの中学３年生のみというふうに、放課後学習ですね、伺いましたけども、なぜ中学３年生だけなのかを教えていただきたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君）　本年度、学力向上施策の一環として、本年２月に試行的に町立中学校の３年生を対象とし、実施したものを、来年度からは年間を通して実施をするものであります。１校当たり１日での受け入れ生徒数は最大20人程度であることから、来年度は、まずは中学３年生を対象とし、実施したいと考えております。また、今後の申し込み状況によっては、ほかの学年の受け入れも検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君）　再質問はありませんか。

○２番（室伏辰彦君）　以上で終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池谷洋子君）　次に、１番　室伏　勉君。

○１番（室伏　勉君）　４点ほど質問させていただきます。

まず、歳入ですけれども、18ページ、固定資産税です。収納率を99.3％としております。前年度予算、当初の予算は98.8％です。0.5ポイント良化しておりますけれども、その根拠を教えてください。

○議長（池谷洋子君）　答弁を求めます。

○税務課長（渡邉辰雄君）　ここ過去３年間の収納率の実績から見直しをし、見込んだものでございます。ちなみに実績でございますが、平成30年度及び平成29年度につきましては99.54％、平成28年度につきましては99.13％となってございます。

以上でございます。

○１番（室伏　勉君）　その次に行きます。

歳出ですけれども、153ページ、ハイキングコースの維持管理費169万2,000円でございます。台風19号によりまして、山の荒廃がひどく、昨年度と同じ、同等の予算では執行が難しいのではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（池谷洋子君）　答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君）　ハイキングコースの維持管理につきましては、ハイカーの利便性向上を図るため、例年、地元８団体にコースの巡視、整備を委託しているところでございます。台風19号の被災直後には、商工観光課におきまして現地踏査を行い、荒廃の状況を確認し、危険箇所につきましてはロープを張るなど応急的にハイカーの安全対策を実施いたしましたところでございます。

議員御指摘のとおり、被災箇所は広範囲にわたり、通行不能箇所もありますことから、全体の完全復旧には長時間を要するものと認識しております。業務の実施に当たりましては、委託者と協議を行い、限られた予算ではございますが、優先順位を決めて維持管理作業を実施していただきたいと考えております。

以上であります。

○１番（室伏　勉君）　分かりました。

次に、歳出155ページでございます。雇用確保に向けたアクションプランの策定業務330万円です。この雇用の確保は何名程度を目標にしているんでしょうか、御教授ください。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○商工観光課長（湯山浩二君）**　新たに創出される雇用につきましては、三来拠点事業により、湯船原に新設される工場群や、足柄スマートインターチェンジ周辺に建設される複合観光施設等において、全体で約2,200人を見込んでおります。

今年度に実施しております、既存企業及び新規立地企業を対象とした雇用情勢の実態調査、分析業務により、実情把握と課題整理を行い、年度末には目標と施策の方向性を設定する予定でおります。

来年度につきましては、雇用確保に向けたアクションプランを策定し、計画的かつ効率的な雇用の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

**○１番（室伏　勉君）**　分かりました。

最後になります。160ページになります。道路美化に250万円と上がっていますけれども、昨年度当初予算は1,000万円でございました。この大幅減額によって業務に支障は出ないのでしょうか。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○建設課長（山口幸治君）**　町道維持管理費の道路美化費250万円の主な内容は、例年、同規模で継続的に実施しています、町道原向中日向線沿線や町道用沢大御神線の小公園などの緑地体の除草業務委託料であります。また、令和２年度の業務につきましては、オリンピック自転車競技大会前に時期を合わせて実施する計画でございます。

今年度の予算では、オリンピック・パラリンピック自転車競技対応として、競技に使用する町道路線に影響があると考えられる立木の伐採や枝払い業務を実施しており、今年度で大規模な枝払い業務等は完了することから減額となっているものであります。通常の道路美化業務の執行に支障は出ないものと考えております。

以上でございます。

**○１番（室伏　勉君）**　分かりました。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、３番　小林千江子君。

**○３番（小林千江子君）**　５点ほどお伺いさせていただきます。お聞き苦しい声で申しわけございません。

ページ、89ページ、２款７項３目定住促進事業費が前年度の6,200万円から1,500万円に削減されております。その主な理由をお伺いいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君）**　小林千江子議員の質問にお答えいたします。

令和２年度の定住促進事業費につきましては、主な減額要因は、12節委託料約2,023万6,000円と、18節負担金及び交付金約2,245万円が減額の主なものとなっております。

減額の理由につきましては、12節委託料につきましては、国からの地方創生推進交付金及び県からのふじのくに地域少子化突破戦略応援事業補助金を活用して事業を行っておりましたが、この補助金が平成29年度から令和元年度までであったことから、令和２年度の事業につきましては実施しないこと、また、18節負担金及び交付金につきましては、定住に関する補助金及び助成金が本年３月までの時限補助制度であることから､本年度で終了したことが減額の要因であります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○３番（小林千江子君）**　ございません。それでは、次の質問に移らせていただきます。

ページ、同じく89ページ、２款７項３目出産祝い金の支給額が500万円から35万円に減額されておりますが、その主な理由をお伺いさせていただきます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君）**　定住促進事業の各種助成制度につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、時限補助制度により終了するなど、定住促進事業の見直しに伴い出産祝い金支給制度も終了となります。なお、本年３月31日までの制度となりますが、３月生まれのお子さんの場合、３月中の申請は難しいことから、４月までの申請を認め、１カ月分のみを予算計上したため、減額となっております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○３番（小林千江子君）**　ございません。では、次の質問に移らせていただきます。

ページ93ページ、２款８項１目身障者用仮設トイレ借上料とありますが、これは使用するのはオリンピック・パラリンピック開催当日に使用する予定のものでございましょうか。もし、そうであるのであれば、逆に、健常者のトイレはどのように借り、また、幾らぐらいかかる予定であるのか、お伺いいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君）**　小林議員にお答えいたします。

はじめに、身障者用仮設トイレの使用する時期ですが、これはパラリンピック開催中の、富士スピードウェイの外に出る競技を行うロードレース競技なんですが、その競技の開催に合わせてコースの沿道に健常者と兼用という形で１基を設置を予定しております。先ほどの健常者用といいますか、いわゆる観戦者用のほかのトイレについてでありますが、その設置については、備考欄同じく12節の真ん中ほどですけど、観戦会場設営業務160万円という項目がございますが、この中で、コース沿道の観戦スポットについての設備をしていきます。この中に仮設トイレの費用も含まれてございます。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○３番（小林千江子君）**　再質問をさせていただきます。

この160万円で外に仮設トイレを御用意されるということですけれども、何個ぐらいを御予定されていますか。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君）**　小林議員の再質問にお答えいたします。

現在160万円の予算で、コース沿道に約４カ所の観戦スポットを計画してございます。それぞれの観戦スポットに５基から６基程度の、人の集まる度合いによってですけど、仮設トイレを設置する予定でおります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○３番（小林千江子君）**　ございません。次の質問に移らせていただきます。

94ページ、２款８項１目小山ムービーキャンプ交付金が、昨年度500万円から、本年度は10万円と大幅な減額がされております。その減額理由は何で、どれほどの規模の映画祭を10万円で開催されようとしているのか、お伺いさせていただきます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君）**　小山ムービーキャンプ交付金の大幅な減額につきましては、町の事業として、廃止、継続を検討した結果、この交付金事業は減額をいたしました。

小山町映画祭につきましては、子どもから大人までが楽しめる映画祭として、平成30年度から開始をし、映画祭を実施するに当たっては、当初から、実行委員会とワーキンググループ会議を設置し、企画運営を行っております。来年度の開催につきましては、実行委員会の繰越予算が若干ありますので、この実行委員会組織を中心に本年度同様の開催を計画しております。

以上でございます。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○３番（小林千江子君）**　再質問させていただきます。

先ほどお答えいただきました繰越金、こちら、幾らくらいが残っていらっしゃるのでしょうか。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君）**　実行委員会の繰越金ですけれども、約300万円ほどございます。

以上でございます。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○３番（小林千江子君）**　再々質問させていただきます。

この小山ムービーキャンプなんですけれども、過去開催された規模を御存じの方は、またその規模を求めてイベントにいらっしゃると思うんですね、楽しみたいということで。ただ、先ほどの300万円と10万円を足した310万円、こちらで、平成30年の方から企画運営されていた規模と同等なものが果たしてできるのかどうか、そういった検討はされているのか、お答えください。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君）**　再々質問にお答えいたします。

来年度の事業におきましては、繰越金含めて、今年度の補助金と合わせて同等の事業を計画しておりますが、一昨年の平成30年度についてはゲストトークというのがございまして、俳優さんを呼んでやった事業がございます。今年度は、ゲストトークも予定していたんですけれども、なかなかゲストさんとの調整がつかず、ゲストトーク抜きの開催をさせていただきました。それでも子どもから大人までが楽しめる映画祭として開催をいたしましたんで、来年度はゲストトークがあっても、ゲストさんの呼ぶ予算規模を例えば縮小するだとかして、この繰り越しを合わせた額で同等規模の映画祭の計画ができると考えてございますんで、御承知おきいただければと思います。

以上でございます。

**○３番（小林千江子君）**　では、次の質問に移らせていただきます。

ページ152ページ、６款２項１目ツアー・オブ・ジャパン富士山ステージ関係予算が280万円だったのに対し、本年は630万円に計上されております。この増額の主な理由をお伺いいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○商工観光課長（湯山浩二君）**　ツアー・オブ・ジャパン富士山ステージは、国際自転車競技連合公認の国内８カ町を転戦するアジア最大級のステージ制のロードレースで、ふじあざみラインを舞台に過去10回開催しております。

町内では年間５本の自転車レースが開催されておりますが、このツアー・オブ・ジャパンは、オリンピック・パラリンピックのレガシーとして核となり得るレースでございます。

これまで町では、レース運営のために必要な交通規制に係る道路使用許可や地元調整などを中心に行ってまいりました。今大会より実行委員会を組織し、レースに係る業務のみならず、町内外からの誘客に向けた広報や併設イベント等の充実を図り、より魅力のある大会として、町の認知度の向上や地域での消費拡大につなげる取り組みを実施するため、予算を増額するものでございます。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○３番（小林千江子君）**　再質問させていただきます。

お伺いしましたところ、本年度は土曜日に開催ができるということでした。例年金曜日に開催を小山町では須走で行われております。

今回はオリンピック・パラリンピックも開催されるということで、土曜日に須走の方で開催を行われますが、実行委員会も作られて、今後、次年度からは平日の開催に戻るわけですけれども、それでも同じような同等での予算も組まれて、町のこの認知度の向上や地域での消費拡大を目指されるのかどうか、そこも含めてお伺いさせていただきます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○商工観光課長（湯山浩二君）**　再質問にお答えいたします。

ツアー・オブ・ジャパンにつきましては、議員御承知のとおり、第１ステージの堺から始まりまして、京都、いなべ、美濃、南信州で、来年度につきましてはオリンピック・パラリンピックもあるということで、富士スピードウェイステージというものが金曜日に開催されます。これは１年限りの予定でございます。

そして、翌日の土曜日には富士山ステージ、そして最終が東京ステージということで、ステージの中でこの日程が決まっておりまして、過去10回見ましても、この枠組みの中で、富士山ステージにつきましては、金曜日、平日ということで実施してまいりました。来年度は異例でございますけれども、今後も金曜日の実施が予定されております。その中で予算につきましても、来年度以降もこの630万円程度の予算を確保して、やはり魅力あるレースのために併設イベント等を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

**○３番（小林千江子君）**　以上で、私からの質問を終わりにします。

**○議長（池谷洋子君）**　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで午後１時10分まで休憩します。

午後０時08分　休憩

---

午後１時10分　再開

**○議長（池谷洋子君）**　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第２　議案第34号　令和２年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第３　議案第35号　令和２年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第４　議案第36号　令和２年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第５　議案第37号　令和２年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第６　議案第38号　令和２年度小山町土地取得特別会計予算

日程第７　議案第39号　令和２年度小山町介護保険特別会計予算

日程第８　議案第40号　令和２年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第９　議案第41号　令和２年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算

日程第10　議案第42号　令和２年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第11　議案第43号　令和２年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第12　議案第44号　令和２年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算

日程第13　議案第45号　令和２年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第14　議案第46号　令和２年度小山町水道事業会計予算

**○議長（池谷洋子君）**　お諮りします。日程第２　議案第34号から日程第14　議案第46号までの令和２年度特別会計及び水道事業会計の予算13件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第34号から議案第46号までを一括議題とします。

本議案については、２月25日及び26日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

通告に基づき、会計ごとに順次発言を許します。

最初に、議案第34号　令和２年度小山町国民健康保険特別会計予算の質疑について、発言を許します。

４番　鈴木　豊君。

**○４番（鈴木　豊君）**　それでは、国民健康保険特別会計予算について、２点ほど、一問一答にて質疑を行いたいと思います。

まず、予算書の９ページ、１款１目の国民健康保険税が３億9,082万円と、前年度と比較して2,300万円ほど減額しての計上ですが、その減額理由は何か、お伺いしたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○住民福祉課長（渡邊啓貢君）**　鈴木議員にお答えします。

予算書附属資料14ページ左上の表にありますように、被保険者数を3,677人として試算しております。前年度の人数が3,821人ということになっておりますので、144人の減ということになります。このように、被保険者数の減少が国保税減額の主な要因であります。

また、同ページ右下の１人当たり保険税の年額で、基礎課税分、介護納付金分、後期高齢者支援分の合計額は表では集計していませんが、12万7,259円で、前年度の金額が12万9,804円でした

ので、2,545円の減額となっています。これは税率を変えずに電算処理において試算をした結果でありまして、所得の減少等が考えられます。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○４番（鈴木　豊君）**　再質問をさせていただきます。

この減額は、144人の被保険者が減ったということですけど、理由として、会社の健康保険に入った人が多くなったのか、それとも自然減となったのか。それと、また、この国保税について、近隣の市町村と比べて、金額は高いのか安いのかということでお伺いしたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○住民福祉課長（渡邊啓貢君）**　まず、減額の理由なんですけど、こちらは本当に社会保険に入った方もいらっしゃいますし、また人口減に伴って減少になっているということもいらっしゃいます。これらが原因と考えております。

また、保険税、国保税の方ですが、１人当たりの調定額、これは平成30年度の速報値ではありますが、小山町は県内で７番目ということ、高い方から７番目という形になっております。これといいますのも、１人当たりの医療費、こちらが５番目に高いということになっておりますので、やはり医療給付費が高くなってしまうと、それに応じた納付金を県から求められますので、その財源として国保税も上げざるを得ない状況になっているというふうに御理解いただければと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○４番（鈴木　豊君）**　結構です。

それでは、次に、22ページの２款２項１目の一般被保険者の高額療養費１億7,000万円と、昨年と同額の計上をしていますが、この高額療養費に係る経費はどのような病気によるものが多いのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○住民福祉課長（渡邊啓貢君）**　高額療養費に係る主な疾患は、一つに、心筋梗塞、狭心症などの循環器系疾患、二つ目に、脳梗塞、脳出血などの脳血管疾患、三つ目が、がん、四つ目が、骨折、ヘルニアなどの筋骨格系疾患となっております。これらの疾患は、糖尿病、脂質異常症、高血圧症等の疾患や、喫煙、運動不足等の危険因子により動脈硬化が生じ、高額療養費の主な疾患に当たる循環器系疾患、脳血管疾患が引き起こされるものと考えております。このため、これら危険因子を早期に発見し、早期治療に結びつけていくように、毎年検診を受診し、健康に関する意識を高めていくことが重要であると考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○４番（鈴木　豊君）**　再質問をさせていただきます。これらの多い病気の人は、長期の人が多い

と思いますが、どのぐらいの人数が毎年いるのか、お伺いしたいと思います。高額療養費に係る人数的なものをちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○住民福祉課長（渡邊啓貢君）**　高額療養費といいますのが、所得に応じて、この基準額を超えたものが高額療養費として支給されます。そのため、本当に超高額の方から、それほどでもない方も高額に該当するという方もいらっしゃいます。ですので、一概にその人数が何人くらいというのはちょっと今ここでは分からない状況ではあります。

以上です。

**○４番（鈴木　豊君）**　分かりました。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○４番（鈴木　豊君）**　はい、結構です。それでは、以上で質疑を終わりにしたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、８番　高畑博行君。

**○８番（高畑博行君）**　２件、質問をさせていただきます。

最初に、予算書７ページ、８ページ、国保の加入者数に関しての質問です。

12月末の国民健康保険被保険者数は3,713人で、前年度比108人減、率にして2.8％の減少だと言います。しかしながら、１人当たりの医療費は増加傾向だということです。

そこで伺います。減少傾向の特徴として、退職後の国保加入者が減っているのか、自由業などで国保に加入している人数が減っているのか、その傾向を伺いたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○住民福祉課長（渡邊啓貢君）**　高畑議員にお答えします。

被保険者数の減少要因の一つとしましては、人口減によるもので、全年代の減少に影響しております。

二つ目に、社会保険適用範囲拡大に伴い、勤務時間が週20時間以上の方の社会保険移行が進んでいるところであります。これは主に60歳未満の年代の減少に影響していると考えられます。

三つ目が、定年延長、再雇用等により定年後も働き続ける方がふえていることで、60歳以上65歳未満の方の減少に影響していると考えられております。

本町の年代別被保険者数の推移を分析してみましたが、特に顕著な傾向は見られず、どの年代も同じように減少していることから、自営業の国保の加入者も減っているし、退職後の加入者も減っているものと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○８番（高畑博行君）**　ありません。

次の２件目の質問です。

予算書の28、30ページ、５款１項１目未受診者事業に関してであります。保健事業費3,798万

7,000円は、対前年度比375万4,000円、10.9％の伸びですが、その中で、新たに開始する特定健診未受診者対策事業、30ページ、未受診者対策事業355万4,000円、これについては、部長の補足説明でも触れておりましたけれども、その取り組みの詳細について教えていただきたいというふうに思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○住民福祉課長（渡邊啓貢君）**　特定健診未受診者対策事業は、来年度の新規事業として行う、マーケティングテクノロジーを活用した未受診者対策であります。これは年齢、性別、過去の特定健診の受診履歴等を分析し、５種類の受診勧奨通知から、より効果的な勧奨通知をＡＩが選定し発送するものであります。県内で、令和元年度は３市町が実施しており、数％の受診率アップが望めるとのことであります。また、令和２年度は、本町はじめ、県内７市町が実施する予定であります。費用は、特別調整交付金のヘルスアップ事業分として100％補助されるものであります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○８番（高畑博行君）**　ありません。以上で終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　これで議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第39号　令和２年度小山町介護保険特別会計予算の質疑について、発言を許します。

８番、高畑博行君。

**○８番（高畑博行君）**　２件質問をさせていただきます。

１件目ですけれども、予算書のそれぞれ３ページ、17ページ、18ページ、19ページ、２款１項１目、３目、５目に関係した介護サービス給付費についてであります。予算総額が、歳入歳出それぞれ20億円、前年度対比で8,500万円の増、率にして4.4％増であるという説明でしたが、歳出の部の２款保険給付費の詳細を見ると、居宅サービス給付費も、地域密着型サービス給付費も、施設介護サービス給付費も全て昨年度より増額です。中でも、施設介護サービス給付費は大きな伸びですが、それぞれのサービス利用の伸びの傾向について、詳細の部分、教えていただきたいというふうに思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○介護長寿課長（山本智春君）**　今回、令和２年度予算案に計上した保険給付費は、平成29年度に作成した、平成30年度から令和２年度までの３年間を計画期間とする第７期介護保険事業計画で推計した介護認定者数をもとに、各種サービスの利用状況等を見込んで予算に計上しております。具体的には、令和２年度の予防支援、要介護者認定者数を、令和元年度に対して17人増、954人を見込んで推計しております。

２款の17ページ、１目居宅介護サービス給付費については、訪問介護やデイサービスなどの利用者の増加を見込んで、対前年度2.6％増、1,336万3,000円を増額しました。

次に、18ページ、３目地域密着型介護サービス給付費については、認知症グループホームなど

の利用者の増加を見込んで、対前年度4.9％増、1,161万1,000円を増加しました。

次に、19ページ、５目施設介護サービス給付費については、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設利用者の増加を見込んで、対前年度3.2％増、2,635万8,000円を増額いたしました。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○８番（高畑博行君）**　再質問させていただきます。

今の説明ですと、パーセンテージの伸びからすると、地域密着型サービス給付費が一番、4.9％ということで大きな伸びを示しているわけですけれども、そこの特徴的なものといいますか、もし教えていただけたら、ありがたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○介護長寿課長（山本智春君）**　地域密着型サービスにつきましては、地域密着型の特別養護老人ホームと認知症対応型のデイサービスの利用がふえているのが主な要因です。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○８番（高畑博行君）**　結構です。

２件目の質問です。予算書の３ページ、介護認定者数に関してであります。12月の介護認定者数は919人であるという説明がありました。要介護、要支援の段階別人数を教えてください。また、それぞれの段階ごとの前年度比較の増減数も教えていただけたらというふうに思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○介護長寿課長（山本智春君）**　要介護認定者919人の段階別の人数につきましては、前年度12月の要介護認定者数との比較増減を含めて説明をさせていただきます。

要支援１は、前年度が77人で、今年度が80人、対前年比３人増です。要支援２は、前年度が110人、今年度が114人で、対前年比４人増です。要介護１は、前年度が230人、今年度が224人で、対前年度６人減です。要介護２は、前年度が146人、今年度が147人、対前年度比１人増です。要介護３は、前年度が145人、今年度130人、対前年度比15人減です。要介護４は、前年度が117人、今年度が133人、前年度比16人増です。要介護５は、前年度が103人、今年度が91人、対前年度比12人減です。合計すると、前年度12月の要介護認定者数は928人で、今年度12月の要介護認定者数は919人となっております。

なお、要介護認定者数は、高齢者の増加に伴い全体的にふえていく傾向でありますが、お亡くなりになる方や新規に認定される方などの動向により、月単位での比較ではこのように増減があります。

説明は以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○８番（高畑博行君）**　はい、以上で終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　これで議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号　令和２年度小山町宅地造成事業特別会計予算の質疑について、発言を許します。

12番　渡辺悦郎君。

**○12番（渡辺悦郎君）**　予算書、歳出の方から、１件質問させていただきます。

ページ、10ページから11ページにかけてでございます。２款１項１目事業（２）宅地造成費2,808万円とございます。何平米で何区画を予定されているのか伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君）**　渡辺議員にお答えします。

まず、宅地造成事業2,808万円についてでございますが、実施場所につきましては大胡田地区を予定しております。開発面積は約2,500平米、区画数につきましては９区画を予定しております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○12番（渡辺悦郎君）**　いえ、ございません。終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　これで、議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第43号　令和２年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算の質疑について発言を許します。

５番　遠藤　豪君。

**○５番（遠藤　豪君）**　１点お伺いいたします。ページが８、９でございます。

本事業の歳入が4,144万円、１万円プラスしまして、売電収入とのことですが、支出も燃料費、それから発電運営業務など、およそ2,900万程度かかっており、さらに償還金の元金と利子とで収支バランスがとられておるわけですけれども、現在は発電機が順調に動いておるとのことですが、今後トラブルやマイナス要因が生じたときに、公債費の償還が予定どおりされるのか危惧されますので、これについてお伺いします。

また、同じようなことで電気事業債の償還が、当初23年間ということですけれども、20年以上かかるわけですけれども、途中でやはりこういう何かトラブル等が起きたときに、何かほかのこれに代わる手だてがあるのかどうか、お伺いをいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　起債の償還につきましては、何かトラブルがあった際の償還についてですが、こちらについては、得られた売電収入から最優先で支払うようにしておりまして、万一不足が生じた場合でも、運営管理費や燃料費などで調整しながら、起債の償還については必ず行っていくということで取り組んでおりますので、支払いは必ず行うつもりでおります。

次に、20年以上にわたって起債を償還する手法についての御質問でございますが、こちらにつきましては、当初から起債の償還は20年以上かかるということの設定の中で、支払いに充てます

収入については、議員のおっしゃるとおり売電収入のみということで行ってきております。こちら、20年という長い期間で、当然経年によって売電収入等が落ち込まないような形で、機器等のメンテナンス等もしっかり行いながら対応していくつもりでありまして、一応、償還につきましては、あくまでも売電収入で行っていくということでございまして、ほかの手法ということは考えておりません。

以上であります。

**○５番（遠藤　豪君）**　終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　これで議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号　令和２年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算の質疑について発言を許します。

12番　渡辺悦郎君。

**○12番（渡辺悦郎君）**　予算書の方で、歳出の方で、ページ、10ページ、１款１項１目事業（２）、事業費４億2,550万円とございます。現時点での土地の取得は全体の何％になっているか、お伺いします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　御質問にお答えいたします。

小山ＰＡ周辺開発の関係の土地の取得の現在の進捗状況でございますが、人格ベースでいきますと約84％ほど、面積ベースでいきまして79％ほどが今完了しておる状況でございます。

以上であります。

**○12番（渡辺悦郎君）**　再質問ではございませんけれども、84％、79％ということで、大体おおむね８割ぐらいだというふうに認識いたしました。現在、このＰＡ周辺も含めて土地の取得というのはなかなか御苦労なさっていると思います。引き続き小山町のために頑張っていただきたい。このように考えて、質問を終わります。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　先ほどの答弁の中で、ちょっと訂正をさせていただきたいと思いますが、一応、来年度の予算に対して、今年度の末の見込みで、現在ちょっとまだ契約できていない方も含めての進捗をちょっとお話しさせていただきましたので、一応、これから年度末までに契約する人も含めた中での見込みというような数字になっておりまして、実際の、ちょっと正確なお答えとしますと、来年度の予算で計上している方のパーセンテージということでちょっとお答えを訂正させていただきたいと思いますが、一応来年度の予算については、用地費で３億5,000万円計上しておりまして、こちらの方が全体の16％ほどの割合になっておりまして、人格ベースで16％、面積ベースでいきますと21％ほどになっておりますので、ちょっと回答の仕方を誤ってしまいましたので、訂正させていただきます。

**○議長（池谷洋子君）**　渡辺議員、よろしいでしょうか。

これで、議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号　令和２年度小山町温泉供給事業特別会計予算の質疑について発言を許します。

１番　室伏　勉君。

**○１番（室伏　勉君）**　温泉供給事業特別会計予算についてお伺いします。

温泉使用料は、予算が33万円、業務費の予算は120万円でございます。この差し引きは90万円、単年度収支の赤字であります。改善の対策と、その見込みについてお教え願います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○商工観光課長（湯山浩二君）**　室伏　勉議員にお答えします。

本事業につきましては、平成30年12月から温泉供給を始め、供給先の宿泊施設からの申請により、１日当たり最大で15立方メートルの使用を許可し、１立方メートルにつき43万円を乗じた645万円の加入金を原資として予算を組んでおります。

歳入として、温泉使用料は、当初の予定である１日当たり最大15立方メートルに対し、これまでの実績としては、１日当たり３立方メートルの使用にとどまっているのが実情でございます。歳出は、温泉を送るために設置した電動弁を境とする温泉供給施設と温泉受給施設の維持管理に必要な費用を計上しており、定期的な支出といたしまして、温泉を送るための光熱水費24万円と、温泉ポンプの点検費19万8,000円、温泉検針業務費7,000円であり、緊急な設備の対応に備え、それぞれ修繕料を50万円と30万円計上してございます。

議員御承知のとおり、特別会計は収支のバランスが非常に重要でございます。現時点におきましては、温泉供給先の事業者に温泉利用を促すとともに、町といたしましても、宿泊稼働率の向上に向けて収入をふやす取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号　令和２年度小山町水道事業会計予算の質疑について発言を許します。

１番　室伏　勉君。

**○１番（室伏　勉君）**　令和２年度の小山町水道事業会計予算につきまして御質問いたします。

まず、５ページですけれども、第４条の資本的収入と支出なんですが、その差額、不足額１億飛んで200万円の補填を当年度損益勘定留保資金にて実行するとのことです。この令和２年度の資産編入予定額と該当資産の減価償却費を教えてください。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○上下水道課長（渡辺史武君）**　室伏　勉議員にお答えいたします。

令和２年度の資産編入予定額は２億8,610万1,000円を見込んでおります。また、当該資産の減価償却費は733万8,000円となります。

以上であります。

**○１番（室伏　勉君）**　済みません、質問の仕方を間違っておりました。当年度損益勘定留保資金

１億200万円の内訳を教えてください。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○上下水道課長（渡辺史武君）**　室伏議員の再質問にお答えいたします。

当年度損益勘定留保資金の内訳につきましては、予算書34ページをお開きください。

中ほどの収益的支出、１款１項６目減価償却費、31節有形固定資産減価償却費１億6,531万3,000円と、その下、33節固定資産除却費500万円を合わせた１億7,031万3,000円から、次に予算書の29ページをお願いいたします。予算書29ページの最下段、収益的収入１款２項３目長期前受金戻入、１節長期前受金戻入6,743万6,000円を引いたものになっております。

以上であります。

**○１番（室伏　勉君）**　分かりました。次に行きます。

次に、18ページ、20ページになりますけれども、令和２年度の水道事業予定貸借対照表の未処分利益剰余金は2,400万円、令和元年度の同水道事業予定貸借対照表の同金額は1,600万円であります。ここで800万円、利益剰余金が増加しています。この要因を教えてください。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○上下水道課長（渡辺史武君）**　令和元年度予定貸借対照表は、令和元年度予算をもとに算定し、令和２年度予定貸借対照表は、令和元年度の決算見込みと令和２年度当初予算をもとに算定しております。令和２年度と令和元年度で未処分利益剰余金が866万6,000円増加した要因といたしましては、令和２年度の未処分利益剰余金2,476万2,000円には、予算書５ページ、第４条に記載しております資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補塡財源として、建設改良積立金2,302万9,000円を取り崩したものが含まれているためでございます。なお、今年度決算は、積立金の取り崩しは行わない見込みであります。

以上であります。

**○１番（室伏　勉君）**　次に３番目に行きます。

同じページになりますけれども、令和２年度の有形固定資産の中の建設仮勘定の残高は４億3,800万円、令和元年度の同残高は２億9,900万円でございます。１億3,900万円増加の内訳と、その編入の時期を教えてください。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○上下水道課長（渡辺史武君）**　令和２年度と令和元年度の建設仮勘定の差額１億3,900万1,000円の主な内訳については、須走低区配水場築造工事、新東名高速道路建設に伴う配水管布設工事及び老朽管布設替え工事が主なものとなります。

須走低区配水場については令和２年度から令和４年度の継続事業となるため、令和５年度決算から有形固定資産に計上いたします。新東名高速道路建設工事及び老朽管布設替え工事に伴い布設した配水管については、供用開始となった年度以降、有形固定資産に計上する予定であります。

以上であります。

○１番（室伏　勉君）　４番目に移ります。

22ページなんですけれども、令和２年度水道事業予定キャッシュフロー計算書の業務活動によるキャッシュフローは9,400万円、平成31年度の同キャッシュフロー計算表の同金額は１億600万円であります。1,100万円悪化しております。この原因を教えてください。

また、令和２年度の水道事業予定キャッシュフロー表の５番、現金の期首残高は１億7,900万円でありましたが、これは平成31年度の水道事業予定キャッシュフロー表の６番、現金の期末残高は7,700万円となっています。これ、１億100万円、大幅な増加になっておりますけれども、この要因を教えてください。

○議長（池谷洋子君）　答弁を求めます。

○上下水道課長（渡辺史武君）　予定キャッシュフロー計算書は、予定貸借対照表と同様令和元年度、予定キャッシュフロー計算書は令和元年度予算をもとに、令和２年度予定キャッシュフロー計算書は令和元年度の決算見込みと令和２年度当初予算をもとにそれぞれ算定しております。

業務活動によるキャッシュフローが減少する主な要因は、当期純利益の減少と非資金取引である長期前受金戻入額が増加することによるものであります。

また、令和２年度予定キャッシュフロー計算書中、Ｖの令和２年度現金期首残高と、平成31年度予定キャッシュフロー計算書に未収金計上しておりました防衛９条交付金3,000万円が平成30年度中に交付されたことと、町道上野大御神線ラウンドアバウト交差点設置に伴う配水管布設工事を工事の進捗に合わせ平成30年度から平成31年度に繰り越ししたため、4,536万円が未払金になったことなどにより、平成31年度現金予定期首残高が見込みより多くなったことによるものであります。

以上であります。

○１番（室伏　勉君）　最後、５番です。

20ページにおきまして、令和２年度水道事業予定貸借対照表の有形固定資産、土地の残高が１億2,400万円でありました。この平成31年度水道事業予定貸借対照表の同金額は3,800万円であります。差額8,600万円、土地がふえております。増加の理由を教えてください。

○議長（池谷洋子君）　答弁を求めます。

○上下水道課長（渡辺史武君）　令和２年度と平成31年度予定貸借対照表、有形固定資産、土地の残高の差額8,620万2,000円の増加理由については、静岡県企業局が造成工事を行いました湯船原工業団地内にあります配水場用地を県企業局から移管を受けましたが、移管された時期が平成31年度予算編成時期より後となり、平成31年度予算書の予定貸借対照表に反映できなかったことによるものでございます。

以上であります。

○１番（室伏　勉君）　結構です。ありがとうございました。

○議長（池谷洋子君）　以上で、特別会計及び水道事業会計の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号　令和２年度小山町国民健康保険特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第35号　令和２年度小山町育英奨学資金特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第36号　令和２年度小山町後期高齢者医療特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第37号　令和２年度小山町下水道事業特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第38号　令和２年度小山町土地取得特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第39号　令和２年度小山町介護保険特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第40号　令和２年度小山町宅地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第41号　令和２年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第42号　令和２年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第43号　令和２年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第44号　令和２年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第45号　令和２年度小山町温泉供給事業特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第46号　令和２年度小山町水道事業会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は３月５日木曜日　午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後２時02分　散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議　会　議　長　　池　谷　洋　子

署　名　議　員　　米　山　千　晴

署　名　議　員　　渡　辺　悦　郎

# 令和２年第２回小山町議会３月定例会会議録

令和２年３月５日（第４日）

召集の場所　　小山町役場議場

開　　議　　午前１０時００分　宣告

出席議員

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 室伏　勉君 | ２番 | 室伏　辰彦君 |
| ３番 | 小林千江子君 | ４番 | 鈴木　豊君 |
| ５番 | 遠藤　豪君 | ６番 | 佐藤　省三君 |
| ７番 | 薗田　豊造君 | ８番 | 高畑　博行君 |
| ９番 | 岩田　治和君 | １０番 | 池谷　弘君 |
| １１番 | 米山　千晴君 | １２番 | 渡辺　悦郎君 |
| １３番 | 池谷　洋子君 | | |

欠席議員　　なし

説明のために出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 池谷　晴一君 | 副町長 | 杉本　昌一君 |
| 教育長 | 天野　文子君 | 企画総務部長 | 湯山　博一君 |
| 住民福祉部長 | 小野　一彦君 | 経済建設部長 | 高村　良文君 |
| 未来創造部長 | 遠藤　正樹君 | ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ推進局長 | 池谷　精市君 |
| 教育次長 | 長田　忠典君 | 危機管理監 | 野木　雄次君 |
| 町長戦略課長 | 小野　正彦君 | ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ推進課長 | 勝又　徳之君 |
| 総務課長 | 後藤　喜昭君 | 住民福祉課長 | 渡邊　啓貢君 |
| 健康増進課長 | 杉山　則行君 | 農林課長 | 湯山　光司君 |
| 商工観光課長 | 湯山　浩二君 | 未来拠点課長 | 遠山　洋行君 |
| おやまで暮らそう課長 | 岩田　幸生君 | 都市整備課長 | 清水　良久君 |
| 防災課長 | 武藤　浩君 | こども育成課長 | 大庭　和広君 |
| 生涯学習課長 | 平野　正紀君 | 総務課副参事 | 米山　仁君 |

職務のために出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 岩田　芳和君 | 議会事務局書記 | 池谷　孝幸君 |

会議録署名議員　　１１番　米山　千晴君　　１２番　渡辺　悦郎君

散　　会　　午後６時２１分

（議　事　日　程）

日程第１　　一般質問

（代表質問）

10番　池谷　弘君

１．住民幸福度日本一の町づくりについて

２．災害に強い町づくりについて

３．都市計画事業の進捗について

11番　米山千晴君

１．湯船原の工業団地への企業誘致の状況について

２．工業団地等に立地する企業の方々の住居等の施策について

３．三来拠点事業全体の見通しについて

（個人質問）

４番　鈴木　豊君

１．公共施設等の将来の見通しについて

２．今後の町の財政計画について

８番　高畑博行君

１．木質バイオマス発電所の改善の見通しは

２．本町は教員の変形労働時間制を採用するのか

３番　小林千江子君

１．オリンピック・パラリンピック開催における町内の機運醸成及び、その後のレガシー創出に関して

２．（仮）小山町こども権利条約策定に関して

３．森林整備における森林環境譲与税の活用について

９番　岩田治和君

１．男女共同参画社会の推進について

２番　室伏辰彦君

１．小山町の人口を増やすための移住・定住促進制度について

１番　室伏　勉君

１．地域循環型林業（木質バイオマス発電事業）の今後の対応について

６番　佐藤省三君

１．新型コロナウイルスによる肺炎への対策について

２．町内の学校・園における今年度の施策や事業についての総括を伺う

12番　渡辺悦郎君

１．町の包括支援体制について

２．新公共交通システムについて

議　　事

午前10時00分　開議

**○議長（池谷洋子君）**　本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁を、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次からは自席にて答弁を行います。再質問の答弁は全て自席で答弁を行うこととしておりますので、御協力をお願いいたします。

---

日程第１　　一般質問

**○議長（池谷洋子君）**　日程第１　これより一般質問を行います。

それでは、まず代表質問を行います。

最初に、10番　池谷　弘君。

**○10番（池谷　弘君）**　会派令明を代表いたしまして、本日３件の質問をいたします。

まず１件目は、住民幸福度日本一の町づくりについてであります。

町長は、機会あるたびに、町民が愛情にあふれ、住んで楽しく、住んで幸せを感じる理想郷、住民幸福度日本一のまちづくりの実現を目指すと話されております。

令和元年度の町民アンケート結果では、今後とも小山町に住み続けたいという定住意向がある人が78％あり、私も、町民が誇りを持って住み、定住人口をふやすためにも、住民幸福度日本一の小山町にしていくことはよいことであると考えております。

しかし、住民幸福度は抽象的で、このままでは分かりづらく、町民が住民幸福度を共有していくために定義していく必要があると思います。幸福度を定義したものは、例えば、社会経済統計の中から40の指標を抽出加工してランキングを設定したり、アンケートからランキング設定したものもあります。ランキングではありませんが、小山町でも町民意識調査を実施しております。

そこで、町民が小山町に住んでよかったと実感してもらうためにも、以下の点を伺います。

住民幸福度はどのような指標で日本一を目指すのか。

住民幸福度日本一を目指すに当たり、よりよくしていく事項は何なのか。

令和２年度一般会計予算案は、対前年比28.2％減である現状で、住民幸福度日本一を目指す新規予算はどのようなものがあるのか。

日本一を目指すために、町民と協働していく項目はどのようなものと考えているのか。

次に、２件目は、災害に強い町づくりについてであります。

昨年は、小山町で台風19号による自然災害が発生し、現在も復旧が進められております。地球温暖化等で異常気象が多くなり、予想を超える降雨で大規模な山地崩壊や河川の氾濫が発生し、甚大な被害が発生しております。この小山町は、スコリア土壌で特に自然災害が発生しやすいので、行政、町民が一体となり災害に強い町づくりが特に必要となってきております。

令和２年度予算では、自主防災組織への支援充実、組み立て式避難所用トイレ等の防災資機材の整備がうたわれております。災害予防のためにも、大規模災害を発生しやすいスコリア土壌対策が重要で、山地強靱化を進めることが必要となってきております。

そこで、以下の点を伺います。

災害に強いまちづくりのために、令和２年度、特筆すべき実施内容は。

昨年の自然災害に対し、小山町国土強靱化地域計画の追加や見直しはどのようなものか。

小山町国土強靱化地域計画の進捗は計画どおりか。

自然災害発生しやすい場所は共有されているのか。

山地強靭化のための町民の協働はどのように考えられているのか。

次に、３件目は、都市計画事業の進捗についてであります。

小山町都市計画マスタープランに記載され、また、町長も言われましたが、成美地区、明倫地区、足柄地区、北郷地区、須走地区に都市計画事業を策定して進めていくことになっております。その後、静岡県の都市計画事業の認可を受ける事業を進めるとあります。小山町の発展のために、町民の理解を得て、これら事業を進めていくことが求められております。

昨年９月定例会の鈴木議員の代表質問で、市街化区域内土地の開発及び有効活用についてのやりとりの中で、鈴木議員から「市街化区域内の土地の開発については、都市計画マスタープランで小山町各地区の市街化区域等の魅力づくりを想定されておりますので、今後このマスタープランによる将来を見据えて小山町のまちづくりを考えてほしいと思いますが、お考えは」との再々質問に対して、回答では「今後の市街化区域内のまちづくりにおきましては、当然のことながら、小山町のまちづくりに関する基本的な方針を小山町マスタープランで挙げておりますので、それを踏まえて都市計画事業、まちづくりに取り組んでまいりたいと思います」と答弁されております。

また、昨年６月定例会の岩田議員の、都市計画税条例の廃止についての一般質問に対して、町長は「都市計画道路、都市公園、土地区画整理事業、駅前再開発などの都市計画事業は全体の見直しが必要であり、都市計画のあり方を含めた全体の見直しを行います」との答弁をされ、それから現在約９カ月たっております。

そこで、以下の点を伺います。

地区ごとの都市計画事業の内容について。

都市計画事業の県認可進捗について。

市街化区域と市街化調整区域の見直しのロードマップについて。

以上３件、回答をよろしくお願いいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○町長（池谷晴一君）**　池谷　弘議員にお答えをいたします。

はじめに、住民幸福度日本一の町づくりについてのうち、住民幸福度とはどのような指標で日本一を目指すのかと、住民幸福度日本一を目指すに当たり、よりよくしていくべき事項は何かについてであります。

例年実施をしております町民アンケートの結果を見てみますと、町への定住意向がある人の割合は78％とかなり高い数字になっております。しかし、町の施策全般に対する町民の満足度は、過去３年間は51％から52％と50％を上回っていましたが、本年度は43％と低い結果となってしまいました。これは、総合計画の個別施策に掲げたそれぞれの満足度が低下している結果だと思います。

本年度、町民の町政全般に対する満足度が低下した理由は一つではないと考えます。このことから、その対応も多種多様、多岐にわたるものでなければなりません。人が幸せを感じるとき、対象は人それぞれ十人十色で、その度合いも様々であり、町民がこの町に住んでよかったと感じるとき、対象も同様だと思います。

住民ニーズは多様化、複雑化しており、おのおのの町民の思いに応える施策を総合的に構築・推進していくことが必要で、どのような指標で、どの施策に力を入れていくかにつきましては、これを限定的に絞るということではなく、全ての施策において町民ニーズに的確に対応していかなければならないと思います。

例えば、健康づくり、防災防犯対策といった安全安心、文化芸術・スポーツ等生涯学習、生活利便性の向上、雇用やにぎわいの創出、子育て、教育、高齢者福祉、障害者福祉など、町が推進していく施策は数多くありますが、そのうちの一つでもよかったと思えるものがあれば、町民はこの町に住んでいることに幸せを感じると思いますし、その積み重ねこそが住民幸福度日本一の町を生むものと考えます。

したがいまして、次期総合計画の策定に当たっては、町民の声に耳を傾け、全ての町民の皆様がこの町に住んでいることに幸せを感じることができるよう、施策の方針等を設定していきたいと考えております。

次に、住民幸福度日本一を目指す新規予算はどのようなものかについてであります。

令和２年度当初予算は、第４次小山町総合計画の総仕上げの年であり、新時代の流れに向けた魅力ある町を目指す重要な１年であります。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会自転車競技ロードの開催の年となり、大会の成功と、その先のレガシーを次の世代へ構築、継承するとともに、これを契機としたまちづくりに取り組んでいく必要があります。

これらを踏まえ、町民憲章に定めます「富士のもと水と緑にめぐまれていることに誇りをもち、

金太郎のように、健康で、明るい、ゆたかな町づくり」の実現に向け、着実に取り組んでいく所存であり、小山町総合計画の基本目標に沿った基本施策を着実に推進していくとともに、私の選挙公約である住民幸福度日本一の町の実現に向けた予算を編成したところであります。

予算規模が小さくなった要因は、令和元年度で都市計画道路大胡田用沢線や地域優良賃貸住宅整備事業等の複数の大型事業が完成を迎えることから、投資的経費が減少していることによるものであり、そのような中で、福祉・教育分野に力を注いだ予算となっているところであります。

具体的には、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することにより、健康増進、フレイル予防、重度化防止などの支援を効果的に提供する保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業を始めます。

また、公共交通の活性化策では、自主運行バス事業において、新たにデマンドシステムを導入し、車のない方や高齢者等に対する利便性の向上を図ってまいります。

子ども・子育て支援や学校教育の充実の施策としては、（仮称）すがぬまこども園整備や、子ども達の基礎学力の向上を目指し、学習環境を充実させるとともに、保護者の負担軽減のため、中学校で放課後学習室の運営を進めてまいります。

更に、オリンピック・パラリンピックという世紀の大イベント成功させるべく、官民一体のオール小山で取り組むための予算も計上しております。

これら様々な予算を通して、多くの町民に幸せを感じていただけるような編成となっているものと考えております。

次に、日本一を目指すために、町民と協働していく項目は、についてであります。

現在進めております第５次小山町総合計画の策定作業において、町民アンケート、中学生アンケートはもとより、総合計画審議会や各委員会といった組織においても多くの町民の方々の御参画をいただいております。また、総合計画地区別懇談会も実施予定であり、ここでも多くの町民の方々の意見を伺うこととしております。

このように、総合計画をはじめとする各種計画づくりを町民と一緒に進めていくことも重要な協働の作業であると認識しておりますし、また、そうでなければ住民幸福度を向上させるための計画はできないと考えます。

その意味から、今後、策定、推進していく各種個別計画においても、できる限り町民の皆様に参画していただき、その声を反映していきたいと考えております。

また、議員御質問の、日本一を目指すための協働を推進することは、年々希薄化する地域コミュニティを維持、活性化していく上でも重要なことであると考えます。

小山町の役場職員は、地域の行事や運動会、イベント、更には消防団活動等に率先して参加し、これらを盛り上げています。これはすばらしいことだと思います。今後も職員に対しては、積極的に地域に入り、地域を盛り上げ、地域の方々と一緒に、つまり協働の意識を持って、地域コミュニティの醸成に寄与するよう指導していきたいと考えております。

また、町民が自ら企画推進するイベントや地域活動を町が支援、バックアップし、ともに同じ目的を持って、地域活性化に取り組むことも、まさしく住民幸福度日本一を目指す協働のスタイルであると考えます。

次に、災害に強い町づくりについてのうち、災害に強いまちづくりのために、令和２年度特筆すべき実施内容はについてであります。

災害に強いまちづくりに関し、令和２年度の特筆すべき事業といたしましては、森林の適正な整備、治山対策として、山腹崩壊防止、谷どめ設置などの治山事業、安心安全な道路網の整備として、大御神地内での災害時に停電となっても機能する信号機を不要とした環状交差点整備事業、地震に強い住宅の整備促進推進として、倒壊ゼロ住宅耐震化事業、火災発生時の対応として、消防第４分団ポンプ車購入事業、また、災害発生時における重要な情報受信設備整備として、防災行政無線のデジタル化事業、更に、災害発生後の避難場の防災資機材整備のため、組み立て式避難所用トイレ等の整備事業を実施してまいります。

次に、昨年の自然災害に対し、小山町国土強靱化地域計画の追加、見直しはについてであります。

国土強靱化地域計画は、どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な地域を作り上げるための計画であります。

本町では、平成28年度に策定いたしましたが、計画期間が令和元年度までのため、改定作業を進めているところであります。

現在、役場庁内において、目標値の設定と新たな取り組みについて検討中ですが、昨年の台風19号により町内各所で災害が発生したことから、その教訓や今後の対策も含めた計画として、また、今後の梅雨期及び台風等による災害発生時に備えた施策について検討してまいります。

次に、小山町国土強靱化地域計画の進捗は計画どおりかについてであります。

現計画策定時に、大規模災害が生じたときに、人命を最大限保護するための住宅の耐震化率の向上施策や、防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりのための三来拠点事業による企業進出数など、95項目にわたり数値目標を設定し、計画を推進しております。昨年度末で、目標値に対し、全体でおおむね７割の達成状況となっております。

次に、自然災害が発生しやすい場所は共有されているかについてであります。

町では、火山災害、地震災害、山地災害の想定被災箇所を示した防災対策ガイドブックを全世帯に、また、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を示したハザードマップを対象世帯に配布し、出前講座等で危険箇所の周知に努めているところであります。

昨年10月、静岡県が新たに土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を指定したことにあわせ、新たな指定区域のハザードマップの改定が令和２年度に計画されておりますので、改定後は広報紙やホームページに掲載するとともに、出前講座等を通して、災害の発生しやすい場所、危険な場所の周知と共有に努めてまいりたいと考えております。

次に、山地強靱化のための町民との協働についてであります。

本町における山地強靱化のための協働事業につきましては、山林を管理している団体や、国、県、町が一体となって、山地災害の軽減対策について取り組む組織として、小山町山地強靱化総合対策協議会を平成25年度に発足し、活動しております。

当協議会では、簡易的な資材でできる土どめの作り方や植栽手法などを参加者に体験していただく体験施工の実施や、有識者を招いての勉強会を開催し、学んだことを自らが実践することで継続的に活動できる組織づくりや、森林に起因する災害の被害軽減に努めているところであります。

議員御指摘のとおり、近年、気候変動により山地災害の発生リスクが高まっていることからも、本協議会の取り組みは、より一層重要であるものと認識しております。そのため、本町といたしましては、本協議会の活動を引き続き支援し、森林保全に関する情報提供を行うとともに、このたびの台風被害を教訓として、山地災害の未然防止の観点から、町民と協働で山林の状況確認を行うことや、新たに崩壊が予想される箇所の調査等を計画してまいります。

調査結果につきましては、治山事業を所管する静岡県と共有し、山地強靱化に努めてまいります。

次に、都市計画事業の進捗についてのうち、地区ごとの都市計画事業の内容についてであります。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の２の規定に基づき、住民の意見を反映しながら、都市計画、まちづくりに関する基本的な方針を示すことを目的に、おおむね10から20年後の目指すべき都市の将来像と、土地利用や道路、公園などの都市施設の整備方針及び今後のまちづくりの道筋を示すものであり、町内５地域についても、それぞれ地域別構想のもと、魅力的でコンパクトな市街地の形成と、各地区間の連携強化を掲げております。

したがいまして、都市計画法の手続により都市計画決定及び事業認可を受けて実施する都市計画事業とあわせて、それ以外のまちづくりに関連する主要事業も含めてお答えをいたします。

はじめに、成美地区は、ＪＲ駿河小山駅周辺の中心市街地再生を図るため、駅前広場や公園、幹線道路網の整備とあわせて、魅力的な商業施設の誘導や集合住宅等の整備を促進してまいります。そのため、本年度は駿河小山駅周辺活性化プロジェクトチームを庁内に設置して、多岐にわたる課題解決と活性化の方策等について検討を行っているところであります。

次に、明倫地区では、市街化区域内の未利用地の宅地化を促進するため、幹線道路や区画道路の整備を推進して、民間活力の導入による宅地開発と県道沼津小山線沿道に商業施設の誘導を図るとともに、水路や斜面緑地を保全することにより、緑豊かな住宅環境の創出を図ってまいります。

足柄地域は、現在工事中であります足柄駅舎及び駅前広場が本年６月末の完成後は、足柄支所機能を併設した足柄駅交流センターとして新たな地域拠点となって、足柄峠や金時山、また民間

事業者が建設する複合観光施設等の観光資源を活用することにより、地域の活性化を図ってまいります。

北郷地域は、本年６月末に都市計画道路大胡田用沢線道路改良工事の完成が予定されております。本都市計画道路の供用開始を契機として、今後は、土地区画整理事業などによる宅地化の促進と公園の整備等による魅力的な住宅環境の創出を図るとともに、湯船原地区の工業団地や新東名（仮称）小山パーキングエリア周辺地区開発事業の進展に伴い、今後新たに創出される新規就労者のための住宅施策の観点からも有効な土地利用を検討してまいります。

最後に、須走地域は、世界文化遺産富士山の構成資産である冨士浅間神社を活かした門前町を中心とした活気あるまちづくりと、引き続いてフロンティア推進区域内に宿泊施設の誘導を図ってまいります。また、本年度は、恵まれた自然環境と宿泊施設を活用し、スポーツを通じた多世代にわたる交流人口の拡大を図るため、サッカーや陸上競技などの専用グラウンド施設整備に関する基本計画の策定作業を行っているところであります。

次に、都市計画事業の県認可の進捗についてであります。

町が施工する道路、公園等の都市施設の整備に関する事業及び市街地開発事業は、事業の認可に先立ちまして都市計画決定を行うことが前提となります。今後の本町の都市計画の見直しにつきましては、これまで実施してまいりました線引きの見直しや、都市計画道路再検証等の調査結果を精査した上で、都市計画の方針を定める一方で、第５次小山町総合計画との整合を図り、かつ地元説明会などを開催して住民合意の形成と意見反映の場を設けるなど、段階を踏みながら進めていく必要があると考えております。

以上のことから、まずは何を都市計画事業として位置づけていくのか、そして各事業の優先順位を付した上で、都市計画決定に向けて取り組むということが肝心であり、最優先すべき課題と考えております。

現時点では、事業認可取得の具体的な年限についてまではお答えできませんが、町内各地域バランスよく都市計画決定できるように、検討、見直しを進めてまいります。

次に、線引き見直しのロードマップについてであります。

線引きの見直しにつきましては、平成30年度に市街化区域から市街化調整区域の除外、いわゆる逆線引きの候補箇所として数カ所を抽出し、現地踏査を行うとともに、都市計画決定者である静岡県と事前協議を開始しております。

本年度は、反対に、市街化調整区域から市街化区域へ編入の可能性が考えられる候補箇所を新たに抽出するための調査を実施し、現地踏査まで実施をいたしました。

来年度以降は、２カ年度にまたがった調査成果の内容を精査し、静岡県等関係機関と事前協議を行いながら、線引き見直しに関する町の原案作成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

原案作成後は、地元説明会や公聴会等を経て原案を確定し、都市計画法の規定により、案の公

告及び縦覧等所定の手続後、町及び県の都市計画審議会に対して諮問を行い、国土交通大臣の同意等の手続を経て、ようやく都市計画決定と告示を行うという段階になります。

見直し完了の予定時期につきましては、５年に１度の静岡県都市計画区域マスタープランの定期見直しに合わせるとして、最短で令和７年度末になるかと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○10番（池谷　弘君）**　２件再質問いたします。

まず、１件目の住民幸福度日本一の町づくりについてであります。

幸福度は十人十色の感じ方があり、全般的な対応をしますとの答弁がありましたが、住民幸福度日本一は町民全体で共有すべきものであると考えます。

そこで、３点質問させていただきます。

１点目、具体的目標を設定し、町民全体が協力し頑張っていく必要があると考えますが、どのように考えるのか伺います。

２点目、１万8,000人町民の年代や性別がいろいろで感じ方の年代間格差もありますので、住みたいまちづくりのために、町民ひとくくりでの幸福でなく、各層の幸福度日本一を目指し、最終的に町民全体の住民幸福度日本一を目指す必要があると思いますが、どのように考えているのか伺います。

３点目といたしまして、住民幸福度日本一になれば、町民の大きな自信や誇りにもなります。目標を設定し、課題を見つけ、対応して、反省していく、いわゆるＰＤＣＡを町民とともに回していくことが小山町の発展を図る上で重要であると思いますが、どのようにお考えなりになるか伺います。

２件目は、都市計画事業の進捗についてであります。５点伺います。

１点目は、５地区での検討案件で、都市計画事業と都市計画事業になりにくい事業は何なのか。

２点目といたしまして、都市計画事業と認可されにくい理由は何なのか。

３点目といたしまして、町長は、バランスよく５地区の都市計画事業を検討していく回答がありましたが、その内容について伺います。

４点目といたしまして、明倫地区で、住宅整備用として購入した町有地が塩漬けにならないためにも、（仮称）すがぬまこども園の設置後の有効利用のためにも、明倫地区の住宅整備を進める必要があると思いますが、当局の見解を伺います。

最後、５点目でございます。都市計画道路大胡田用沢線で、御殿場駅裏の都市計画道路のように、でき上がり後に都市計画道路の周辺地域の用途変更を考えているのか。また、その内容について伺います。

以上２件、８点について、よろしくお願いいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○町長（池谷晴一君）**　池谷議員の再質問にお答えをさせていただきます。

１件目の住民幸福度日本一の町づくりの関係でございますけれども、まず１点目の、具体的な目標を設定し、町民全体で取り組んでいくということについての必要性でございますけれども、これにつきましては、現在策定中の第５次小山町総合計画におきまして、議員御指摘のように、協働の視点を取り入れた具体的な目標、指標について調査研究して設定をしてまいりたいというふうに考えます。

次に、２点目の、幸福度を町民ひとくくりではかるのではなく、年代や性別といった各層ごとにその度合いを高め、最終的に町民全体の幸福度日本一を目指すということについてでございますが、これにつきまして、例年実施しております町民アンケートでは、総合計画の施策体系に基づき設問を設定をしております。町民全体としての分析のほか、地区別、男女別、世代別の分析も行っておりますけれども、その結果が各種事業に十分に反映されていないように思います。

第５次小山町総合計画の進行管理におきましては、町民アンケートの結果とあわせまして、先ほど回答いたしました、新たな目標、指標に対する分析等もきめ細やかに行い、その結果を町政に反映させていこうと考えております。

次に、３点目の、総合計画のＰＤＣＡを町民とともに回していくということについてでございますが、現在、後期基本計画に基づきます、実施計画の策定・プラン、事業の実施・ドウ、事務事業評価・チェック、それを踏まえたローリングに基づく事業の見直し・アクション、これを行うことで、総合計画のＰＤＣＡサイクルを実行しております。今後も同様に進めていく方針ですが、その内容を町民の皆様と情報共有をしながら、町民の皆様とともに、幸福度日本一のまちづくりに向けて着実に歩んでまいりたいというふうに考えております。

次に、２件目の都市計画の進捗の件でございます。

１点目の、都市計画事業と都市計画事業になりにくい事業ということについてでございます。

都市計画法第11条及び第12条の規定では、都市計画区域につきまして、都市計画に定める道路、公園などの都市施設及び土地区画整理などの市街地開発事業を都市計画として定めることができるとしております。したがいまして、各地区の主要事業といたしまして、道路や公園、広場や区画整理事業を挙げさせていただきましたが、当該規定から適用外となる事業は、必然的に都市計画事業になりにくいものだと考えます。

次に、２点目の、認可されにくいという理由についてでありますが、どのような事業が認可されにくいということにつきましては、一概にはお答えはできません。ただし、県知事への事業認可申請に向けて作成する事業計画に用います各種関係法令や技術基準等につきまして、その基準を逸脱する箇所があれば、当然、都市計画決定を経たといたしましても、県認可がなされないものと考えております。

いずれにいたしましても、事業計画作成に際しましては、県や他部局との事前協議の段階で緊密な調整を行うことにより、事業認可の難易性は排除できるのではないかというふうに考えます。

３点目でございます。町内５地区でバランスのとれた都市計画事業をについてでございます。

先ほどの答弁とも重複する部分がございますが、今後、検討を重点的に進めていきたいと考えております事業につきまして、各地区ごとに更に絞り込んで答弁をさせていただきます。

はじめに、成美地区でございますけれども、ＪＲ駿河小山駅前周辺について、駅前広場をはじめとする市街地整備事業に庁内一体となって取り組んでまいります。

明倫地区は、市街化区域内の未利用地に対しまして宅地利用の促進を図るため、幹線や支線となる町道整備事業の推進を検討してまいります。

足柄地区は、観光交流拠点となる足柄駅前広場の完成後も、更なる有効活用を検討することにより、地域活性化を図ってまいりたいと考えます。

北郷地区は、魅力的な住宅環境の創出を図るため、都市計画道路大胡田用沢線の完成後は、沿道の土地区画整理事業や都市公園整備事業を検討してまいります。

最後に、須走地区でございますけれども、グラウンド施設整備とあわせまして、都市公園、広場等の再整備を検討をしてまいります。

今後､町内５地区で検討を考えております都市計画事業といたしましては以上でございますが、各地区の事業バランスと優先順位につきましては､概算事業費､事業執行機関及び財源の確保等、しっかりと検証を重ねた上で、計画的な事業展開を図ってまいりたいと考えております。

４点目の、明倫地区につきまして住宅整備の推進に関する考え方でございますが、これまでも答弁いたしましたように、まずは幹線、支線道路の整備とあわせまして、民間活力の導入による宅地開発の促進、誘導を図ってまいりたいと考えております。

５点目の、都市計画道路大胡田用沢線周辺地域の用途変更についてであります。

現在、都市計画道路の周辺地域につきましては、大半が第１種中高層住居専用地域として指定されております。本町といたしましても、本都市計画道路の開通を契機として、良好な住宅環境の整備とあわせまして、新たに商業施設等の誘導、立地による地域住民の生活利便性の向上と沿道のにぎわい創出のために、有効な土地利用が可能となりますよう、用途地域の変更を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○10番（池谷　弘君）**　再々質問をいたします。

駿河小山駅周辺の中心市街地再生をプロジェクトを設置し検討しているとの回答がありましたが、令和２年度予算では計上されておりませんが、今後どのように検討していくのか伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○都市整備課長（清水良久君）**　再々質問にお答えします。

今後につきましては、駿河小山駅周辺活性化プロジェクトチームの作業進捗に応じまして、補正予算の要求など、適切な時期に必要な措置を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

**○10番（池谷　弘君）**　以上で質疑を終了させていただきます。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、11番　米山千晴君。

**○11番（米山千晴君）**　私は、会派新生会を代表いたしまして、今回の代表質問に際し、企業誘致に関する３件の質問をさせていただきます。

大項目の１番目でございます。湯船原地区の工業団地への企業誘致の状況についてでございます。

はじめに、「ふじのくにのフロンティア拓く取組」につきましては、今さら私が説明することもないくらい、その意義も事業も町内に深く浸透しているものと考えておりますが、本町におきましては、平成25年２月、小山ＰＡ周辺地区と湯船原地区が内閣府の総合特区区域の指定を受けて、その年の10月にフロンティア推進協議会を設立し、本町議会におきましても、同じ年の12月、フロンティアを拓く取組推進対策特別委員会を設置して以来、当局、議会、民間と３者が一体となって、本事業を推進してまいりました。

その結果、総合特区指定から６年が経過した今、令和２年の現在、静岡県下で最多の八つの推進区域を抱え、町中に土音が鳴り響き、そういう状況でございます。

中でも、一番先進区域でございます湯船原地区におきましては、周辺も合わせて約300ヘクタールのエリアを六つにゾーニングし、工業団地、太陽光発電、農業、林業と、その全ての象徴となる施設ができ上がっております。

しかしながら、かつての湯船原はそうではございませんでした。人家もなかったことから、当時は排せつ物の処理場となっていたり、不法投棄も多かったようでございます。やがて大資本が入れかわり立ちかわりあらわれては様々な計画が浮かんでは消えていったというふうなことを聞き及んでおります。地権者の皆様方は、その都度、大変な御苦労をされて、当該地域を守ってこられました。

そのかいもありまして、昭和から平成、そして令和に移り行く間に、本町では、更にフロンティア計画の実現をさせようとしていったわけでございます。これもひとえに地権者の皆様方の御理解、御見識と、当局職員の熱意があったからだと私は思っております。心から敬意を表するものでございます。

さて、平成30年秋に、静岡県企業局を事業主体といたします富士山麓フロンティアパーク小山が、約31ヘクタールの敷地に10区画竣工し、本町が事業主体でございます新産業集積エリアも、昨年の９月に造成工事が完了し、37ヘクタールの敷地に５区画の工業団地ができ上がりました。更には、最大の面積となります48ヘクタールの上野工業団地も間もなく造成工事が始まろうとしており、この三つの工業団地を合わせると、敷地だけで110ヘクタールを超える、富士を臨む一大工場群ができ上がるわけでございます。

上野工業団地が竣工いたしまして、三つの工業団地に工場が建ち並ぶ年には、湯船原地区のア

グリインダストリーエリアをはじめとする他のエリアも完成し、さぞかしにぎわっていることと予想されます。廃棄物も全て処理され、清らかな環境を取り戻した新しい湯船原に生まれ変わります。

そこで質問をいたします。

一つ目、竣工した二つの工業団地、富士山麓フロンティアパーク小山と新産業集積エリアに立地が決定した企業は何社あり、どのぐらいの雇用を見込んでいるでしょうか。また、固定資産税等の税収入についてどの程度を見込んでいるのでしょうか。お聞かせ願います。

二つ目、最終的に上野工業団地も合わせた三つの工業団地においての企業数と雇用、税額等についてどの程度の見込みをしているのでしょうか。お聞かせ願います。

三つ目、また、企業立地の補助金の合計額と、それを税額等で回収すると、どのくらいの時間がかかると考えていらっしゃるでしょうか。お聞かせ願います。

大項目の２点目でございます。工業団地等に立地する企業の方々の住居等の施策についてでございます。

２点目の質問ですが、働くところが決まれば、次は、当然住むところでございます。本町では、この住むところの施策をおろそかにしたとまでは言いませんが、優先してこなかったために、近隣の市町から本町の職場への通勤されている方が多いのだと思っております。新しい工場が操業を開始するには間に合わないかもしれませんが、本来ならば、町内の市街化区域に宅地を準備するのが理想だと思います。しかしながら、市街化区域は地価が高く、まとまった宅地が準備できない等の弊害もございます。

そこでフロンティア推進区域にも指定されています。リバーガーデンタウンおやまのように、市街化調整区域を一部宅地化する等の工夫も必要だと思っております。また、山の中に宅地だけ整備しても、人は集まってこないという懸念もございます。飲食店、スーパーマーケット、コンビニストア等の商業用インフラが非常に必要不可欠だな、このように考えております。

そこで質問いたします。

一つ目、湯船原地区の工業団地で働く方々の住居については、どういう考えを持ってらっしゃるのか、お聞かせ願います。

二つ目、商業インフラ、いわゆる飲食店、スーパー等については、どうお考えでいらっしゃるのか、お聞かせ願います。

大項目の３点目でございます。三来拠点事業全体の見通しについてでございます。

ここまでは、主に湯船原地区に焦点を当てて質問してまいりましたが、御承知のとおり、本町には、ほかにも小山ＰＡ周辺地区、足柄ＳＡ周辺地区といった魅力的な推進区域がそれぞれ進捗が図られておるわけでございます。足柄観光拠点、須走の高級ホテルなどへ楽しげに訪れる人、誇らしげに働く人、想像しただけでも豊かな気持ちになってまいります。

そこで、最後の質問でございます。

一つ目、前記の質問と関連いたしますが、湯船原地区の工業団地に加えて、小山ＰＡ周辺地区、足柄ＳＡ周辺地区など、三来拠点事業全体でどのぐらいの雇用が必要なのでしょうか。また、エリアごとにもお聞かせ願います。

二つ目、工業団地が竣工し、少なからずの数の企業が立地してくると、住居等の施策において、継続した取り組みが必要と考えます。現在の担当部署でございます、おやまで暮らそう課は、なくなるようでございますが、新しい担当部署も含め、来年度からの移住・定住施策をどうやっていくのでしょうか、お聞かせ願います。

以上でございます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○町長（池谷晴一君）**　米山議員にお答えをいたします。

はじめに、湯船原工業団地への企業誘致の状況についてのうち、富士山麓フロンティアパーク小山と新産業集積エリアの二つの工業団地に立地が決定した企業数と見込まれる雇用及び固定資産税等の税収についてであります。

令和２年３月５日現在で、富士山麓フロンティアパーク小山は10区画中７区画、新産業集積エリアは５区画中１区画が分譲済みで、既に８社の立地が決定をしております。この８社の雇用につきましては、各社から提出された分譲申込書から、合計で約450人を見込んでおります。

次に、固定資産税等の税収についての来年度の見込みについてであります。土地と家屋及び設備などの償却資産の３種類があり、いずれも令和２年１月１日時点に所有または完成しているものを対象とし、土地につきましては、富士山麓フロンティアパーク小山の５区画と新産業集積エリアの４区画の計９区画、家屋と償却資産につきましては、富士山麓フロンティアパーク小山の１社がそれぞれ課税され、その税収の見込みは、土地が約4,200万円、そして家屋と償却資産につきましては、申しわけありませんが、１社のみため情報が特定されてしまいますので、回答は控えさせていただきたいと思います。

次に、最終的な三つの工業団地の企業数と雇用、税収の見込みであります。

まず、企業数と雇用ですが、富士山麓フロンティアパーク小山につきましては10社、雇用は約450人、新産業集積エリアが５社で約310人、上野工業団地が２社で約280人、合計17社で約1,040人程度の雇用が見込まれます。

また、固定資産税の見込みですが、17社全てが立地した場合に、初年度１年間の合計で、土地が約１億円、家屋が約２億4,000万円、償却資産が約４億6,000万円で、合計約８億円が見込まれます。

次に、企業立地補助金の合計額と税額等で回収できる期間についてであります。

この三つの工業団地に進出する企業に対する補助金につきましては、業種によって補助率が異なりますが、１社当たり約8,500万円から最大４億円で、合計約38億円の支出を見込んでおり、このうち町の負担額は２分の１の約19億円となります。

税収等による回収は、先ほど申し上げました、初年度の１年間の固定資産税額約８億円から、家屋と償却資産の税額が年々減少することを考慮して試算いたしますと、企業立地完了後、おおむね５年程度で回収が可能と考えております。

次に、工業団地等に立地する企業の方々の住居等の施策についてのうち、湯船原の工業団地で働く方々の住居について、どのように考えているのかについてであります。

現在、本町では、公営住宅整備事業と宅地造成事業をあわせて実施しており、移住・定住の促進に努めております。

はじめに、公営住宅整備事業につきましては、落合地区におきまして、中堅所得者層を対象とした子育て支援向け地域優良賃貸住宅の建設整備を実施しております。本施設の概要につきましては、２ＬＤＫ18戸、３ＬＤＫ22戸の計40戸となり、入居開始につきましては８月を予定しております。

次に、宅地造成事業では、昨年10月に分譲販売を開始した落合地区の宮ノ台については、13区画中、残り９区画となっている状況であります。来年度には、大胡田地区において９区画の宅地造成事業を計画しており、令和３年度に分譲販売を行う予定としております。このほか、不動産会社等にも御協力をいただき、町内における空き家・賃貸アパート等の情報提供もあわせて実施しております。

議員御指摘のとおり、湯船原の工業団地については、整備の進捗に伴い、多くの雇用が生まれるのにあわせて、働く方々のニーズに合った住む場所が必要であると考えております。引き続き、他市町への人口流出を抑制し、職住近接の考えに基づき、湯船原工業団地における住宅環境の整備に努めてまいります。

次に、工業団地等に立地する企業の方々の受け皿となる飲食店、スーパーマーケット等の商業インフラにつきましては、居住環境の整備に伴って徐々に利用者のニーズが生まれてくるものと認識しております。企業進出の条件として、大きな課題となっている人手不足に対応するため、地方に移住する人々が暮らしやすい環境を整えることは、人材確保の面からも、企業誘致に結びつくものと考えます。

現在、町内には二つの道の駅に加え、スーパーマーケットが３店舗、飲食店が50店舗ほど立地しておりますが、買い物や飲食のために町外へ足を運ぶケースは少なくない状況にあります。町民アンケートの結果から見ましても、更なる商業施設の充実が求められているところであります。

町では、小山町総合計画に基づき、魅力ある買い物環境づくりに向けて、拠点の魅力を高めるため、特色のある商品開発や販路拡大に対して支援を行っているところであります。

これにつきましては、私の選挙公約であります小規模事業所振興条例の制定により、事業者の皆様が更に活動しやすい環境を整備してまいりますので、既存の店舗におかれましては、この機会を大きなチャンスと捉え、誘客の促進につなげていただきたいと考えております。

また、あわせてスーパーマーケット等の誘致にも努めているところではございますが、商業施

設を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行に加え、ライフスタイルの多様化など複雑化しており、商圏となり得る条件を満たせていないのが実情であります。

町といたしましては、今後、企業の進出に伴い大きな状況の変化が想定されますことから、これらの動向により、各地域の特性を活かした適正な土地利用に沿って、居住者または通勤者のニーズに応じた商業施設を誘導してまいりたいと考えております。

次に、三来拠点事業全体の見通しについてのうち、湯船原の工業団地に加え、小山ＰＡ・足柄ＳＡ周辺地区などをあわせた三来拠点事業全体での雇用についてであります。

湯船原地区の雇用につきましては、先の質問でお答えをいたしましたとおり、三つの工業団地の合計約1,040人にアグリインダストリーエリアの２社の計約130人を加え、約1,170人の見込みであります。また、小山ＰＡ周辺土地利用事業が約250人、足柄ＳＡ周辺地区は、宿泊施設と複合観光施設で合わせて約850人を見込んでおり、これら全ての合計で約2,200人程度の雇用が創出されるものと試算をしております。

次に、おやまで暮らそう課の廃止に伴う今後の移住・定住施策の進め方についてであります。

令和２年度機構改革により、都市整備課に移住定住促進室を設置をいたしまして、おやまで暮らそう課で所管をしておりました移住・定住に関する施策を担当します。従来の取り組みの効果検証などを踏まえ、事業のスクラップ・アンド・ビルドを行い、また、未来拠点課を再編しましたフロンティア推進課の企業誘致・雇用対策室とも連携し、より効果的で実効性の高い移住・定住施策を推進してまいります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○11番（米山千晴君）**　非常に小山町にとりまして見通しの明るい御答弁をいただきましたわけでございますが、大項目の１件目でございます。

約19億円という負担額、この財源をどうされるのかをまず１件、お伺いいたします。

それで、大項目２について、また再質問させていただくわけでございますが、平成26年５月、日本創生会議において、小山町は2000年半ばにおいては消滅されると、いわゆる消滅可能性都市が発表されたわけでございます。それ以来、小山町は、内陸のフロンティア事業に参入し、定住促進を目的といたしました各事業の推進をしたと、私なりに思っておるわけでございます。

昨年度の小山町の申請出生者、これは106人、死亡などによる自然減は236人であります。約倍以上の実績でございます。また、社会増減においては、転入が1,144人、転出が1,357人でありました。このまま手をこまねいていたならば、小山町は、先ほど言ったとおり、消滅してしまう可能性もあります。町長の掲げる、「住んで良し、幸福度日本一の町」どころではなくなってしまいます。

先ほど御答弁いただきました、内陸フロンティア事業の終了時には、2,200名もの雇用が創出されるわけでございます。この機会を千載一遇のチャンスと捉えるべきと考えます。

そこで質問させてもらいますが、内陸フロンティア区域に指定されているリバーガーデンタウンおやまの推進のお考えはあるのか。また、この事業が推進されない場合、静岡県との関係悪化やあつれき等も考えられますが、いかがでしょうか。

二つ目、民間事業者との事業協力で行いますＰＦＩ事業、いわゆる落合優良賃貸住宅のような優良賃貸住宅への、他地区への計画のお考えはあるのか。

三つ目、生土の県営住宅は現在５棟あると聞き及んでおりますが、入居者は非常に少ないと聞いております。この県営住宅の有効活用もあると考えております。この辺のお考えがあるかどうかをお聞かせください。

そして、２件目でございますが、商業インフラについてでございます。

現在、内陸フロンティア推進区域に指定されております須走地区でございますが、現在、青果物を取り扱う事業所がなく、地域住民は非常に苦慮しております。いわゆる買い物難民状態でございます。現在、推進しておりますホテルの建設も進む中、観光拠点でもある須走地区にスーパー等の量販店の誘致のお考えはあるのか、ないのか、お聞かせください。

以上でございます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○総務課長（後藤喜昭君）**　米山議員の１点目の質問でございます。進出する企業に対する補助金19億円の財源についてでございます。

これにつきましては、総合計画推進基金を充当するという予定でございます。

以上でございます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　米山議員の再質問、２点目にお答えいたします。

リバーガーデンタウンおやまの宅地造成事業区域につきましては、計画地が市街化調整区域でありますので、住宅地として適切かどうかなど、事業実施の可否、見直し等を含めて、現在検討中であります。

また、事業に伴う静岡県との関係についてでございますが、内陸フロンティア推進区域の指定変更等の関係で、県の担当部署に相談しながら検討しておりまして、今後もこのように進めていくつもりであります。このように進めていく中で、県との関係が悪化することがないように調整をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君）**　次に、民間事業との協力で行うＰＦＩ事業による地域優良賃貸住宅の他地区への計画についてであります。

議員御承知のとおり、落合地域優良賃貸住宅は、本年７月の完成、８月の入居開始を予定しておりますが、その入居状況を見ながら、今後、他地区への検討をしてまいりたいと考えておりま

す。

次に、この県営住宅の有効活用等についてでございますが、県営住宅に関しましては、県が財産管理の中で一括管理している住宅でもあります。その中で、町の方に情報提供をいただく中で、現在、町内におきましては、県営住宅生土第１団地１棟、こちらの方は40戸となっております。また、県営住宅生土第２団地につきましては４棟の84戸となっております。現在のところ、県の方でも長寿命化計画等策定しております。その中で、第１団地につきましては用途廃止を令和13年から令和17年を予定しております。そして、生土第２団地につきましては令和８年から令和12年の建て替えということで伺っております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○商工観光課長（湯山浩二君）**　再質問にお答えいたします。

商業インフラの関係でございますが、スーパーなどの量販店の誘致につきましては、地元の皆様との調整や用地の関係など、状況が整いましたら、関係各課と連携し、業種を絞って誘致活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○11番（米山千晴君）**　ありませんが、昨年の台風災害、今年に入ってからの新型ウイルス蔓延によります町の経済状況は厳しい状態ではございます。しかしながら、この後の税収増という明るい見通しもございます。更に、町長の地に足をつけた、町民が夢を持つような施策を期待して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（池谷洋子君）**　それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時14分　休憩

---

午前11時24分　再開

**○議長（池谷洋子君）**　休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、個人質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

４番　鈴木　豊君。

**○４番（鈴木　豊君）**　まず、今回通告しました２件のうちの１件目の質問に入ります。

１件目は、公共施設等の将来の見通しについてであります。

小山町の公共施設等として公共建築物及び土木インフラがあります。この町の公共施設等は、最近、私が見聞きし調べたところによりますと、修繕や更新時期を迎え、厳しい環境にあると思います。町の公共建築物は、築30年以上の割合は約53％程度と半数以上であると総合管理計画にもありました。今後もふえていくと予想されます。

町は、本町が保有する公共施設等について、施設に対する安全性の確保などにより、管理に関

する方針の平成29年度から40年間の小山町公共施設等総合管理計画を策定しました。確かに施設の安全性を確保し、老朽化による使用不可能な施設は早急に取り壊すことや修繕補修など検討も、施設利用者の安全確保においても重要となってくるのではないでしょうか。

この管理計画には、様々な将来の可能性について列記されておりますが、いま一つ現実的な形が見えてきません。確かに、修繕や更新、建て替えには何100億という莫大な予算が必要と見受けられますし、財源不足も懸念されます。しかし、防災上や町民への安全確保に方策を考えるべきであります。

そこで、今後、小山町の公共施設等をどのように管理していくのか、将来の見通しについて、町長に具体的に挙げてお伺いしたいと思います。

まず、全体的に、30年以上の公共建築物に対する基本的な方向性や方針をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。以下、個別な建築物について将来の見通しについて伺います。

二つ目としまして、役場本庁舎について、昭和57年に建てて37年たちます。現在、庁舎建設基金が１億円ほどありますが、いつ頃を目途に建て替えを考えていくのか、お伺いしたいと思います。

三つ目としまして、町営住宅も徐々に整理されてきておりますが、まだ40年や50年以上の住宅もあり、見に行きますと、見た目もよくありません。今後どのような方針か、見通しをお伺いしたいと思います。

四つ目としまして、須走支所及びコミセンは、現在、リニューアルしていますが、北郷支所は38年たち、足柄支所は駅前に移転しますが、残るコミセンについて、それぞれのリニューアルなどの将来への見通しはどうかをお伺いしたいと思います。

５番目に、最後に、使用なくなった町有地及びその他の賃借地もあると思いますが、売却も考えていった方がよいと思いますが、お考えをお聞きします。

１件目は、以上５点お願いしたいと思います。

続きまして、２件目の、今後の町の財政計画についてであります。

今日の日本経済も緩やかな回復も期待されておりましたが、米中の貿易摩擦やイギリスのＥＵ離脱、更にコロナウイルスまでが重なり、海外経済の不透明性のもと、日本経済にも影響が大なると予想されます。

その中で、本町の財政状況も、昨年度までは町税が若干伸びておりまして、しかもふるさと納税により、予算的には令和元年度予算も152億にもなりましたが、これは、ふるさと納税により基金への繰り入れが多くなっていると思われます。しかし、今後ふるさと基金も見込めなく、町税の収入も不確実性があり、一般財源については多くは見込めないと予測されます。歳出については、社会保障費関係や教育費関係経費などが年々増加しております。平成30年度において、平成31年度すなわち令和元年度から令和５年度までの中期財政計画が作成されておりますが、この計画も見直しも検討すべき状況ではないでしょうか。

そこで、小山町における今後の財政計画について、町長の任期中における見直しをするのであれば、見通し並びに考え方をお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○町長（池谷晴一君）**　鈴木議員にお答えをいたします。

はじめに、公共施設等の将来の見通しについてのうち、公共建築物に対する基本的な方向性や方針についてであります。

御質問にもありましたように、本町では、平成29年３月に小山町公共施設等総合管理計画を策定をいたしました。策定の背景には、財政負担の軽減、平準化や国土強靱化を念頭に置いた総務省からの要請がありました。総務省の指針によれば、計画期間は少なくとも10年間とありましたが、本町の計画期間は40年間としております。また、本計画の対象は、全ての公共建築物と道路、橋梁、上水道などの土木インフラとしております。

また、小山町営住宅等長寿命化計画や小山町橋梁長寿命化修繕計画などの個別施設計画は、本計画に基づいて策定される形となっており、これら個別施設計画に基づき事業を実施しているところであります。

一方、庁舎等をはじめとして個別施設計画が策定されていない施設も多くあります。これまで個別施設ごとに、必要があればあり方検討会などを設けて方向性などを決めてまいりましたが、その過程で公共施設等総合管理計画を強く意識していなかったのが実情であります。特に本庁舎や支所などの行政系施設、こども園等の子育て支援施設などについては、個別施設計画がなく、何らかの方向性を定める必要があると考えており、喫緊の課題と捉えております。

その解決策は、全ての個別施設計画、あるいは施設単体の計画等を包括する公共施設等総合管理計画が実効性を持つことであると考えております。

具体的な方法として、まだ名称は決まっておりませんが、公共施設計画担当、あるいは、これからの公共施設整備には公民連携手法が重要であることから、公民連携担当などの参事職を来年度から設けることといたします。

この担当参事の役割といたしましては、全ての個別施設計画や単体の計画等の進捗管理、行政系施設など必要な個別施設計画の策定や促進などを担い、公共施設等総合管理計画を実効性のあるものにしていくことであります。

次に、今後の町の財政計画についてであります。

平成30年度に策定した中期財政計画は、町政運営に当たり、総合計画の基本目標に沿った基本施策の着実な実現に向けて、弾力的な財政状況を背景とした健全な財政運営が不可欠であることから、将来的に持続可能な財政基盤を確立するために、中長期的な視点のもとに策定をしております。

また、実態を踏まえた投資的経費の計上等により、中期的な財政収支を推計することで、健全

な財政運営を堅持し、限られた財源の有効的な運用を図るものとし、総合計画の実施計画に掲げられる事業を実施するための財源的な裏づけと、計画的な財政運営を行うために、財政調整基金について適正に管理をしていくことを目的としております。

また、社会情勢の変化や制度変更等に応じて、町では、毎年度、計画の見直しをしているところであります。

将来に向けての財政展望でありますが、来年度当初予算では、町税が2,100万円の増額で、固定資産税は１億700万円余の増額を見込んでおります。これは主に工業団地造成に伴う課税地目の変更や、進出企業による償却資産等の増加によるものであると考えており、今後、新たな進出企業や町内居住の従業員等の雇用者がふえれば、更に町民税等の増収を見込むことができます。

一方、昨年の台風19号による被害では、財政調整基金を５億5,000万円取り崩すことになり、昨今の異常気象を考えたとき、当基金への積み立ても喫緊の課題であります。

現在、このような状況を踏まえながら、令和２年度をはじめとし令和６年度までの中期財政計画を策定中であり、今後、議員の皆様をはじめ町民に向け、町の財政状況を発信していく予定であります。

その他の御質問につきましては、担当部課長からお答えをいたします。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　はじめに、役場本庁舎の建て替えについてであります。

議員御案内のとおり、小山町役場本庁舎は、昭和57年に完成をし、30年以上が経過をしており、老朽化が進んでいる状況にあります。小山町公共施設等総合管理計画におきましては、本庁舎は行政系施設に分類をされており、災害時の重要な拠点として、今後も計画的に修繕、改善を行い、適切に維持管理を行うとされております。

しかし、本庁舎につきましては、個別施設計画が策定をされていないこともあり、令和元年度から、副町長を座長といたしまして、小山町役場本庁舎あり方検討会を設置し、議論を始めているところであります。

検討会では、老朽化する小山町役場本庁舎の建て替えを見据え、行政需要の拡大や、庁舎が狭いことによる住民サービスの低下、行政効率の低下等の課題の解決に向けて。他市町の庁舎建設基本計画や、全国的な公民連携手法による民間活力の利用を参考に検討を進めているところであります。

検討内容といたしまして、現状の課題から、再整備の必要性を検証し、本庁舎に求められる機能や規模から、手法としての行政機能の集約化や、庁舎維持管理費用の削減方法などの議論を進めているところであります。

今後の長期的な方向性としましては、まず早急に個別施設計画を策定し、庁舎建設基金の活用も見据え、具体的な時期や予算措置について検討を進めてまいりたいと考えております。

現時点におきましては、安定した行政運営と住民サービスの継続性の確保が必要でありますので、応急措置的な修繕に加え、予防保全を定期的に行うことで、突発的な修繕を防止し、本庁舎施設の長寿命化と維持管理費の低減を図ってまいります。

次に、コミュニティセンターのリニューアルの見通しのうち、はじめに、足柄地区コミュニティセンターについてであります。

足柄地区コミュニティセンターに併設の足柄支所が、ＪＲ足柄駅前に建設されております足柄駅交流センターへ移転すること、また、現在、コミュニティセンターを使用している放課後児童クラブにつきましても、今年度末に閉園が決まった足柄幼稚園に移転をする予定であることから、コミュニティセンターの今後のあり方につきましても検討をしているところであります。

基本的な方針として、リニューアルを計画をしておりますけれども、現在の状況を申し上げますと、このリニューアル計画につきましては、地元からも要望書が提出をされておりますので、昨年の12月に、区長さん方をはじめとする地元の代表の方と内容について協議を行い、たたき台を作るための概略設計を２月に発注をしたところであります。

今後、更に地元と詳細などについて協議を重ね、リニューアル事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、北郷支所及び北郷地区コミュニティセンターについてであります。

支所及びコミュニティセンターにつきましては、平成27、28年度において、北郷支所のあり方検討会を開催し、今後の対応について検討をいたしました。

耐震診断をした結果、コミュニティセンターの１階部分は耐震性がないということが分かりましたので、当時、その１階を使用していました放課後児童クラブにつきましては、北郷小学校の敷地内に施設を新設をし、移転をしたところであります。

なお、支所及びコミュニティセンターにつきましては、あり方検討会の中では、当面の間、そのまま使用するとしたところでありますが、議員御指摘のとおり、支所部分は建設後38年、コミュニティセンター部分は47年を経過していることから、先ほどの答弁のとおり、行政系施設などの個別施設計画を速やかに作成する必要があると考えております。

次に、使用しなくなった町有地等の売却についてであります。

町では、用途廃止や賃貸借契約の終了などにより、普通財産となった町有地につきましては、個別の物件による条件等を精査をし、公売や払い下げにより財産管理を進めております。公売等により財産処分を行う場合、原則といたしまして、現地測量等による境界確定の後、不動産鑑定に基づき、価格の設定等を行い、告示、広報等により周知をし、公平公正に売却をすることとしております。

今後も、宅地などに利用ができる用地を主としまして、不要な町有地を処分することで、町有資産の有効活用等適正管理を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君）**　公共施設等の将来の見通しについてのうち、町営住宅についてであります。

現在、町営住宅全体の団地数、棟数、管理戸数は、10団地、68棟、421戸であります。そのうち建設から40年以上経過している住宅は８団地、45棟、237戸であり、管理戸数で見ますと、全体の56％を占め、老朽化が著しい状況です。

本町では、平成25年度に、健全な公営住宅の運営と質の向上を図るべく、小山町営住宅等長寿命化計画を策定しております。本計画では、新たに建設する住宅はございませんが、建設年度、構造などから、用途廃止し解体する住宅と個別に修繕を行い存続させていく住宅とに分け、解体や修繕を実施しております。来年度は、昭和41年から昭和43年建設の滝の台団地８棟25戸の解体と、昭和60年建設の緑ヶ丘団地３号棟の屋上防水及び外壁補修を予定しております。

最終的に、明倫地区では、茅沼団地８棟38戸、南藤曲団地７棟89戸、北郷地区では、吉久保北団地８棟48戸、須走地区では、浅間団地１棟32戸、緑ヶ丘団地３棟36戸、富士見ヶ丘団地１棟12戸の計６団地28棟255戸を存続させ、維持管理をしていく予定であります。

今後、解体を進めていく段階で、移転の必要が生じる方に関しましては、存続していく町営住宅や民間住宅への移転を含め、交渉をしてまいります。

今後も、長寿命化計画の見直しも含め、町営住宅の効率的かつ円滑な維持管理に努めてまいります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○４番（鈴木　豊君）**　それでは再質問ですが、１件目の公共施設等の将来の見通しについてですが、３点ほど再質問させていただきます。

１点目は、役場本庁舎の建て替えについてですが、副町長を座長とした役場本庁舎あり方検討会を設置し、議論を始めていると回答がありましたが、私は、場所やいつ頃までなどについて、町民や各種団体などを含めた庁舎建設委員会、仮称ですけど、を、もうそろそろ始めていった方がよいと思いますが、その考えはあるか、お伺いしたいと思います。

２点目は、町営住宅について、いずれにしましても、特に湯船団地は60年以上経過しています。今後ほかの団地も含めて、解体へのプログラムを早急に策定し、解体していくのがよいと思いますが、その考えはあるかどうかお伺いします。

また、滝の台団地８棟を解体していくと答弁がありましたが、この間の質疑の中で、町有地の跡地利用について地元と協議していくと言われましたが、私としては、須走の活性化のためにも、有力な大型店などの誘致も積極的にしていったらよいと思いますが、その点の考えをお聞きしたいと思います。

３点目は、町有地の処分について、不要な土地を処分していくと、前向きな回答がありました

が、売却可能な資産の公表も必要と思いますが、その点の考えをお聞きします。

１件目の再質問は、以上３点をお願いします。

次に、２件目の、今後の町の財政計画についての再質問ですが、１点ほどお伺いします。

確かに新たな進出企業や雇用がふえれば増収が見込むことができると言われます。また、その反面、今後、小山消防署の建設など、その他事業がだいぶ控えております。令和２年度から６年度までの中期財政計画策定中と言われましたが、今後、どのような見通しを含めての計画を策定していくのか、再度お伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○総務課長（後藤喜昭君）**　鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

まずはじめに、役場本庁舎の建て替えについて、場所や時期について町民等を含めて始めるということについてであります。

先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、公共施設総合管理計画を実効性を持たせるために、公共施設の計画を担当する参事職を来年度設けることとしており、この中で、役場本庁舎のあり方も決定していくこととしております。

町民や各種団体を巻き込んだ委員等の設置につきましては、当然のことながら、町民の生活に直結するものでありますので、町民の皆様方の御意見を伺っていく必要があると考えております。

次に、３点目の御質問の、売却可能な資産の公表についてであります。

町有地の処分は、貸付地であれば、貸し付けしている方からの申し出に基づき売却をしております。売却可能な資産につきましては、ホームページ等で公表は現在しておりませんが、今後、町有地の整理などを行い、公表可能な資産がありましたら、公表に向けて準備を進めていきたいと考えております。

次に、最後の御質問の中期財政計画の策定についてであります。

歳入の見通しにつきましては、内閣府による中長期の経済財政に関する試算の、経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移すべき姿を試算をいたしました名目経済成長率、いわゆるベースラインケースでございますが、これや、小山町における歳入の推移をもとに推計をしてございます。

歳出の見通しでございますが、普通建設事業費につきましては、総合計画実施計画における事業費の積み上げ値により、その推計を、その他の経費につきましては、主に決算数値をもとにした、最小二乗法という統計上の手法を用いて推計を行っております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君）**　次に、他の団地も含めて解体へのプログラムを早急に策定し、解体していった方がよいのではないかという点でございます。

現在、町営住宅の管理については、静岡県住宅供給公社に一部管理代行をお願いしております。このため、町営住宅等長寿命化計画に沿った解体プログラムの実施については、公社とも打ち合わせを行いながら、解体できるよう努めてまいります。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○４番（鈴木　豊君）**　あと一個。

**○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君）**　次に、滝の台団地の解体後の、有力な大型店などの誘致で積極的に行ったらよいかという点でございますが、この町有地の跡地利用に関しましては、大型店舗の誘致も含め、地元の方や関連部署との検討を重ね、実施してまいりたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○４番（鈴木　豊君）**　それでは、再々質問を２件ほどお伺いしたいと思います。

まず１件目は、公共施設等の役場本庁舎の建て替えで、いずれにしましても、本庁舎は雨漏りなど、修繕もしていたりしてきましたが、現在の庁舎が耐震として耐えられるのか疑問に思いますが、耐震結果は大丈夫なのか、お伺いしたいと思います。それとあと、現在の場所でよいのかも含めて、今後検討するべきではないのかと思いますが、その点よろしくお願いしたいと思います。

２点目ですけど、先ほど、公共施設計画担当、公民連携担当の参事を配置するということでありましたが、どのような職員を任命するのか、お伺いしたいと思います。

２件目の、町の財政計画については、私ども議員として今後の推移を見ていきたいと思いますので、回答は結構でございます。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○総務課長（後藤喜昭君）**　鈴木議員にお答えをいたします。

本庁舎の耐震の関係ですけれども、この庁舎は、先ほど議員おっしゃられたとおり、昭和57年１月に設計をしまして、同年12月に竣工をしてございます。このことから、昭和56年５月改正の建築基準法の新耐震基準には準拠していると考えております。

場所につきましては、先ほど申し上げました、あり方検討会ではなくて、新たに設けます参事職によって、そのあたりも検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　新たに設ける担当参事、どのようなものかということなんですけども、やっぱり人事に関わることですので、なかなかはっきりは言えませんが、当然、６級の参事職、参事級の職員が、その職につくと考えております。

以上です。

**○４番（鈴木　豊君）**　以上で終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　それでは、ここで午後１時まで休憩します。

午前11時54分　休憩

---

午後１時00分　再開

**○議長（池谷洋子君）**　休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、８番　高畑博行君。

**○８番（高畑博行君）**　私は、通告に従い、２点の問題について、一問一答式で質問をさせていただきます。

まずは、木質バイオマス発電所の改善の見通しはの質問です。

昨年11月５日の、内陸のフロンティアを拓く取組推進対策特別委員会での、森の金太郎発電所の運営状況説明を担当課から伺い、驚きました。まず、令和元年度の収支状況の年間試算が1,603万円の赤字見込みであること、更に、将来的にペレット製造機械の改修が必要で、これには数年かかること、木質バイオマス発電事業特別会計の収支見込みは令和18年まで赤字が続く見込みであることなどの説明を受け、大変驚いたところです。

循環型エネルギーの再構築という視点から、大変期待された事業化に至った木質バイオマス発電ですが、ふたをあければ問題だらけであり、このまま放置できない状況です。

なぜこういう事態に至ったのか。また、今後の対応についてはどうするのか。多くの疑問点が横たわっていますので、質問いたします。

まず、町長に伺います。

木質バイオマス発電が予想に反して稼働状況が悪く赤字が続くこと、開所式や訪問者の視察を受けるときは長野産のペレットでカモフラージュしていたこと、現在使っているペレットの品質が悪いのでペレットの品質向上のためにはペレット製造機械の改修が必要なこと、熱供給の目的の目途も立っていないことなど、事業を取り巻く現状は問題だらけです。

町長は検証委員会の立ち上げも考えていると明言していましたが、今後の木質バイオマス発電所の対応について、町長御自身のお考えをお聞きいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○町長（池谷晴一君）**　高畑議員にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、木質バイオマス発電所の稼働状況につきましては、ペレットの品質や導入した機械自体のメンテナンスなどの問題を抱え、現在も安定した稼働に至っているとは言えない状況で、今年度の収支につきましても、昨年度よりは改善される見通しでございますが、赤字になることは確実となっております。

また、売熱につきましても、稼働が安定せず、事業費の財源確保が困難であることから、現時

点では目途が立っていない状況であります。

このように厳しい状況であることは事実でありますが、12月から直近の２カ月間は、ペレットの品質向上の成果などもあり、過去にない良好な運転ができており、今後に期待をしているところでございます。

当面は、現在の安定した稼働状況が長期間継続できますように最善を尽くし、売電収入が最大限得られるよう努めるとともに、これと並行いたしまして、バイオマス発電事業の専門家からの意見を伺い、運営状況についての評価、検証と改善策の検討を行ってまいります。

以上であります。

**○８番（高畑博行君）**　それでは、具体的な質問をさせていただきます。

昨年11月時点での説明では、令和元年度の年間試算は約1,600万円の赤字見通しでした。あの説明時から相当時間がたっています。11月時点から２月まで、運転状況はどうだったのか、月別稼働率を教えてください。また、３月までの収支見通しはどうなのか伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　11月５日の特別委員会では、今後の見通しとして、稼働率70％程度、今年度の収支の見込みを約1,600万円の赤字と報告させていただきましたが、その後の月ごとの稼働状況は、10月が稼働率約10％、売電収入は48万5,000円、11月が稼働率約５％、売店収入21万1,000円、12月が稼働率約62％、売電収入304万7,000円、１月が稼働率約89％、売電収入452万円、２月が中途ですが２月11日から29日までの実績として、稼働率約90％、売電収入は概算額で270万円となっています。

10月18日から12月12日の間、設備の修繕のため長期にわたり停止しておりましたが、運転再開後は現在まで安定して稼働しております。

また、今年度の収支の見通しは、一時停止していた12月までの売電収入が伸びませんでしたが、その後、安定した稼働ができており、今年度の収支見込みは、現時点で約1,100万円の赤字となる見込みであります。なお、この額には、繰り上げ充用した昨年度の赤字額約800万円を含みますので、今年度単年度の赤字としましては約300万円であります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありますか。

**○８番（高畑博行君）**　ただいまの答弁に対してお聞きします。

管理運営を委託している三洋貿易株式会社への改善対策の聞き取りでは、清掃等で土日運転を停止しないで、平日に停止し、土日は稼働させ、ロスを極力少なくするという話でした。11月以降、清掃等で運転中止した状況について説明を願いたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　清掃等の実施についてですが、12月中旬から、運転を再開してから現在に至るまでの期間については、点検清掃による停止日を極力減らすよう、平日に行うよう

実施しておりまして、土日は連続稼働するよう対応しております。

清掃の頻度につきましても、年明け以降は約２週間に１回の良好なペースで実施をしておりまして、この際１日だけ稼働を停止しているという状況でございます。

このように、清掃等に当たっては、停止期間を最小限にするよう努めており、現在の効率のよい運転に結びついていると考えております。

以上であります。

**○８番（高畑博行君）**　次の質問です。

80％から90％の稼働率に上げるにはペレットの品質向上が必須で、そのためにはペレット製造機械の改修が必要だということですが、それには数年かかるということです。ペレット製造会社の機械改修の見通しはどうなのか、伺いたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　ペレット製造会社の機械の改修の見通しですが、順次対応していただいておりまして、10月に、原料の混合を向上するための振動ふるい機を導入した結果、現在は品質がだいぶ改善され、12月以降の稼働状況は良好であります。しばらく経過を見ながら必要な対応していくことで、ある程度良好な運営ができる見込みであります。

なお、機械の大規模改修については、それなりの準備が必要とのことで、現時点では時期は未定であります。

以上であります。

**○８番（高畑博行君）**　ただいまの答弁に対してお聞きします。

大規模改修については、現時点で時期は未定とのことですが、もし大規模改修をするとなったら、ペレット製造会社が機械の改修をしている間はどうするのでしょうか。その間は、あらかじめ余分にペレットを仕入れストックしておくのか､別のところからペレット供給してもらうのか、はたまた発電所の稼働を休んでしまうのか、その点をお伺いします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　ペレット製造機械の改修中の対応についてでございますが、先ほどお答えしましたとおり、製造機械の大規模改修については、現在、具体化していないため、当面は現在よくなってきましたペレットの品質の安定のため、できる限り既存の機械の部分改修等により改善に努めて、より安定した運転を目指していきます。

なお、仮定の話となりますが、将来実施する大規模改修の際の対応につきましては、既存の設備を残したまま、新たに別の場所に設備を新設することを想定しておりますので、改修中でもペレットの供給体制は確保できるものと考えております。

以上であります。

**○８番（高畑博行君）**　分かりました。

次の質問です。

この小型ガス化発電装置は、売電収入もさることながら、売熱収入も見込まれる点で期待値は高いという説明を受けてきました。平成28年度の小山町木質バイオマス発電整備事業実施計画業務報告書によれば、年間売電量が約4,700万円なのに対して、年間売熱量は約1,250万円の見込みで、売電量の４分の１を占める設計でした。

しかし、売熱できる見通しはいまだにありません。アグリインダストリーエリア内の、アメーラトマト、サラダボウル、サンファーマーズなどの企業との話し合いは進んでいないのか、伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　売熱の検討状況ですが、安定稼働に至っていない現在の稼働状況で、計画検討や設計、今後の施設工事などの財源確保の問題と、事業運営上のリスクがあることから、まずは安定稼働に向けて最善を尽くしてまいりたいと考えております。

したがいまして､アグリインダストリーエリアの企業等との売電に関する協議につきましては、新規で立地する企業も含めて、今後、具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

**○８番（高畑博行君）**　ただいまの答弁に対してお聞きします。

アメーラトマトさんなどは、既にペレットボイラーが入っているから、発電所からの熱供給は必要ないと言っていると聞きましたが、それは本当でしょうか。

また、わざわざ海外視察、国内視察まで行き、ドイツ、ブルクハルト社の小型ガス化発電装置を導入したわけです。この装置を導入した理由は、設備投資費用が安かったことに加え、やはり売熱収入も見込め、何より燃料がペレットだからだったと思われます。

しかし、その売熱ができていないということは、設計導入段階での見通しの甘さと、その後の売熱に向けた営業努力が足らなかったからではないでしょうか。

その２点をお聞きします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　議員御指摘のとおり、アグリインダストリーエリアの立地済み企業で、既にペレットボイラーを導入しているのは事実であります。これは、熱供給の規模的な問題と、木質バイオマス発電所の整備スケジュールが合致しなかったことに伴い、企業の判断で実施されたものであります。

現在、売熱に関する具体的な検討が進んでいないことは確かで、設計、計画段階での見通しの甘さという点では、前提条件となる発電所の安定稼働に至るまでに、ここまで時間を要することを想定していなかったことなど、御指摘のとおりと受けとめております。

先ほど答弁しましたとおり、熱供給事業については、前提条件となる発電所の安定稼働を最優先で進め、これと並行して検討していく方針でありますので、企業等との調整につきましては、これから具体的に進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

**○８番（高畑博行君）**　更にお聞きします。

アグリインダストリーエリア内の企業から熱供給不必要と言われて、仕方ないで終わっていたらだめです。ならば、新産業集積エリア内に進出してくる企業に熱供給の打診をするとか、町独自に小規模温泉施設開設の企画をしてみるなどのシミュレーションをしてみたらどうなんでしょうか。その点を伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　熱供給の供給先の検討につきましては、この施設の今後の運営に関わる大変重要な課題であると認識しております。そのため、アグリインダストリーエリアにこれから建設する企業はもとより、議員の御指摘のとおり、新産業集積エリアや、隣接しております林業エリアへの進出企業なども候補に入れて検討を進めるとともに、企業への供給以外の活用方法等も含めて幅広く検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

**○８番（高畑博行君）**　次の質問です。

この発電所の運営は、当初、ＳＰＣ、特定目的会社だったわけですが、このＳＰＣの正式名称と、このＳＰＣに参画している小山町以外の会社名を教えていただきたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　発電所の運営会社につきましては、本事業の適正かつ安定した管理運営を目標に事業者を選定するため、ＳＰＣに限定することなく、一般的な株式会社や合弁会社などを含め幅広く検討することとし、プロポーザル方式による公募の結果、昨年度は、合同会社ふじおやまパワーエナジーと、委託契約を締結しております。この会社は、大日本コンサルタント株式会社と三洋貿易株式会社の２社で構成されており、いずれも町外業者であります。

なお、今年度は、経費の削減を図るため、運営会社として、三洋貿易株式会社と契約をしております。

以上であります。

**○８番（高畑博行君）**　ただいまの答弁に対してお聞きします。

運営会社は、ＳＰＣではなく、昨年度は大日本コンサルタント株式会社と三洋貿易株式会社による合同会社ふじおやまパワーエナジーだった。更に、今年は三洋貿易株式会社１社と契約しているということです。

では、１社にしたことで、経費削減はどの程度できたのか、伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　運営会社を三洋貿易株式会社にしたことによる経費の削減額につきましては、ＦＩＴ関係の諸手続費用と諸費用で、年間で約90万円程度の削減となっております。

以上であります。

**○８番（高畑博行君）**　今後、この発電所運営はどうするつもりなのか、伺います。

これだけ長く赤字続きなら、いっそのこと廃止したらという声も聞きます。17年から18年の間に機械自体も壊れる心配だってあります。そうなれば、赤字期間はもっと長くなります。この事実に関して、町民に対して詳しい説明責任もあります。それらの点をどう考えておられるのか、伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　赤字の解消に長時間かかることにつきましては、大きな問題と認識しておりますが、防災・減災と地域成長の両立を目的とした内陸フロンティア推進区域の指定に当たって、この区域の名称を再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業推進区域とし、産地強靱化に資する資源循環型林業の構築、エネルギーの地産地消の実現、有事の際の電力供給など、災害に強いまちづくりを推進するために必要不可欠な施設として位置づけられていること、また、廃止した場合に、完成までに要した事業費に充当した約２億円の起債の償還もあり、慎重に判断する必要があると考えております。

したがいまして、今後については、まずは最近の良好な稼働状況を長期間継続できるよう努めていくとともに、並行して、専門家の意見を伺いながら安定稼働を目指してまいります。

以上であります。

**○８番（高畑博行君）**　木質バイオマス発電所の現状をきちんと町民に広報する責任が町にはあります。同時に、なぜこういうことになってしまったのか、設計時から立ち戻り、ブルクハルト社の装置を導入した理由や、業務見通し全体に甘さはなかったのか、きちんと検証し、町民に報告しなければなりません。

とりあえず、広報おやま等を通して、発電所の現状の問題を広報することをお願いして、１問目の質問を終了といたします。

次に、２件目の質問に移ります。

２件目の質問は、本町は教員の変形労働時間制を採用するのかという質問です。

国は、2019年12月４日、「過労死がふえる」「先生を続けられなくなる」などの強い反対の声を押し切って、公立学校の教員に１年単位の変形労働時間制を導入可能とする改正教育職員給与特別措置法を成立させました。国は2021年から制度の運用を始めたいとしており、今年は各自治体で制度導入の是非が論じられます。

この制度は、労働基準法32条の４で定められた働き方で、１日８時間労働の原則を崩し、繁忙期と閑散期を設定した上で、繁忙期の労働時間を最大１日10時間まで延ばし、閑散期の労働時間を、その分短くするというものです。

しかし、この制度は、様々な制約があります。まず、苛酷な労働条件であるため、労使協定なしには導入できません。また、あらかじめ、一人一人の労働日と各労働時間を書面で決めなくてはなりません。更に、都道府県あるいは政令都市の条例制定で初めて導入できる仕組みです。ま

た、公立学校の運用目的は、夏の休日のまとめどりに限定されます。

一方、この変形労働時間制は完全に選択制で、都道府県が条例を定めるかどうか。条例ができたもとで、個々の自治体や学校が導入するかどうかは、いずれも自由です。更に、各学校で導入するかどうかは、毎年度、決めることになります。教職員にとっては、自らの生活が大きく変わる重大な問題なだけに、年度がわりの今の段階で、本町の考えをお聞きします。

まず、教育長にお聞きします。

教員の変形労働時間制は、教員の多忙化解消を、お金をかけずに、夏休みのまとめどりで解決しようとする策です。しかし、問題点や矛盾点が多いことは明らかです。教育長は、この変形労働時間制をどう受けとめられておられるのか、見解を伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○教育長（天野文子君）**　１年単位の変形労働時間制の導入は、多忙化解消の根本的な解決策にはならないと考えております。教員は、夏季休業中も研修や会議、部活動指導等があり、休暇をまとめどりすることは困難なのが現状であります。

小手先の解決策ではなく、もっと俯瞰的に現状捉え、定数改善に取り組み、教員数をふやすことや、教育職員の給与等に関する特別措置法を改正し、待遇の改善を図ることが一番だと私は考えております。

**○８番（高畑博行君）**　それでは、以下、具体的な質問をいたします。

変形労働時間制を適用する教員は、国の示す残業月45時間、年360時間以下を厳守というガイドライン以下でなくてはなりません。

そこで質問します。

本町の小中学校の教諭の１週間の学内総勤務時間がどれくらいか。具体的には、１週間50時間未満の教員と50時間以上の教員の割合と、１週間55時間未満の教員と55時間以上の教員の割合をお聞きします。

というのは、１週間50時間というラインが、残業時間、年360時間のラインですし、１週間55時間というのが、残業時間、月45時間のラインだからです。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○教育長（天野文子君）**　お答えします。

調べましたところ、１人当たり１週間の学内勤務時間は、１日７時間45分の５日間の勤務で週38時間45分が基本となっております。

今の現状についてお話しします。

１週間の平均勤務時間は、50時間未満は22.2％、50時間以上は77.8％、55時間未満は60.7％、55時間以上は39.3％となっております。55時間以上というのは、１日約３時間以上の時間外勤務となります。

**○８番（高畑博行君）**　ただいまの答弁に対してお聞きします。

文科省が発表している教員勤務実態調査では、週当たり何時間働いているのかという分布図があります。それを分析すると、制度適用可能な教員はほとんどいないと言っても過言ではありません。今の回答でも、１週間の平均勤務時間が50時間以上は77.8％ですから、既に国のガイドラインをオーバーしている先生方が圧倒的です。

変形労働時間制を導入するなら、国のガイドラインが導入の条件なので、小山町の実態を見ると制度導入は難しいと考えるわけですが、その点をどう考えるのでしょうかお伺いいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○教育長（天野文子君）**　お答えします。

小山町ならずとも、近隣の他市町も皆、これにつきましては、非常に導入の難しさを感じています。いろんな研修を行いまして、制度を行っていますけれども、試していますけれども、なかなか過重になっているところが本当のところです。

私達、これからは常に、あと１年あるわけですけども、学校現場の状況を常に把握し、何をどのように改善したらよいか、子ども達が、そして先生方も楽しく授業ができるかを考えてやっていきたいと思っています。

一番は、この制度導入によって、子ども達が不利を得ないことが大事だと思っております。

以上です。

**○８番（高畑博行君）**　次の質問です。

この制度は、勤務時間管理が徹底されなければ導入することはできません。これは、国会の参議院文教科学委員会での萩生田文科大臣の答弁でも明らかになっています。この制度を実行するには、タイムカードなどの客観的な方法が勤務時間管理上必要不可欠だからです。

私が現職の頃は、勤務管理は出勤の際の出勤簿への押印程度や年休届の提出程度でしたが、今は、町内小中学校の教員の出勤・退勤の把握はどうされているのでしょうか。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○教育長（天野文子君）**　お答えします。

現在は、出勤簿への押印もしておりますが、パソコン上で出勤時刻と退勤時刻を入力するエクセルシートを使用して、超過勤務時間数を把握しております。

以上です。

**○８番（高畑博行君）**　ただいまの答弁に対してお聞きします。

上限ガイドラインが守られているかどうかを判断するには、やはり正確な勤務時間管理がどうしても必要です。ですから、正確な勤務時間管理は変形労働時間制の大前提です。文科大臣も、勤務時間管理が徹底されていなければ導入することはできないと明言しています。

そうすると、客観的な出勤退勤時刻を正確に把握するためには、タイムカードなどの導入も不可欠になると思うわけですが、ただいまの回答のように、パソコンでの出勤時刻、退勤時刻の自己申告で、それが可能だとお考えでしょうか。お聞きしたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○教育長（天野文子君）**　お答えします。

出勤簿とパソコンの併用で行っております。特にパソコンは、出勤簿の横に置いて、皆が共有して、パソコンを使って出勤退勤を押すという形になっております。ですが、なかなか、先に押しとくとか、それから、もう帰ったことにしようとか、そういうことも起こり得ると考えますので、必ず確実に正確にやってほしいということは、学校の方には伝えてあります。ごまかしてっていうわけではありませんが、何となく遅くまでいるのはよくないなんていうことはないようにしたいと思っております。

それからもう一つ、学校では勤務実態調査を必ずしておりまして、学校長をはじめ全教員が勤務実態調査を出して、月ごとに、どのくらい時間外をやっているかっていうのも把握しておりますので、それらを見ながら、個別的に各教員に指導助言をしていきたいと思っております。

以上です。

**○８番（高畑博行君）**　ただいまの答弁に対して、更にお聞きします。

勤務時間管理は、労働安全衛生法の改正で、2019年４月から、公立学校を含め、使用者の法的義務になりました。民間では、違反した場合、罰則が伴います。今回、国は、公立学校の虚偽報告は懲戒処分になり得ると答弁しています。

学校現場は幾ら夜遅くまで仕事をしても残業代はゼロです。これは、教育公務員給与特別措置法、いわゆる給特法のもとで、勤務時間をまともに管理しない習慣が続いてきているからです。

全国の教育現場からは、勤務時間の虚偽報告の実態が明らかになっています。極めて正確な時間管理ができるだろうと思われるタイムカード導入の学校でさえ、タイムカードを押した後に、引き続き職場に残っている先生もおられる実態が報告されています。

ですから、パソコン上での自己申告では、客観的で正確な時間管理はできないんじゃないのかと思えるわけですけれども、その点はどうでしょうか。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○教育長（天野文子君）**　これは、本当に個人がきちっと自分の勤務時間を管理することが大事ですし、先ほど申しましたように、勤務実態調査を必ず正確にやるということで、教員がどのくらい仕事をしてるかっていうことを公表していく上にも、私は大事だと思っていますので、正確につけることを常に伝えていくつもりでいます。

ただ、教員は、やはり、明日の授業、５時間授業があったら、やはり５時間の準備をします。板書はどういうふうにやろうかとか、この算数の計算を分からない子ども達にはどんな工夫をしたらいいだろうかということで、日々苦労して、工夫してやっています。そのために時間もかかることも多いわけです。

ですから、そのあたりを、先輩の教員、それから若手の教員、一緒に研修を進めながら、より授業が分かりやすく、そして子ども達に納得のできるような方法で授業改善を進めていくことが

大切だと思いますので、そんな工夫もこれから進めていきたいと思っております。

以上です。

**○８番（高畑博行君）**　それでは、次の質問です。

私は、教員の多忙化解消策は、教員の数をふやすことと不要不急の業務の大幅削減からやらなければならないと考えています。

小山町は、町独自で採用している講師や支援員がいます。その点は高く評価します。今後、更に増員できれば増員していただきたいですし、学校に安易にほかの業務依頼をしないことの徹底を図るべきだと考えます。それらの点での見解をお伺いいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○教育長（天野文子君）**　お答えします。

来年度も今年度並みに町単独講師や支援員の配置をする予定でいます。今後も学校の実情に応じ、必要な数の講師や支援員を配置していけるよう努力してまいります。

学校への業務依頼ですが、以前に比べましたらかなり精査されております。今後も更に子どもの成長に功を奏す内容か否か精査したり、国や県からの調査期限にも余裕を持って依頼をしていくよう努めてまいります。

以上です。

**○８番（高畑博行君）**　それでは、最後の質問です。

今後のスケジュールを見ると、各学校と相談し、市町村教育委員会が県教委に対して意見を述べる機会があるようです。それを、県教委が条例案を作らないか、条例案が上程され県議会で否決されれば、そこで終わりですが、成立すれば、町の教育委員会が、各学校の意向を踏まえ、導入する学校や具体的な導入の仕方を決定することになります。

ですから、まず県に対してどういう意見を述べるのかが重要になります。今後、各学校の意向を聞く作業が予定されることになるのでしょうか、伺います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○教育長（天野文子君）**　お答えします。

まず、校長会等を通して、校長の意見を聞き、学校としての意向を集約したいと考えております。それらを踏まえ、町の方向性を検討し、県教育委員会に意向を伝えていきます。

また、変形労働時間制の導入は、多忙化解消の根本的な解決策にはならないこと、何より定数改善が最重要であることを、今後も県教育委員会へ要望していきたいと考えております。

以上であります。

**○８番（高畑博行君）**　教育長のお考え同様、私も個人的には、教員の変形労働時間制は教員の過重労働の解決にはならないと考えています。人間は寝だめや食いだめはできません。働く者の健康と生活は守らなければなりません。教師だって、幼い子を抱える教員は子どもの送り迎えもあります。介護をしながら働く教師だっています。みんな同じ人間です。そんな先生方が、変形労

働時間制導入によって、更に働きにくい職場になり、教育現場を去っていく事態になったら、いたたまれません。

担当課も教育委員会も、現場の教師のことを第一に考えて、この制度への対応をしていただきたいことを申し述べて、私の一般質問を終了といたします。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、３番　小林千江子君。

**○３番（小林千江子君）**　通告に従い、３点の質問を、一括質問一括答弁方式で質問させていただきます。

2020年、2020東京オリンピック・パラリンピックがいよいよ目前と迫ってまいりました。オリンピック自転車競技男子ロードレースは７月25日に、女子ロードレースは翌日26日に、そして、男子・女子個人タイムトライアルは３日後の29日に行われます。パラリンピックは、それから約１カ月後の９月１日から４日までの４日間をかけて行われ、男女ロードレースは、いずれも東京武蔵の森公園からスタートし、ゴールはここ小山町の富士スピードウェイとなります。また、個人タイムトライアル並びにパラリンピックに関しては、スタートもゴールも富士スピードウェイという小山町づくしで大会が開催されます。

いずれにしましても、東京オリンピック・パラリンピック自転車ロードレースの大舞台となる小山町、これは世界中に小山町の名を知ってもらう千載一遇のチャンスであり、2020年の仕事始めにも、町長自ら職員に対して呼びかけが行われ、町が一丸となって取り組んでいる事柄です。

しかしながら、大会を目前に控える今、町民のオリンピック・パラリンピックに対しての機運醸成としての高まりは、いま一つ物足りなさを感じるところでもあります。町行く人に尋ねてみても、また町を見渡してみても、オリンピック・パラリンピックムードは、いま一つ盛り上がりに欠けており、どこか他人事のような雰囲気すら感じられます。

そこで、町長にお伺いいたします。2020東京オリンピックを４カ月後、パラリンピックを６カ月後に控えた今、大会開催への町内の機運醸成をどのように考察されているのか、４点ほどお伺いいたします。

まず一つ目に、オリンピック・パラリンピックまでに町内で行われる大会イベント、東京2020応援プログラムを含む今後の開催計画をお答えください。

二つ目に、図書館、福祉会館、文化会館、役場や支所など、町民が訪れる機会の多い場所で特設ブースや展示を行い、オリンピック・パラリンピックを町民が目にする機会をふやし、町民の機運醸成を図る必要性があると考えます。今後どのような考察があるのか、お答えください。

三つ目に、ＳＮＳ、ホームページの活用と配信についてお伺いいたします。

現在、町のホームページやフェイスブックにおいて、オリンピック開催までのカウントダウンが配信され、町民や各種団体を巻き込んだ取り組みが行われております。ＳＮＳの活用としては、ツイッターやインスタグラムなど、フェイスブックを利用していない世代や、人達を網羅すべく、ハッシュタグの利用などを最大限に活かし、ここ小山町のＰＲやオリパラ情報の更なる発信をす

る必要性があると考えます。

また、小山町のホームページのトップページからは、どこをクリックすればオリンピック・パラリンピックの情報を得られるのかが分かりにくい掲載状態にあります。とにかくお金をかけずに手間をかけることで、情報の発信が更なる効果や波及を生み出すのであれば、これは対応されるべきと考えます。

４点目に、オリンピック・パラリンピック開催当日の沿道での出店や販売に関してお伺いいたします。

オリンピック・パラリンピック開催当日は、国内外よりたくさんの来客が見込まれます。その際、沿道において、出店や販売などを通し、おもてなしが行われることで、小山町の更なるＰＲを図るとともに、来訪者の皆様によい思い出をお持ち帰りいただけるのではと考えます。

更には、出店物や販売物に飲料水を用意することで、長時間における待ち時間中の熱中症や脱水症などを抑制する効果も期待できます。沿道が難しいということでしたら、どこかそのようなブースを設け、積極的に、町内におけるお店を構える方々へ出店していただくことで、大きな経済効果が期待されると考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

次に、オリンピック・パラリンピック終了後のレガシー創出に向けた取り組みに関してお伺いいたします。

小山町は、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、自転車を核にした地域振興を目指しております。今後、大会の大舞台となった小山町を、どのように自転車ロードレースの聖地化にすべく対策を講じられるのか、３点ほど質問させていただきます。

まず一つ目に、オリンピック・パラリンピックがここ小山町で行われたという歴史を、時とともに風化させず、どのように後世に残し、受け継ごうとされているのか。講じられる策があるのであれば、その取り組みをどのように行われる予定であるのか、お答えください。

二つ目に、選手村ビレッジプラザで使用された小山町の木材の利活用方向について伺います。

オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザで使用された小山町の木材は、その利用が終了した後、小山町へと里帰りをいたします。いわば東京2020の感動と、選手達の思いを見つめた木材が小山町へと帰ってくるわけです。その里帰りした木材をどのようにレガシーとして残されるのか。今月の広報おやま３月号にも掲載されておりましたが、再度、その活用方法について伺わせていただきます。

最後に、小山町で行われたオリンピック・パラリンピックをどのように観光へつなげるのか、伺わせていただきます。

オリンピック・パラリンピックを見据えた取り組みの一環として、ＪＲ御殿場駅、駿河小山駅前にフジサイクルゲートが建設中です。オリンピック・パラリンピック終了後、国内外の多くのサイクルリストらを誘致する相乗効果を、フジサイクルゲートでどのように図り、どのような方針を推進し、他市町、特に御殿場市と裾野市との２市１町の連携を図られようとしているのか、

お答えください。

次に、大項目２点目の質問をさせていただきます。

（仮称）小山町こども権利条約制定に関してお伺いいたします。

子どもの権利条約とは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童、（子ども）を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文の54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現、確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効し、日本においては1994年に批准されました。

子どもの権利条約において明記されている子どもの持つ権利は大きく分けて四つあります。まず、生きる権利、育つ権利、守られる権利、そして、参加する権利です。定められている条約54条全てを紹介したいところではありますが、時間の制約もございますので、かいつまんで３点ほど御紹介させていただきます。まず第３条、そして第９条、それから第19条です。

まず第３条です。第３条では、子どもにとって最もよいことを考えようと記されています。つまり､子どもに関係があることを定めるときには､子どもにとって一番よいように考えましょう。そして、国や親、またはそれに関わる人が、子どもを守り育てるために、一番よいように考えましょうという事柄です。

次に、第９条です。第９条では、子どもが両親の意思に反して、両親から分離されないことを記しています。つまり、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、子どもが望んでいないのに父母の一方または双方から分離されることなく、児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重しましょうということが明記されております。

次に、第19条です。第19条では、あらゆる面において児童虐待から子どもを保護し、必要な援助を与えることを明記しております。

日本政府が子ども権利条約に批准した後、日本の各自治体で子どもの権利条約の考え方を取り入れる動きが出始めました。子どもの権利条約を参考にしながら、市町村が独自に条例を定めることで、それぞれの地域に合った形で子どもの権利を浸透させようとしています。

事例を一つ御紹介させていただきます。

川崎市では、川崎市子どもの権利に関する条例を2000年に可決、2001年に施行されました。独自の条例を制定した背景として、川崎市は次のように説明しています。

確かに､条約を結ぶのは国の役割ですが､子ども達が実際に生活している場は地域社会であり、自治体は現実に生活している子ども達と毎日向き合って仕事をしています。子どもの生活の場に即して、子どもの目線に立って、保障されるべき権利をかみ砕きながら、現実生活の中で活かし実現していく作業こそが自治体に求められており、しかも自治体でしかできない役割ではないのか。そういう観点から、条例の内容はもとより、条例づくりのプロセスを大事に考え、地域社会

の主権者である市民、子ども達とともに条例化の作業を進めていくことを目指しました。

これは川崎市子どもの権利に関する条例、各条文の理解のためにより引用させていただきました。

近隣都市町ですと、御殿場市が、未来を担う子ども達が生き生きと輝き、健やかに成長していける社会を実現するために、御殿場市子ども条例を平成28年３月に、その具体的な取り組みや行動を定めた御殿場市子ども条例行動計画を平成29年３月に策定されました。

小山町はといいますと、子どもに関する条例は、小山町子ども・子育て会議条例や小山町こども園条例はございますが、その内容は、会議制の機関としての組織や構成の説明のみであり、残念ながら、日本が批准した子どもの権利条約の理念や概念に伴うような内容のものではございません。

そこでお伺いいたします。

今後、更に複雑化すると思われる子どもを取り巻く状況を鑑み、子どもの権利条約を1994年に日本が批准したことを踏まえ、条例の理念の普及啓発に努めるとともに、小山町の実態に即した形で、総合的に子どもの権利条約を推進し、条約の理念のもとに、将来にわたり、町民と町が一体となって子どもの権利を大切にするという姿勢を自治体の法である条例として明らかにし、小山町の子ども達の健やかな成長を支える様々な施策を進める上で、その指針となるような条例の策定が必要であると考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

三つ目に、森林整備における森林環境譲与税の活用についてお伺いいたします。

小山町の森林整備における森林環境譲与税の活用についてお伺いいたします。

日本の森林の現状はと申せば、1960年代の高度成長に合わせ、杉やヒノキ等の人工林の植林が全国的に盛んに行われた結果、1966年から2017年までの51年間で見ると、森林蓄積、いわゆる伐採の適期を迎えた森林は約３倍に増加し、木材の活用で木が増加しているとされています。しかし、海外からの安価な木材としての活用できる木の増加などにより、使用が脅かされたことで、国内の森林伐採が減少し、森林資源を有効に活用できていないという現状があります。

こうしたことは、森林資源として利用できない損失に加え、自然環境に対する影響や自然災害の発生リスクなど、様々な環境問題の引き金になるとされています。特に、近年多発する大型台風などにより、山腹崩壊に伴い発生した流れ木が下流に大きな被害を与えるなど、激甚化、多様化する山地災害への対応が喫緊の課題であると指摘がされています。

小山町も、先の台風19号により、林道被害額が約１億7,000万、治山事業費額が約5,500万、そして流れ木処理で約2,500万相当の被害が発生しております。

このような中、国は、温室効果ガス排出の削減に一役買う森林の整備をするため、国民一人一人が等しく負担する森林環境税を国税として平成31年の税制改革により創設しました。これは令和６年度から課税されるもので、国内に住所を有する個人が、年額1,000円を市町村の住民税とあわせて納税し、市町村は徴収したお金を都道府県を経由し国に納付するものです。

一方、国は、払い込まれた森林環境税を森林環境譲与税として市町村や都道府県に譲与し、市町村に対しては10分の９を、私有林人工林面積や林業就業者数及び人口に応じて案分し、譲与いたします。

この譲与税は、令和元年度からスタートしており、小山町では、令和元年に450万円が計上され、令和２年には900万円が一般会計に予算計上されているところです。

国においては、森林環境譲与税の使途について、間伐や人材育成、担い手の確保、材木利用の促進や普及啓蒙活動等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならず、また、その使途を公表することとしております。

現在、小山町の森林整備については、国や県等の予算を活用し、国土強靱化等の整備が進められていますが、災害の防止や自然環境の整備を推進するためには、今回創設された環境森林譲与税の活用が非常に重要であると考えます。

そこで、数点お伺いいたします。

まず一つ目が、森林環境譲与税の本年度の使途、並びに来年度の取り組み予定についてお伺いいたします。

二つ目に、間伐を行った森林で、切り出さずにそのまま放置された原木が発見されます。台風等で土砂災害発生時には、流れ木被害の要因ともなりかねないリスクとなっております。強度な森林を整備するためにも、森林環境譲与税を放置原木の処理に活用する必要があると考えます。

また、倒木による停電等の発生リスクを抑えるために、危険木を事前に伐採するなど、全国的な働きとしてあるため、大規模自然災害への備えの観点で活用を図る必要があると考えます。

以上３件、当局の見解をお伺いさせていただきます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○町長（池谷晴一君）**　答弁に入る前に、現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、東京オリンピック・パラリンピックの開催を懸念する声も出ておりますが、町といたしましては、大会組織委員会からの情報を注視し、県や関係団体との連携を密にして、新型コロナウイルスの感染拡大防止に十分配慮しつつ、着実にオリンピック・パラリンピックの準備を進めてまいりますことを申し上げます。

それでは、小林議員にお答えをさせていただきます。

はじめに、町内の機運醸成に関する考察についてであります。

2018年２月、ＩＯＣ理事会におきまして、富士スピードウェイが自転車競技ロードレースのゴール会場に承認されて以来、町では、様々な機会を捉えて機運醸成を図ってまいりました。自転車競技ロードの開催について知っていただくことを念頭に、開催地決定セレモニーに始まり、700日、500日、300日、200日前のイベントや、各小中学校での出前講座、各種イベントへのブース出展等を重ねるとともに、町内各所への横断幕の設置やサインの掲出等、それぞれの場面や時期に応じた事業を実施しており、徐々にその成果が上がってきているものと考えております。

一方で、大会機運は、日を追うごとに高まるものでありますことから、町内での機運醸成事業に関しましては、これから大会開幕に合わせまして、加速度的に展開していきたいと考えております。

今後の事業といたしましては、４月上旬には、祝祭感を演出する都市装飾を実施をいたします。コース沿道である須走本通り、ゴール会場となる富士スピードウェイ周辺などに順次設置をしてまいります。また、聖火リレーのルートとなる豊門公園から健康福祉会館、駿河小山駅や足柄駅周辺にもサインやバナー等の掲出を行ってまいります。

参加型イベントといたしまして、100日前を目安に、男子ロードレースの県内コースをバスでトレースし、観戦スポットの案内や見どころを紹介するツアーを計画しております。このほか、コース沿道の棚頭地区において、約2,000平方メートルに及ぶ花の植栽を、広く町民から参加者を募って実施する予定であります。

また、３月２日には、子ども達にオリンピック・パラリンピックをより身近に感じてもらえるよう、町内各小中学校に公式マスコットを描いたカウントダウンボードを設置をいたしました。

これらの事業を複合的に展開することで、町民の参画意識と機運醸成が図られるよう取り組んでまいります。

次に、特設ブースの設置についてであります。オリンピック・パラリンピックの情報をより分かりやすくお伝えするため、去る２月23日から、役場本庁舎と道の駅ふじおやまにＰＲボードを設置いたしました。ＰＲボードでは、競技内容やコースを紹介する動画を毎日放映しております。

次に、ＳＮＳ・ホームページの活用及び配信についてであります。現在、町のホームページに専用のページを設置して情報発信を行っているほか、金太郎フェイスブックでも、随時イベントの紹介などをしております。令和２年度におきましては、専用サイトを構築し、最新情報を逐次アップできる体制を整えてまいります。

次に、大会当日の沿道の出店に関してであります。オリンピック・パラリンピックにおいては、大会に便乗した商業行為は原則として禁じられておりますが、コース沿道にある既存店舗が通常の販売業務を行うことは認められております。しかし、他の事業者が沿道にブース等を設置しての商業行為は大きく制限されるため、これらのルールについては、商工業者や観光事業者に周知してまいりたいと思います。

一方で、小山町の魅力をアピールし、おもてなしと交流を実現する場として、道の駅すばしりで開催するコミュニティライブサイト内への地元出店を計画しております。様々な制約を逸脱しない範囲で、可能な限り町内業者の皆様に御出店いただき、オリンピック・パラリンピックに参画する場を設けてまいります。

次に、本大会終了後のレガシー創出に向けたイベントや事業についてであります。

町では、大会終了後に開催を記念するモニュメントをコース沿道に設置して、オリンピック・パラリンピックを後世に伝えていくことを計画しております。

また、静岡県が設置したレガシー推進委員会に参画して、広域的なレガシーについて検討を行っております。委員会では、地域にロードレース文化を根づかせる取り組みを前提とし、オリンピックロードコースを使用したレガシー大会の創設や実施について検討を行っております。

また、御殿場市、裾野市と連携して、東京2020開催開催市町自転車競技ロード普及推進協議会を組織し、今年度から2021年度の３カ年にわたり、自転車競技の普及を目的とした事業を実施しながら、町民のロードレースへの理解を深めてまいります。

その他の御質問につきましては、担当課長及び教育長からお答えいたします。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○農林課長（湯山光司君）**　オリンピック・パラリンピック開催における町内の機運醸成及び、その後のレガシー創出に関してのうち、選手村から返却される小山町提供木材の利用方法についてお答えいたします。

本町では、「日本の木材活用リレー～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～」プロジェクトに協力し、地元の木材のよさを全国に発信するため、杉の板や柱材約５立方メートルを提供いたしました。

議員御承知のとおり、本プロジェクトの趣旨といたしましては、全国の木材で一つの建物を作ることで、オールジャパンとしての大会参画をするものであり、大会後に解体された木材は、各自治体の公共施設などで活用し、レガシーとするものであります。

大会終了後に本町へ返却する木材の後利用方法につきましては、返却時の木材の状況もありますので、現時点では決めてはおりません。本町といたしましては、町のホームページや広報紙などで後利用方法について町民の皆様の意見を募り、オリンピックのレガシーとしたいと考えております。

次に、森林整備における森林環境譲与税の活用についてであります。

森林環境譲与税につきましては、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図ることを目的として、本年度より譲与されており、本町への交付額は約450万円でありました。

先般の台風災害により甚大な被害が発生したことからも、本税を活用し、森林整備をより一層推進していくことが必要であります。そのため、本年度の使途につきましては、適切に整備されていない森林を整備するため、個人で森林を所有している方々への意向調査や整備方針の作成に活用をしております。

具体的には、小山地区の一部と足柄地区にある人工林を所有している451人に意向調査を行い、地元説明会を開催しております。その結果では、24％の約117ヘクタールについて森林整備を行いたいとの意向があったため、現在、森林整備の範囲の確認や整備方針について、森林所有者との調整を行っているところであります。

また、来年度の取り組みといたしましては、引き続き意向調査を実施するとともに、森林施業

に着手してまいります。更に、木材の利用促進を図るために、公共施設等へ地域材の活用を行ってまいります。

次に、間伐を行った後の放置された原木についてであります。

従来の間伐施業では、保育を目的として劣性木の切り捨て間伐が主流であったことや、原木の流通拠点がなかったことなどから、森林に原木を残置されたものと考えます。現在にあっては、森林資源が成熟しており、森林保育から木材利用へ転換しております。また、原木流通拠点や製材工場などの企業が進出したこともあり、森林資源の有効利用と循環システムが構築されてきたところであります。

しかし、既にある林地残材については、議員御指摘のとおり、流れ木被害の発生が懸念されるところであります。

また、昨年の台風被害では、千葉県で多くの倒木により電力供給が停止し、復旧に時間を要したことは、多くの送電線のある本町にとっても重要な問題であると考えております。

そのため、本町といたしましては、自然災害のリスク低減を図るため、森林環境譲与税を活用し、繰り返し行われる森林施業にあわせて、放置原木が流下しない対策や危険木の除去について、森林所有者に働きかけを行い、適正に管理された森林の育成と自然災害に備えてまいります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○商工観光課長（湯山浩二君）**　オリンピック・パラリンピック開催における町内の機運醸成及び、その後のレガシー創出に関してのうち、駿河小山駅前フジサイクルゲートを活用したサイクリストの誘客についてお答えいたします。

町では、東京オリンピック・パラリンピック自転車競技ロードレースの町内開催を絶好の契機と捉え、鉄道の玄関口である駿河小山駅前の町の駅改修工事を進めており、今月下旬には工事が完了する見込みであります。工事完了後は、ゴールデンウイーク前までに営業が開始できるよう、関係者と調整を進めております。

町の駅の改修につきましては、富士山麓の自然、文化を壮大なテーマパークと捉え、サイクリストの入場ゲートとして、観光案内に加え、バイクメンテナンスやシャワー、ロッカーなど、サイクルピット機能を完備いたします。また、展望テラスを新設し、物販、カフェスペースを設けることにより、サイクリストだけではなく、駅利用者や町民の皆様の交流の場として、広く多くの方に御利用いただける施設を目指しております。これは、昨年度のビジネスプランコンテストで優勝した起業家のフジサイクルゲートを具現化するものであります。

主な事業内容といたしましては、旅行会社等と連携したサイクリングツアーによる誘客を計画しておりますが、まずは、地元のサイクリストや、これまで町内を通過することが多かったサイクリストに立ち寄っていただき、自転車に興味がなかった方も含め、レンタサイクルの試乗体験や観光資源をめぐるサイクリングツアーなどに御参加いただければと考えております。

既に町内では、国内外のプロ選手が参加する、ツアー・オブ・ジャパン富士山ステージをはじめ、実業団、一般のサイクリストが参加できる裾野の広い自転車レースを展開しております。このほかにも、民間企業や自転車愛好家団体の協力によるサイクリングイベントが実施されており、これらの場面や宣伝効果を高いＳＮＳを活用した情報発信を行い、施設の周知、利用者の拡大を促してまいりたいと考えております。

この施設は、現在、策定中の小山町自転車活用推進計画において、サイクルツーリズムの拠点として位置づけており、施設やサービスの充実を図り、多くの方々に訪れていただくことにより、町活性化につなげてまいります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○教育長（天野文子君）**　次に、（仮称）小山町こども権利条例策定についてであります。

1994年に日本が批准した子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であり、18歳未満の子どもを権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもの権利も定めているものであります。

また、子どもの権利は、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の大きく四つに分け、規定されております。

一部の自治体では、子どもの権利条約の考え方を取り入れ、それぞれの地域の問題に対応した子ども権利条約等を制定している状況であります。

本町では、小山町教育振興基本計画、小山町子ども・子育て支援事業計画を策定して、子ども達が夢と希望を持って学び、地域に支えられ、心豊かに育ってもらうように、様々な施策を推進しております。

また、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、子どもの視点に立ち、社会全体で子どものよりよい育ちを支え、全ての子どもの人権を守る環境づくり等を進めていくことなども規定しております。

いわゆる子どもの権利条例の制定につきましては、本町の子ども達において、権利を守るために、本条例制定の必要性についてこれから研究していきたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○３番（小林千江子君）**　道の駅の特設ブースＰＲボードを拝見させていただきました。結構、入ってですね、私ちょっと探しました。というのも、奥まったところにあり、お手洗いに行かれる方くらいが拝見できるのではないかなというような位置に設置されていたからです。ちょうどお米を販売されているところのブースの裏側に特設ブースが設けられておりまして、あれは目にする方達は、なかなか全ての道の駅に来られた方達が見れるような場所ではなかったように思いま

した。

もうちょっと場所を考慮していただくなどの検討も余地があるのか、その一つを伺わせていただきまして、また、３問全てにおいて再質問がありますので、追加で質問させていただきます。

まず、スピードウェイにおけるオリンピック競技でのエスコートキッズやボランティアキッズは、町内から募集をされたり、町内の小中学生や高校生が活躍できるような機会は、大会当日設けられたりする計画はありますでしょうか。

次に、フジサイクルゲートにサイクリストの観光案内の機能を加えられてるとのことなんですけれども、オリンピック・パラリンピック開催に伴い、多くの外国からのお客様の増加が見込まれると思います。そのフジサイクルゲートのインバウンド対応は、どのように進められる予定なのか、これもお伺いさせていただきます。

次に、里帰りをする木材の利活用方法なんですけれども、町のホームページや広報紙などで広く町民の意見を募るとのことでしたが、レガシー構築並びに自転車文化の普及、また森づくりの観点からも、町内の小中学校並びに高校生へ、学びを含めたアイデアを募集するなどの取り組みもあわせて進められてはどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

次に、子ども権利条約に関してお伺いさせていただきます。

確かに、小山町は小山町子ども・子育て支援事業計画を平成27年に、小山町教育振興計画を平成28年に策定いたしております。小山町子ども・子育て支援事業計画は、国の基本方針である子ども・子育て支援法、それから静岡県子ども・子育て支援事業・支援計画、そして小山町総合計画の三つから整合がとられており、子育ての部分では大変充実しております。しかしながら、それはあくまでも子育てであり、環境の整備に特化したものです。

私が今、議題として取り上げているのは、子どもの人権として保有する権利を町がきちんと定める必要性があるのではないかということです。もしも小山町が、小山町子ども・子育て支援事業計画において記されている子どもの人権を、国連総会で採択された子どもの権利条約を基軸として定めているのであれば、小山町子ども・子育て支援事業計画における子どもの人権は、国連の定めた子どもの権利条約を基盤としているなど、その旨を明記されるべきではないかと思いますが、当局の見解をお伺いさせていただきます。

次に、同じく関連して、小山町子ども・子育て支援事業計画、第１部総論、第３章においても、子どもの人権を守る環境づくりなどを進めていきますと明記されております。また同じく第１部総論、第３章において、子どもの最善の権利を支える仕組みづくりの子どもの人権を大切にする地域づくりの中に、子どもの権利に対する理解の醸成とあります。

どのような醸成を図られているのか、もしくは、図られようとしているのか、お聞かせください。

最後に、森林環境譲与税です。

意向調査の結果、24％の約117ヘクタールについては森林整備を行いたいとの意向があったよ

うですが、意向がなかった残りの76％に関しては、今後どのような対応をされるのか、当局の考察をお伺いさせていただきます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君）**　小林議員の再質問にお答えいたします。

はじめにありました、道の駅に設置をいたしましたＰＲボードの設置位置が少し見にくいという御指摘をいただきましたけど、今回の設置につきましては、道の駅の指定管理者であります株式会社ふじおやまさんと調整をして、地場産品を一生懸命売っている売り場の一部をお借りして、指定管理者の御好意で設置をさせていただいたという経緯がございます。

とはいえ、せっかく訪れた方に、しっかりとした形で見ていただけないというふうな御指摘もございましたので、今後、指定管理者と調整をして、何らかの工夫をして、多くの方に御覧いただけるような対応をとっていきたいというふうに考えております。

それから、次に、エスコートキッズやボランティアキッズの募集についてということでございましたが、現在、エスコートキッズにつきましては、選手の入場の際に選手と一緒に入場して大会を盛り上げる役割を担っていただいておりますが、東京2020大会におきましては、エスコートキッズの募集を既に行っている競技種目もございますが、当町で開催されます自転車競技ロードでは、その募集はございません。また、ボランティアキッズの募集については、現在、その募集情報についても、ございません。

次に、小中学生や高校生が活躍できる機会についてであります。

現在、小山町で募集をしておりますコースサポーターは高校生以上が対象となっておりますので、高校生の積極的な応募を期待しているところであります。小中学生につきましては、ボランティア等の募集はございませんが、オリンピック聖火リレーの沿道観戦や学校連携観戦チケットを活用した競技観戦を通して、東京2020大会を体験していただければというふうに考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○商工観光課長（湯山浩二君）**　再質問にお答えいたします。

フジサイクルゲートのインバウンド対応でございますけれども、まず、建物の外部には施設の名称や案内表示を英語表記にすることで、外国人の方も入りやすい環境を整えます。室内におきましては、トイレ、シャワーなどの利用施設やカフェのメニューなど、日本語に加え、英語表記やピクトグラムを使用するとともに、多言語観光パンフレットや多言語対応の翻訳機を設置することで、外国人利用者にとりましても使いやすい施設を目指しております。

訪日外国人観光客の間では、情報が不足していて、どこへ行って、何をしたらよいか分からないという課題も多く上げられておりますので、フジサイクルゲートにおきましては、まず自転車に興味のある外国人を中心に、専門誌やＳＮＳ等の活用により情報発信機能を高めて、町内14カ

所に設置してございますバイシクルピット、休憩施設ですね、こちらの方を活用した、サイクリングなどにより誘客の方を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○農林課長（湯山光司君）**　返却される木材の利活用方法につきまして、議員の御提案いただきました、小中学校へのアイデア募集につきましては、森づくり教育に活用できるツールだと思いますので、生徒の皆さんにも御協力いただき、アイデアを募ってまいりたいと考えております。

次に、最後の質問にありました、森林環境譲与税における意向調査の回答のうち、森林整備の意向をお持ちでない方や回答いただけなかった76％の方々につきましては、引き続き森林整備の必要性をお伝えするとともに、また、実際に森林整備を行った箇所をモデルとして見ていただくなど啓発を行い、森林整備の推進に努めてまいります。以上でございます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○教育長（天野文子君）**　それではお答えします。

子どもの権利を明記しておくことが必要じゃないかということですけれども、ちょっとお話をさせていただきます。子ども達を守るためのものは幾つかあります。もう児童憲章から上がっていろんなものがおりてきております。

ただ、その子どもの権利を保障するのは大人の責任です。大人がきちんと子どもを温かく育み、育てていくことが重要であると考えています。ですから、そのために私達は親学を開校したり、それから就園前、小中学校の入学前の親御さんに対しましては、その年々に合わせた子育て講座をしっかりやっておりますし、また、今年度は未就園児、小さなお子さんを持つお母さん達にも、子ども達を育むための親学講座、要するに子育て講座を始めておりまして、そうやって子ども達を大事にしていくっていうか、しっかり子どもの権利あることを伝えています。

そのように明記することもってありますが、権利を明記することはどうか、また研究してみます。

それからもう一つ、環境づくりの話ですが、どのように理解をさせようかということですが、小山町では、社会総がかりで子どもを育てようということで、ふるさと金太郎博士事業を行いまして、子ども達が地域の方々といろいろ関わりながら、そして地域の行事に積極的に参加できるようにして、子ども達がその地域で温かく育まれるような事業も行っておりまして、これら、今、たくさんの施策をやっていますが、それはみんな子どもの権利を大事にすること、そして子どもをしっかり温かく大事に育てていくこと、そうやって子ども達を将来幸せに暮らせるようにと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○３番（小林千江子君）**　子どもの権利条約に関して再々質問をさせていただきます。

まず、親学、子育て講座、そういったことを、確かに大人の方がきちんと対応していく、その必要性はもう大前提でございます。私がここで申し上げたいのは、子どもの人権をどのように小山町が思っているのか、それを明記する必要性があるのではないかということです。

なぜ、私がここまで子どもの人権を強く明記した方がよいのかというふうなことを、いろいろありますけれども、まず一つが、子ども達自身が、子どもの持っている自分の権利に対して理解ができていないというのも、大きな、私は懸念事項でございます。

自分達がどのような権利を持ち、自分達がどのような保護をされているのか、そしてどのような主張ができるのか。こちらを、ぜひ今後その研究課題として持ち上げていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○教育長（天野文子君）**　はい、大変参考にさせていただきます。

**○３番（小林千江子君）**　以上で、私の質問は終わりにします。

**○議長（池谷洋子君）**　それでは、ここで10分間休憩します。

午後２時35分　休憩

---

午後２時47分　再開

**○議長（池谷洋子君）**　休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をします。

副町長と未来創造部長は、公務のため欠席をしておりますので御承知ください。

次に、９番　岩田治和君。

**○９番（岩田治和君）**　通告に基づきまして、男女共同参画社会の推進について質問いたします。

近年、多くの分野で女性の参画が進んでおり、社会の担い手として重要な役割を果たしています。しかし、政策や方針決定の機会は男性に比べて少ないのが現状であります。

男女雇用機会均等法が昭和61年に施行され、平成８年に男女共同参画2000年プランの策定、平成11年には改正男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法が公布、施行されています。しかし、男女の場における不均衡に対する取り組みが行われてきましたが、依然として男女間の格差は解消されてなく、平成27年には女性活躍推進法が成立し、企業等への女性活動に対する働きかけが強まっています。

本町におきましては、平成13年に男女共同参画計画書の策定がされ、更なる男女共同参画の推進を図ることを目的に、平成29年から令和３年までの５年間を計画期間とする第４次小山町男女共同参画社会づくり行動計画が策定されています。

この計画に定める将来像のスローガンとして、男女がともに支え合い、生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、町を挙げて計画の推進をしたいと宣言しています。

また、町民の意識調査においては、政策方針決定過程への女性の参画拡大には、約８割の住民

が、今よりもふえることを望み、職場における男女の平等感では、男性が優遇されていると感じる人の割合が６割以上となっているのが現状です。

この行動計画書によりますと、本町の各種審議会等の委員の女性比率は20.4％であり、国の指針としている30％には達してない状況であり、引き続き、女性委員の人材発掘、育成が課題としています。更に、現在の役場職員の部課長職についている女性の割合は皆無な状況であり、計画書とは大幅にかけ離れているのが現状です。

男女の人権が尊重される基盤づくり、男女共同参画の理解促進と、女性が参画できる社会づくり、更に、誰もが生き生きと安心している環境づくりが重要と考えます。

このようなことから、町長に次の点について答弁を求めます。

１、国が策定した男女共同参画社会基本法では、住民に直接携わる市町村には計画策定の努力義務が定められています。行動計画書に基づく男女共同参画社会の実現が必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○町長（池谷晴一君）**　岩田議員にお答えをいたします。

町では、平成29年３月に、計画期間を平成29年度から令和３年度までとした第４次小山町男女共同参画社会づくり行動計画を策定をいたしました。その計画実現に向けて、定期的に小山町男女共同参画推進協議会を開催し、社会福祉関係、企業関係、ＰＴＡ、連合婦人会など各種関係各種関係団体と、一般公募による委員の皆様と協議の場を設け、様々な意見をいただき、町民参加のもと、男女共同参画の推進を図っております。

１月に開催しました当協議会では、町民アンケートの結果から、男女共同参画に関する知識や意見がどうなっているのか、また、企業側から見た男性の育児休業取得の現状等について意見交換を行いました。その会議におきましても、従来からの男女の固定的な役割について意識改革を図っていくべきと認識したところでございます。

具体的な本町の取り組みの一つとして、毎年、町民を対象に、男女共同参画の意識啓発を目的に、男女共同参画推進講演会を開催をしております。できるだけ身近なテーマと分かりやすい内容に心がけ、寸劇や落語、ゲームを交えた催しのほか、災害時の避難所運営やセクハラ等をテーマにしております。

毎年実施の町民アンケートの結果では、わずかながらも、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、性別に関する社会的差別、偏見、不平等を意味するジェンダーなど、男女共同参画に関する用語の認知度が年々上昇してきております。

また、男女共同参画社会実現に向け積極的に取り組むことを宣言した事業所は、平成28年は１団体でありましたが、平成30年１月には、小山町役場が宣言するなど、現在は５団体に増加をしました。女性の結婚、育児による復職規定の整備や、セクハラ、パワハラ防止に取り組む事業所の割合も増加しており、男女それぞれが働きやすい職場環境づくりに努めていただいております。

一方で、議員御指摘のとおり、家庭での役割分担の不公平や、職場において男性の方が優遇されていると感じている比率が、いまだ高い数値となっております。各種審議会等の女性委員登用の比率につきましては、町の行財政改革審議会や民生委員児童委員協議会、教育委員会関係の各種委員会では50％を超えるところもありますが、町全体では30％に達していないのが現状です。国や町の行動計画に掲げる女性登用率の目標の30％実現に向け、引き続き、各種機関に要請していき、女性が活躍する場の提供に努めてまいります。

今後も、行動計画の基本目標に掲げる男女の人権尊重、男女共同参画の理解促進、そして、誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくりが必要と考えております。まずは、家庭や職場から、相手を尊重し、日常生活において助け合う人権意識、すなわち男女が互いに認め、尊重し、支え合うことへの意識改革が肝要であると思います。

そのためにも、これから策定してまいります第５次小山町総合計画においても、男女共同参画社会づくりを基本施策として位置づけ、男性と女性が生き生きと活躍できる社会の実現を目標に据え、取り組んでまいります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○９番（岩田治和君）**　再質問いたします。

答弁の中で、女性登用率の目標の30％実現に向け、引き続き各種機関に要請していき、女性が活躍する場の提供に努めてまいりますというような答弁があったわけなんですけど、以前、私はこの男女共同参画についての質問を、これまでに関連質問としてやったことがあるわけなんですが、いずれも答弁では、例えば行政改革大綱に沿って30％に向けてやっていきますと言いながら、実際に、もうこれが第９次、第８次ぐらいの行政改革大綱になるのかもしれませんけど、その改革が推進されてないような感じを受けているわけですけど、今後、第10次行政改革大綱や、更に第５次総合計画で、どちらかといいますと、私は、町長の一つのカラーとして、女性の参画を実現させるっていうか、30％以上の共同参画社会を推進するっていうようなイメージを、私は、ぜひ持ってっていただきたいと思ってるわけです。

それでまた、例えば各種委員会、審議会で、答弁にあったように、30％以上になってるとこも一部はあると聞いてますけど、大きく見ても、女性の登用率は20.4％、かなり低い率になってます。私、現在、自治会組織の役員をさせていただいてますけど、この自治会組織の中でも女性の参画が大変少ないわけです。せめて副区長とか会計などを女性の方にやっていただけますと、本当に自治会の組織も充実しますし、女性の参画を私は望みたいと思ってるわけです。

更に、自主防災、各地区でそれぞれ自主防災活動もしてるわけですけど、この中にも女性の参画が大変少ない状況です。今後、昼間に大きな地震があったりとかなれば、女性の活躍が大変重要になってきます。特に昼間ですと、男は外に出て、自宅にはいない方も多いと思いますし、やはり女性の方が、自主防災士組織の中でもリーダーシップを握って、災害に対する認識が高まれ

ば、私は大変好ましいことじゃないかとは思ってます。

このようなことから、町長に再度質問しますけど、こういうような、町の中の各種委員会、審議会等で進めるだけじゃなくても、今は自治会組織や自主防災組織の中でも、女性が活躍できる場を作ってっていうか、そういうような推進していただけるようにできないかどうか、再質問をいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○町長（池谷晴一君）**　再質問にお答えをさせていただきます。

岩田議員がおっしゃるとおりでございまして、ここにちょっと表がありますけれども、区長会は全く女性がいないという状況でございますし、自治会、自主防災の関係、そして、消防団につきましては女性消防団も出ているということでありますけれども、社会全般、日本全体の問題でもあるというふうに考えております。

これを変えていくには、本当に社会全体で考えていかなければならないというふうに思うわけでございますが、これは命令的に行うということは、ちょっとできませんもんですから、やはり、町で考えますと、町全体のそういう意識を醸成していくということであるというふうに思います。私自身も、女性の登用につきましては、進めていかなければならないというように考えておりますので、委員会の組織構成の相談なんかあった場合には、そういうふうな形にならないかというようなことを担当にも申し上げている状況でございますので、引き続き努力をしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○９番（岩田治和君）**　再々質問をいたします。

今、町長の答弁の中で、強制はできないことだっていうようなことなんですけど、私の感じる範囲では、行政が主導して女性の参画を多くする、そういうアピールが必要だと思ってるんです。今までの行政改革大綱とか総合計画の中でも、美辞麗句だけ並べて、女性の参画を30％以上にするんだっていうことを書いてあったとしても、行政が女性の参画を大きくアピールする、そういうようなものがなければ、なかなか進んでいかないと思います。

特に、例えば行政主導でやってるクールビズと同じように、一つのスローガンとして、女性参画を促すっていうようなアピールをしていただきたいと思っていますけど、そういう点について、再度、町長にお伺いいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○町長（池谷晴一君）**　再々質問にお答えをさせていただきます。

アピールが必要、全くそのとおりであるというふうに思います。様々な場面を通じまして、女性の登用率が上がるように、アピールをしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○９番（岩田治和君）　以上で終わります。

○議長（池谷洋子君）　次に、２番　室伏辰彦君。

○２番（室伏辰彦君）　通告に従い、１件、一括質問をさせていただきます。

小山町の人口をふやすための移住・定住促進制度についてであります。

平成28年１月１日の小山町の人口は、広報おやま等で調べた結果、１万9,321人と記載されておりました。本年１月１日では、１万8,306人。この４年間で1,015人減少しております。また、昨年から１年間だけでも476人の減少となっております。このままでは、本年度中に１万8,000人を割り込むと危惧いたしております。また３年後ないし４年後には１万7,000人を割り、１万6,000人台になってしまうのではないでしょうか。

急速に小山町の人口が減少していけば、町内の商工業者・病院の廃業や、スーパーの撤退が考えられ、税収面でも、個人の会社である法人税の減収、また、魅力のない町、定住が進まない町では土地の評価が下がり、当然に土地の固定資産税も減収いたします。その後、人口が減っていけば、小山町は単独ではやっていけなくなると思われます。自然減もありますが、それだけではないと考えております。

そこで、３点伺います。

１、現在、小山町で取り組んでいる移住・定住に関する助成金制度の利用状況はどうなのか。今までの結果はどうであったか。今後も制度を更に充実した方がよいかどうかを伺います。

２点目、町長がかわられてから476名の減少をしております。その前の３年間、合計で539人の減少であります。その要因は幾つかありますが、この１年での減少が大きいと考えております。

町長はどのような危機感を持っているのか。どのように行政として対応しているのか。今後、定住・移住をどのように進めていくのか伺います。

３点目、今後、高齢化に伴い空き家がふえていくと思われます。小山町は、新しく分譲できる市街化区域が少ないことも踏まえ、人口をふやすために、空き家をリフォームする充実な助成制度はできないか。町民に空き家の売買、賃貸を促し得るしっかりとした窓口の維持、新しく人を呼び込むための助成制度を提案をいたします。

以上です。

○議長（池谷洋子君）　答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君）　室伏辰彦議員にお答えをいたします。

はじめに、小山町の人口を増やすための移住・定住促進制度についてのうち、町の人口減少の実態に対しどのような危機感を持っているのか。どのように行政として対応しているのか。行政として、今後、移住・定住をどのように進めていくのかについてであります。

議員御指摘のとおり、町の人口は年々減少し続けておりますが、そのような中、昨年３月から４月に大きく人口が減少した理由の一つといたしまして、陸上自衛隊富士教導団の戦車教導隊及び偵察教導隊の二つの部隊が駒門駐屯地へ移転したことが最も大きな要因であると分析をしてお

ります。

さて、全国的に人口減少は加速しており、本町においても、その対策は喫緊の課題であると認識をしております。人口減少は地域コミュニティ機能にも大きな影響を与えると考えます。各区の担い手が不足し、共助の機能が低下します。これが進行すると、住民同士の交流の場が失われ、地域のにぎわいとともに地域への愛着さえも薄れていきます。

このように、人口減少が町に及ぼす影響は、単に生活利便性の低下にとどまらず、この町の存続そのものに大きな影を落とす、負のスパイラルとなってしまうことが予想されますことから、私といたしましても、常に危機感を持って対処していくことが必要不可欠であると考えております。

こういった問題に対する本町の今と今後についてでありますが、まずは、私が12月定例会一般質問の答弁でも申し上げましたとおり、「ふじのくにのフロンティアを拓く取組」において、現在、既に着手している大規模事業をしっかりと着地させ、実を結ばせることにより、この町に雇用とにぎわいを確保することで、移住・定住施策も含めた人口減少対策を図っていきたいと考えております。

また、今後につきましては、現在、次期総合計画の策定作業の過程において、多くの町民の皆様から貴重な御意見を数多くいただいておりますので、こういった意見を拾い上げ、真に町民に望まれる総合計画を策定し、その推進を図ってまいります。

人口減少が進む本町にあって、他地域からの移住・定住を促すことはもちろん重要であり、そのための施策を進めなければなりませんが、やはり、今、この町に住んでいる町民の皆様が幸せを感じる、魅力を感じる町になれば、必然的に本町は町外の方々から選ばれる町になると思いますし、それこそが、今後求められる移住・定住施策であると考えます。

その意味からも、私が選挙活動を行っているときから一貫して申し上げてきましたとおり、町民が主役の町、住民幸福度日本一の町を目指し、町民の今としっかりと向き合い、他市町の方々がうらやむような魅力ある小山町を築いていくことが肝要であると考えます。

その他の御質問につきましては、おやまで暮らそう課長からお答えをいたします。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君）**　小山町の人口を増やすための移住・定住促進制度についてのうち、現在の移住定住に関する助成金制度と、その利用状況についてであります。

町外からの転入と町内の転居に対し、それぞれ条件等は異なりますが、住宅の賃貸に対して最大５万円、住宅を建てるための土地の購入に対して最大50万円、住宅の購入に対して最大50万円、また、地元の北駿材を利用して建てる住宅に対して最大50万円の助成を行っております。

今年度１月末時点の利用状況は、住宅の賃貸が18件、土地の購入が25件、住宅の購入が10件、北駿材利用の住宅が10件の計63件であります。

次に、町内への移住の実績についてでありますが、今年度１月末時点で、県内では、御殿場市から転入が20件、裾野市などが20件の計40件であり、前年度は55件となっており、15件の減であります。

また、県外では、東京都からの転入が３件、神奈川県などが10件の13件であり、前年度は12件でありました。

次に、今後も制度を更に充実した方がよいのかにつきましては、平成24年５月に告示しました定住促進事業助成金交付要綱等が本年３月末までの時限補助制度であること、また本年度までに一定の成果を上げることができたため、移住・定住の各種助成金制度は本年度で一旦終了いたします。

その上で、今後の移住・定住の状況等を確認し、制度のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、人口をふやすために空き家をリフォームする充実した助成制度はできないかについてであります。

本町では、空き家等対策協議会において、各区から空き家についての情報を提供していただき、町の担当者が現地を確認し、利用可能な物件については、所有者に対し利活用を促しております。

平成28年度から今年度までで合計57件の空き家の情報提供があり、その内訳は、危険空き家が15件、修繕等を行った上で利活用が可能な空き家が42件でした。危険な空き家につきましては、15件中13件を解体し、また、利活用可能な空き家42件につきましては、既に９件の入居が完了しております。

残り33件につきましては、リフォームが必要な物件もあり、リフォームに対する助成制度について、近隣市町の状況も踏まえ、今後、検討してまいります。

次に、町民に空き家の売買、賃貸を促し得るしっかりとした窓口の維持についてであります。

現在、本町では、移住定住サイトＡＳＵＯにより、空き家や空き地の情報提供を行っております。今後も、このサイトの改善を含め、引き続き、移住希望者や町民に向けた情報発信をしてまいります。

また、新しく人を呼ぶための新たな助成制度につきましては、先ほども述べましたとおり、今後の移住・定住の状況を踏まえながら検討してまいります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問ありませんか。

**○２番（室伏辰彦君）**　再質問をさせていただきます。

定住促進事業助成金制度は時限立法であり、本年度まで一定の成果があったため、来年度は見送りとおっしゃいました。自然減もありますが、現実には人口は減少しております。

一定の成果が得られたのに、どうして続けないのか、代替案はないのか、伺います。

また、今まで多くの方が暮らそう課に来られたはずですが、どのように小山町の魅力を発信し

てきたのか、具体的な要望等があったのか、伺います。

二つ目、幸せを感じる、魅力を感じる町になれば選ばれる町になるとおっしゃいましたが、どのような施策を今、考え、実行していくのか、教えてください。

小山町に勤める人が近隣の市町に住むようでは、町はにぎわいません。移住・定住だけでなく、今、住んでいる方の幸福度を町民が感じるために、昨年９月の一般質問では、高畑議員が質問いたしましたが、住宅のリフォームの助成制度も必要だと考えております。定住・移住の促進のためにも、その制度は有効なものと考えますが、町長の見解を求めます。

最後に町長がたびたびおっしゃっている住民幸福度日本一の町を目指し、他の市町がうらやむような魅力ある小山町を築くことですが、現在、町長自身が感じている、幸福度のある、また参考にしたい自治体はあるのでしょうか。その自治体はどのように住民と向き合っているのでしょうか。教えてください。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○町長（池谷晴一君）**　再質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは、幸せを感じる、魅力を感じる町になれば選ばれる町になるということの中で、どのような政策を考えて実行していくのかという点についてでございます。

これは、先ほどの代表質問でも関連してお答えをさせていただきましたですけれども、幸せの感じ方、そしてまた魅力の感じ方というのは人それぞれであるというふうに思います。したがいまして、町政全般において、幅広く町民のための町政を執行していくということになるかというふうに思いますが、特に、本年度、大型事業が完成をいたします。したがいまして、令和２年度におきましては、投資的経費が減少していくということになります。このような中、福祉、教育分野に重点的に配分し、新たな施策を幾つか実施をしてまいります。

具体的には、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施して、健康増進やフレイル予防を進める事業や、車がない方、そして外出が難しいお年寄りのためのデマンドシステムによるバスの運行、そしてまた中学校におけます放課後学習室の開設等でございます。

もう１点、最後の、日本一の町、魅力ある町を作るということの中で、幸福度について参考となる自治体はあるのかということでございますが、自治体の規模ということでなくて、時々テレビのニュースにも出てますけれども、本当に小さな町でも、高齢者が自分で会社を作ったり、子ども達と触れ合いながら何かをやったりというようなことを実践している小さな町あるいは村がございます。こういうところが一つの理想かなというふうに思います。

全て様々な施設が整っているということで幸せを感じる方がいる、そういう大都市もございますけれども、私は、小山町は、やはりお年寄りとか子ども達、若者が生き生きと活躍しながら、それぞれ触れ合っていく、こういうところに幸せを感じるというようなまちづくり、そういうものを目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君）**　室伏議員の再質問にお答えさせていただきます。

はじめに、定住促進事業助成金制度は時限立法であり、一定の成果が得られたのに、どうして続けないのかについてであります。

時限立法については、有効期間を定めて実施する事業であり、定住促進事業助成金制度交付要綱では、令和２年３月31日をもってその効力を失うとし、実施してきた事業であります。もちろん、個人のまた申請並びに民間事業者につきましても、こちらの方につきましては御説明を申し上げております。したがいまして、このため、本年度をもって終了するものであります。

次に、代替案はないのかについてでございますが、先ほど町長からも答弁がございましたとおり、この町に住んでいる町民の皆様が幸せを感じる魅力ある町になればということで、おのずと町外の方々から選ばれる町になるというところもございます。したがいまして、ここら辺の、また今後の移住・定住の状況や財政状況等を踏まえながら、新たな制度を、また検討してまいりたいと思います。

次に、今までの多くの方がおやまに暮らそう課に来られたんですが、どのように小山町の魅力を発信したのかについてであります。

町の担当職員が、都内の移住相談センターをはじめ定期的に開催される移住相談会に参加し、来場いただいた方に対して小山町の魅力を発信してまいりました。また、先ほどのとおり、移住・定住サイトＡＳＵＯ内において、住まいに関することやイベント等の情報は幅広く発信しております。

次に、具体的な要望等があったかについてでありますが、移住希望者の方からは、事前に情報を得て、現地を確認したいという要望が多いことから、担当職員が移住希望者のニーズに合わせながら、小山町の観光地から居住物件地までマン・ツー・マンで町内を案内しております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君）**　リフォームの件につきまして、議員御指摘のとおり、住居をリフォームすることにより、快適な住まいづくりにつながるような助成制度が必要と考えております。

現在、リフォームの助成制度につきましては、小山町商工会が独自の取り組みとして、住宅、店舗、事業所などを対象としたリフォーム助成事業を実施しているところでもあります。

今後、町も財政面を考慮した上で、リフォーム助成事業等の支援制度について検討し、人口流出の防止に努めてまいります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○２番（室伏辰彦君）**　はい、以上で終わりにいたします。ありがとうございました。

**○議長（池谷洋子君）**　それでは、ここで暫時休憩します。

午後３時30分　休憩

---

午後３時34分　再開

**○議長（池谷洋子君）**　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議会は17時まで休憩といたします。よろしくお願いいたします。

午後３時34分　休憩

---

午後４時57分　再開

**○議長（池谷洋子君）**　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで申し上げます。

本日の会議時間は、議事進行上の都合によって延長します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　御異議なしと認めます。

したがって、本日は会議時間を延長することに決定しました。

ここで御報告します。

オリンピック・パラリンピック推進局長、シティプロモーション推進課長につきましては、ただいまからの会議を、公務のため欠席しております。

副町長、未来創造部長につきましては、これからの会議に出席しておりますので、報告します。

次に、１番　室伏　勉君。

**○１番（室伏　勉君）**　通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

地域循環型林業（木質バイオマス発電事業）の今後の対応についてであります。

本町の内陸フロンティアを拓く取組における林業エリアの持続可能な地域循環型林業は、木質バイオマス発電事業を中核としており、湯船原地区の核となる事業であることは周知の事実であります。これは、林業をはじめとする町内地場産業の活性化、災害に強い強靭な森林と地域づくり、地球温暖化の防止などを目的に進められていると認識しています。

しかし、平成30年度の木質バイオマス発電事業特別会計の決算は790万円の赤字であります。平成31年４月に、同額を前年度繰上充用金として、平成31年度木質バイオマス特別会計補正（第１号）を実施しています。

さて、群馬県上野村は地域循環型林業の先進地域であります。同村の第一の目的は、森林事業の全てを村内にて活用し、雇用を生み、村内経済を回すことであり、原木の安定確保のため、25年サイクルでの再生利用を徹底しています。

また、その林業より生まれる森林整備、製材、ペレット工場など各雇用の場にはＩターン者を

積極的に採用し、平成30年度には累計で230人を数え、人口の20％にまでなっております。この事業の中核をなすのはペレット燃料の製造であり、木質バイオマス発電事業です。この発電による熱電力は、村内各事業にて地消されており、地産による原料供給に見合わない増産はあえて行われておりません。

本町においても、地域循環型林業の確立を目指し、原木流通センター、木質ペレット工場、木質バイオマス発電所が設置されておりますが、事業の中心的役割を担う木質バイオマス発電の安定稼働は最重要課題となっております。

次に、木質バイオマス発電の原料となる小山町内の原木についてです。

私は、生土山造林組合の事業、林道生土不老山線の整備、不老山ハイキングコースの整備等に従事しております。その作業を実施しておりますが、林業は、その木材の価値の問題もあり、なりわいとして維持することは、個人では大変難しく、後継者の問題もあり、衰退の一途をたどっております。

こうした中、昨年の台風19号により、追い打ちをかけるように、各地の林道は大きな被害を受け、現在、山に入ることさえままならない状況であります。地域循環型林業の確立など、夢のまた夢の状況であります。

本事業には、既に多額の費用が支出されており、できないでは済まされません。特に、木質バイオマス発電事業は、その収支を町民に明示し、その進捗を迅速に伝えるべきです。

このような状況を踏まえまして、当局のお考えを伺います。

１番目です。本町の林業エリアの持続可能な地域循環型林業事業に対するコンセプトは何か。地産地消の考えでよいのでしょうか。

２番目としまして、第４次小山町総合計画実施計画におきましては、ＰＤＣＡを回すことにより目標の達成を図るとされています。このような中、バイオマス発電事業の平成31年度の取り組みの結果と検証、また、令和２年度の取り組みに対する方針をお伺いします。

３番目として、同計画における林業総務事業の持続可能な森林の管理・経営に向けた取り組みと、林道整備事業の林道などの路網整備及び改良事業の平成31年度の取り組みと検証、令和２年度の取り組みに対する方針をお伺いします。

そして４番目、木質バイオマス発電事業特別会計において、収支の不足を前年度繰上充用金として補正しております。一般会計からの繰り入れに変更することにより、年度の収支を明確に町民に示す必要があると考えます。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○町長（池谷晴一君）**　室伏　勉議員にお答えをいたします。

はじめに、地域循環型林業の今後の対応についてのうち、林業エリアの持続可能な地域循環型林業のコンセプトについてであります。

基本的な考え方は、近隣の山地で伐採した木を林業エリアにある原木流通センターに運びます。そこで製材用の原木と未利用間伐材に仕分けし、製材用の原木は、製材所等で柱等に加工され、建築資材として利用されます。製材用にならない未利用間伐材は、木質ペレット工場でペレットに加工され、民間施設のペレットボイラーや木質バイオマス発電所で燃料として利用されます。木質バイオマス発電所で焼却した後の灰は、肥料として伐採された山林に散布するというもので、これを一連の流れとし、繰り返すことで地域循環型林業が構築されるというものであります。

これにより、地産地消をはじめ、林業など地場産業の活性化や、災害に強い強靭な森林と地域づくり、更には地球温暖化防止を図ることを目的としております。

次に、第４次小山町総合計画実施計画における今年度の取り組み結果と検証であります。

実施した取り組みは、発電所の安定稼働に向けた調整として、具体的には、ペレット品質の向上に向けた機器の改修や、発電機の特性に合わせた運転方法の工夫などを実施してまいりました。この結果として、徐々に良好な稼働ができるようになってきましたが、一方で機器のふぐあいが発生し、１カ月以上稼働できないこともあるなど、安定稼働には至っていない状況と言えます。

また、収支につきましても、昨年度に続き今年度も赤字になることが見込まれますが、12月中旬から現在に至るまでの最新の稼働状況は良好で、年度末に向け、今年度収支の赤字額を最小限に抑制できるよう努めているところであります。

来年度につきましても、引き続き安定稼働を目指し、ペレット品質の安定及び機械のメンテナンス体制の強化などに取り組んでまいりますが、先ほど、高畑議員の質問でもお答えしましたとおり、現在の安定した稼働を継続するよう努めるとともに、専門家の御意見を伺いながら、評価、検証と改善策の検討を行ってまいります。

次に、林業総務事業及び林道整備事業の今年度の取り組みと検証、また令和２年度の取り組みに対する方針についてであります。

林業総務事業並びに林道整備事業につきましては、再生可能エネルギーの利用促進や持続可能な森林経営のため、森林経営計画に基づき森林整備を実施しております。また、効率的な施業と原木の生産性向上のため、林道等の改良事業を行っているところであります。

本年度の取り組みにつきましては、50.25ヘクタールの森林について、間伐や皆伐事業が実施されており、約4,700立方メートルの原木素材が生産され、市場に流通されました。前年度と比較しますと、ほぼ同数の施業が実施をされております。

また、町が管理する林道につきましては、林道金時線、竹之下金時線、中島線の３路線について、車両通行に支障となる箇所について、毎年、改良工事を行っております。しかし、昨年の台風19号により、現在にあっても５路線について通行止めとなっております。

本年度予定された森林経営計画では、約68ヘクタールの森林整備を行う予定でありましたが、林道が利用できなかったことにより、50ヘクタールにとどまっており、森林整備の施業に遅れが生じているのが実状であります。そのため、来年度実施される森林整備に支障とならないよう、

林道の早期復旧に取り組み、間伐が実施される本年９月には開通したいと考えております。

来年度の取り組み方針といたしましては、林道の早期復旧とともに、老朽化した林道の改修を進め、森林施業の拡大と原木素材の生産を図ることにより、町内の森林資源の循環利用に努めてまいります。

次に、木質バイオマス発電事業特別会計に収支の不足分を一般会計から繰り入れることについてですが、この事業は特別会計として運営しており、一般会計から繰り入れはせず、事業費を売電収入で賄うことを基本原則に事業を進めているため、現段階では、可能な限り基本原則に従って進めてまいります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○１番（室伏　勉君）**　再質問をさせていただきます。２点ほどお願いします。

まず１点目ですが、本町の内陸フロンティアを拓く取組における林業エリアの持続可能な地域循環型林業のコンセプトは、小山町産の原料100％の木質ペレットによる木質バイオマス発電事業の確立と、この事業を中心とした林業など周辺事業の整備拡大による雇用の創出と林業の安定的経営を図ることであると思っております。

この地産地消のコンセプトに今後も事業を進める認識でよいか、改めてお伺いをいたします。

２点目ですけれども、木質バイオマス発電事業は特別会計としての運用でありまして、事業費を売電収入で賄うことを基本原則に進めているため、一般会計からの繰り入れは考えていないとの御回答です。これは、本事業の資金運用、収益の明確化を図るため、一般会計と区分をして管理をしていると理解をしております。

しかし、現段階におきましては、事業費を売電収入にて賄えておらず、また、今後の収益の安定した大幅な拡大が不透明である中、その収支も前年度繰上充用金、いわば次年度の予算から前借りをするような補正での運用は、逆に本事業の現実の姿を非常に分かりづらくしており、このような状態が継続をする限り、いつかは特別会計としての運用が不可能となり破城いたします。

したがいまして、私は収支の過不足を一般会計より本特別会計に繰り入れをし、その都度、事業の収益を町民に明確に示す必要があると考えます。

この特別会計の運用という点につきまして、再度、お考えをお伺いいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　室伏　勉議員の再質問にお答えいたします。

まず１点目の、雇用と林業の安定についての御質問でございますが、木質バイオマス発電所を含む地域循環型林業の確立によりまして、原木流通施設や製材所、ペレット工場などの関連する各施設の雇用はもとより、林業に携わる方々の雇用の促進が図られ、これによりまして林業の安定経営に結びつくものであり、議員御指摘の認識に誤りはございません。

続きまして、２点目の、収支の不足額を一般会計から繰り入れることについてでございますが、

先ほど町長が答弁しましたとおり、この事業につきましては特別会計として運営をしておりまして、事業を売電収入で賄うことを基本に進めております。

議員御指摘の考え方も十分理解できるものではございますが、現状で稼働状況が上向きであることもありますので、現段階では、可能な限り基本原則に従って運用していきたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありますか。

**○１番（室伏　勉君）**　再々質問をさせていただきます。

先ほど、高畑議員への答弁の中で、令和元年度木質バイオマス発電事業特別会計は繰上充用金の790万円も含めて1,100万円程度の赤字の見込みとの回答がございました。

この赤字ですけれども、本事業を今後どのように進めていくのかという問題もありますが、その前に、既に見込まれている収益の赤字をどのように処理をするのか。令和２年度も始まってない中でありますけれども、令和３年度の繰上充用金として1,100万円を前借りするのか、この辺、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　室伏　勉議員の再々質問にお答えいたします。

今年度の赤字見込み額約1,100万円の処理につきましてということで、どういう処理をするのかということでございますが、こちらにつきましては、今現在、まだ最終決算額が算定できておりませんが、最終的に出ました決算額に従いまして、赤字額につきましては、昨年同様に次年度予算から繰上充用という形で、今年度につきましても処理をさせていただく方法で考えております。

以上であります。

**○１番（室伏　勉君）**　分かりました。以上で終了します。

**○議長（池谷洋子君）**　それでは、ここで職員の入室を許可いたします。

次に、６番　佐藤省三君。

**○６番（佐藤省三君）**　通告に基づきまして、２件につきまして一般質問を行います。

まず最初に、新型コロナウイルスによる肺炎への対策についてであります。

皆様、連日マスコミをにぎわせておりますので十分御承知のことと思いますが、新型コロナウイルスによる肺炎が、昨年末、中国湖北省武漢から発生し、様々な警告や対策にも関わらず、今や全世界に広がっております。過去に流行したサーズやマーズによる肺炎を凌駕する勢いでございます。

３月１日の報道によれば、世界での感染者数は９万人に迫り、3,000人を超える死者が出ているそうです。医療従事者にも感染が広がり、死者も出ております。湖北省から帰還飛行機により帰国した日本人も、約２週間のホテル等への缶詰が求められ、大変な忍耐が強いられました。また、

多くの旅客や乗員を乗せたクルーズ船も、人をおろすことができず、何そうも太平洋上を漂っておりました。この船に検疫のために乗船した検疫官も感染したとのことであります。

感染者は、日本国内でも、東京都、神奈川県、千葉県、和歌山県、名古屋市、北海道、沖縄など、ほぼ全国にまたがり、特に隣の神奈川県では国内初の死者が出たということです。また、人から人への感染も確認され、感染ルートの特定ができないなど、脅威は増すばかりです。つい最近には、静岡市でも、クルーズ船下船者の１人から感染者が出ました。幸い小山町内ではまだ出ておりませんが、ホテル等によっては、東アジア、東南アジアからの旅行客の多いところもあると伺って心配しております。また、年齢や持病などで重篤となる場合も見られるようです。

しかし、いたずらに不安、脅威をあおるばかりでなく、今後どのように展開するのか、最悪を予想して、今から対策を立てておく必要はないでしょうか。町当局のお考えを伺います。

町の防災計画や国民保護計画を拝見しても、感染症についての記述はほぼありませんでした。ほかに感染症に対する対策はあるのでしょうか。また、担当の部署はどこになりますか、伺います。

以下、具体的に伺います。

２月27日には、政府から全国の全小中高等学校の春休みまでの臨時休校が要請されましたが、その他、国や県から、この新型肺炎に対する指示等はありますか。あったとすれば、どんな内容でしょうか。

次に、町内の病院等では、どんな対策を立てているか、町では把握しておりますか。そしてその内容は何でしょうか。

三つ目として、公共機関、公共施設やホテル等、人の集まる施設等は、どんな対策を立てているのでしょうか。

四つ目、町内の宿泊施設は、もともと外国の方々の宿泊が多かったわけですが、この新型肺炎問題で宿泊数が激減、中には一時休業に追い込まれたところもあると聞きます。経済的な打撃が大きいと思われますが、どんな対策、支援策が考えられますか。

五つ目、個人防衛には手洗い、うがい等が効果ありと言われていますが、マスクは品薄と聞いています。今後の見込みはどうでしょうか。

六つ目、中国では、武漢から戻った方を家に閉じ込めたり、欧米では過度に心配し過ぎた人々による、東洋人に対する差別的な言動も出始めたりしているとのことです。日本国内でも同様ですが、大きく心配されることの一つであります。一方で、日本国内のある幼稚園では、人権に配慮するようにというプリントが保護者に配布されたと言います。また、帰国者を受け入れた地域では、応援する地元の方と帰国者との心の交流がマスコミ等で取り上げられております。

以上、この件に関しては６点伺います。

続きまして、小山町の学校・園における今年度の施策や事業についての総括を伺います。

今年度、小山町内の学校・園においては様々な施策や事業が行われました。大きな変革の１年

だったと言えます。また、国による施策も相まって、大きくさま変わりした１年と言ってよいと思います。

この１年をどのように総括されますか、教育長に全体像を伺います。

次に、具体的な事項について伺います。

エアコンの設置状況と効果について伺います。いつ頃までに全部の園や学校に設置されましたか。設置後はどのように活用されましたか。教育に対する効果は上がったのでしょうか。

二つ目、小学校４年生以上の全児童生徒にタブレットが貸与されました。全国的に見ても珍しいことと思います。文部科学省も、数年後には小学校１年生も含めて全員にパソコンかタブレットかなどを持たせるよう、各自治体に要請するということであります。

そんな中で､昨年秋の小山中学校の研究発表会では多くの教科でタブレットが活用されており、大変心強く感じたものであります。町内の小中学校では、どんな活用状況でしょうか。教職員の研修体制も含めて伺います。学校や子ども達、教職員の活用等について、課題等がありましたら教えてください。

三つ目、これは昨年度の事業ではありましたが、トイレットの洋式化にも取り組まれました。全部の園・校に設置されたでしょうか。未設置のところはあるでしょうか。そこは今後どうされますか。洋式化されたことで子ども達からどのような反応があったでしょうか。

四つ目、全国学力・学習状況調査について伺います。12月の一般質問で、小学校では一部全国平均を下回ったとの答弁をいただきました。少なからず残念に思ったのは自分一人ではないと思いますが、もともとこの調査は、友人や他校、他市町、他県と平均点を競うためのものではありません。学校あるいは事業者のその後の指導改善に資するということが目指すものであります。本町では、どのような指導法の改善が見られましたか、伺います。

五つ目、昨年10月より幼児教育の無償化が国の意向により実施されました。小山町では既に２子目、３子目の保育料等の優遇措置がされておりましたが、10月の無償化により待機児童の出現等などの影響はありましたか、伺います。また、一方で、町内に無償化の対象外だった施設はありましたか。

六つ目、今年度、給食費の無償化が始まりました。給食の内容は変わらないと思いますが、保護者の受けとめはいかがでしょうか。どのように把握されていますか、伺います。また、給食費の無償化は今後もずっと続ける方向と考えてよいのでしょうか。

七つ目、最後ですが、令和元年12月議会で、小山町では、全幼稚園・保育園をこども園化する条例が成立しました。その前後で分離型のこども園が２園できることが示され、その運営について町民から様々な心配が出されました。教育委員会としても何回か説明会を開催されましたが、こども園化する意義と運営についての町民の様々な危惧を払拭するよう、来年度以降に向けての意気込みをお知らせください。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○町長（池谷晴一君）**　佐藤議員にお答えをいたします。

はじめに、新型コロナウイルスによる肺炎への対策についてのうち、宿泊施設への対策についてであります。

町内には、主に外国人観光客を対象とした５件のホテルが立地をしております。昨年度の年間宿泊客数は、一昨年度の12万3,000人から17万7,000人へと飛躍的な増加を見せました。そのうち約９割が外国人観光客であり、その半数以上は中国人観光客が占めております。

例年この時期には、雪化粧した富士山を目的に多くの外国人観光客が訪れていますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、１月から３月までのキャンセル数は３万3,000人を超える状況にあります。中には、稼働率の低迷を理由として一時的に休業されている宿泊施設もあります。各宿泊施設では、宿泊客の減少に伴う従業員の雇用環境の悪化、地元納入業者の取引停止、また、観光施設への来訪者の減少などが生じ、地域経済へも影を落とし始めております。

私は、この世界的な緊急事態を重く捉え、小山町商工会長、観光協会長とともに、先月の12日に静岡県を訪問し、両副知事、関係部局へ直接、危機的な状況を伝えるとともに、本町の観光産業を担う宿泊施設等に対する早期支援について要請してきたところでございます。

静岡県によりますと、今は感染拡大の防止が急務であり、事業者の皆様には、この事態に新設された国の雇用調整助成制度や県の融資制度等を活用していただき、事態収束の兆しが見え次第、観光客の誘致に切り替え、キャンペーン等による需要喚起策を打ち出していく方針ということでありました。国の方針も同様であります。

町といたしましては、引き続き宿泊施設等との連絡を密にとり、商工会や観光協会と連携して、国及び県の支援策など、必要な情報提供を行い、事業者の皆様の負担が軽減されるよう危機感を持って支援に当たってまいります。

その他の御質問につきましては、担当課長及び教育長からお答えいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○健康増進課長（杉山則行君）**　本町では、通常時から各種感染症の拡大を想定し、感染症対策をマニュアル化するとともに、マスクや手袋、防護服、消毒液等、必要な物品を備蓄し、患者との接触や消毒処置ができる体制を整えております。

今回の新型コロナウイルス感染拡大による国の基本方針に呼応して、先月26日には、町長を本部長とする小山町新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、本町の感染症拡大防止策を決定し、職員の情報共有及び関係機関へ周知しているところであります。

御質問の新型コロナウイルスの対策のうち、はじめに、国や県からの指示等があるかについてであります。

国からは、県経由で、新型コロナウイルスに関連したホームページの開設や電話相談窓口の設置、感染が疑われる場合の対応等の情報が提供され、また、政府の新型コロナウイルス感染症対

策の基本方針等が順次示されております。

県からは、県の電話相談窓口設置のほか、地域の相談窓口として御殿場保健所を案内するよう指示があり、新型コロナウイルス感染症についての相談、受診の目安なども発出されており、これらを受け、本町では、町のホームページから国や県のホームページを参照できるようにしたほか、国や県の電話相談窓口の案内を行っております。

また、無線放送により各家庭に直接呼びかけ、手洗いやマスク着用等の感染症対策を啓発しているところであります。

加えて、現時点では、国の方針や要請等を受け、町主催のイベントの中止・延期や、風邪症状が見られる職員の休暇取得勧奨の徹底等を行っております。

次に、町内病院等での対策についてであります。

各医療機関では、それぞれのマニュアルに基づき、風邪や季節性インフルエンザと同様に通常の感染症対策を実施しています。具体的には、医療機関の入り口にマスク着用の注意書きを掲示するなどであります。

加えて、新型コロナウイルスの対策につきましては、感染の疑いのある患者に対し、最寄りの帰国者・接触者相談センターである御殿場保健所へ相談することを掲示によりお知らせしています。

次に、公共機関、公共施設、ホテル等、人の集まる施設等での感染症対策についてです。

町の管理する公共施設では、手洗いやマスクの着用を含む、せきエチケットのチラシを配布及び掲示することにより、感染症予防啓発し、保育園やこども園等、乳児施設においては、手洗いやマスク着用等の感染症対策を実施しております。

また、小学校、中学校につきましては、先月28日付文部科学事務次官通知を受け、３月３日から15日まで一斉臨時休校とし、不要不急の外出を控え、自宅で規則正しい生活を送るよう保護者へお知らせしております。

町内のホテル等では、感染症対策掲示物の掲示、消毒液の設置、従業員の手洗いやマスク着用の指導等を行い、感染症対策に取り組んでいます。

次に、マスク等の品薄状態の今後の見込みについてであります。

国の発表によりますと、国内におけるマスクの生産体制の強化及び輸入品の確保に取り組み、通常の３倍以上の供給ができるとのことです。

次に、人権に対する配慮についてであります。

本町では、ホームページや無線放送、チラシや各施設への掲示物等を活用し、新型コロナウイルスに関する正しい知識の情報発信に努めることにより、差別的な言動等を生まない環境づくりに引き続き配慮してまいります。

以上、新型コロナウイルス対策として、様々な取り組みを実施しておりますが、国の発表によりますと、感染拡大防止のために、ここ１、２週間の取り組みが最重要とのことであります。本

町といたしましても、情報の収集に努め、取り組みを継続するとともに、万全の体制を維持したいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○教育長（天野文子君）**　お答えします。

町内の学校・園における今年度の施策や事業についてのうち、はじめに、エアコンはいつ頃までに全園・校に配置されたか、学習効果は上がったかについてであります。

全園・全小中学校のエアコンの設置は、昨年の８月24日に完了いたしました。本年度は、一昨年度に比べ猛烈な暑さではなかったことから、２学期が始まった後は必要に応じての使用でしたが、学校等からは、快適な環境の中で学習ができ、ありがたいとの声を聞いております。

次に、小学校４年生以上の全児童生徒にタブレットが貸与された。各小中学校での活用状況や、教職員の研修体制についてであります。

まず、活用状況について例を挙げますと、小学校では、算数の授業で図形を提示して視覚的な教材として活用したり、理科では実験の様子を撮影し多様な角度から観察するなど活用しました。また、図工では、タブレット端末のカメラ機能を用いてこま撮りした画像を連続表示し、アニメーションを作成しております。

中学校では、英語の授業で、お互いにインタビューをしている様子を撮影し、それを見ながら客観的に評価し合いました。技術の授業では、ロボットを用いたプログラミングや風力発電の実験などに活用しております。

また、小中学校ともに、各教科におけるインターネットを利用した調べ学習でも、タブレットは有効に活用されております。

教職員の研修につきましては、昨年８月にタブレット利用に関する研修会を、本年２月にプログラミング教育に関する研修会を実施しました。また、学校支援ソフトを扱っている業者により随時サポートを行っておりますが、導入に伴い、各校月２回ずつ授業支援や指導助言を行っていきます。

次に、トイレットの洋式化はどこまで進んだか。今後の予定は。子ども達の反応はについてであります。

トイレの洋式化の改修工事につきましては、町内全ての小中学校において、平成30年度をもって終了しております。また、児童生徒の反応は、家庭と同じ洋式便器を使用できるようになったり、床も乾式になり、清掃もしやすく衛生的ですので、大変喜ばれております。

次に、全国学力・学習状況調査では、小学校で全国平均を下回ったとのこと。これへの指導法の改善はどのように行われたかについてであります。

町では、全国学力・学習状況調査の結果を検証し、各校の成果と課題を捉えた授業改善を進めております。国語では、自分の考えを整理して分かりやすく伝える力を高めるため、振り返りの

充実に努めたり、意図的に根拠を持って書く活動を取り入れたりしています。算数では、問題文の分かる部分と問いの部分に下線を引く習慣を身につける指導を各学校で行ったり、授業の中に考え方を説明する場面を意図的に設けたりしています。

どの学校でも、校内研修や授業公開を積極的に行い、各校の課題克服に取り組んでおります。また、検証結果は保護者向けにも分かりやすくまとめて発信しております。

次に、昨年10月より幼児教育の無償化が始まった。これにより待機児童の出現などの影響は。また、町内に対象外の施設はあったかについてであります。

待機児童が発生するなどの影響は、今現在ありません。また、無償化の対象外となる施設もありません。

次に、給食費の無償化について、保護者の受けとめをどのように把握しているか。また、この無償化は今後とも継続すると考えてよいかについてであります。

保護者からは、無償化が今後も継続されるのかという声を聞くこともありますが、助かりますという声や、お子さんが多い御家庭では、金銭的な負担が少なくなり、特に喜ばれていると聞いております。

給食費の無償化の継続につきましては、重要な教育施策の一つであることから、今後も継続していきたいと考えております。

最後に、４月より全園こども園化するが、分離型が２園できる。こども園化の意義と運営について、今後への意気込みについてであります。

本町では、子ども・子育て支援の充実を図るために、３歳から５歳までが短時間利用児、長時間利用児に関わらず、同じ保育・教育を受けることができ、預かり保育や一時的保育など、多種多様な保育ニーズに対応できるこども園を、各小学校区ごとに配置し、地域とともに子ども達を育てていきたいと考えております。更に、本町の保育・教育の質の向上にも努めていきたいと考え、来年度からこども園での運営を行ってまいります。

施設分離となる、するがおやまこども園、すばしりこども園につきましても、今後の入園希望の推移や町の施策等を勘案しながら、一体的施設へ計画的に移行していきたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

**○６番（佐藤省三君）**　何点か再質問をさせてください。

まず、新型コロナウイルスによる肺炎への対策についてでございますが、答弁にもありましたように、臨時休校が行われております。昨日、おとついには高校入試もありました。そんなようなことで、臨時休校、なかなか大変なことだと思いますが、この要請のあった臨時休校の小山町での持ち方について、特に休校中の子ども達への対応とか、あるいは放課後児童クラブの対応のところを中心に再質問させてください。どのような持ち方で行われているのかということであります。

それから、先ほど、宿泊業の関係で大変被害がありそうだということですが、宿泊業や納入業者等の被害額をどのように把握されておりますか。また、これら影響の出そうな業種に対する支援策っていうのは、どんなものがありますか、伺いたいと思います。

こっちの肺炎の方の最後に、身近な人や、あるいは自分自身に疑いのある兆候が出たときに、どのように対処していったらいいのかということを、お答えの中にも若干あったと思うんですけども、改めて伺いたいと思います。

それから、学校の方の、今年度の施策や事業についての総括ということで伺ったところでありますが、タブレットの件です。タブレット、非常に有用に活用されているようで、大変ありがたいことでありますが、これも電子機器でもありますので、更新をする必要が、いつかは出てくると思うんです。その更新の期間ですか、時期といいますかね、ここら辺をどういうふうに考えておられるのか。

そしてまた、小山町の場合には４年生以上ということになってますが、国では１年生から全部に持たせたいというふうな考え方を持ってるようですが、本町では、これにどのように対応されていかれると思っておられますか。このことについて伺います。

もう一つ、予算質疑でも取り上げられた件であります。重なることになるかと思いますが、タブレットの更新や給食費の無償化等の財源っていうのが、ちょっと心配になるわけですが、その中で教育振興基金がその大半を占めるのかなと勝手に考えておるわけですが、この基金は、今後とも安定的に活用できるのかどうか、こんなようなことも含めてお答え願えるとありがたいと思います。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○教育長（天野文子君）**　お答えします。

臨時休校の日程は、３月３日火曜日から３月15日までです。３月２日は登校するようにして、休みに向けて準備をしました。

それから、２番目の、卒業式、入学式ですが、予定どおり卒業式は３月19日に、入学式は４月８日に実施いたします。ただし、出席者につきましては最小限の方に絞って、来賓は町側の代表とＰＴＡの代表のみという形になっております。在校生も小学校では５年生、中学校では１年生として、席の間隔を広くとるなどの対策をとって実施する予定でおります。

三つ目です。休校中の子ども達の対応ですが、休校中の子ども達への対応としましては、不要不急の外出は控えること、また、チェックインシステムを活用した健康チェック、定期的な家庭訪問や電話連絡、そして学習プリントやドリルを使った自宅学習の指示などを行っております。

４番目、放課後児童クラブの対応につきましてですが、放課後児童クラブにつきましては、町内５小学校区の各クラブと協議し、小学校の臨時休校日に合わせた３日から行います。そして、それは午前８時から午後６時まで開所をしておりますが、ここのところは指導員が数少ないので

はないか、足りないのではないかということで、小学校の支援員さんにお願いをして、行けるところは行っていただくようにしておりますが、実は、非常に小山町内五つの小学校、学童へ行く子ども達が少なかったもんですから、非常に安心した形で、今現在行っております。

以上、四つ目まで私の方から回答させていただきました。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○商工観光課長（湯山浩二君）**　宿泊施設等への被害額、そして事業者への支援策に関する再質問にお答えさせていただきます。

はじめに、町長からの答弁にもございましたとおり、主に外国人を対象とした５件の宿泊施設における１月から３月までのキャンセル数が３万3,000人を超えているという状況から、１人当たりの宿泊料金を１万円として試算しましても、少なくとも３億3,000万円の被害額が想定されるところでございます。

また、これらの宿泊施設では、町内納入業者約50件との取引があり、施設の休業に伴う取引の停止など、商工業者の経済活動へも大きな影響が出ているところでございます。

次に、国や県の支援策といたしましては、雇用の維持を図る事業主を支援するために、休業手当・賃金などの一部を助成する国の雇用調整助成金や、売上高が減少している中小企業の資金繰りを支援する国や県の融資制度においても、新型コロナウイルス感染症対象枠を設け、対象となる業種や保証限度額の拡大なども支援策を講じられているところでございます。

また、地元金融機関におかれましては、相談窓口を設け、新規融資、貸付条件変更に関する相談などを行っておりますので、状況に応じて御利用いただきたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○健康増進課長（杉山則行君）**　新型コロナウイルスの、身近な人や自分自身に疑いのある兆候が出たときの対応についてです。

厚生労働省から、感染が疑われる場合の家庭内での注意事項のチラシがホームページ上に掲載されました。本町のホームページへも、そのチラシを掲載するとともに、印刷して、町の各施設へ配布しております。

チラシの内容ですが、感染が疑われる人との部屋を分けること、部屋の換気を行うこと、ごみは密封して捨てること等、感染拡大を防止するための内容となっております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○こども育成課長（大庭和広君）**　町内の学校・園における今年度の施策や事業についての総括のうち、タブレットの更新についての御質問にお答えをいたします。

従来、各校で整備してきたパソコンにつきましては、基本的に５年を目安に更新をしております。今回のタブレット端末につきましても、基本的に同様に計画したいと考えておりますが、一

度に更新するタブレットの数が非常に多いことから、小学校と中学校の更新時期をずらしたり、タブレットの状態により更新を検討するなど、考える必要があると思います。

次に、１人１台のタブレット等の整備については、既に中学校では整備済みであります。小学校においては、４年生以上の児童分は整備済みであることから、今後、３年生以下のタブレット整備について、授業での効果的な活用について研究を行い、導入をしていきたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　教育振興基金につきまして、お答えをいたします。

教育振興基金は、御存じのように、平成30年に設立をしましたけれども、その財源は、ほぼふるさと納税の寄附金ということで、非常に多額の寄附金をいただきまして積むことができました。そのおかげで、単年度での全園・全小中学校へのエアコンの整備、それからＩＣＴ機器の備品購入ということで、後年度負担を考えて備品購入をしたと。それから来年度の（仮称）すがぬまこども園の整備の費用に充てるということで、かなり、通常では難しい事業を一気に行うことができたという成果、一定の成果は果たしたと思います。

教育振興基金に、当然この後、順調に積み増しをするということは厳しいと思いますけれども、当然のことながら、教育振興基金がないから教育施策を削るとか、そういうことではなくて、事業の全体のバランスを考えて、当然、振興基金がなければ、他の一般財源であるとか、そういうものを考えながら進めていくということで、基金がないから何をしないということの考え方は、今のところはしておりません。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○６番（佐藤省三君）**　結構です。以上で終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、12番　渡辺悦郎君。

**○12番（渡辺悦郎君）**　本日は一括質問一括答弁にて、二つの項目について質問させていただきます。

町長は昨年の当選以来、住民幸福度日本一の町を目指すと、このように公言されております。何をもって日本一かは、はかり知ることができません。住民幸福度日本一の町を目指すのであれば、そのための指針や指標が必要となります。その指標等が伝わってきません。

まずは、何を、どのように、どのような政策をもって予算化し、住民幸福度日本一を目指すのか、明確に示していただき、町のかじ取りを行っていただくように願うところであります。

そこで、私なりに考えた、住民幸福度日本一の町になるためにはということを考え、本日、質問いたします。

まず、町の包括支援体制についてであります。

多くの方々は、包括支援ということは高齢者についての言葉であると認識されてるように思います。しかし、包括支援とは、乳幼児から高齢者までの、健常者から障害者などまでの全ての町民に関わることであります。

昨今、福祉ニーズが多様化する中、介護支援、障害者支援、子ども・子育て支援等、単一の制度では解決できない問題が生じていると聞きます。そこで、今回は包括支援体制に対する町の考え、取り組みについて伺います。

まず、現組織での取り組みについて、その状況を伺います。

次に、障害者、高齢者は住民福祉部のそれぞれの課が、乳幼児については住民福祉部、教育委員会が所管しております。ワンストップサービスが求められる中、相互の連携はどのように行っているのか伺います。

次に、現在、次期総合計画を立案中であるが、どのように総合計画に盛り込むのか伺います。

次の質問です。新公共交通システムについてであります。

町は、予定どおり、令和２年度から新しい公共交通システムを導入すると、今月１日号の広報おやまや、各戸配布のバスマップで広報したところであります。

先の12月の定例会でも質問し、広報については早急に対処してほしいとお願いいたしました。他市町での広報についての取り組み状況は、早いところでは１年近い期間をかけております。利用者の大半が高齢者であることを考えると、そのくらいの期間が必要だと、このように考え、お願いしたところであります。

町は今回、須走地区を除く全地域において、デマンドバス、予約運行型が新たに運行されます。広報の重要性はより一層増します。広報おやまに掲載し、バスマップを配布したからといっても、一方的な広報にすぎない、そういうふうに思います。

そこで、次の事項について伺います。

まず、主として利用するのは児童生徒や高齢者でありますが、どのようにして、利用について周知徹底を行うのか伺います。

次に、先に述べましたように、デマンドバスの利用者は高齢者であり、利用方法についての説明会などを計画しているのか伺います。

次に、デマンドの車両はワゴン車と聞きます。一見して公共交通の車両と判別できるものが望ましいが、前後左右に、どのような装飾を施すのか伺います。

次に、利用者の改善意見等は、どこに、どのように伝えればよいのか、相談窓口を伺います。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○町長（池谷晴一君）**　渡辺議員にお答えをいたします。

はじめに、町の包括支援体制についてのうち、どのように次期総合計画へ盛り込むのかについてであります。

議員御指摘のとおり、福祉ニーズが複雑化、多様化する中、住民幸福度日本一の町を目指すためには、複合的な課題に対応する包括的な支援体制の構築が不可欠であると考えております。

このため、来年度、まずは「断らない相談・支援」の実施に取り組む所存であり、令和２年度当初予算案において、行政や関係機関が共同して、町民に寄り添った相談と支援が行えるよう、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業に要する経費を新たに計上したところであります。

現在、検討している次期総合計画においても、まちづくりをはじめとして、関係部局や庁内関係機関が、既存の制度や分野にとらわれず、協働して課題解決に当たるための施策や目標を盛り込みたいと考えております。

これは、団塊の世代が全員75歳を迎える2025年、更には、生産年齢人口が激減し高齢者人口がピークを迎えると言われている2040年を見据えたとき、私が目指す「生んで良し、老いて良し」のまちづくりを推進していくための第一歩として大変重要な視点であると考えているからであります。

その他の御質問につきましては、担当部課長からお答えをいたします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○住民福祉部長（小野一彦君）**　渡辺議員にお答えいたします。

町の包括支援体制についてのうち、現組織での取り組み状況についてであります。

日本の社会保障分野は、従来、対象者の属性や課題等に応じて制度やサービスを展開し、それぞれ専門的な支援を提供してまいりました。本町におきましても、国の制度改正等に呼応し、住民サービスの提供に必要な組織・体制を整え、各種事業を実施しているところであります。

例えば、高齢者の課題に対しましては主に介護長寿課や地域包括支援センターで、子育ての課題に対しましては主に健康増進課と教育委員会、こども育成課で対応しております。

次に、住民福祉部と教育委員会の相互の連携についてであります。

相互連携の方法としては、各制度や事業で設けている協議会等に関係する部局や機関が参画しているほか､相談内容によって関係各課等で情報を共有し､個別ケース会議で支援方針を検討し、同行訪問等を実施するなど、必要な連携を図っております。

一昨年度から開始いたしました子育て世代包括支援センター事業においては、教育委員会の相談員、スクールカウンセラーや園長と健康増進課の保健師、看護師、助産師などの専門職が互いに連携をとり合い情報を共有することにより、子育てに悩んでいる方に適切な支援を行っております。

近年、住民のニーズは複雑化、多様化しており、現行の制度や分野を超えて包括的に受けとめる体制づくりが求められております。このような状況を受け、本町においては、冒頭に町長から申し上げましたとおり、来年度から新たに包括的支援体制構築事業を実施し、社会福祉協議会と地域包括支援センターに地域福祉コーディネーター、相談支援包括化推進員を置き、多機関にお

ける一層の連携強化を図りたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○町長戦略課長（小野正彦君）**　新公共交通システムについてのうち、はじめに、主な利用者への周知方法及びデマンドの説明会等についてであります。

生徒児童への周知につきましては、教育委員会及び各学校と連携し、保護者会等の開催時に新公共交通システムについての説明を予定しております。既に、先月10日には、小山中学校の新入生説明会において、学校側から新公共交通システムについて説明がされております。

また、今月６日、明日になりますが、役場の職員を対象とした勉強会を予定しており、新公共交通システムについて、役場職員の理解度を高め、各課で実施している会議やイベント等で周知していただくことが目的としております。

高齢者への周知につきましては、ふれあい茶論やシニアクラブの会合へお伺いし、説明させていただく予定でおります。具体的には、今月17日のシニアクラブ本部役員会に出席し、新公共交通システムの概要を説明するとともに、参加者や会員等への周知方法について説明を行います。

また、広報おやま３月号にも掲載しておりますが、町民の皆様から御要望がありましたら、職員が地区の会合等にお伺いし、新公共交通システムについて説明をさせていただければと考えております。

次に、車両の装飾についてであります。

デマンドで使用する車両として、14人乗りワゴン車を３台新たに導入しますが、前後左右に金太郎のロゴマーク、車両番号、町のコミュニティバスのホームページのＱＲコードを表示する予定でおります。３台に表示される金太郎と車両番号については、それぞれ、赤、青、緑と色分けをしております。予約する際に、電話であればオペレーターが車両番号と色をお伝えし、アプリであれば画面上に表示されます。これにより、御自身が予約した車両が一目で分かるようにしております。

最後に、改善意見についてであります。

御意見等につきましては、直接担当課、４月からは企画政策課に御連絡いただければと思います。

12月議会でも、回答させていただきましたが、ダイヤ等の見直しは年１回を基本とし、鉄道・路線バスのダイヤ変更や、町民の皆様や学校からの要望等を加味して行う予定でおります。ただ、利用者が新しいルートやダイヤに合わせて行動し、長く愛着を持って利用していただくことを目的としておりますので、できる限り今回設定したルートや時間帯で利用していただきたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君）　再質問させていただきます。

まず、包括支援体制についてでございます。

先ほどの答弁で、包括的支援体制構築事業に対して予算額を計上されたと答弁がございました。これの概要についてお答え願います。

次に、新公共交通システムについてでございます。

児童生徒については、もう既に説明会を実施したり、開催しているというふうに伺いました。また、役場の職員についても勉強会を開催予定で、イベント等に、このように利用してくれということで町民に周知するということでございました。

そこで、問題なのは、主として利用する高齢者なんですね。特にデマンドの方なんですけれども、デマンド型は初めての取り組みで、まだ開始まで１カ月を切る中、役員会で説明して開始すると伺いました。

当初、述べましたが、他の市町では長い期間をかけて、利用してもらうために、意見聴取から始まり、利用方法の説明会、また状況によっては車両を用いたデモンストレーションを行ったところもあると聞いております。

簡単な説明をしたからそれで終わりということではなくて、利用者の目線になった対応が欲しかったと感じているところでございます。

デマンド等においては、スマホを使った利用というのがすごく便利でもありますが、スマホを使用している高齢者は比較的少ないのも事実です。電話でのオペレーター予約も並行しているとのことですが、それさえも案じているような状況です。

引き続き、あらゆる手法をもって広報に努めていただくことを願います。

次に、車両の装飾についてでございます。

車両の本体は、まだ展示もなく、広報おやまの中で、小さく掲載されている写真、これだけでございます。やはり、実際の車を見て、これがデマンドの車両だなっていうのが、それからやっぱり知らしめていかなけりゃいけないんじゃないかなというふうに考えます。

この車両を、写真では広報おやまで掲載してあるんですけれども、実物の車両等は、いつ頃掲載されるか、これを伺います。

最後に、改善意見についてでございます。

利用者からの要望を加味して、年１回を基本として行うとありました。しかし、路線バスの方はそんなにないと思うんですね。要望というのは、ある程度決まった中でやりますから、そういうのはないと思うんですけれども、問題が、やはりデマンドの方だと思います。

先ほどの説明の中で、ちょっと気になったところが一つございました。利用者がルートやダイヤに合わせてほしいというふうに、ちょっと答弁あったんですけれども、より多くの人々に利用していただくためには、利用者の意見は極めて重要だというふうに考えます。

先ほどの答弁の中で、余り扱いたくはないというふうに思われるような答弁もございましたが、

これは確認をいたします。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○住民福祉課長（渡邊啓貢君）**　包括支援体制の予算の概要についてお答えします。

予算につきましては、人の配置に係る人件費が主なものになりますが、一般会計の社会福祉総務費、障害者総務費、老人福祉総務費、介護保険特別会計と、それぞれの制度のもとに計上した委託料の合計額1,144万円を活用し、社会福祉協議会と地域包括支援センターに１人ずつの人員を配置し、高齢者や障害者などの区別なく、複合的な課題にも多機関の協働により支援をする体制を構築するものであります。

また、この体制を構築するために、次の三つのことを一体的に実施してまいります。

一つ目は「断らない相談・支援」です。これは新たに相談支援包括化推進員、成年後見相談員を配置し、複合的な課題等を、どこに相談しても情報を共有し、町の担当各課、社会福祉協議会、包括支援センターが、必要に応じて各種専門機関等を加えて、多機関で連携して支援していくものであります。

二つ目は、参加支援で、就労支援、居宅支援、居場所機能の提供等、多様な社会参加に向けた支援を行うもので、商店や企業、福祉分野以外の地域資源の活用も図っていくものであります。

三つ目は、地域づくりで、地域住民が自主的に、地域住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所を確保できるよう､既存の社会資源を活用しながら結びつけていくものであります。

いずれも、現行では、高齢者、障害者、子ども、生活困窮など、制度ごとにある支援策を、制度や分野に関わらず、一体的に結びつけ、包括的に支援できる体制を構築していくものであり、新たに配置する地域福祉コーディネーターと、介護保険で配置している生活支援コーディネーター等を活用しながら、町民の皆様と一緒にできることから一歩ずつ､「生んで良し、老いて良し」の町を築いていくものであります。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○町長戦略課長（小野正彦君）**　１問目の、説明等につきましては、町の方に要望がありましたら、その地区にお伺いして、職員が随時説明をしたいと考えております。

２番目の、車両につきましては、広報おやま３月号に載っているとおり、車番と金太郎のマークが色分けされて走る予定でおります。金太郎のマーク等をつけて走っている車両というのは余り目にすることはないと思いますので、町民の皆様は番号と色で一目で分かると認識しております。あと、４月１日に、一応お披露目式という形で、最初に運行開始のセレモニーを考えております。

三つ目の質問になります。これまで、要望等によりダイヤの改正をかなり頻繁に行ってまいりました。それによりまして、ダイヤが常々変わったことによって乗りにくいような御意見もあり

ましたので、この１年間を、様子を見させていただきまして、その要望に応えて、１年後に新たに変更等を考慮して考えていきたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再々質問はありませんか。

**○12番（渡辺悦郎君）**　はい、再々質問はございません。ただ、車両ですね、そのお披露目が４月１日しかないと。エイプリルフールですよ。その前に、やっぱり、例えば駐車場の方、目立つところに置いていただけたら、なおさら皆さんが愛着が湧くんじゃないかなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

**○議長（池谷洋子君）**　これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、３月18日水曜日　午前10時開議

議案第21号から議案第46号までの26議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。

本日はこれで散会します。

午後６時21分　散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議　会　議　長　　池　谷　洋　子

署　名　議　員　　米　山　千　晴

署　名　議　員　　渡　辺　悦　郎

# 令和２年第２回小山町議会３月定例会会議録

令和２年３月１８日（第５日）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 召集の場所 | 小山町役場議場 | | | |
| 開議 | 午前１０時００分　宣告 | | | |
| 出席議員 | １番 | 室伏　勉君 | ２番 | 室伏　辰彦君 |
| | ３番 | 小林千江子君 | ４番 | 鈴木　豊君 |
| | ５番 | 遠藤　豪君 | ６番 | 佐藤　省三君 |
| | ７番 | 薗田　豊造君 | ８番 | 高畑　博行君 |
| | ９番 | 岩田　治和君 | １０番 | 池谷　弘君 |
| | １１番 | 米山　千晴君 | １２番 | 渡辺　悦郎君 |
| | １３番 | 池谷　洋子君 | | |
| 欠席議員 | なし | | | |

説明のために出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 池谷　晴一君 | 副町長 | 杉本　昌一君 |
| 教育長 | 天野　文子君 | 企画総務部長 | 湯山　博一君 |
| 住民福祉部長 | 小野　一彦君 | 経済建設部長 | 高村　良文君 |
| 未来創造部長 | 遠藤　正樹君 | ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ推進局長 | 池谷　精市君 |
| 教育次長 | 長田　忠典君 | 危機管理監 | 野木　雄次君 |
| 町長戦略課長 | 小野　正彦君 | ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ推進課長 | 勝又　徳之君 |
| 総務課長 | 後藤　喜昭君 | 住民福祉課長 | 渡邊　啓貢君 |
| 介護長寿課長 | 山本　智春君 | 健康増進課長 | 杉山　則行君 |
| くらし安全課長 | 鈴木　辰弥君 | 建設課長 | 山口　幸治君 |
| 商工観光課長 | 湯山　浩二君 | 上下水道課長 | 渡辺　史武君 |
| 未来拠点課長 | 遠山　洋行君 | おやまで暮らそう課長 | 岩田　幸生君 |
| 防災課長 | 武藤　浩君 | こども育成課長 | 大庭　和広君 |
| 小山消防署長 | 込山　眞治君 | 総務課副参事 | 米山　仁君 |

職務のために出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 岩田　芳和君 | 議会事務局書記 | 池谷　孝幸君 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 会議録署名議員 | １１番 | 米山　千晴君 | １２番 | 渡辺　悦郎君 |

閉会　午後１時４８分

（議　事　日　程）

| | | |
|---|---|---|
| 日程第１ | 議案第21号 | 小山町立上古城区コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第２ | 議案第22号 | 小山町立一色区コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第３ | 議案第23号 | 小山町幼稚園条例を廃止する条例について |
| 日程第４ | 議案第24号 | 小山町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について |
| 日程第５ | 議案第25号 | 小山町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第６ | 議案第26号 | 小山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第７ | 議案第27号 | 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第８ | 議案第28号 | 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第９ | 議案第29号 | 小山町職員の給与に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第30号 | 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第31号 | 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第32号 | 小山町消防団条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第33号 | 令和２年度小山町一般会計予算 |
| 日程第14 | 議案第34号 | 令和２年度小山町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第35号 | 令和２年度小山町育英奨学資金特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第36号 | 令和２年度小山町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第37号 | 令和２年度小山町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第38号 | 令和２年度小山町土地取得特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第39号 | 令和２年度小山町介護保険特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第40号 | 令和２年度小山町宅地造成事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第41号 | 令和２年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第42号 | 令和２年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第43号 | 令和２年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第44号 | 令和２年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第45号 | 令和２年度小山町温泉供給事業特別会計予算 |
| 日程第26 | 議案第46号 | 令和２年度小山町水道事業会計予算 |
| 日程第27 | | 議員の派遣について |

（追　加　日　程）

| | | |
|---|---|---|
| 追加日程第１ | | 町長提案説明 |
| 追加日程第２ | 報告第２号 | 専決処分の報告について |
| 追加日程第３ | 同意第１号 | 小山町副町長の選任について |
| 追加日程第４ | 同意第２号 | 小山町固定資産評価員の選任について |
| 追加日程第５ | 議案第47号 | 土地の取得について |
| 追加日程第６ | 議案第48号 | 土地の取得について |
| 追加日程第７ | 議案第49号 | 建設工事に関する協定（変更）の締結について |
| 追加日程第８ | 議案第50号 | 工事請負契約の締結について |
| 追加日程第９ | 議案第51号 | 工事請負契約の締結について |
| 追加日程第10 | 議案第52号 | 財産を支払手段として使用することについて |
| 追加日程第11 | 議案第53号 | 令和元年度小山町一般会計補正予算（第11号） |
| 追加日程第12 | 議案第54号 | 令和元年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算（第４号） |

議　　事

午前10時00分　開議

**○議長（池谷洋子君）**　本日は御苦労さまです。

ここで、小山町議会傍聴規則第８条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申し出を議長において許可しておりますので、報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第１　議案第21号　小山町立上古城区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

日程第２　議案第22号　小山町立一色区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

日程第３　議案第23号　小山町幼稚園条例を廃止する条例について

日程第４　議案第24号　小山町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について

日程第５　議案第25号　小山町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第６　議案第26号　小山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

日程第７　議案第27号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

日程第８　議案第28号　小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第９　議案第29号　小山町職員の給与に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10　議案第30号　小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第11　議案第31号　小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12　議案第32号　小山町消防団条例の一部を改正する条例について

**○議長（池谷洋子君）**　日程第１　議案第21号から日程第12　議案第32号までの12議案を一括議題とします。

それでは、２月25日各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第１項の規定により、総務建設委員長及び文教厚生委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長　池谷　弘君。

**○総務建設委員長（池谷　弘君）**　ただいまから、２月25日、総務建設委員会に付託された８議案について、審議の経過と結果を御報告します。

３月９日、午前10時から、会議室において、当局から町長、副町長、関係部課長及び副参事等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第21号　小山町立上古城区コミュニティセンターの指定管理者の指定について報告します。

委員から、10年間の指定管理期間であるが、建て替えの話が出た場合は、指定管理期間との間に問題が生じないのか。との質疑に。

指定管理期間の10年間の中で建て替えがあったとしても、指定管理期間については、特段問題はないと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第21号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号　小山町立一色区コミュニティセンターの指定管理者の指定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号　小山町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について報告します。

委員から、入居者は、子育て世代、新婚世代の限定である。地域は、高齢者から若者までうまくまじり合っていてこそ、はじめて年齢間交流が図られ、バランスが保たれると思うが、今回のように、対象者を若者に限定すると、地域間格差が大きくなってしまうと感じるが。との質疑に。

町営住宅等の長寿命化計画において、低所得者層向けの町営住宅については、建設予定等はありませんが、今後の地域優良賃貸住宅への入居状況等を踏まえて検討をしていきます。との答弁がありました。

委員から、家賃の問題や入居の条件について、行政側からどこまで言えるのか。との質疑に。

入所者及び家賃の決定、並びに地域優良賃貸住宅の明渡し請求に関するものは、町が行います。維持管理等は指定管理者です。との答弁がありました。

委員から、共益費等、入居者が家賃以外でかかる負担は。との質疑に。

共益費は、3,000円を見込んでいます。駐車場代は、普通車3,000円、軽自動車2,000円となっております。小山テレビについては、個人で加入していただきます。加入してもらった際に、選択肢として、光テレビを見るようでしたら、ＯＴＫを解除してもらい、個々に契約をしてもらうようになります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第25号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号　小山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、セキュリティー面が心配されるが。との質疑に。

情報セキュリティーポリシーという指針等を設けて、職員等に対してセキュリティー研修を実

施しております。また、機器等につきましては、厳重なる情報漏えい等の対策を講じて運用しております。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第26号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号　小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、都市計画審議会の委員のうち、学識経験者のある方の報酬が高い金額のように思えるが。との質疑に。

周辺の市町の都市計画審議会の報酬なども鑑み、全体のバランスを考慮し、学識経験者の報酬として設定しました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第28号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号　小山町職員の給与に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、管理職の時間外手当や休日出勤手当が支給されないのが普通と考えるが。との質疑に。

管理職員特別勤務手当は、国の制度に準じて制定をするものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第29号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号　小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された８議案の審査の経過と結果について、委員長報告とします。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、文教厚生委員長　佐藤省三君。

**○文教厚生委員長（佐藤省三君）**　ただいまから、２月25日、文教厚生委員会に付託された４議案について、審議の経過と結果を御報告します。

３月11日、午前10時から、会議室において、当局から町長、副町長、教育長、危機管理監、教育次長、関係部課長、専門監及び課長補佐等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第23号　小山町幼稚園条例を廃止する条例についてを報告します。

委員から、現時点での足柄幼稚園の在園数は。との質疑に。

現在の在園数は６人です。５歳児が３人、４歳児が３人です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第23号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、議案第24号　小山町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定についてを報告します。

委員から、制定時期の遅れた原因と、他市町の状況は。との質疑に。

平成13年に小山町予防接種健康被害調査委員会設置要綱を制定していましたが、地方自治法に基づき、町長の附属機関は法律または条例の定めるところにより設置するとのこととなっていますので、条例の制定となりました。近隣の御殿場市では、平成21年度に条例を制定しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第24号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号　小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号　小山町消防団条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、機能別団員はＯＢの方がなられるが、年齢層の底上げにつながるような方法の考えは。との質疑に。

ＯＢの方でも、班長以上で経験があり、なるべく若い人とし、年齢は満70歳に達している人は入団できません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第32号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された４議案の審査の経過と結果について、委員長報告とします。

**○議長（池谷洋子君）**　以上で、総務建設委員長及び文教厚生委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第１　議案第21号　小山町立上古城区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２　議案第22号　小山町立一色区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３　議案第23号　小山町幼稚園条例を廃止する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第４　議案第24号　小山町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第５　議案第25号　小山町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第６　議案第26号　小山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第７　議案第27号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第８　議案第28号　小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第９　議案第29号　小山町職員の給与に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10　議案第30号　小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11　議案第31号　小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、議長において、職員の入退室を許可します。

日程第12　議案第32号　小山町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第13　議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算

日程第14　議案第34号　令和２年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第15　議案第35号　令和２年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第16　議案第36号　令和２年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第17　議案第37号　令和２年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第18　議案第38号　令和２年度小山町土地取得特別会計予算

日程第19　議案第39号　令和２年度小山町介護保険特別会計予算

日程第20　議案第40号　令和２年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第21　議案第41号　令和２年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算

日程第22　議案第42号　令和２年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第23　議案第43号　令和２年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第24　議案第44号　令和２年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算

日程第25　議案第45号　令和２年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第26　議案第46号　令和２年度小山町水道事業会計予算

**○議長（池谷洋子君）**　次に、日程第13　議案第33号から日程第26　議案第46号までの、令和２年度予算に係る議案14件を一括議題とします。

それでは、３月３日各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第１項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長　池谷　弘君。

**○総務建設委員長（池谷　弘君）**　３月３日、総務建設委員会に付託されました令和２年度予算について、委員会での審議の経過と結果について御報告します。

委員会では、先ほど報告した議案の審査に引き続き、予算10件の審査を行いました。

はじめに、議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算について報告します。

委員から、入湯税の２件課税対象がふえているが、どこか。との質疑に。

足柄にあるジャストワン、須走のふじざくらホテルが対象です。との答弁がありました。

委員から、ゴルフ場利用税交付金存続のため、町はどのような活動をしているのか。との質疑に。

総務省が事務局をしているゴルフ場利用税を堅持する組織があります。そのメンバーとして要望等を行っています。との答弁がありました。

委員から、道の駅地域振興センター利用料は売上の５％であるが、今後の手数料についてどのように考えているのか。との質疑に。

道の駅「ふじおやま」の指定管理期間が来年度１年間で終了するので、次期指定管理に向けた条件の中で検討したいと考えています。との答弁がありました。

委員から、松田町営駐車場使用料の利用状況と費用対効果は。との質疑に。

令和元年度は、日貸しが年840台分、月貸しが年20台分の12カ月分としています。最近利用状況が少ないので、来年度４月当初の申し込み状況を見ながら、減らすことも考えています。費用対効果は、御殿場線の終電後のことを考えますと必要ではないかとのことで、町は借りています。との答弁がありました。

委員から、町債を８億3,550万円計上しているが、この時点での町債残高は。との質疑に。

令和２年度末の見込み額は、90億3,724万円となります。との答弁がありました。

委員から、自主運行バス負担金に8,200万円計上しているが、デマンドバス、定時運行バスにいくらか。との質疑に。

デマンドバスが約4,500万円、定時定路線に係る費用が約4,700万円となり、そこから収入や補助金1,000万円を引いた額となります。との答弁がありました。

委員から、結婚支援事業の委託内容は。との質疑に。

結婚者向けのセミナー、親向けセミナー、婚活ガイドパンフレット作成と出会いの場交流イベントもあわせて実施するものです。との答弁がありました。

委員から、有害鳥獣対策の内容は。また、部農会関係・農業共済関係はどの程度の被害か。との質疑に。

捕獲方法は、くくりわな、箱わなや鉄砲等による駆除を進めます。今年度の被害は、部農会関係は集計中ですので、数字がありません。共済は７件、被害額は43万円です。との答弁がありました。

委員から、イノシシからコレラが出たとの報告があったのか。との質疑に。

町では、豚コレラの情報はありません。との答弁がありました。

委員から、観光費が総額で大幅な減額となっているが。との質疑に。

今年度は、工事請負費として駿河小山駅前修景及び町の駅改修、小富士遊歩道整備の計上によるものです。との答弁がありました。

委員から、交流人口拡大事業の内容は。との質疑に。

主に、モータースポーツ、サイクルスポーツの聖地づくりに向けた事業です。具体的には、ゴルフ場の利用促進、モータースポーツの推進、自転車レースの充実など、各施設や関係団体と連携して交流人口をふやしていくものです。との答弁がありました。

委員から、富士箱根トレイルの客の動向はどうか。との質疑に。

把握している人数は、明神峠ハイキングバスに乗られた方が目安になりますが、例年約1,000人です。との答弁がありました。

委員から、公共施設地区対応事業費4,250万円であるが、要望の何％ぐらいの実施を見込んでいるか。との質疑に。

今年度２月末にまとめた令和元年度の実績は、割合にして56％の実施率となっています。令和２年度は、今年度と同様以上実施したいと考えております。との答弁がありました。

委員から、町道整備事業費が３億5,717万5,000円の大幅減額であるが、その主な理由は。との質疑に。

オリンピック・パラリンピック対策事業が完了と足柄ＳＡ周辺地区開発道路整備事業の実施計画に基づいた、事業量の減に伴う減額です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第33号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号　令和２年度小山町下水道事業特別会計予算を報告します。

委員から、官庁会計から公営企業会計に移行するが、移行時期はいつか。との質疑に。

令和２年度から４年度にかけまして固定資産台帳等の整備を進めて、令和５年度から移行する予定です。との答弁がありました。

委員から、下水道使用料の減収は利用者数の減少と考えられるが、何件の減少か。との質疑に。

年間延べ件数で、前年度比59件、率にすると0.61％少ない9,650件を見込んでいます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第37号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号　令和２年度小山町土地取得特別会計予算、議案第40号　令和２年度小山町宅地造成事業特別会計予算、議案第41号　令和２年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号　令和２年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算について報告します。

委員から、委託料の埋蔵物調査の主なものはボーリング調査なのか、何平米単位でボーリングするのか、深さは何メートルか。との質疑に。

主な内容は、ボーリング調査です。900平米に１カ所かつ１筆に１カ所実施します。深さは、造成高さ等により異なりますが、３メートルから18メートルのボーリングを実施します。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第42号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号　令和２年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算について報告します。

委員から、売電収入見込み額を4,144万円とし、前年度より696万2,000円減と低く計上した理由は。また、この予算はどの程度の稼働率を見込んだものか。との質疑に。

11月から12月に機器の不良があり長期間止まっていた事実を受け、売電収入が伸びない可能性があることから、予算の売電収入について下方修正をしました。これによりまして、稼働率が80％見込みで当初考えていましたが、この予算に対応する稼働率については70％となっています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第43号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号　令和２年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号　令和２年度小山町温泉供給事業特別会計予算について報告します。

委員から、温泉供給施設維持管理費の温泉ポンプ点検業務・温泉検針業務とありますが、頻度を伺います。との質疑に。

ポンプの点検は、年２回、専門業者に委託し実施します。検針業務は、月ごとの使用料を算出するために、毎月メーターの確認をしますので、年に12回です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第45号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号　令和２年度小山町水道事業会計予算について報告します。

委員から、資本的支出において令和２年度は３億8,526万9,000円と、前年度より１億5,459万

4,000円増額になっているが、増額の理由は。

また、防衛９条による老朽管の更新は、どれくらいの延長を見込んでいるのか。また、残りの総延長はどれくらいか。との質疑に。

増額の理由につきましては、令和２年度より、防衛８条の補助金を活用した須走低区配水場改築工事が主なものです。

次に、老朽管の布設替えの延長は、９条交付金分につきましては、1,100メートルを予定しています。水道管総延長17万2,661メートルに対しまして、耐震または耐震性を有している管の延長が４万6,081メートルになります。残りは約12万5,000メートルほどとなります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第46号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された、令和２年度予算10件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、新産業集積エリア、木質バイオマス発電所、湯船排水路災害復旧箇所の現地視察を実施したことについて、あわせて御報告します。

**○議長（池谷洋子君）**　次に、文教厚生委員長　佐藤省三君。

**○文教厚生委員長（佐藤省三君）**　ただいまから、３月３日、文教厚生委員会に付託されました令和２年度予算について、審議の経過と結果を御報告します。

当委員会では、先ほど報告した議案の審査に引き続き、予算５件の審査を行いました。

はじめに、議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算について報告します。

委員から、昨年まで行っていた中学生の平和の集いを令和２年度からやめるとのことですが、その理由は。との質疑に。

優先すべき事業として、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築事業を進めるために、限られたマンパワーで対応する必要があります。平和教育について一切やめてしまうことではなく、他の展示などで、規模は縮小されますが、人権教育的なものを含めまして実施していきます。との答弁がありました。

委員から、行旅死病人等について、この予算で対応できるのか。との質疑に。

あまり出ていませんので、この中では足りています。しかし、案件は突然出てきますので、不足時には補正等で対応するようになります。との答弁がありました。

委員から、町内で身障手帳の交付を受けている方は、また級別に何人いるか。との質疑に。

平成30年度の身体障害者手帳の交付実績になりますが、１級が219人、２級が70人、３級が100人、４級が117人、５級が35人、６級が35人の計576人です。との答弁がありました。

委員から、上野地先に新しいこども園ができますが、定数は、また申し込み状況は。との質疑に。

定員は90人で、現在の申し込み人数は38人です。との答弁がありました。

委員から、定数に対して余裕があるが、年度途中でも希望があれば入園可能か。との質疑に。

年度途中でも受け入れは可能です。との答弁がありました。

委員から、耐震診断はどこの場所を行うか。との質疑に。

すばしり保育園の園舎を対象に診断します。との答弁がありました。

委員から、耐震診断を踏まえ、どのような対応をされるのか。また、すばしりこども園を幼稚園舎の横につくる計画があるが。との質疑に。

すばしり保育園は、旧の建築基準の建築物ですので、耐震診断については改めて行います。すばしりこども園の建設については、準備を進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、放課後児童クラブに関する予算が約500万円減額されているが、この理由は。との質疑に。

本年度の実績から、利用する児童数を見込んだものです。との答弁がありました。

委員から、年度途中で預けたい場合は対応できるか。との質疑に。

各放課後児童クラブは定員がありますので、定員内であれば受け入れは可能になります。との答弁がありました。

委員から、クアオルトの実践指導者資質向上研修は、どういう方が、何人、どのような研修をするのか。との質疑に。

現在ガイドが10名います。その方々が、２年に一度、ウオーキング時の講習内容が当初とずれないよう、２日間の研修を行います。との答弁がありました。

委員から、クアオルト健康ウオーキングは、余り地域の方が関わらないのが現状かと思うが、今後推進していく上で、地域にも声かけをしたり、どのような方向性でいくのか。また、参加人数が少ないようであるが、どう考えて推進していくのか。との質疑に。

クアオルトとの考え方は、地域づくり、まちづくりにも密接に結びついていますので、健康部門だけでないと感じております。将来的にはＤＭＯもしくは観光協会の協力を仰ぎながら進めていく方向で考えております。との答弁がありました。

委員から、公害対策費にダイオキシン類測定が計上されていないが。との質疑に。

過去の測定結果から、ダイオキシン類の数値において、環境基準を超えるデータが出ておらず、また町内に特定施設に該当する焼却施設もないことから、令和２年度から測定しないこととしました。との答弁がありました。

委員から、消防団の訓練や警戒等の費用弁償が200万円減額である理由は。との質疑に。

駿東支部の消防操法大会があり、そのための訓練の日数が多かったが、令和２年度は小山町大会のみなので、本年度より少ない計上です。との答弁がありました。

委員から、小山消防署の基本計画策定業務で200万円計上されているが、現在どのような状況か。

との質疑に。

候補地の選定、検討といった段階です。広く町内の関係の方々の意見を聞いた中で決めていきたいので、今後その組織の立ち上げ等をして、決めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、ダイポールアンテナ設置の事業内容と設置場所は。との質疑に。

個別受信機100台を公共施設に購入する予定になっています。受信機を設置した時点で電波が届かないところにダイポールアンテナを設置する予定で、計画では40台分の計上になります。との答弁がありました。

委員から、Ｊ－ＡＬＥＲＴ設備移設について、設備の移設はどこに何台設置をするのか伺います。との質疑に。

本庁に設置している設備一式を総合文化会館の防災課内にある無線室へデジタル化の整備にあわせ移設をする計画です。との答弁がありました。

委員から、小学校施設整備費で計上されている設計業務200万円の事業内容は。との質疑に。

成美小学校の音楽室の改修、足柄小学校のプール附属棟改修の設計委託業務です。との答弁がありました。

委員から、小学校就学援助費・中学校就学援助費の小学校・中学校の対象者は、それぞれ何名か。また、援助の内容は。との質疑に。

小学校は43人を想定しています。中学校は35人です。対象内容は、学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、体育実技用具費等が対象となります。との答弁がありました。

委員から、小学校・中学校教育振興費にそれぞれ遠距離通学費補助金が計上されているが、新デマンド交通との兼ね合いは。との質疑に。

公共交通との関連は、これまでも公共交通を使っている中での補助制度ですので、この制度の変更は考えていません。との答弁がありました。

委員から、放課後学習室の事業内容は。との質疑に。

町立中学校の３年生を対象とした補習事業を実施し、生徒の基礎学力の向上と、学習内容の補完の場と機会を提供するものです。週１日、２日程度で、三つの中学校の格技室を利用し実施することで現在予定しています。５月から３月の入試前までを目途にして実施をしたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、夢チャレンジ支援事業補助金はどのような内容か。との質疑に。

中学校で行っている英語検定の検定料を補助する事業です。との答弁がありました。

委員から、生涯学習センター管理費の指定管理料が1,500万円増額されているが、理由は。との質疑に。

平日の図書館が午後６時までであったものを８時までの２時間延長、また、パークゴルフ場を指定管理者制度に移行することによる維持管理費、人件費相当です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第33号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号　令和２年度小山町国民健康保険特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号　令和２年度小山町育英奨学資金特別会計予算について報告します。

委員から、借り入れ実績と見込みは。また、金額がいくらなのかもあわせて伺います。との質疑に。

本年度の実績は、大学生８名、専門学校生１名の計９名です。予算の計上は10名分です。単価は、大学生と専門学校生は１カ月３万円です。なお、高校生の借り入れがあった場合には、１カ月に１万2,000円です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第35号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号　令和２年度小山町後期高齢者医療特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号　令和２年度小山町介護保険特別会計予算について報告します。

委員から、生活支援サービス体制整備事業の内容は。との質疑に。

基本的に65歳以上の方の相談対応や支援をするもので、社会福祉協議会と地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置します。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第39号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された、令和２年度予算５件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、森村橋・放課後学習室を行う小山中学校の現地視察を実施したことについて、あわせて御報告します。

**○議長（池谷洋子君）**　以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時06分　休憩

---

午前11時16分　再開

**○議長（池谷洋子君）**　休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第13　議案第33号　令和２年度小山町一般会計予算を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第33号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第14　議案第34号　令和２年度小山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15　議案第35号　令和２年度小山町育英奨学資金特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16　議案第36号　令和２年度小山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17　議案第37号　令和２年度小山町下水道事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18　議案第38号　令和２年度小山町土地取得特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19　議案第39号　令和２年度小山町介護保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20　議案第40号　令和２年度小山町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21　議案第41号　令和２年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算を議題とし

ます。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22　議案第42号　令和２年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23　議案第43号　令和２年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24　議案第44号　令和２年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25　議案第45号　令和２年度小山町温泉供給事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26　議案第46号　令和２年度小山町水道事業会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第27　　議員の派遣について

**○議長（池谷洋子君）**　日程第27　議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、４月24日に小山町で開催されます駿東郡町議会議長会総会に副議長を、５月25日に東京都で開催されます全国町村議会議長会議長・副議長研修会に副議長を、６月１日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会に副議長を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時39分　休憩

---

午前11時54分　再開

**○議長（池谷洋子君）**　休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま、町長から追加議案が提出されました。

職員に追加議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長　議案表朗読）

**○議長（池谷洋子君）**　お諮りします。これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、町長提出の報告第２号、同意第１号、同意第２号、議案第47号から議案第54号の11議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

（追　加　議　案　配　付）

**○議長（池谷洋子君）**　それでは、ここで午後１時まで休憩します。

午前11時56分　休憩

---

午後１時00分　再開

**○議長（池谷洋子君）**　休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

追加日程第１　　町長提案説明

**○議長（池谷洋子君）**　追加日程第１　町長提案説明を議題とします。町長から、報告第２号、同意第１号、同意第２号、議案第47号から議案第54号の11議案について、提案説明を求めます。町長。

**○町長（池谷晴一君）**　今回、追加提案いたしましたのは、報告１件、人事案件２件、土地の取得２件、建設工事に関する協定変更の締結１件、工事請負契約の締結２件、財産を支払手段として使用することについて１件、令和元年度小山町一般会計補正予算１件、令和元年度特別会計補正予算１件の合計11件であります。

はじめに、報告第２号　専決処分の報告についてであります。

本件は、平成29年７月30日に、小山地内の町道1550号線において、走行中の自動車右側の前後輪が路面に生じた穴に落ち、自動車が損傷した事故について、損害賠償金50万7,754円を町が支払うことで示談が成立し、議会において指定されている事項として、地方自治法の規定により、令和２年３月６日に専決処分しましたので、同条第２項の規定により報告するものであります。

次に、同意第１号　小山町副町長の選任についてであります。

本案は、副町長であります杉本昌一さんの辞職に伴い、新たに副町長の選任をしたく、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第２号　小山町固定資産評価員の選任についてであります。

本案は、現在固定資産評価員であります副町長の杉本昌一さんの辞職に伴い、新たに固定資産評価員の選任をしたく、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第47号及び議案第48号の土地の取得についてであります。

今回取得します土地は、小山ＰＡ周辺地区土地利用事業用地として取得するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第49号　建設工事に関する協定（変更）の締結についてであります。

本案は、東名高速道路と交差する小山町道2318号線向原橋ほか２橋橋梁補修（剥落対策等）工事の施工に関する協定の変更協定を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第50号　工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和元年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業小山町防災行政無線（固定系）デジタル化整備工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第51号　工事請負契約の締結についてであります。

本案は、（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号　財産を支払手段として使用することについてであります。

本案は、小山ＰＡ周辺地区土地利用事業用地として取得した財産を（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事の支払手段として使用するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号　令和元年度小山町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

本案は、債務負担行為の補正をするものであります。

次に、議案第54号　令和元年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計補正予算（第４号）についてであります。

本案は、債務負担行為の設定をするものであります。

以上、報告第２号、同意第１号、第２号及び議案第47号から議案第54号までの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、報告第２号を除きまして、人事案件につきましては私から説明し、その他の案件につきましては、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

---

追加日程第２　報告第２号　専決処分の報告について

**○議長（池谷洋子君）**　追加日程第２　報告第２号　専決処分の報告についてを議題とします。

この報告は、町長提案説明のとおりですので、補足説明を省略します。本報告は地方自治法第180条第２項の規定による報告ですので、御了承願います。

追加日程第３　同意第１号　小山町副町長の選任について

**○議長（池谷洋子君）**　追加日程第３　同意第１号　小山町副町長の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

**○町長（池谷晴一君）**　同意第１号　小山町副町長の選任についてであります。

はじめに、副町長であります杉本昌一さんから、一身上の都合により、本年度末の３月31日をもって退職したい旨の申し出がありましたので、これを承認いたしました。

杉本副町長には、平成30年４月から２年間、堅実かつ誠実に町政発展のために御尽力いただきました。誠にありがとうございました。

後任といたしまして、本年４月から新たな副町長に、静岡市葵区竜南にお住まいの大森康弘さんの選任を提案するものであります。

大森さんは、現在、静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課財政班長を務めておられますが、本年３月31日をもって割愛退職されます。

大森さんは、平成２年に静岡県に奉職され、中小企業課をはじめに地域産業振興課、富士財務事務所、東部民生事務所等で勤務され、経営支援創出、東京事務所、自治行政課、企画課、統計調査課などを経て、平成30年４月からは現所属であります経営管理部地域振興局市町行財政課財政班長として勤務されておられます。

大森さんは、本町の住民幸福度日本一のまちの実現に向けた施策を推進するため、豊富な経験と人脈を有しており、その人格は高潔で、杉本副町長の後任として最もふさわしい人材であると確信をしております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第１号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、同意第１号は、これに同意することに決定し

ました。

---

追加日程第４　同意第２号　小山町固定資産評価員の選任について

**○議長（池谷洋子君）**　追加日程第４　同意第２号　小山町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

**○町長（池谷晴一君）**　同意第２号　小山町固定資産評価員の選任についてであります。

固定資産評価員は、地方税法の規定により、市町村に設置することとされ、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任することとなっております。

本町では、これまで、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者として副町長を選任してまいりました。そこで、先ほど副町長に選任の御同意をいただきました大森康弘さんを固定資産評価員として選任したく、提案するものであります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（池谷洋子君）**　異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第２号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、同意第２号は、これに同意することに決定しました。

---

追加日程第５　議案第47号　土地の取得について

**○議長（池谷洋子君）**　追加日程第５　議案第47号　土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

**○未来創造部長（遠藤正樹君）**　議案第47号　土地の取得についてであります。

追加議案書、４ページから御覧ください。

今回取得いたします土地は、小山ＰＡ周辺地区土地利用事業用地として、同事業特別会計により取得するものであります。

取得する土地の明細は、小山町大御神字小玉沢106番１ほか７筆、取得面積は１万7,594平方メートルであります。

契約の相手方は１者で、取得価格は7,303万2,300円であります。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第６　議案第48号　土地の取得について

**○議長（池谷洋子君）**　追加日程第６　議案第48号　土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

**○未来創造部長（遠藤正樹君）**　議案第48号　土地の取得についてであります。

追加議案書は７ページからとなります。

今回取得いたします土地は、小山ＰＡ周辺地区土地利用事業用地として、同事業特別会計により取得するものであります。

取得する土地の明細は、小山町大御神字小玉沢106番２ほか１筆、取得面積は１万3,389平方メートルであります。

契約の相手方は１者で、取得価格は6,192万3,600円であります。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○５番（遠藤　豪君）**　１、２点お伺いいたします。

今回の取得で、事業用地27ヘクタールの何％を取得されたのか。面積案件ですね。

それから、この後、52号ですか、財産を支払手段として使用することについてということで、

関連があるわけですけれども、実際の事業進捗の年度として、どのような形でここを整備されていくのか。概略が分かったらお教え願いたいと思います。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　遠藤議員にお答えいたします。

一つ目の進捗率、面積ベースで何％かということでございますが、面積ベースでは、今回の契約をもって約80％となっております。ちなみに、人格ベースですと、84％程度となっております。

二つ目の御質問ですが、事業の今後の進捗について年度の見込みというようなことになりますが、今回の造成工事につきましては、令和３年度末を完了予定としておりまして、その後に事業協力者様の方で施設の工事等に入ってくるんですが、それも２年程度はかかるだろうということで考えておりますので、そちらが完了するのが、今のところ令和５年末というようなところで考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第７　議案第49号　建設工事に関する協定（変更）の締結について

**○議長（池谷洋子君）**　追加日程第７　議案第49号　建設工事に関する協定（変更）の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

**○経済建設部長（高村良文君）**　議案書は10ページをお開きください。

議案第49号　建設工事に関する協定（変更）の締結についてであります。

本案は、平成30年６月定例会において議決をいただき、中日本高速道路株式会社東京支社と締結いたしました東名高速道路と交差する小山町道2318号線向原橋ほか２橋橋梁補修（剥落対策等）工事の施工に関する協定につきまして、設計の一部変更に伴います協定（変更）の締結案件であります。

変更の主な内容は、橋梁補修工事施工時に行う東名高速道路本線の交通規制につきまして、本

事業とは別に受注者、中日本高速道路株式会社が実施いたします近接工事と一体的に規制することが可能となったため、交通規制費を縮減するものであります。

変更による減額は127万1,336円で、総額6,157万417円となり、うち消費税相当額は456万772円であります。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第８　議案第50号　工事請負契約の締結について

**○議長（池谷洋子君）**　追加日程第８　議案第50号　工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。危機管理監。

**○危機管理監（野木雄次君）**　議案第50号　工事請負契約の締結についてであります。

議案書12ページをお開きください。

本案は、令和元年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業小山町防災行政無線（固定系）デジタル化整備工事の請負契約の締結案件であります。

本事業は、現在アナログ波で運用している防災行政無線をデジタル化へ更新するに当たり、整備工事を実施するものであります。

整備施設は、親局設備１カ所、遠隔制御装置高機能型１カ所、遠隔制御装置卓上型２カ所、簡易中継局設備１カ所、再送信子局設備２カ所、屋外拡声子局設備22カ所を更新整備するものであります。

工事入札は、先月27日に９業者による指名競争入札を執行したところ、株式会社日立国際電気静岡営業所が、１億1,800万円で落札決定し、消費税相当額1,180万円を加え、１億2,980万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、本年12月28日を予定しております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○７番（薗田豊造君）**　１点質問させていただきます。

例えば、金時山とか、あるいは聖天堂、あるいは富士山に対して、緊急の場合どのような処置を行われるのか。この無線でもって通じるのかどうか。それについてお伺いします。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○防災課長（武藤　浩君）**　薗田議員の御質問にお答えいたします。

基本設計、実施設計の調査の中で、富士山、金時山エリアも、本デジタル化によりまして電波が届くという調査を得られております。

以上でございます。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第９　議案第51号　工事請負契約の締結について

**○議長（池谷洋子君）**　追加日程第９　議案第51号　工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

**○未来創造部長（遠藤正樹君）**　議案第51号　工事請負契約の締結についてであります。

議案書は16ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づきまして、（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事の請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

契約の方法は、基本協定に基づく代表事業者東和不動産株式会社及び構成員である坪井工業株式会社との随意契約であり、請負契約額は８億1,477万円で、代物弁済による支払いとしております。

工事の主な内容は、事業区域約18ヘクタールの造成工事であり、その内訳は、ホテルやガレージ等の観光施設用地が約15ヘクタール、道路・調整池等の公共施設用地が約３ヘクタールとなり、

区域南東側に延長約700メートルの幅員６メートルの区域内道路を設けます。

土工の規模は、切土工約19万立方メートル、盛り土工約15万立方メートル、その他調整池を設ける防災施設工など必要な工事を行うものであります。

なお、工事の完成期日は、令和４年２月28日を予定しております。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○２番（室伏辰彦君）**　この図面の第１期工区の中で２カ所、長方形で白い部分があるんですけれども、この部分はこのままで進めるんでしょうか。あと、これ全体開発するに当たって、このまま、ここの部分を残したままになるんでしょうか。

以上です。

**○議長（池谷洋子君）**　答弁を求めます。

**○未来拠点課長（遠山洋行君）**　室伏辰彦議員にお答えいたします。

御質問の図中で、第１期工区の中で白抜きになっている２カ所についてでありますが、こちらのうち左側の小さい長方形の箇所につきましては､地権者様の方でなかなか難航しておりまして、こちらについては、第１期工区の中でも工事区域から一旦まず外して開発の申請等をしていく予定でおります。

また、真ん中の長い長方形の部分につきましては、当然工事を今後していくつもりでおりまして、こちらについては、開発の区域に入れまして、許可をいただいた上で工事をやっていくんですが、今回、今現在、土地の承諾等もいただいておりませんので、工事発注からは抜かしていただいております。ただ、こちらにつきましても、開発の許可の同意がないと造成工事自体には着手ができてきませんので、こちらにつきましても、当初発注した後に、当然準備工ですとか、伐採ですとか、そういうところから入っていきますので、そういうところを進めながら、土地の方の権利を取得するように進めていきたいと考えております。

以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　再質問はよろしいですか。

**○２番（室伏辰彦君）**　はい。

**○議長（池谷洋子君）**　ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第10　議案第52号　財産を支払手段として使用することについて

**○議長（池谷洋子君）**　追加日程第10　議案第52号　財産を支払手段として使用することについてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

**○未来創造部長（遠藤正樹君）**　議案第52号　財産を支払手段として使用することについてであります。

議案書は18ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第１項第６号の規定に基づきまして、（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成請負工事の支払い手段として、本町所有の土地を用いる、いわゆる代物弁済を行うために議会の議決をお願いするものであります。

支払い手段の対象となる財産は、同事業開発区域内68筆、面積15万5,015.18平方メートルのうちの４万1,549平方メートルに相当する土地であります。

この面積の算出根拠でございますが、平成30年８月に代表事業者東和不動産株式会社及び構成員である坪井工業株式会社と締結をいたしました基本協定に基づきまして、造成工事の経費を算出し、その金額８億1,477万円と、用地買収費や委託事業費などを含む総事業費との比較から算定をしたものであります。

したがいまして、代物弁済の債務の金額は同じく８億1,477万円となり、相手方、いわゆる債権者は代表事業者東和不動産株式会社及び構成員、坪井工業株式会社となります。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第11　議案第53号　令和元年度小山町一般会計補正予算（第11号）

**○議長（池谷洋子君）**　追加日程第11　議案第53号　令和元年度小山町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

**○企画総務部長（湯山博一君）**　議案第53号　令和元年度小山町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

補正予算書の２ページを御覧ください。

今回の補正は、債務負担行為の追加１件をお願いするものであります。

追加する事項は、一般廃棄物収集運搬業務で、期間は令和２年度、限度額は5,500万円であります。

債務負担行為を追加する背景につきまして御説明をいたします。

一般廃棄物の収集運搬業務につきましては、これまで３カ年の長期継続契約により執行してまいりました。このたび、令和２年度から４年度までの業務につきまして入札を執行したところ、成美地区、明倫・足柄地区、北郷地区、須走地区の４件全てが入札不調となりました。

この結果、令和２年４月１日からの長期継続契約による一般廃棄物収集運搬業務の実施が不可能となりました。しかし、一般廃棄物の収集運搬業務は、町民の生活に直接関わる業務であり、空白を生じさせることができない業務であります。そこで、同業務の契約方法を単年度契約に変更することとし、本年度中に再度入札を実施し、令和２年度の一般廃棄物の収集運搬業務を執行することといたしました。

制度上、長期継続契約におきましては、債務負担行為を設定する必要はありませんが、令和２年度の単年度契約につきまして、令和元年度中に入札を執行するためには、債務負担行為が設定されている必要があります。

このため、今回、債務負担行為追加の補正予算をお願いするものであります。

時間的な猶予がなく、また前例のない案件ではありますけれども、町民の皆様への影響がなくなるように、このような措置をとることといたしましたので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第12　議案第54号　令和元年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算（第４号）

**○議長（池谷洋子君）**　追加日程第12　議案第54号　令和元年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算（第４号）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

**○未来創造部長（遠藤正樹君）**　議案第54号　令和元年度小山町小山ＰＡ周辺地区土地利用事業特別会計補正予算（第４号）についてであります。

今回の補正は、先ほど議決をいただきましたが、同事業の造成工事契約により、令和２年度以降に債務を負うことになることから、債務負担行為の追加をするものであります。

それでは、別添の補正予算書２ページを御覧ください。

債務負担行為の期間は、造成工事の工期が令和４年２月でありますので、令和元年度から令和３年度までとし、限度額は造成工事に要する金額としております。

説明は以上であります。

**○議長（池谷洋子君）**　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

**○議長（池谷洋子君）**　起立全員です。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

それでは、３月末日をもちまして退任されます杉本副町長がおられますので、退任に当たり御挨拶をいただきたいと思います。副町長　杉本昌一君。

**○副町長（杉本昌一君）**　副町長を退任するに当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、平成30年４月の副町長就任から２年間にわたりまして、大変お世話になりまして、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

副町長としまして、人口減少や少子高齢化といった困難な課題に向けて、その克服に向けました三来拠点事業、さらには東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技ロードの開催準備など、県内の他市町をリードするような小山町政に携わることができましたことは、私にとりまして何にもかえがたい貴重な経験であり、また大きな財産であります。

直面する課題もありますけれども、こうした事業や取り組みが進むことによりまして、小山町の明るい未来、そしてさらなる発展につながることを心よりお祈り申し上げます。

私自身も、４月からは新たな立場から御縁をいただきました小山町に恩返しをできますよう、精一杯努力してまいる所存でございます。

結びに、議員皆様方の御健勝と、また小山町の発展に向けての御活躍を心より祈念をいたしまして、退任に当たっての挨拶とさせていただきます。２年間にわたりまして誠にありがとうございました。

**○議長（池谷洋子君）**　杉本副町長、大変御苦労様でした。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和２年第２回小山町議会３月定例会を閉会といたします。

午後１時48分　閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議　会　議　長　　池　谷　洋　子

署　名　議　員　　米　山　千　晴

署　名　議　員　　渡　辺　悦　郎